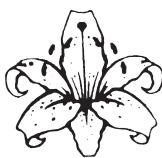


神奈川県公報



毎週火曜日及び金曜日発行

平成29年3月17日(金曜日)

号外第5号

県の花：山ゆり

目次

ページ

○監査委員公表

平成28年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第2号

平成28年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、神奈川県知事が包括外部監査契約を締結した包括外部監査人湯沢誠から、次のとおり平成28年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

平成29年3月17日

| | | | | | |
|----------|---|---|---|-------|---|
| 神奈川県監査委員 | 村 | 上 | 英 | 嗣 | |
| 同 | | 高 | 岡 | 香 | |
| 同 | | 太 | 田 | 眞 | 晴 |
| 同 | | 土 | 井 | りゅうすけ | |
| 同 | | 赤 | 井 | かずのり | |

平成29年1月13日

| | | | | | |
|----------|---|---|-------|---|---|
| 神奈川県監査委員 | 村 | 上 | 英 | 嗣 | 様 |
| 神奈川県監査委員 | 高 | 岡 | | 香 | 様 |
| 神奈川県監査委員 | 太 | 田 | 眞 | 晴 | 様 |
| 神奈川県監査委員 | 土 | 井 | りゅうすけ | | 様 |
| 神奈川県監査委員 | 赤 | 井 | かずのり | | 様 |

包括外部監査人 湯沢 誠

平成28年度包括外部監査の結果に関する報告（提出）

地方自治法第252条の37第1項及び第4項の規定に基づき実施した包括外部監査の結果に関する報告について、同条第5項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

目次

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 第1編 | 包括外部監査の概要 | 1 |
| 第1 | 監査の種類 | 1 |
| 第2 | 特定した事件(監査のテーマ) | 1 |
| 第3 | 監査対象年度 | 1 |
| 第4 | 監査の実施期間 | 1 |
| 第5 | 監査の実施者 | 1 |
| 第6 | 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由 | 2 |
| 第7 | 監査の視点 | 3 |
| 第8 | 監査の範囲と方法 | 4 |
| 第9 | 利害関係 | 5 |
| 第10 | 報告書の記載について | 5 |
| 第2編 | 総論 | 7 |
| 第1章 | 神奈川県における財政的援助団体等の概況 | 7 |
| 第2章 | 財政的援助団体等に関する神奈川県の取組 | 11 |
| 第3編 | 監査の結果 | 14 |
| 第1章 | 総論(財政的援助団体等の選択方法等) | 14 |
| 第2章 | 株式会社湘南国際村協会 | 20 |
| 第3章 | 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 | 86 |
| 第4章 | 神奈川県道路公社 | 171 |
| 第5章 | 公益財團法人神奈川産業振興センター | 219 |
| 第6章 | 財政的援助団体等全般について | 262 |
| 第4編 | 包括外部監査結果の総括 | 280 |
| 第1 | 指摘事項・意見の区別 | 280 |
| 第2 | 指摘事項・意見の一覧表 | 280 |

平成28年度

包括外部監査結果報告書

平成29年1月13日

神奈川県包括外部監査人

弁護士　湯沢誠

第1編 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び4項の規定に基づく包括外部監査

第2 特定した事件(監査のテーマ)

- ・財政的援助団体等に関する財務事務の執行について
- ・株式会社湘南国際村協会(財政的援助団体等)
- ・社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(財政的援助団体等)
- ・神奈川県道路公社(財政的援助団体等)
- ・公益財团法人神奈川産業振興センター(財政的援助団体等)

第3 監査対象年度

平成27年度(ただし、必要な範囲で他の年度についても監査の対象とした。)

第4 監査の実施期間

平成28年5月17日～平成29年1月13日まで

第5 監査の実施者

| | | |
|---------|-----------------|-----------------|
| 包括外部監査人 | 湯沢誠 (弁護士) | 稻村育雄 (弁護士) |
| 同 辅助者 | 長瀬陽朗 (弁護士) | 新関拓也 (弁護士) |
| 同 辅助者 | 小池翼 (弁護士) | 滝沢章 (弁護士) |
| 同 辅助者 | 元小出悟 (公認会計士) | 兒玉洋貴 (公認会計士) |
| 同 辅助者 | | |

図表1-1-1 財政的援助団体等に関する県歳出等

| 平成27年度県歳出決算額 | 約1兆9648億円 |
|-------------------------|-----------|
| 平成25年度補助金交付実績総額 | 約1272億円 |
| 県主導第三セクター資産合計額 | 約2855億円 |
| 県主導第三セクター負債合計額 | 約1832億円 |
| 平成27年度以降県損失補償・債務保証支出予定額 | 約1154億円 |

- 2 財政的援助団体等に関する県の取組からの視点

- (1) 県では、法人運営の効率化や、平成17年度以降は県主導第三セクター

第6 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由

- 1 財政的援助団体等に関する県歳出等からの視点
- (1) 平成27年度の県の歳出決算額は、約1兆9648億円であるところ、平成27年5月監査委員特定事務監査結果報告書「補助金の交付に係る事務手続について」によると、財政的援助団体等に対する平成25年度の補助金交付実績総額は約1272億円である(なお、平成27年度の同実績総額を県に確認したが、県では集計しておらず不明のことであった。)。
- (2) また、「第三セクター白書～平成27年度～」(平成28年1月県総務局組織人材部行政管理課発行。以下「第三セクター白書」という。)によると、県が出資している第三セクターは平成27年7月1日現在で102法人(うち県主導第三セクターが16法人、その他の第三セクターが86法人)存在し、平成26年度決算における県主導第三セクターの資産合計は約2855億円、負債合計は約1832億円であり、また、県主導第三セクターに対する平成27年度の県財政的支援(補助金・貸付金・負担金)額合計(当初予算額合計)は約45億円に及ぶ。
- (3) また、「第三セクター白書」によると、県が損失補償・債務保証を行っている法人(県主導第三セクター、その他第三セクター、第三セクター以外の法人)の平成27年度当初予算における当該年度以降の支出予定額は、7法人総合計で約1154億円に及ぶ。
- (4) このように、財政的援助団体等に関する県歳出額や、県下の財政的援助団体等自体の資産・負債の状況は、県財政が厳しい中で、決して軽視することのできない金額である。

そこで、財政的援助団体等に関する財務事務の執行が、合規性を備えた上で、経済性、有効性、効率性をもつて執行されているかどうかを監査することは、県財政の健全な運営を図る上で重要であると考えた。

の自立化にも取り組んでおり、「第三セクター白書」によれば、県主導第三セクターの今後のあり方等につき、例えは、株式会社湘南国際村協会については「早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む」とされ、また、公益財団法人神奈川県道路公社についても、「経営改善目標を策定し、その目標の達成に向けて取組みを進めています」とされている。

(2) また、県は、厳しい財政状況に対応すべく、平成24年10月、神奈川県緊急財政対策を取りまとめ、そこでは、「全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証し、『廃止』『削減』を含めた見直しを検討する。また、その内容や規模、実施時期についてのロードマップを明らかにする。」「見直しに際しては、団体や市町村への影響等を考慮し、必要に応じて経過措置を講じることなどについても検討する。」ことを基本的な考え方とし、これに基づき、補助金・負担金の見直しを推し進め、平成26年2月7日には緊急財政対策の取組結果を公表している。

(3) このような財政的援助団体等に関する県の取組の流れの中で、財政的援助団体等に関する財務事務の執行を監査することは、県の取組や、その見直し実現により一層の推進を図る上で、十分に意義があるものと考えた。

第7 監査の視点

- 1 監査のテーマを選定した上記の理由などから、監査の視点の大枠を次のように定めた。
 - 1 出資、補助金、その他の財政的援助（貸付、債務保証、損失補償等）にまつわる適正性等
 - 2 財政的援助団体等の目的、組織、事業計画の適正性等
 - 3 財政的援助団体等における予算、決算、収支の適正性等
 - 4 財政的援助団体等における人事・労務、人件費の適正性等
 - 5 財政的援助団体等における資産・施設等の管理の適正性等
 - 6 財政的援助団体等における委託・請負契約の適正性等
 - 7 財政的援助団体等に対する債権管理の適正性等
 - 8 財政的援助団体等に対するモニタリングの適正性等

第8 監査の範囲と方法

- 1 監査対象となる県部局及び財政的援助団体等
 - 1 監査委員が定めた選定方針により作成した「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中から、これまでの包括外部監査の実施状況や、財政的援助等の内容や金額なども踏まえつつ、比較的財政規模が大きいと思慮される団体を中心に、四つの団体を任意選定した上で、選定した団体に関する財務事務の執行について可能な限り網羅的な監査を実施し、これにより当該団体の個別的な問題点を浮き上がるほか、これを通じて県の財政的援助団体等に関する財務事務の執行についての総括的・総論的な問題点をも浮き上がらせてることとした。

- なお、監査対象として選択した財政的援助団体等は、次に掲げる第3編第2章から第5章までの4団体である。
- 第3編第2章 株式会社湘南国際村協会
 - 第3編第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
 - 第3編第4章 神奈川県道路公社
 - 第3編第5章 公益財団法人神奈川産業振興センター
- (2) また、同時に、選択した団体を所管する県部局も監査対象部局として捉え、同県部局における同団体等に関する財務事務の執行についても要に応じて監査対象とした。

- 2 監査の方法
 - 1 書面による質問等
 - 1 監査対象とした団体及び県所管部局に対し、適宜、文書にて質問を発出し、文書にて資料提供を求め、その回答・資料提供を受けた。
 - 2 事業所等の現地調査、原簿の査閲等
 - 1 各団体の事業所・事務所・その他施設ができる限り現状確認したほか、事業所・事務所に備え置かれている会計帳簿等の原資料の査閲ができる限り実施した。
 - 2 また、事業所・事務所において、資産等の現物確認、預貯金・現金等の帳簿残高との突合、及び、システム監査などもできる限り実施した。
 - 3 ヒアリング
 - 1 書面質問に対する回答、現地調査、原簿の査閲等を通して改めて文書にて照会を行い、必要に応じてヒアリングを重ねた。

第9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれもも監査の対象事件について、地方自治法第252条の29が規定する利害関係はない。

第10 報告書の記載について

報告書の体系

(1) 本報告書においては、第2編「総論」で、神奈川県における財政的援助団体等の概況や、財政的援助団体等に関する県の近時の取組を通覽している。

(2) 第3編「監査の結果」では、監査対象とした四つの財政的援助団体等の選択方法等について触れた第1章のほか、選択した四つの財政的援助団体等ごとに固有のテーマを取り上げた各論部分の第2章～第5章と、その四つの財政的援助団体等の監査を通じて浮き上がってきた県下の財政的援助団体等全般に関わる総括的・総論的テーマを取り上げた総括部分の第6章がある。

なお、各論部分である第2章～第5章では、選択した団体ごとに、第1で法人の概要を記述し、第2で実施した監査を記述し、第3で監査によって発見した問題点とその意見等を記述している。

また、総括部分である第6章では、第1～第7までのテーマごとに1で同テーマ設定の背景となる財政的援助団体等の現況を記述し、2で問題点とその意見等を記述している。

(3) 第4編「包括外部監査結果の総括」において、第3編で記述した指摘事項と意見を総括し、一覧表としてこれを記載した。

監査の結果の表記について

本報告書で指摘事項とするものは、監査テーマの中違法であるか著しく不當であつて是正措置が必要と考える事項である。意見とするものは、監査テーマの中で違法若しくは著しく不當とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

なお、読者の便宜のために、第3編の各章で監査の結果を記載するにあたり、冒頭の右隅に【指摘事項 No.】【意見 No.】を明示するとともに、指摘事項又は意見の要旨を冒頭の件内に表記した。また、【指摘事項 No.】及び【意見 No.】については、第3編の各章ごとに次のとおりとしており、各章ごとの通番となっている。

第2章 株式会社湘南国際村協会

【指摘事項 No. 湘】 【意見 No. 湘】

・第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

【指摘事項 No. 社】 【意見 No. 社】

・第4章 神奈川県道路公社

【指摘事項 No. 道】 【意見 No. 道】

・第5章 公益財團法人神奈川産業振興センター

【指摘事項 No. 産】 【意見 No. 産】

・第6章 財政的援助団体等全般について

【指摘事項 No. 総】 【意見 No. 総】

略語等について
本報告書では、原則として、神奈川県を指す場合、「神奈川県」ないしは単に「県」と表記している。ただし、前後の文脈から読者に分かりやすくするために、上記の表記準則によらないで記述している部分がある。
また、財政的援助団体等以外の委託先などの業者等の名称や、財政的援助団体等の職員等の名称については、便宜上、匿名で、A～のアルファベットで表記している。

3

3 第3編「監査の結果」では、監査対象とした四つの財政的援助団体等の選択方法等について触れた第1章のほか、選択した四つの財政的援助団体等ごとに固有のテーマを取り上げた各論部分の第2章～第5章と、その四つの財政的援助団体等の監査を通じて浮き上がり始めた県下の財政的援助団体等全般に関わる総括的・総論的テーマを取り上げた総括部分の第6章がある。

監査の結果の表記について

本報告書で指摘事項とするものは、監査テーマの中違法であるか著しく不當であつて是正措置が必要と考える事項である。意見とするものは、監査テーマの中で違法若しくは著しく不當とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

なお、読者の便宜のために、第3編の各章で監査の結果を記載するにあたり、冒頭の右隅に【指摘事項 No.】【意見 No.】を明示するとともに、指摘事項又は意見の要旨を冒頭の件内に表記した。また、【指摘事項 No.】及び【意見 No.】については、第3編の各章ごとに次のとおりとしており、各章ごとの通番となっている。

図表2-1-1 出資等比率区分ごとの県主導第三セクター法人人数

| 出資等比率区分 | 法人数 | 本年度包括外部監査対象団体 |
|-------------|-----|--------------------------------|
| 100% | 4法人 | 公益財團法人神奈川産業振興センター、 神奈川県道路公社 |
| 50%以上100%未満 | 7法人 | |
| 25%以上50%未満 | 3法人 | 株式会社湘南国際村協会 |
| 25%未満 | 2法人 | |

(2) また、「第三セクター白書」によれば、県主導第三セクター（16法人）の平成26年度決算において、黒字法人は12法人、赤字法人は4法人であり（当期正味財産増減額（又は当期損益）がプラスとなっている場合を黒字、マイナスとなっている場合を赤字としている）、例えば、株式会社湘南国際村協会は、平成26年度決算の累積正味財産増減額（当期未処分損益）が▲7億4543万円（万円未満切捨て）と累積赤字の状態となっている。

また、「第三セクター白書」によれば、県主導第三セクター（16法人）の資産合計は2855億5374万円（万円未満切捨て）、負債合計は1832億5458万円（同左）、正味財産等（正味財産又は純資産）合計は1022億9915万円（同左）となっている。

図表2-1-2 県主導第三セクターの資産・負債・正味財産等合計

| | |
|--------------|-------------|
| 資産合計（16法人合計） | 2855億5374万円 |
| 負債合計（同上） | 1832億5458万円 |
| 正味財産等合計（同上） | 1022億9915万円 |

※正味資産等合計：正味資産又は純資産の合計

2 補助金交付団体
(1) 平成27年5月県監査委員特定事務監査結果報告書「補助金の交付に係る事務手続について」によれば、県補助事業数は484事業存在し、平成25年度の補助金交付実績総額は1272億0662万3066円（監査事務局が予備調査で把握した484補助事業の交付実績額を集計したもの）である。

(2) なお、包括外部監査人が平成25年度～平成27年度の補助事業数、補助金交付実績額及び補助金交付団体数につき確認したところ、補助事業数については下記図表2-1-3のとおりの回答があつたが、県では補助金交付実績額及び補助金交付団体数を経年的に把握することはないようであり、補助金交付実績額、補助金交付団体数は不明との回答

第2編 総論

第1章 神奈川県における財政的援助団体等の概況

第1 財政的援助団体等について

- 1 財政的援助団体等とは
財政的援助団体等とは、県が、補助金や貸付金、損失補償、利子補給その他財政的援助、あるいは出資をしている団体等をいい、本報告書においてもそれと同一の意味で「財政的援助団体等」との語句を用いている。
- 2 県下の財政的援助団体等の団体数等
県下の財政的援助団体等の団体総数は不明であるが、監査委員が地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体等を監査する場合の選定基準を定めた方針に作成した「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」によると、財政的援助団体等は67団体であり、その監査対象・実施団体には、県出資団体のほか、補助金・貸付金・損失補償等の財政的援助に係る団体及び指定管理者が存在する。

第2 県下の財政的援助団体等の現状

1 県出資等団体

- (1) 平成28年1月県総務局組織人材部行政管理課「神奈川県第三セクター白書～平成27年度～」によると、県が出資等している102法人のうち県主導第三セクター（県出資等比率が25%以上で、かつ、県出資等比率が最も大きい法人や、県行政と密接な関係を有する法人など、県が主体的に指導する必要があるものとして県が認定した第三セクター）は16法人であり、また、県主導第三セクターの出資等比率区分ごとの法人数は、図表2-1-1のとおりである。

であった。
なお、図表2-1-3のとおり、補助事業数は減少傾向にある。

図表2-1-3 平成25年度～平成27年度の補助事業数

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| ※当初予算ベース | 486件 | 481件 | 451件 |

- (1) 包括外部監査人が平成25年度～平成27年度の損失補償事業数、損失補償実績額及び損失補償団体数につき、県に文書にて照会したところ、損失補償事業数については次の図表2-1-4のとおり回答があつたが、県では損失補償実績額及び損失補償団体数を経年的に把握することはしておらず、損失補償額、損失補償団体数は不明との回答であった。

図表2-1-4 平成25年度～平成27年度の損失補償事業数

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--|--------|--------|--------|
| | 13件 | 13件 | 12件 |

- (2) また、包括外部監査人が平成25年度～平成27年度の債務保証事業数、債務保証実績額及び債務保証団体数につき、県に文書にて照会したところ、債務保証事業数については次の図表2-1-5のとおり回答があつたが、県では債務保証団体数を経年的に把握することはあるが、県では債務保証実績額及び債務保証団体数は不明との回答であった。また、県では、保証債務履行事業数、保証債務履行実績額、保証債務履行団体数、求償権行使／放棄事業数、求償権行使／放棄実績額、求償権行使／放棄団体数も特に把握はしていないとのことであった。

図表2-1-5 平成25年度～平成27年度の債務保証事業数

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--|--------|--------|--------|
| | 4件 | 4件 | 4件 |

- (3) なお、「第三セクター白書」によれば、県が損失補償・債務保証を行っている法人（県主導第三セクター、その他第三セクター、第三セクター以外の法人）の平成27年度当初予算における当該年度以降の支出予定額は7法人総合計1154億6922万1000円であり、例えば、公益財團法人神

奈川産業振興センターは5億2142万5000円、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会は52億2266万3000円となっている。

- 4 負担金負担団体
包括外部監査人が平成25年度～平成27年度の負担金負担事業数、負担金負担実績額及び負担金負担団体数につき、県に文書にて照会したところ、負担金負担事業数については次の図表2-1-6のとおり回答があつたが、県では負担金負担実績額及び負担金負担団体数を経年的に把握することはしておらず、負担金負担実績額、負担金負担団体数は不明との回答であった。

図表2-1-6 平成25年度～平成27年度の負担金負担事業数

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| ※当初予算ベース | 179件 | 170件 | 173件 |

※当初予算ベース

- 5 貸付団体
包括外部監査人が平成25年度～平成27年度の貸付事業数、貸付実績額及び貸付団体数につき、県に文書にて照会したところ、貸付実績額については次の図表2-1-7のとおり回答があつたが、県では貸付事業数及び貸付団体数を経年的に把握することはしておらず、貸付実績額、貸付団体数は不明との回答であった。

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|-----------|------------|--------|
| ※当初予算ベース | 9,228,340 | 10,149,662 | 未集計 |

第2章 財政的援助団体等に関する神奈川県の取組

第1 捐助金・負担金の削減に向けた県の取組

1 県は、厳しい財政状況に対応すべく、平成24年10月、神奈川県緊急財政対策を取りまとめ、そこでは、「全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証し、『廃止』『削減』を含めた見直しを検討する。また、その内容や規模、実施時期についてのロードマップを明らかにする。」「見直しに際しては、団体や市町村への影響等を考慮し、必要に応じて経過措置を講じることなどについても検討する。」ことを基本的な考え方とした。

そして、特に重点的に見直しを検討する補助金として、「運営費補助金」(社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会運営費補助金等)、「少額補助金」、「多年にわたり交付されている補助金」などをあげ、また、個別の観点から見直しを検討する補助金として、「同一団体に対する補助金」(同協議会、公益財団法人神奈川産業振興センター等)、「国補助金への上乗せ・横出し補助金」、「高率補助金」(同協議会運営費補助金等)などをあげた。県は、これに基づき、補助金・負担金の見直しを推し進め、平成26年2月7日には緊急財政対策の取組結果を公表している。

なお、同取組結果では、次の図表2-2-1のとおり、平成25年度からの県単独補助金の見直し効果額は、平成26年度の時点で累計75億円に及ぶとしている。

図表2-2-1 県単独補助金の見直し効果額と見直しの経過

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 見直し効果額 | 30億円 | 44億円 | 63億円 |
| 効果額累計 | 30億円 | 75億円 | 139億円 |

※平成26年度の44億円は削減継続額30億円を含む。また、平成27年度の63億円は削減継続額44億円を含む。

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 見直し累計 | - | 126件 | 140件 | 142件 |
| 廃止累計 | - | 42件 | 62件 | 76件 |

※平成26年度までに、見直し対象の県単独補助金273件のうち、202件(7割強)を廃止・見直し。また、平成27年度までに、見直し対象の県単独補助金273件のうち、218件(8割弱)を廃止・見直し。

2 なお、緊急財政対策の取組結果では、今後、緊急財政対策で掲げた「県単独補助金」見直しのロードマップ等の実現などの中長期的課題は「行政改革推進本部」に引き継ぎ、不断の行政改革の中で着実な取組を進めていく、とされている。

第2 県主導第三セクターの自立化に向けた取組

1 県では、法人運営の効率化や、平成17年度以降は県主導第三セクターの自立化にも取り組んでおり、かかる取組の中で、平成15年度で35法人あつた県主導第三セクターの法人数は、平成27年度で16法人となっている。

図表2-2-2 県主導第三セクターの法人数

| 年 度 | 法 人 数 |
|--------|-------|
| 平成5年度 | 45法人 |
| 平成15年度 | 35法人 |
| 平成20年度 | 24法人 |
| 平成27年度 | 16法人 |

※平成23年度以降、法人数に変更なし。

なお、「第三セクター白書」によると、県主導第三セクターの今後のあり方等につき、例えば、株式会社湘南国際村協会については「早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む」とされ、公益財団法人神奈川産業振興センターや神奈川県道路公社については「経営改善目標を策定し、その目標の達成に向けて取組みを進めています」とされている。

図表2-2-3 県主導第三セクターの今後のあり方等

| 法 人 名 | 今後のあり方 |
|------------|--------------------------|
| (株)湘南国際村協会 | 早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む。 |

<法人運営の効率化>
～引き続き県主導第三セクターとして更なる経営改善に取り組む法人へ～

第3編 監査の結果

| 法人名 | 取組みの内容 |
|------------------------|-----------------------------------|
| (公財) 神奈川科学技術アカデミー | 経営改善目標を策定し、その目標の達成に向けて取組みを進めています。 |
| (公財) 神奈川文学振興会 | |
| (公財) 神奈川芸術文化財団 | |
| (公財) かながわ国際交流財団 | |
| (公財) 地球環境戦略研究機関 | |
| (公財) かながわ海岸美化財団 | |
| (公財) かながわト拉斯トみどり財団 | |
| (公社) 神奈川県農業公社 | |
| (福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 | |
| (公財) かながわ健康財団 | |
| (公財) 神奈川産業振興センター | |
| 神奈川県道路公社 | |
| (公財) 神奈川県下水道公社 | |
| 神奈川県住宅供給公社 | |
| (公財) 神奈川県暴力追放推進センター | |

※出典：「第三セクター白書」

2 県主導第三セクターは、見直しに向けた取組や法人運営の健全化・効率化に向けた取組を着実に進めため、抜本的見直しを進める法人については「見直しの行程表」を、引き続き県主導第三セクターとして存続する法人については「経営改善目標」をそれぞれ策定しており、その取組状況については、毎年度、神奈川県行政改革推進協議会第三セクター等改革推進部会（大学教授、弁護士、公認会計士等の構成員が、行政改革の一環として、第三セクター等の抜本的な見直し等の取組を着実に進めるにあたり、専門的視点から意見を述べることを目的に設置）が評価を行い、その見直しの行程表、経営改善目標及びその取組状況、評価を県ホームページにて公表している。

第1章 総論（財政的援助団体等の選択方法等）

第1 財政的援助団体等の選択の方法と選択した団体について

- 1 監査対象とする財政的援助団体等の選択の方法
- (1) 監査委員が定めた方針により作成した「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」記載の県監査対象・実施団体は67団体であるところ、そのうち総収入・総支出・総資産・総負債が公表されている団体について、総支出額が高額な順に40団体を挙げると、次の図表3-1-1のとおりとなる。

図表3-1-1 総支出額が高額な上位40団体 (単位:百万円)

| 順位 | 団体名 | 総収入 | 総支出 | 総資産 | 総負債 |
|----|------------------------------|---------|---------|-----------|---------|
| 1 | 学校法人東海大学 | 203,424 | 203,424 | 337,180 | 74,927 |
| 2 | 学校法人北里研究所 | 145,921 | 145,921 | 278,352 | 48,197 |
| 3 | (公財) 神奈川産業振興センター | 127,241 | 127,293 | 9,981 | 5,423 |
| 4 | (株) 東急コミュニケーションズ・国際自然大学校グループ | 118,348 | 109,127 | 103,204 | 57,519 |
| 5 | (株) 東急コミュニケーションズ | 72,909 | 68,305 | 108,767 | 67,256 |
| 6 | (地独) 神奈川県立病院機構 | 60,029 | 64,625 | 105,087 | 91,331 |
| 7 | 神奈川県住宅供給公社 | 16,001 | 13,522 | 201,152 | 147,257 |
| 8 | (福) 神奈川県総合リバーリゾン事業団 | 13,357 | 13,333 | 7,143 | 6,160 |
| 9 | 神奈川県信用保証協会 | 12,670 | 8,661 | 1,062,825 | 995,519 |
| 10 | (公財) 神奈川県下水道公社 | 8,076 | 8,074 | 1,455 | 1,318 |
| 11 | (福) 神奈川県社会福祉協議会 | 16,221 | 8,055 | 24,153 | 5,072 |
| 12 | (一社) かながわ土地建物保全協会 | 7,337 | 7,537 | 3,648 | 2,037 |
| 13 | (福) かながわ共同会 | 5,541 | 5,302 | 4,225 | 782 |
| 14 | (公財) 神奈川県私学退職基金財団 | 4,865 | 4,867 | 19,860 | 19,840 |
| 15 | (公財) 横浜YMCA | 3,457 | 3,486 | 9,497 | 1,649 |
| 16 | (公社) 青年海外協力協会・(株) 金港美装 | 3,345 | 3,435 | 1,610 | 505 |
| 17 | (公財) 地球環境戦略研究機関 | 3,543 | 3,364 | 5,730 | 2,012 |
| 18 | (株) 神奈川食肉センター | 2,786 | 2,755 | 2,146 | 1,910 |
| 19 | (公財) 神奈川芸術文化財団 | 2,597 | 2,671 | 1,625 | 536 |

| 順位 | 団体名 | 総収入 | 総支出 | 総資産 | 総負債 |
|----|-----------------------|-------|-------|--------|--------|
| 20 | (福) 清和会 | 2,506 | 2,472 | 4,042 | 933 |
| 21 | 神奈川県道路公社 | 2,731 | 2,430 | 39,495 | 18,517 |
| 22 | (公財) 神奈川県公園協会 | 2,127 | 2,056 | 1,488 | 362 |
| 23 | (公財) 神奈川県都市整備技術センター | 2,048 | 2,026 | 1,659 | 463 |
| 24 | (一財) 神奈川県教育福利振興会 | 1,644 | 1,941 | 18,330 | 17,587 |
| 25 | (公財) 神奈川県科学技術センター | 1,795 | 1,875 | 7,167 | 575 |
| 26 | (一財) 神奈川県厚生福利振興会 | 1,890 | 1,848 | 16,133 | 14,151 |
| 27 | (福) 東洋会 | 1,675 | 1,750 | 5,184 | 3,233 |
| 28 | (公財) 神奈川県立幼稚園退職基金財团 | 1,732 | 1,696 | 7,341 | 7,326 |
| 29 | (一社) 神奈川県ラッカ協会 | 1,392 | 1,346 | 5,789 | 193 |
| 30 | (公財) 神奈川県市町振興協会 | 1,208 | 1,222 | 51,693 | 891 |
| 31 | (公財) 神奈川リサイクルセンター管弦財団 | 751 | 748 | 315 | 108 |
| 32 | (株) 湘南国際村協会 | 621 | 594 | 2,600 | 846 |
| 33 | (公社) 神奈川県農業公社 | 511 | 510 | 212 | 83 |
| 34 | (公財) 宮ヶ瀬ぐんま周辺振興財団 | 463 | 462 | 1,994 | 81 |
| 35 | (公財) 神奈川文学振興会 | 446 | 449 | 450 | 296 |
| 36 | (公財) 神奈川県体育協会 | 401 | 421 | 404 | 94 |
| 37 | 神奈川県中小企業団体中央会 | 388 | 388 | 277 | 272 |
| 38 | (一財) あしがら勤労者いこいの村 | 348 | 354 | 162 | 76 |
| 39 | (公財) かながわ海岸美化財団 | 313 | 312 | 1,337 | 97 |
| 40 | (公財) 神奈川県漁業協会 | 163 | 167 | 797 | 53 |

※金額は平成26年度の決算ベース、また株式会社等の営利企業は総収入を売上高、総支出を売上原価と販売費及び一般管理費の合計、正味財産を純資産としている。

(2) 個別の財政的援助団体等に対するできる限り網羅的な監査を実施することを通じて、県下に存する多数の財政的援助団体等全体の問題として捉え得るような総括的・総論的な問題点を浮き上がらせるためには、財政規模が比較的大きく、かつ、財政的援助（補助金・負担金等）も比較的大きな団体を、いくつかサンプル的に監査対象とすることが効率的かつ有効であると考えられる。

そこで、包括外部監査人は、総支出額が高額な上記40団体の中から、これまで包括外部監査の対象となつたことがあるか、財政的援助の規模が大きいか否か、どのような種類の財政的援助を受けているかなどといった要素をも勘案して、監査対象とする団体を次のとおり四つ選択する。

第2 選択した財政的援助団体等に対する監査の視点・手法

- 本報告書第1編の第6にて触れた監査テーマ選定理由などから、選択した四つの財政的援助団体等に対する具体的な監査の視点・手法を概ね次のように定めた。
- 1 監査の視点
- 1 具体的な監査の視点は、概ね、次のとおりである。
 - (1) 目的、組織、収支、事業計画
 - ア 設立目的に従つた事業が実施されているか、事業が社会的必要性に合致しているか。

| | | |
|--------|--|--|
| イ ウ | 団体規模と組織体制のバランスは適切に実施されているか。 | (7) 人事・労務・人件費 給与支給事務（源泉徴収を含む。）は適正か。 業務量に対して人員数は妥当か。 |
| エ | 事業計画は定量的かつ具体的な内容となっているか、中長期の事業計画を策定しているか、事業計画の進捗状況のモニタリングは適時適切に実施されているか。 | 元県職員の受け入れ及び人件費は妥当か。 残業手当等の手当の計算は規程に則つて適切に実施されているか。 |
| (2) | 出資 | (8) 資産管理 余剰資金は効率的に運用されているか。 小口現金管理は適切か。 |
| (3) | 予算・会計 | 不要な預金口座はないか。 切手やはがきなど貯蔵品の管理は適切か。 現物と帳簿は一致しているか。 |
| (4) | 理事・役員・評議員 | 購入、廃棄、売却時の手続は規程に則つて行われているか。 管理番号の付与や定期的な実査等、適切な管理がされているか。 遊休資産を保有していないか、使用見込みのない遊休資産は適時適切に処分されているか。 |
| (5) | 補助金 | 再リースを有効に活用しているか。 施設開発 |
| (6) | 委託・請負 | 施設稼働率向上のために適切な施策を実施しているか。 改修・修繕等の計画は作成されているか。 県からの貸付金、団体の債権管理 貸付時の審査は貸付目的別（赤字補填、短期運転資金、設備資金など） に適切に行われているか。 利率設定は適切か。 回収可能性の検討を適時適切に実施しているか、回収可能性の低い貸付先に對して返済スキームの見直しは行われているか。 単年度貸付が行われていないか。 連延損害金を請求しているか。 貸倒処理は適切に実施されているか。 |
| 2 | 監査の方法 | (1) 書面による質問、資料提供の依頼、ヒアリング 選択した四つの財政的援助団体等に関する事業概要、事業計画書、決算書等を確認した上で、事業概要等につき、同各団体及び各県所管部局に対し照会文書を発出してその回答を受け、必要に応じて、資料の提供を受け、また、ヒアリングを実施するなどした。 |
| (1) | 精算申告 | 精算申告は申請時の事業計画に基づき適正に行われているか、精算手続きは妥当か（領収書等の信憑性等）。 |
| (2) | 随意契約の契約理由は明確かつ妥当か。 | 委託・請負 随意契約の契約理由は明確かつ妥当か。 入札の実効性は確保されているか。 |

- (2) 事業所等の現地調査、会計帳簿等の査閲
各団体に関連する規程等を必要に応じて確認し、また、各団体の事業所・事務所・その他の施設などをできる限り現状確認したほか、事業所・事務所に備え置かれている営業日報・月報、会計伝票、支出伺い、財務諸表、資産・負債等台帳、各種議事録、各種契約書・協定書・覚書、修繕計画、補助金交付申請書等の輔助金関係資料、時間外勤務命令簿等の労務関係資料、債権管理簿等の原簿の査閲をできる限り実施した。
また、事業所・事務所において、備品等の現物の確認、預貯金・現金等の帳簿残高との契合及びシステム監査等も可能な限り実施した。
- (3) 上記(1)、(2)を通じて生じた疑問点等につき、県所管部局や当該団体に対して改めて照会文書にて照会を行い、さらに必要に応じてヒアリングを重ねた。

第2章 株式会社湘南国際村協会

写真1 湘南国際村センター外観¹⁾



第1 法人の概要

- 1 概要
(1) 目的及び所管課
ア 経済、経営、科学、文化、スポーツ等に関する各種研修会の企画、誘致及び開催。国際、国内会議の企画、誘致及び開催。湘南国際村における建物、上下水道、公園、緑地等の管理等の受委託。宿泊施設の経営、食堂、喫茶店、賃貸、貸店舗及び宴会場の経営等（定款第2条参照）。

イ 所管課
政策局 自治振興部 地域政策課

- (2) 所在地
神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-39
湘南国際村センター
(3) 基本財産と県の出資
ア 資本金 25億円
(県の40%出資)
イ 主な株主構成
下記図表3-2-1のとおり。

¹⁾ (株)湘南国際村協会のホームページより引用

図表3-2-1 (株)湘南国際村協会の主な株主構成

| 株主 | 出資額(百万円) | 株数(株) | 出資比率 |
|-------------|----------|--------|---------|
| 神奈川県 | 1,000 | 20,000 | 40.00% |
| 横須賀市 | 35.2 | 704 | 1.41% |
| 葉山町 | 8.8 | 176 | 0.35% |
| (株)日本政策投資銀行 | 400 | 8,000 | 16.00% |
| 三井不動産(株) | 400 | 8,000 | 16.00% |
| その他 | 656 | 13,120 | 26.24% |
| 合計 | 2,500 | 50,000 | 100.00% |

(4) 開設年月及び沿革

県による湘南国際村基本構想策定
 県による湘南国際村基本計画策定
 (株)湘南国際村協会設立
 湘南国際村センター営業開始
 湘南国際村センターの研究棟及び共用
 部特分を財団法人かながわ学術研究交
 流財団へ譲渡

平成17年 湘南国際村センター竣工10年目修繕
 県による湘南国際村改訂基本計画策定
 県が、財団法人かながわ学術研究財團か
 ら湘南国際村センターの研究棟及び共
 用部分特分を譲り受け、県と(株)湘南
 国際村協会にて湘南国際村センターの
 管理組合が構成される

湘南国際村センター竣工15年目修繕
 湘南国際村センター竣工20年目修繕

(5) 県との財政的な関係

ア 出資金
 上記(3)のとおり、県は株主として10億円(2万株)の出資をしている。

イ 負担金・補助金
 県から(株)湘南国際村協会に対する負担金・補助金はない。
 但し、県と(株)湘南国際村協会が共有及び区分所有する湘南国際村

センターの管理組合への負担金が県からも支払われており、平成27年度
 は約2億5000万円の支出がされている。²

ウ 貸付金
 なし。

エ 損失補償
 なし。

オ 委託
 平成27年度における県から(株)湘南国際村協会への委託事業及び契
 約金額は下記図表3-2-2のとおり。

図表3-2-2 平成27年度県委託事業一覧

| 事業名 | 委託金額(千円) |
|--------------------|----------|
| 湘南国際村B・C地盤維持点検業務委託 | 2,851 |

(6) 事業内容³

ア 施設の管理
 湘南国際村の基幹施設である「湘南国際村センター」の管理・運営
 各種企画事業
 研修事業、会議・イベント企画事業、情報サービス事業、調査研究事
 業など

ウ 旅行業法に基づく旅行業

(7) 組織体制

ア 役員
 平成28年4月1日現在での役員構成は、代表取締役1名、常務取締役
 1名、取締役(非常勤)17名、常勤監査役1名、非常勤監査役3名であ
 る。

任期は、取締役については選任後2年以内、監査役については選任後
 4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまで(定款

² 当該負担金は、県が湘南国際村センターを区分所有していることに基づき同センターの管理
 組合へ支払われるもので、(株)湘南国際村協会がいわゆる「財政的援助団体」となることを
 意味するものではない。

³ (株)湘南国際村協会ホームページの記載による

| (単位:千円) | | | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------|------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 経常利益 | | 29,179 | 25,600 | 27,352 | △24,846 | - | - |
| 特別利益 | | - | - | - | - | - | - |
| 固定資産除却損 特別損失 | | 7,376 | 258 | 12 | 14,186 | | |
| 税引前当期純利益 | | 7,376 | 258 | 12 | 14,186 | | |
| 法人税等 | | 21,802 | 25,341 | 27,339 | △39,032 | | |
| 法人税等還付額 | | 3,090 | 2,989 | 2,944 | 950 | - | - |
| 当期純利益 | | △1,895 | - | - | - | - | - |
| 事業部 | (8名) | 20,608 | 22,352 | 24,395 | △39,982 | | |

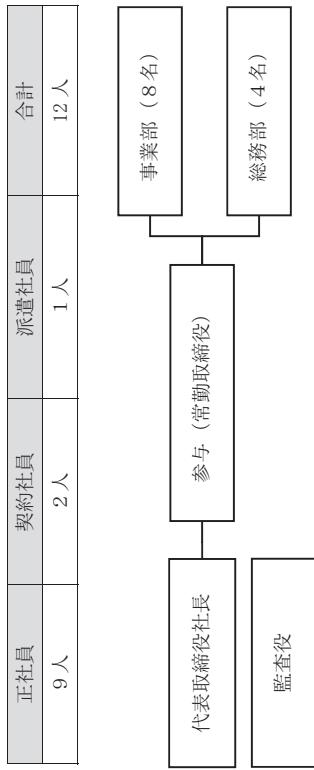
※出典: 税務申告書

(2) 財産状況の推移
平成24年度から平成27年度までの、(株)湘南国際村協会の財産状況の推移は下記図表3-2-5及び6のとおり。

| 図表3-2-5 貸借対照表の推移(資産の部) | | | |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|
| (単位:千円) | | | |
| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
| 流動資産 | | 566,848 | 675,920 |
| 現金及び預金 | | 526,585 | 632,973 |
| 売掛金 | 19,921 | 28,186 | 712,105 |
| 商品 | 298 | 376 | 533,566 |
| 貯蔵品 | 758 | 1,256 | 477,061 |
| 未収入金 | 13,418 | 6,252 | 24,829 |
| 前払費用 | 266 | 1,152 | 382 |
| 未収還付法人税等 | 2,614 | - | 1,032 |
| その他 | 2,984 | 5,722 | 11,754 |
| 有形固定資産 | 1,959,100 | 1,880,902 | 1,815,252 |
| 建物 | 1,921,369 | 1,855,285 | 1,904,280 |
| 構築物 | 14,472 | 10,629 | 1,879,527 |
| 車両運搬具 | 1,696 | 1,154 | 4,907 |
| 什器器具備品 | 18,778 | 12,002 | 275 |
| 建設仮勘定 | - | - | 613 |
| その他 | 2,784 | 1,829 | 16,297 |
| 無形固定資産 | 0 | 5,073 | 3,272 |
| 電話加入権 | 0 | 0 | 119 |
| ソフトウェア | - | 5,073 | 3,470 |
| 営業外費用 | 8,534 | 8,502 | 4,196 |
| 支払利息 | 8,534 | 8,449 | 0 |
| 雑損失 | - | 2 | 0 |
| 営業外収益 | 3,250 | 308 | 0 |
| 受取利息 | 23 | 19 | 0 |
| 受取利息 雑収入 | 3,226 | 289 | 0 |
| 営業利益 | 34,464 | 33,794 | 0 |
| 販売費及び一般管理費 | 218,818 | 214,320 | 0 |
| 営業外収益 | 3,250 | 308 | 0 |
| 受取利息 雑収入 | 3,226 | 289 | 0 |
| 支払利息 | 8,534 | 8,502 | 0 |
| 営業外費用 | 8,534 | 8,449 | 0 |

第17条)とされている。
イ 職員
平成28年6月1日現在での職員内訳は下記図表3-2-3のとおり。

図表3-2-3 職員内訳



2 近年の実績等

(1) 収支の推移
平成24年度から平成27年度までの、(株)湘南国際村協会の損益の推移は下記図表3-2-4のとおり。

図表3-2-4 損益計算書の推移

| (単位:千円) | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 平成24年度 | | 平成25年度 | |
| 平成26年度 | | 平成27年度 | |
| 売上高 | 616,599 | 617,671 | 619,385 |
| 宿泊収入 | 235,197 | 237,435 | 238,956 |
| 飲料収入 | 245,549 | 249,053 | 239,072 |
| その他 | 135,853 | 131,182 | 141,355 |
| 売上原価 | 363,316 | 369,556 | 380,426 |
| 売上総利益 | 253,283 | 248,114 | 238,958 |
| 販売費及び一般管理費 | 218,818 | 214,320 | 205,635 |
| 営業利益 | 34,464 | 33,794 | 33,322 |
| 受取利息 雑収入 | 23 | 19 | 19 |
| 営業外収益 | 3,226 | 289 | 2,459 |
| 支払利息 雑損失 | 3,250 | 308 | 2,479 |
| 営業外費用 | - | - | 2 |

| (単位:千円) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 投資その他の資産 | 18,558 | 13,635 | 15,282 | 19,132 |
| 修繕積立金 | 15,444 | 10,585 | 12,249 | 16,099 |
| その他 | 3,113 | 3,049 | 3,033 | 3,033 |
| 総資産 | 2,544,507 | 2,575,531 | 2,600,883 | 2,470,449 |

※出典:税務申告書

図表3-2-6 貸借対照表の推移(負債・純資産の部)

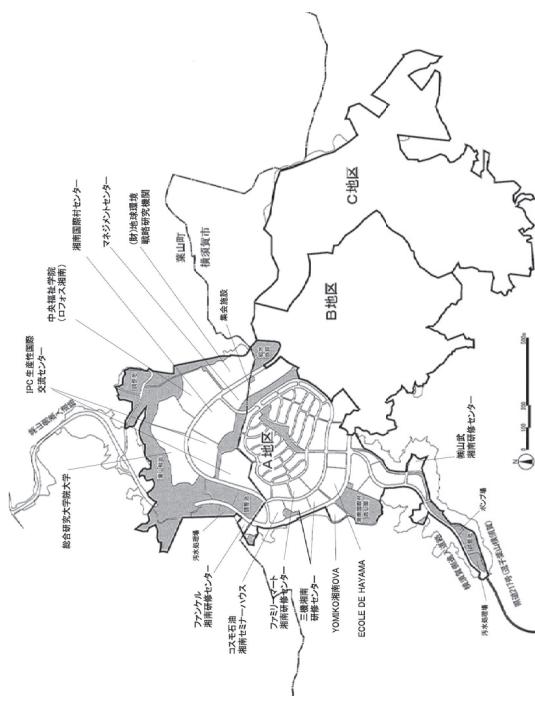
| (単位:千円) | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 流動負債 | 54,407 | 61,744 | 139,265 | 124,635 |
| 1年内返済予定長期借入金 | - | - | 76,500 | 76,500 |
| 営業未払金 | 33,021 | 34,551 | 34,477 | 33,205 |
| 未払金 | 4,922 | 11,798 | 9,893 | 6,170 |
| 未払費用 | 2,771 | 1,289 | 1,315 | 1,190 |
| リース債務 | 1,088 | 1,088 | - | - |
| 前受金 | 946 | 1,022 | 953 | 187 |
| 預り金 | 982 | 341 | 334 | 911 |
| 未払消費税 | 1,871 | 4,340 | 8,315 | - |
| 未払法人税等 | 6,047 | 4,501 | 4,405 | 3,974 |
| 賞与引当金 | 2,755 | 2,810 | 2,921 | 2,494 |
| その他 | - | - | 148 | - |
| 固定負債 | 782,279 | 783,613 | 707,049 | 631,228 |
| 長期借入金 | 765,000 | 765,000 | 688,500 | 612,000 |
| 長期リース債務 | 2,177 | 1,088 | - | - |
| 退職給付引当金 | 15,102 | 17,525 | 18,549 | 19,228 |
| 負債合計 | 836,686 | 845,358 | 846,314 | 755,863 |
| 資本金 | 2,500,000 | 2,500,000 | 2,500,000 | 2,500,000 |
| 利益剰余金 | △792,179 | △769,826 | △745,431 | △785,413 |
| 純資産合計 | 1,707,820 | 1,730,173 | 1,754,568 | 1,714,586 |
| 負債純資産合計 | 2,544,507 | 2,575,531 | 2,600,883 | 2,470,449 |

※出典:税務申告書

等について取り組んでいる。

4 湘南国際村、湘南国際村センター、(株)湘南国際村協会の関係
 (1) 湘南国際村
 学術研究、人材育成、技術交流、文化交流の推進という相互に関係の深い四つの基本的目的を持ち、多様な交流を展開することにより、国際社会に貢献するとともに、地域社会の発展に寄与する多目的な帶在型の国際交流拠点(昭和60年 湘南国際村基本構想)として開発された、神奈川県三浦郡葉山町と横須賀市にまたがる地域のことである。
 A地区には湘南国際村センターを始めとして、各種の研修施設・研究施設、住宅等が建設されている。B・C地区は、当初の開発計画が変更され、現在は、緑の再生・保全と自然環境を活かした活用を行うエリアとなっている。

図表3-2-7 湘南国際村概観図



3 近年の取組み
 平成26年6月に策定した改訂第三次経営計画に基づき、安定的な売上の確保、コスト管理の徹底、計画的な修繕の実施・新たな修繕計画の準備、湘南国際村基本計画を踏まえた事業の展開、累積損失の着実な縮減

(2) 湘南国際村センター
 ア 湘南国際村基本計画に基づき、湘南国際村の中核施設として、国・県の民活補助金⁴等を資金に、(株)湘南国際村協会が整備した施設である。A地区の中心部に位置し、開設以来、(株)湘南国際村協会によって運営されている。
 イ 当初は(株)湘南国際村協会の単独所有であったが、平成15年に、(株)湘南国際村協会が、湘南国際村センターの一部（下記の共有持分及び区分所有権）を（財）かながわ学術研究交流財団に売却し、平成19年に同財団の解散に伴い、当該部分は神奈川県へ寄附されている。
 現在の湘南国際村センターの区分所有及び共有関係は、下記図表3-2-8のとおりとなっている。

図表3-2-8 湘南国際村センター建物の所有区分について
 (平成28年4月1日現在)



<所有面積割合>

| | 専有部分 | 共有部分 | 計 | 持分割合 |
|----|---------------------------|-------------------------|--------------------------|---------|
| 県 | 2,302.80 m ² ※ | 3,890.37 m ² | 6,193.17 m ² | 約40.78% |
| 協会 | 3,343.60 m ² | 5,648.71 m ² | 8,992.31 m ² | 約59.22% |
| 計 | 5,646.40 m ² | 9,539.08 m ² | 15,185.48 m ² | |

※ 県専有部分の網掛部分の総面積(2,112.4 m²)に通路、トイレ、給湯室その他の研修室以外の場所の面積(190.4 m²)を加えたもの。

そして、平成19年7月より、区分所有者である県と(株)湘南国際村協会の2名による管理組合が構成され、共用部分及び共有部分を含めた湘南国際村センターの管理と使用に関する事項について管理規約が制定されている。

ウ (株)湘南国際村協会の専有部分には主に宿泊室とレストランがある。県専有部分は、1階が展示室、2階が研究室（主に研修・会議等で利用）、3階は事務室として使用されており、3階の事務室は(株)湘南国際村協会と（公財）かながわ国際交流財団が利用している。

エ 湘南国際村センターの利用状況は下記図表3-2-9のとおりとなっている。

図表3-2-9 利用状況

| 項目 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 全宿泊者数 | 32,899人 | 33,743人 | 33,742人 | 32,677人 |
| 定員稼働率 | 57.1% | 57.9% | 58.1% | 57.7% |
| リピーター率 | 67.7% | 68.9% | 68.4% | 67.1% |
| 営業日数 | 358日 | 362日 | 361日 | 353日 |
| 国際会議回数 | 21回 | 27回 | 25回 | 21回 |
| 外国人 | 2,904人 | 3,749人 | 3,307人 | 3,144人 |
| 個人 | 5,521人 | 6,742人 | 7,045人 | 8,890人 |

5 本章における略語
 以下、本章においては、下記図表3-2-10の略語を使用する。

4 民間能力活用特定施設緊急整備費補助金

| 図表3-2-10 略語表 | |
|----------------------------------|------|
| 名称 | 略語 |
| (株)湘南国際村協会 | 協会 |
| 湘南国際村センター管理組合 建物としての湘南国際村センター | センター |

第2 監査の実施

1 協会及び県地域政策課に対する本年度の包括外部監査の概要

- (1) 平成28年6月20日 協会にて初回概要ヒアリング
 協会にて第1回現地調査
 平成28年8月4日 県庁にて第2回現地調査
 平成28年9月2日 県庁にて第3回現地調査
 平成28年9月5日 協会にて追加ヒアリング
 平成28年11月7日 県庁にて追加ヒアリング
 平成28年11月29日 県庁にて追加ヒアリング

(2) 以上の現地調査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聞き取りを行った。

2 監査で確認した資料

監査で確認した資料は、次のとおりである。なお、確認した資料すべてをここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なものを例示列挙している。

- (1) 関連法令・規程等
 定款、文書規程、決裁規程、個人情報保護規程、経理規程、契約規則、管理規約、事務処理細則等
 (2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの
 営業活動基本計画、経営計画、事業報告書、決算書、定期監査・決算審査説明書、株主総会議事録、管理組合総会議事録
 (3) 予算・会計に関するもの
 財務諸表、月次試算表、執行状況表、確定申告書、月間精算報告書、会計伝票等
 (4) 資産・施設等の管理に関するもの
 預金通帳、固定資産台帳、備品管理台帳、目的外使用許可、賃貸借契約書、ファイル基準表、回収書等

第3 監査の結果

1 湘南国際村センターの在り方について

- (1) 問題の所在
 ア 協会の近年の経営成績及び財政状態については、上記図表3-2-4～6のとおりである。
 協会の経営に関しては、上記第1の3でも記載したが、平成26年3月に策定した改訂第三次経営計画に基づき経営改善が図られているところである。もっとも、当該計画においても、また過去の実績に照らしても、中・長期的にはおよそ損益が拮抗する状態が続いている、約8億円の累積損失解消の具体的な目途はまだ立っていない。

また、県では「県主導第三セクターの見直し」に取り組んでおり、協会も県主導第三セクターとして見直しの対象となっている。
 平成17年度の「今後の方針を踏まえた県主導第三セクターの見直しについて」においては、協会は「早期の自立化に向けて、さらなる経営改善に取り組む。」ものとされており、「見直しの行程表」と「経営改善目標」が策定され、毎年、「抜本的見直しに向けた取組状況」が第三セクター等改革推進部会に報告され、同部会による評価を受けている。これらの評価は県のホームページ等から閲覧可能である。

その他、県議会に対しても事業計画や決算状況等の概要報告がなされている。
 ウ 包括外部監査人としても、協会が真摯な経営努力に取り組み、県も協会の経営に対して一定の監督と評価を行っていることは否定しない。

しかしながら、協会が運営する「湘南国際村センター」について、県の共有・区分所有持分も含めた施設全体を俯瞰すると、協会単体の経営状態とはまた異なった側面が現れることになる。
 エ 上記第1の4(2)でも述べたが、現在、協会は、センターの区分所有者・共有持分権者という立場にあり、上記図表3-2-8のように、センターは県との共有・区分所有建物となっている。

そして、県と協会とによって区分所有法⁵に基づく管理組合が構成され、施設全体の維持管理費・修繕費については、下記図表3-2-11のとおり、管理組合負担金として県と協会から毎年多額の支出がなされている。

図表3-2-11 管理組合負担金の内訳

| (単位：千円) | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 負担者 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| 県 | 109,368 | 72,177 | 95,572 | 249,255 |
| 協会 | 171,116 | 110,160 | 144,220 | 349,182 |
| 合計 | 280,484 | 182,337 | 239,792 | 598,437 |

この支出は、表面上は、通常のマンション管理組合の管理費や修繕積立金と同様の性質のものである。

そして、センターの県専有部分には、県の施設としての独立した名称や人的組織ではなく、センターの一部として、物的にも人的にも協会と一体となつて管理運営されている。

そもそもセンターは湘南国際村の中核施設として協会が単独で所有し、その管理運営業務を行ってきたものであり、その一部を県が区分所有・共有した後も、センターの湘南国際村における施設としての役割は変わっていないため、引き続き、協会がセンターを一貫的に管理運営するこ

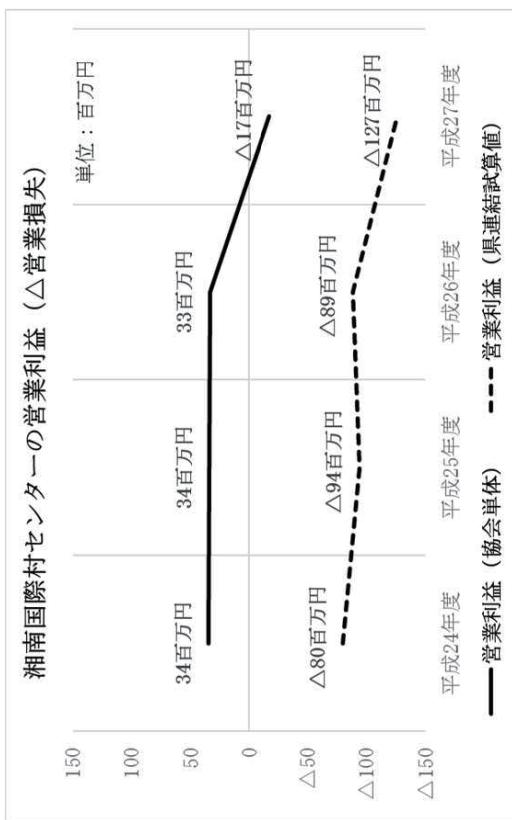
と自体は、合理的な方法の一つと思われる。

しかしながら、財政的には、県専有部分にかかるコストや共有持分に応じた管理費の負担が、協会の損益から分離された結果、施設としてのセンター全体の損益が、議会・県民から見て、非常に見え難い状態となつている。

協会単体の損益は、あくまでも上記の図表3-2-4～6に記載の通りであるが、県と協会の2名が一つの施設を共有・区分所有して運営している状態において、施設全体を俯瞰する視点は不可欠である。

そこで、そのセンター全体の損益について、包括外部監査人にて試算した結果、下記図表3-2-12、13に記載のとおりとなつた。

図表3-2-12



湘南国際村センターの営業利益 (△営業損失)

※ 県連結試算値の前提条件や仮定、精算表による計算内容は本章末尾の図表3-2-30、

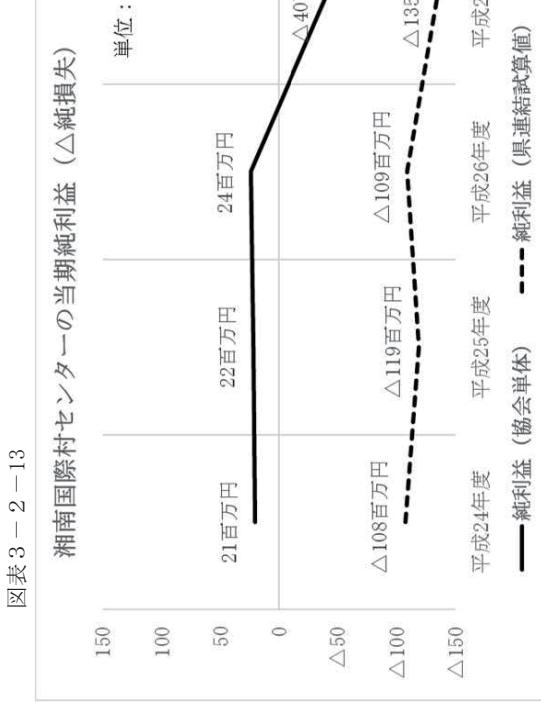
31に記載している。なお、県連結試算値は、協会とセンター管理組合を県の連結子法人とみなした場合に県の連結財務諸表に計上されるべき金額の試算値である。

※ 平成24年度から平成26年度まで、協会の営業利益は33百万円から34百万円程度で安定している(平成27年度には大規模修繕により、修繕費が前年度より57百万円増加し、営業損失17百万円を計上している。)。

※ 県の連結上の営業利益を試算すると、平成24年度から平成26年度まで△80百万円から△127百万円の営業損失となつているものと算定される。

⁵ 建物の区分所有等に関する法律

⁶ 更に言えば、仮に協会とセンター管理組合が合併し、支配株主である県からの負担金収入を資本取引と考えて損益計算書に計上しない場合に算定される営業利益と同額と言える。



は想像に難くない。平成18年には湘南国際村基本計画自体も大幅な見直しせを余儀なくされ、協会が累積損失を抱える中で、平成19年に県がセンターの一部を共有・区分所有することになったのも、湘南国際村という構想の、ひとつ経済的な帰結であつたと思われる。⁸

そして、センターから生ずる県財政に対する負荷が、今現在も継続していることは上記のとおりである。

したがって、センターの公共性を踏まえたとしても、現在において、県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料として、センター全体の損益を考える必要性は全く失われていないと包括外部監査人は考える。

しかし、センターの県専有部分やセンター全体の運営については、第3者の意見を聴取したり評価を得るといった機会が十分に設けられていとは言えない。

確かに、協会が、県主導第三セクターとして、抜本的見直しの対象となり、行程表に沿って経営改善に取り組んでおり、その進捗が第三セクター等改革推進部会や議会へ報告されているのは上記イでも述べたとおりであるが、それはあくまでも協会単独の経営と損益に関するものであり、センターという施設全体（そしてそこから生じる県の財政的負荷）という点から見れば、表面的とも言える議論をしているに過ぎない。第3セクター等改革推進部会や議会への報告資料においても、県の支出も踏まえたセンター全体の経営状況を俯瞰できる資料が添付されているとは言い難い⁹。

ケ さらに、平成24年度からの緊急財政対策においても、センターの県専有部分・共有部分は「県有施設の見直し」の対象として取り上げられていない。

キ 上記のとおり、県の共有・区分所有部分を含めたセンター全体としての損益は、県にとって大幅な赤字となっている。もちろんセンターの県専有部分は公目的のある行政財産であるから、一概に黒字化すべきであることはできない。しかし、その専有部分も当初は協会の所有であったことは先に述べた通りであり、本来、センターは株式会社である協会によって黒字経営されることは想定されていた施設であったはずである。

湘南国際村基本計画が作成されたのが昭和63年、センターの営業開始は平成6年であるから、協会がハブル崩壊後の景気低迷に苦しんだことは平成6年である。

7 県連結試算値からは少數株主利益（県以外の協会株主に帰属する税金等調整後当期利益）を控除して表示している。

⁸ 少なくとも、センターを協会が単独で経営していくという当初のプランは経済的に成立しなかった。

⁹ 第3セクター等改革推進部会における議論や議会への報告は、図表3-2-2～6に記載したような協会単体の経営内容を主なテーマとするものであり、図表3-2-12、13に記載したような、センター全体を俯瞰した視点は欠けていると言わざるを得ない。もっとも、そのこと 자체は、制度的にやむを得ないものと思われる（あくまでも第3セクターである「協会」を対象とした制度であるから）。

使用許可や貸付けの制度を利用して、団体・法人に加え個人の利用も促進していくこと、の2点から、「現行維持」と評価したからであると言う。
しかしながら、①のような協会を対象とした抜本的見直し等が行われているとしても、上記クに記載したように、「県有施設」たるセンターの県専有部分・共有部分を県が保有していることから生じるコストが正面から取り上げられているわけではないし、上記カで試算したようなセンター全体を俯瞰する視点がなければ、②についても、センターの県専有部分・共有部分を「県有施設の見直し」から外す理由としては不十分なものと言わざるを得ない。

また、緊急財政対策は、同本部の調査会による「県有施設の原則全廃」という意見を受けて、「聖域を設けずに、ゼロベースから徹底的な見直しを行う。」という方針のもとに進められたものであり、ほぼ全ての県有施設について何らかの運営の改善や、ロードマップに基づく取り組みの推進が図られ、「県民利用施設の見える化」により県民の利用状況、利用者一人当たりコスト等が公表されている。「現行運営の継続」となった施設についても、その結果は県民に公表されている。

その中において、上記の理由をもって、センターが見直し対象のリストから外され、「現行維持」という結論が県民に公表されていないという状況は特異に映る。

緊急財政対策での検討結果が「現行維持」になっていたとしても、少なくともその結論と理由を県民に公表するべきであった。県の負担するコストを踏まえたうえで、見直さないというのであれば、その結論は公示に値すべき重要なものである。

そして、緊急財政対策においては、「補助金・負担金の見直し」も重点的になされているところ、県から支払われるセンター管理組合負担金は、やはりこの見直し対象に入っていない。

その理由について、県は「廃止・見直しをするとセンターの適切な維持管理が行わらず、湘南国際村の中核施設としての役割及び国際交流施設として民法¹⁰の施設目的に沿つた運営に支障が生じることとなり、湘南国際村計画の推進にも影響が生じる」ことから、当該負担金を「維持する」と評価したことによると述べる。

しかし、緊急財政対策の補助金・負担金の見直しにおいては「全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検証」することを基本的な考え方にしており、多数の補助金が「廃止」「見

直し」の対象となる中で、「維持する」との結論に至ったのであれば、やはりその結論と金額を県民に公表すべきであった。
また、以下に本報告書で述べるように、管理組合負担金には種々の問題があり、その見直しが不要とは到底思われない。

【意見No.湘1】

(2) 意見(センター全体の経営に関する情報開示)

県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料として、協会だけではなく、施設としてのセンター全体の損益を踏まえた議論が必要であるところ、そのための情報が県民に適切な形で提供されているとは言い難い。
他の県有施設に比しても、センターについての県の情報開示方法は少っていると言わざるを得ず、施設としてのセンター全体の「見える化」等、センターの現在の状況が容易に理解できるような方法による適切な情報提供が望まれる。

ア 湘南国際村が開村した当初、センターは、協会が単独で経営し、單独で黒字化を目指す施設であったはずである。
ところが、現状では、センターは毎年多額の赤字を出す施設となっている。センターが未だに協会の単独所有であったならば、それはそのまま協会の赤字となっていたはずである。
しかし、現在は、センターが県と共有・区分所有された結果、協会の損益は均衡する一方で、センター全体の赤字分は県に割り付けられるようなどとなってしまっている。

イ 包括外部監査人は、協会の経営努力や、センターに一定の公益性があることは否定しないが、協会のみの損益を的にした議論は、県財政への負荷という面からは表層的な問題に過ぎない。
県がセンターの一部を共有・区分所有する意義や、県主導第三セクターである協会の経営計画策定、湘南国際村全体に関する今後の政策決定の材料としては、協会単独の運営ではなく、施設としてのセンター全体の損益を踏まえた議論が必要であるところ、そのための情報が県民に適切な形で提供されているとは言い難い(なお維持・修繕費用の見え
る化については、下記「指摘事項No.湘6」参照)。
ウ 每年のセンターの運営のために費やされる県の予算是少くない(上
記図表3-2-11参照)。

¹⁰ 民間事業者の能力による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

他の県有施設に比しても、センターについての県の情報開示方法は少々いると言わざるを得ず¹¹、施設としてのセンター全体の「見える化」等、現在の状況が容易に理解できるような方法による適切な情報提供が望まれる¹²。

【指摘事項 No.湘1】

(3) 指摘事項(センター全体の運営スキームの問題)

県からセンター管理組合への負担金の支払いは、財務規則等の統制や議会・県民による監視の目が届き難く、自己契約に近い性質を有するため、制度的に、財務上の潜在的なリスクが高い取引となっている。県としては、このことに十分留意して、センター及びセンター管理組合の運営に携わる必要があるところ、現状は、その支出や運営についての疑義が多いと言わざるを得ない。

センター管理組合を通じた県の負担金は大きく、現行の運営スキームを見直しを含めた議論が行われるべきであり、これらの点が放置される現状は、著しく不適切と言わざるを得ない。

ア 包括外部監査人としては、次項以下にて述べていくように、センター管理組合への負担金の支払いと、現行の運営スキームとの問題には、多數の問題があると考えている。

具体的には、管理組合負担金における人件費の支出など、県と協会との契約関係や費用分担において不適切と言わざるを得ない点があり(下記「指摘事項 No.湘2～4」等参照)、また、大規模修繕工事の予算計上(下記「指摘事項 No.湘5」参照)や、センター管理組合の税務申告(下記「指摘事項 No.湘7、8」等参照)や、内部統制(下記指摘事項「指摘事項 No.湘9」)等においても不適切な点があると言わざるを得ない。

これらの問題点は、県と協会がセンターを共有・区分所有するというスキームそのものにも、その遠因があると思われる¹³。

イ すなわち、センターが県の単独所有あるいは単なる共有物件であれば、

¹¹ 県公表の諸資料を拾い集めれば必要な情報は得られるかもしだれないが、そもそもセンターの県専有・共有部分という「県有施設」が他の施設と並んでリストアップされていない時点での情報開示として他施設に劣ると言わざるを得ない。

¹² なお、包括外部監査人は、「県民利用施設の見える化」と全く同じことをやれば足りると述べているわけではない。協会と県とセンター管理組合の関係や、3者間の金銭の取引関係も踏まえた、よりわかりやすい形の情報を県民に伝えることが望ましいと考えている。

¹³ 包括外部監査人は、県が第三者と建物の管理組合を構成すること 자체を全て否定するものではなく、本項はあくまでもセンターに関する指摘である。

その維持管理や運営に関する支出は、県と外部業者との直接契約となり、財務規則に則った競争入札や見積合せ等の競争的な随意契約といった形で、予算が執行されることになる。¹⁴

また、県と外部業者との管理に関する委託契約などは通常は長期継続契約となり、原則3年ごとにその内容が見直されることになる。

ところが、センターが区分所有建物になつているがゆえに、センターの維持管理や運営費は、センターマネジメント組合という団体を通して契約されることになり、県においては、センターマネジメント組合への「負担金」という義務的経費にまとめられて予算が執行されることになる。

ウ 具体的なセンター管理組合の平成27年度の予算執行状況は、図表3－2－14のとおりとなっている。

図表3－2－14 平成27年度執行状況表(他会計との繰入繰出前)

| 収入(千円) | | 県 | 協会 | 合計 |
|--------------|----------------|---------|---------|----|
| 受取負担金 | 72,046 | 113,257 | 185,303 | |
| 使用料 | 1,184 | 1,719 | 2,903 | |
| 預金利息 | 1 | 2 | 3 | |
| 立替金 | 2,127 | 500 | 2,628 | |
| 小計 | 75,359 | 115,479 | 190,838 | |
| 受取負担金 | 177,209 | 235,925 | 413,134 | |
| 繰越金 | 20,004 | 29,049 | 49,053 | |
| 諸収入 | 145 | 210 | 355 | |
| 小計 | 197,358 | 265,185 | 462,543 | |
| 収入合計 | 272,717 | 380,664 | 653,382 | |
| 支出(千円) | | 県 | 協会 | 合計 |
| 管理事務費 | 20,409 | 6,388 | 26,797 | |
| 管理運営費 | 55,057 | 108,841 | 163,888 | |
| 小計 | 75,466 | 115,229 | 190,695 | |
| 修繕費 | 188,778 | 252,725 | 441,503 | |
| 計画修繕積立金 | 8,435 | 12,250 | 20,685 | |
| 小計 | 197,213 | 264,975 | 462,188 | |
| 支出合計 | 272,678 | 380,204 | 652,883 | |

¹⁴ 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等による。

上記のように、平成27年度には、県から管理組合に対して、管理組合負担金として、管理費7204万円、修繕費1億7720万円の支払いがなされている。

そして、この支出には、公用部分の設備管理費のみならず、県専有部分の清掃費や、管理組合が協会に委託する事務局人件費なども含まれているが、これらは全て管理組合の負担金という形式で払われることから「負担金、補助及び交付金」という節にまとめて執行されている。

そのため、仮に、県単独所有の施設であれば「需用費」「役務費」「委託料」「工事請負費」といった節にて執行されるべき費用についても、全

てまとめて「負担金、補助及び交付金」として執行されてしまう。また、財務規則に則った競争入札や見積合せ等の競争的な手続が必ずしも取られておらず、長期継続契約として契約内容についての定期的見直しが行われる契機もない¹⁵。

その結果、その個々の内訳に対する予算統制や議会・県民からの監督の目が行き届きにくい状況にある。

また、通常、「負担金、補助及び交付金」の節として執行される支出は、主に「補助金の交付等による規則」による統制を受けた補助金・交付金や、県が加入する任意団体の必要経費的な会費の支出が想定されているものである。しかし、センター管理組合の負担金は「補助金等の交付に関する規則」の定める統制は受けられない¹⁶。

仮に、県が、特定の法人格ある団体に対して出資や出捐を行い、その団体にて特定の事業が行われている場合、通常それは第三セクターとして扱われる。そして、当該第三セクターの経営は第三セクター等改革推進部会等によって監督されることになり、また、当該団体に対する財政的援助は補助金等として統制されることになる。

しかし、センター管理組合は、センターの区分所有・共有持分からすれば県が約40%の出資をしている社団と言い得る存在でありながら、いわゆる「権利能力なき社団」となるため法人格がなく、第三セクターとしては扱われず、また、センター管理組合に対する財政的支出も補助金とはならない。したがって、補助金の支出についてなされたるような審査も行われず、第三セクターに対するような外部からの監督もないまま、毎年、多額の「負担金」がセンター管理組合に支払われる状態が継続している。

オ そして何よりも、県とセンター管理組合・協会とセンター管理組合との間の契約関係は、その持分等に照らし、自己契約に近い性質を有するものとなる。

すなわち、県は建物に多数ある区分所有権の1室のみを所有しているわけではなく、センター管理組合の構成員は県と協会の2名のみ（持分割合は協会が約60%、県が約40%）であるから、センター管理組合での決定事項は2当事者間での契約行為とほぼ等しいものになる。

そして施設としてのセンターについて、県持分は約40%、協会持分は約60%だが、その協会の株式の約40%を県が保有しているのであるから¹⁷、センター管理組合の潜在的な県の持分は、約40%+（約60%×約40%）=約64%となる。

したがって、県とセンター管理組合及び協会とセンター管理組合の契約関係において、またセンター管理組合内部の運営において、馴れ合い的な意思決定や運営がなされるリスクが高い状態となっている。

力 また、施設全体で、ホテル経営等の営利事業や公益事業を営んでいるため、通常のマンションの維持管理費とは異なり、事業に関連する支出や多額の人事費の支出を伴うものとなっており、会計処理も複雑である。

キ したがって、県としては、センター管理組合負担金の支払いそのものが、財務上のリスクが高い行為であることをについて十分留意してセンター管理組合の運営に携わり、その支払い内容の妥当性や内部統制について監督する必要がある。

また、協会としても、県以外の株主に対する不利益となることのないようにより管理組合を運営する必要がある。

ク しかしながら、下記に述べていくような個々の問題が生じている現状に照らすと、全体としてリスクに対する自覚が乏しい運営がなされていると言わざるを得ない。そして、そもそも、センターの建物を共有・区分所有して管理組合が管理するという制度的な構造が、様々な問題の遠因になっていると言わざるを得ない¹⁸。

ケ センター管理組合に県及び協会が支払う負担金は大きく、その支出の内容についても疑義が多いことからすれば、センター管理組合の適切な監督する必要がある。

¹⁷ 県が筆頭株主であることについては上記図表3-2-1参照。

¹⁸とりわけ、上記オで述べたような自己契約的・公的性質がある中で、管理組合運営の健全性を確保するための制度的な担保が乏しいと思われる。県は、センター管理組合が理事会や総会の適正な決議を経て予算を執行している旨や、管理制度に基づき管理組合の運営をしていることを度々強調する。しかし、現状のスキームでは、例えば人件費に関する指摘事項No.湘2～4等の問題が挙げられることが極めて難しかったのではないかと考えられる。また、県や協会からの管理組合に対する監査・監督も形骸化している節が伺える（指摘事項No.湘9等参照）。

¹⁵とりわけ、センター管理組合と協会との間の契約関係（主に事務局人件費）について、この問題点は頗著である。

¹⁶同規則の定める補助金・交付金・負担金には該当しないものとされている。

運用と監督は必須である。また、場合によつては県の共有・区分所有そのものの見直しや、県や協会と利害関係のない第三者機関の設置といった手段も視野に入れて、現行の運営スキームの見直しを含めた議論が行われるべきであるところ、これらの点が放置されている現状は、著しく不適切と言わざるを得ない。

2 湘南国際村センター管理組合の事務局費について

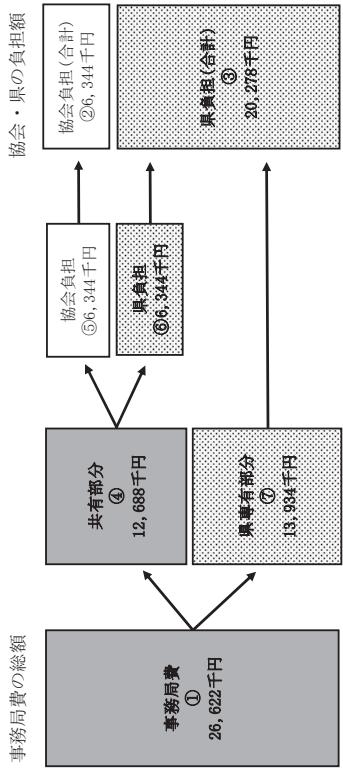
(1) 問題の所在 ア

センター管理組合の平成27年度予算は、管理費部分で約1億9000万円あり、そのうち約1億6300万円が管理運営費（光熱水費、清掃・設備管理の委託料等）、約2662万円が事務局費となつている。

そして、センター管理組合では、自ら事務員を雇用しているわけではなく、実際の事務作業は全て協会の職員によつて担われており、上記の約2662万円の事務局費は全て協会へと支払われている（協会の売上として計上されている）。

その内訳と金額は下記図表3-2-15のとおりとなつてある。

センター管理組合から協会への事務局費の支払いについては、特に委託契約書等があるわけではなく、管理規約とセンター管理組合の総会及び理事会の議決に基づき執行されている。



イ 事務局費については、上記図表3-2-15の内訳にて県と協会の負担割合が計算され、県及び協会は、センター管理組合に支払う管理費の一部として、上記の事務局費を負担している。

その負担額の計算方法は、協会がセンター管理組合事務局として4人の従業員に相当する人的資源を提供しているという考え方を前提として、およそ下記図表3-2-16の内容にて算定したものである。

図表3-2-16 センター管理組合が支払う事務局費用の算定方法

| 費目 | 4人分の給与手当相当額 |
|--------|---|
| 事務局人件費 | 月額1万円（税別）を計上 |
| 旅費交通費 | 基本料金は均等割り（協会と組合で50対50）、使用料は使用場所に応じて、均等割り（50対50）又は職員の人数割り（4名分相当を組合が負担） |
| 通信運搬費 | 複合機のリース料は均等割り（50対50）、複合機使用料は職員の人數割り、物品は組合が直接購入（協会の物とは区別されている） |
| 消耗品費 | |

ウ 上記の計算によって求められたセンター管理組合の負担額が図表3-2-15の「①合計欄」の金額となる。

そして、さらにセンター管理組合の内部にて、センター管理組合が負担する事務局費（①）を、其有部分に関するもの（図表3-2-15の④）と、県専有部分に関するもの（図表3-2-15の⑦）に分け、さらに其有部分に関するものをセンター管理組合負担部分（図表3-2-15の⑤）と県負担部分（図表3-2-15の⑥）とに分けて、最終的な県とセンタ

図表3-2-15 センター管理組合事務局費内訳 (単位：千円)

| 費目 | ①合計 | 協会と県の 負担関係 | | | 共有部分・県専有部分の内訳 | | |
|--------|--------|---------------|-----------|--------|---------------|----------|------------|
| | | ②協会 負担計 | ③県負 担計 | ④公用部分 | ⑤協会 負担 | ⑥県負 担 | ⑦県専 有部分 |
| 事務局人件費 | 25,248 | 6,000 | 19,248 | 12,000 | 6,000 | 6,344 | 13,248 |
| 旅費交通費 | 424 | 106 | 318 | 62 | 31 | 31 | 61 |
| 通信運搬費 | 827 | 207 | 620 | 414 | 207 | 106 | 212 |
| 消耗品費 | | | | | | | |
| 合計 | 26,622 | 6,344 | 20,278 | 12,688 | 6,344 | 6,344 | 13,934 |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | いる点を始め、いざれの費目についてもその対価の妥当性を改めて客観的に検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。 | | | | | | | | | |
| | | また、その内容については、管理規約とは別に、センター管理組合と協会との間で業務委託契約書を作成すべきである。 | | | | | | | | | |
| | | ア 事務局費約2662万円のうち、約2500万円は人件費であるが、センター管理組合が協会に委託している個々の具体的な作業の対価が明文化されていないため、現状では、その委託費用の妥当性を十分に検証することもできない。 | | | | | | | | | |
| | | イ 県は、事務局人件費が4人分とされている理由について、協会と県がそれぞれの専有・共有部分全體の人の業務量を1(協会共有部) : 3(県共有部1+県専有部2)と措定して負担することで「均等割=差の無い、ように負担を割り当て、安定的かつ簡素・効率的な業務遂行を図る」こととしたと述べるが、負担の割付け比率はともかく、なぜ全体として4人分が相当であるかについての根拠は不明瞭である ¹⁹ 。 | | | | | | | | | |
| | | ウ また、4人の人件費の内訳については、3名が年間600万円、1名が年間724万8000円と算定されており、その理由について、協会は、組合設立時に事務局を引き受けた当時の協会職員の平均給与額や業務の安定的かつ簡素・効率的な継続を考慮して、日常の管理・運営等の事務に係る人件費を600万円、大規模修繕時の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費を724万8000円として積算したと説明するが、やはり全体で4名分とした積算の内訳ははつきりしない。 | | | | | | | | | |
| | | エ そして、上記のような、日常の管理・運営等の事務に係る人件費を600万円、大規模修繕時の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費を724万8000円とするといった計算方法も明文化されていない(なお、協会において管理組合業務に専従する従業員がいるわけではなく、また、長期修繕計画の事務に係る専従者や専門家がいるわけではない)。 | | | | | | | | | |
| | | オ センターに関する協会の業務とセンター管理組合の業務は重なり合う部分も多いことから、対価の算定が客観的な根拠に基づかず恣意的な部分もあるおそれがある。そして、その委託費用は、県からセンター管理組合へ支払われる負担金の一部となるのであり、その取引がそもそもそれが否定できない。そこで、その委託費用は、県からセンター管理組合の配分をしているとの説明もなされたが、やはり全体の業務量を7人分とする根拠は不明確であるし、明文化された取り決めも存在しない。 | | | | | | | | | |
| 【指摘事項№.湘2】 | | | | | | | | | | | |
| (2) 指摘事項(センター管理組合の事務局費について) | | センター管理組合から協会に支払う事務局費については、協会の担う具体的な作業と工数が不明確な状態であり、業務委託に関する契約書すら作成されないまま、年間約2662万円が支出(うち人件費が約2500万円、さらにそのうち約1900万円が県の負担となっている)されており、著しく不適切と言わざるを得ない。 | | | | | | | | | |
| センターマネジメントの実現に向けた取り組みについて | | | | | | | | | | | |
| | | いる点を始め、いざれの費目についてもその対価の妥当性を改めて客観的に検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。 | | | | | | | | | |
| | | また、その内容については、管理規約とは別に、センター管理組合と協会との間で業務委託契約書を作成すべきである。 | | | | | | | | | |
| | | ア 事務局費約2662万円のうち、約2500万円は人件費であるが、センター管理組合が協会に委託している個々の具体的な作業の対価が明文化されていないため、現状では、その委託費用の妥当性を十分に検証することもできない。 | | | | | | | | | |
| | | イ 県は、事務局人件費が4人分とされている理由について、協会と県がそれぞれの専有・共有部分全體の人の業務量を1(協会共有部) : 3(県共有部1+県専有部2)と措定して負担することで「均等割=差の無い、ように負担を割り当て、安定的かつ簡素・効率的な業務遂行を図る」こととしたと述べるが、負担の割付け比率はともかく、なぜ全体として4人分が相当であるかについての根拠は不明瞭である ¹⁹ 。 | | | | | | | | | |
| | | ウ また、4人の人件費の内訳については、3名が年間600万円、1名が年間724万8000円と算定されており、その理由について、協会は、組合設立時に事務局を引き受けた当時の協会職員の平均給与額や業務の安定的かつ簡素・効率的な継続を考慮して、日常の管理・運営等の事務に係る人件費を600万円、大規模修繕時の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費を724万8000円として積算したと説明するが、やはり全体で4名分とした積算の内訳ははつきりしない。 | | | | | | | | | |
| | | エ そして、上記のような、日常の管理・運営等の事務に係る人件費を600万円、大規模修繕時の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費を724万8000円とするといった計算方法も明文化されていない(なお、協会において管理組合業務に専従する従業員がいるわけではなく、また、長期修繕計画の事務に係る専従者や専門家がいるわけではない)。 | | | | | | | | | |
| | | オ センターに関する協会の業務とセンター管理組合の業務は重なり合う部分も多いことから、対価の算定が客観的な根拠に基づかず恣意的な部分もあるおそれがある。そして、その委託費用は、県からセンター管理組合へ支払われる負担金の一部となるのであり、その取引がそもそもそれが否定できない。そこで、その委託費用は、県からセンター管理組合の配分をしているとの説明もなされたが、やはり全体の業務量を7人分とする根拠は不明確であるし、明文化された取り決めも存在しない。 | | | | | | | | | |
| 【指摘事項№.湘2】 | | | | | | | | | | | |
| (2) 指摘事項(センター管理組合の事務局費について) | | センター管理組合から協会に支払う事務局費については、協会の担う具体的な作業と工数が不明確な状態であり、業務委託に関する契約書すら作成されないまま、年間約2662万円が支出(うち人件費が約2500万円、さらにそのうち約1900万円が県の負担となっている)されており、著しく不適切と言わざるを得ない。 | | | | | | | | | |

19 県からは、事務局人件費について、全体としては7人分の業務量があるところ、協会専有部分に係る費用として協会は3人分を自己負担しており、残りの4人分について、センター管理組合の会計内で上記の配分をしているとの説明もなされたが、やはり全体の業務量を7人分とする根拠は不明確であるし、明文化された取り決めも存在しない。

そも財務上のリスクが高いものではあることは、上記第3の1（3）以下にて述べたとおりである。

また、県が直接契約する管理委託契約であれば、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例等により、原則として契約期間は3年となり、定期的に契約相手の見直しが行われるが、センター管理組合と協会との契約は相手方が固定されており、定期的な見直しの契機がないため、慣性的に契約が継続することになりかねない。

したがって、その支払いの法的根拠と金額の算定方法を明確にする必要性は極めて高い。

力にもかかわらず、センター管理組合から協会に支払う事務局費について、協会の担う具体的な作業と工数が不明確な状態で、業務委託に関する契約書すら作成されずに、年間約2500万円の人事費が支出されていることは、著しく不適切と言わざるを得ない（そのうち約1900万円が県の負担となっている）。

また、平成19年に県と協会とでセンター管理組合を構成して以来、金額の見直しも行われていない。

力人件費だけではなく旅費交通費についても、毎月定額で1万円（税別）が計上されているが、営業活動等を行うわけではないセンター管理組合においてどのような旅費が必要になるのか、改めて検証する必要があると思われる。

仮に、センター管理組合の支払う事務局費が過大であれば、県の税金の使途として不適切であることは言うまでもない。逆に事務局費が過少であれば、協会は県以外の少数株主に損害を与えることになる。しかし、県も協会も、県民及び少數株主に対して、この事務局費が適正であることを説明できる十分な資料を保有していない²⁰（この点は、下記の「指摘事項 湘No3」及び「指摘事項 湘No4」に関しても同様である）。

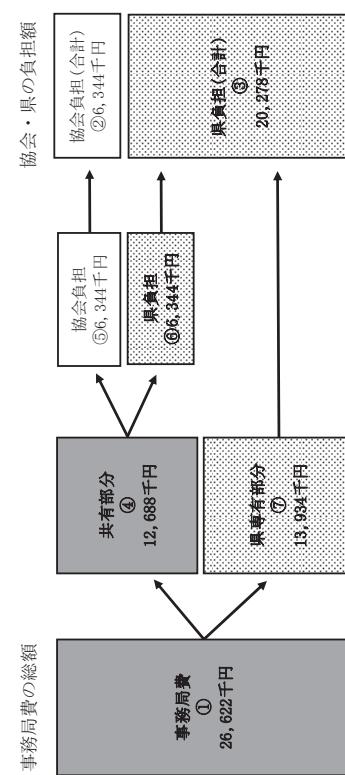
クしたがって、事務局費については、その支出の根拠を明確にするため、事務局費人件費が4人分とされている点を始め、いすれの費用についてもその対価の妥当性を改めて客観的に検証するとともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにすべきである。

また、その内容については、センター管理組合と協会との間で業務委託契約書を作成すべきである（ただ契約書を作ればよいというわけでは

なく、契約内容の明確化と適正性の確保に指摘の主眼があることを念のため付言する。この点は、下記の「指摘事項 湘 No. 3」に関しても同様である。）。

- 3 県事有部分の管理に関する事務局人件費について
- (1) 問題の所在
ア 上記のように、センター管理組合の事務局費として4人分とされる人件費等が支出されているが、センターでは、公用・共有部分のみならず、県の専有部分についても、セナター管理組合による管理がなされており、その事務局費について、さらに管理組合内部にて、共有部分（図表3-2-15の④）と県事有部分（図表3-2-15の⑦）とに負担の配分がなされている。

図表3-2-15 センター管理組合事務局費内訳（一部再掲）



その配分は、公用・共有部分と、県事有部分とで均等に割り付けられる形となっている。
県は、その理由について、事務局費の負担割合は管理規約の別表6により「均等割」とされており、協会と県がそれぞれの専有・共有部分全体会の人的業務量を1（協会共有部）：3（県共有部1 + 県事有部2）と確定して負担することで「均等割=差の無いよう」に負担を割り当て、安定的かつ簡素・効率的な業務遂行を図ることとしたと述べる。

²⁰ 県とセンター管理組合の間の契約・協会とセンター管理組合の間の契約関係については、管理制度に基づき理事会及び総会で決議するという通常の意思決定のプロセスが、その内容の適切性の担保とならない（両者間での馴れ合いが生じ得るため）。このような場面で上記第3の1（3）才で述べたようなリスクが顕在化することになる。したがって、個別の問題点のみならず、全体のスキームから見直す視点を持つ必要が出てくるのである。

エ この理由について、県は、公用・共有部分については「日常の管理・運営等の事務に係る人件費」として1名あたり600万円の2名分である1200万円を割り当て、県専有部分については、「日常の管理・運営等の事務に係る人件費」1名分の600万円と、「大規模修繕等の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費」1名分の724万円の合計1324万円を割り当てているためとする。

オ しかし、大規模修繕等の施設の長期修繕計画等の事務は、双方の区分所有権にまたがるセンター建物全体の問題であり、まさにセンター管理組合の本來的業務である。この人件費を県専有部分にのみ割り当てるのは非合理的であり、この点ひとつからしても、センター管理組合から協会に支払われる人件費の根拠が乏しいことが伺える。

カ センターの県専有部分に県の職員は配置されておらず、その管理のために何らかの人件費を要することは確かである。

シ しかしながら、県専有部分を含めたセンターの設備管理についてはA社へ、清掃に関する業務をB社へ全面的に委託しており、その費用は、委託費として県が持分割合に応じて別途負担している。

また、県専有部分についての一般客の利用に関しては、まず協会が行政財産の使用許可を県から取得し、協会が宿泊者等の利用者へ貸出し業務を行っている。(協会が県へ払う使用料に一定の手数料を上乗せして貸出しがなされている。)

県専有部分をB・C地区に関する森のボランティアなどが使用する際は、県が直接窓口となつて施設利用の手配をしている。
上記以外の、県専有部分の管理に関する業務として、2人分の人件費(年間1324万円)を支出するだけの作業があるか否かは、明らかではない。

キ また、さらには例えば、この県専有部分に関するセンター管理組合への管理の委託は、通常想定される区分所有法の管理組合を超えるものである。

すなわち、一般的のマンション等においても、各区分所有者の専有部分が管理規約の適用範囲になると自体は一般的なものではある(例えばペット飼育を禁止するなど、専有部分に關することも管理規約で規定することはできる)。しかし、センターの県専有部分は、その維持管理と使用に関して(ほぼ)全面的にセンター管理組合へ管理を委ねており、マンション等の一般的な区分所有建物で言えば、各区分所有者の居室内の清掃や賃貸業務までも管理組合に委ねている状態である。

ク センターの公用・共有部分の管理業務について、管理組合の本來的業

図表3-2-17 管理規約別表6の抜粋

| 費目 | 費用の内容 | 共用部分及び共有部分の負担割合 |
|------|-------------------------|---------------------------------|
| 事務局費 | 事務局人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費 | 均等割 |
| 委託費 | 清掃委託費、施設設備管理委託費等 | 持分割合 |
| 修繕費 | — | 持分割合 |
| 光熱水費 | 電気料、ガス料、上下水道、その他 | 相互使用部分は使用実績、協会使用部分は協会、公用部分は持分割合 |

イ しかしながら、管理規約の別表6は上記図表3-2-17のとおり、あくまでも「公用部分及び共有部分の負担割合」について定めたもので、共有・公用部分と県専有部分の負担割合を定めたものではない。したがって、公用・共有部分と県専有部分とで負担を均等に割り付ける根拠とはならない。

また、管理規約において、管理組合の業務として「区分所有者としての維持管理・保全に関する業務(県又は協会の専有部分で、県又は協会が自ら実施するとした維持管理・保全に関する業務は除く)」と規定されているものの、あくまでも包括的な記載に留まり、その業務の具体的な内容やその単価は定められていない。

そして、他に、公用・共有部分と専有部分の負担割合に関する明文規定があるわけでもない。

ウ また、「均等割」といながら、事務局人件費総額2524万円のうち、公用・共有部分について1200万円、県専有部分に1324万円の負担が割り付けられており、実際には「均等」にすらなっていない。

図表3-2-18 管理組合事務局人件費の内訳

| 項目 | 金額 | 内訳 |
|---------|----------|---|
| 共有・公用部分 | 12,000千円 | 日常の管理・運営等の事務に係る人件費2名分=600万円×2名 |
| 県専有部分 | 13,248千円 | 日常の管理・運営等の事務に係る人件費1名分+大規模修繕等の施設の長期修繕計画等の事務に係る人件費1名分=600万円+724万円 |

務としてセンター管理組合によって業務が執行されることはやむを得ないとしても、県が単独所有する県専有部分の管理については、区分所有建物の管理組合の本來的な業務である共用・共有部分の管理に当然含まれるものではなく、そこに上乗せされた業務委託契約としてとらえるべき部分と考える。

(2) 指摘事項 No.湘3】

センターの県専有部分の管理について、その具体的な内容や工数、金額の根拠が不明確な状態で年間1324万円もの人件費が支出されていることには、県がセンター管理組合を通じて協会の財政を支援しているかのような外観を呈するもので、著しく不適切と言わざるを得ない。

県は、県専有部分に要する事務局人件費が2人分とされる点の妥当性等について改めて検証し、できるかぎり委託される個々の業務に對する工数と対価を明らかにするものにすべきである。

また、県専有部分に関する管理委託契約については、区分所有建物の管理組合における本來的な業務である共用・共有部分の管理には含めず、そこに上乗せされた業務委託契約としてとらえるべきであるから、管理規約から切り離し、財務規則における随意契約に必要なプロセスを経て、改めて、県とセンター管理組合との間に業務委託契約を締結すべきである。

センターの床面積は、上記図表3-2-8のとおり、共有部分が9539.08m²、県専有部分は2302.80m²であり、その比率は約4対1となる。区分所有建物の管理費用においては、各区分所有者の所有分の床面積比(=持分割合)に応じて経費を負担することが広く一般的に行われている。

仮に、センター管理組合が、共有・共用部分の管理に人件費2人分を費やすのが妥当であるとして(そもそも全体として4人分とする根拠が不明確であることは上記「指摘事項 No.湘2」にて記載のとおりだが)、センターの床面積比で言えば県専有部分の人件費はその4分の1である0.5人分となるはずである。

床面積比(=持分割合)といふ一定の合理性を持った数字をはるかに超えて、県専有部分に2人分という人件費が計上されるのであれば、そこには十分に説得的な根拠が示される必要がある。

にもかかわらず、センターの県専有部分の管理について、その具体的な内容や工数、金額の根拠が不明確な状態で、年間1324万円の入件費が支出されていることは、県が管理組合負担金の名目で、センター管理組合を通じて協会の財政を支援しているかのような外観を呈するもので、著しく不適切と言わざるを得ない。

ウ 県は、県専有部分に要する事務局人件費が2人分とされている点の妥当性について改めて検証することともに、できるかぎり委託される個々の業務に対する工数と対価を明らかにされるべきである。

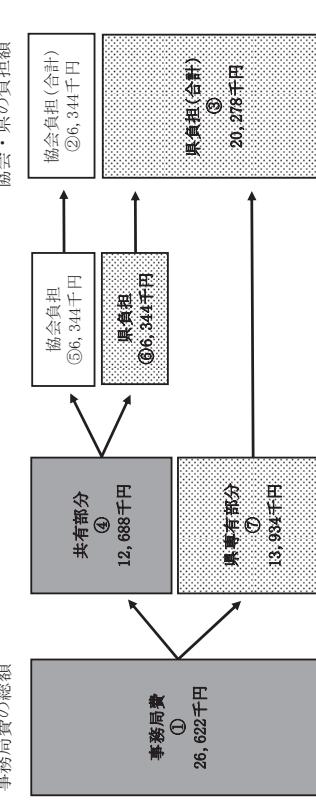
エ また、県が単独所有する県専有部分の管理については、区分所有建物の管理組合の本來的な業務である共用・共有部分の管理に当然含まれるものではなく、上乗せされた業務委託契約である。

管理組合負担金の支払いは、上記の「指摘事項 No.湘1」でも述べたように財務上のリスクの高い取引であり、契約の締結において契約書の作成を求める財務規則第23条の趣旨に照らしても、県とセンター管理組合との個別の契約として処理できるものについては、できるかぎり管理規約と切り離して県の財務規則に則った契約プロセスに乗せ、その内容を明確化すべきであると考える。

4

湘南国際村センターの共用・共有部分に関する事務局費について
(1) 問題の所在
ア 下記図表3-2-15のように、管理組合の共用・共有部分に充てられる事務局費はさらに管理組合内部にて、協会(図表3-2-15の⑤)と県(図表3-2-15の⑥)とで均等に割り付けられている。

図表3-2-15 センターの共用・共有部分に関する事務局費について
(一部再掲)



イ これは、下記図表3－2－17に記載した管理規約の別表6に基づくものである。
もつとも、事務局費以外の委託費や修繕費については、下記のとおり原則として持分割合や使用実績による割り付けがなされている。

図表3－2－17 管理規約別表6 の抜粋(再掲)

| 費用 | 費用の内容 | 共有部分及び共有部分の負担割合 |
|------|-------------------------|---------------------------------|
| 事務局費 | 事務局人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費 | 均等割 |
| 委託費 | 清掃委託費、施設設備管理委託費等 | 持分割合 |
| 修繕費 | — | 持分割合 |
| 光熱水費 | 電気料、ガス料、上下水道、その他 | 相互使用部分は使用実績、協会使用部分は協会、共用部分は持分割合 |

ウ 区分所有建物の管理費については、持分割合に関する所有者の人数で均等に割るという考え方もできなくはない。しかし、一般的には、所有持分割合に応じた負担の配分が多く、個々の区分所有者の持分割合に差があるような場合には、この方法が合理的である。
エ センターにおいては、委託費や修繕費等は持分割合による負担がなされているところ、事務局のみ協会と県で均等に負担するとされている。
しかし、上記「指摘事項No.湘2」でも述べたように、管理組合から協会への事務局業務の委託も、法的には清掃業務や施設設備管理に関する業者への委託と同様のものと考えられるから、事務局費のみ均等割の処理をする合理的な理由はなく、持分割合によつて負担を割り付けるのが公平である。

ア センター管理組合が業務委託する清掃業務や設備管理業務の委託費用については、県と協会の持分割合に応じた負担とされていながら、協会へ委託する事務局業務についてのみ均等割の処理がなされるることは合理的とは言えない。

共用・共有部分に関する事務局費は年間約1269万円であるから、その負担を均等割(1:1)にした場合と、持分割合(4:6)にした場合との差は無視できない金額となる。

にもかかわらず、協会へ支払う事務局費のみ均等割にて処理することは、県が協会に便宜を図つているかのような外観を作出するものであるから、著しく不適切なものと言わざるを得ない。

イ センター管理組合から協会に対する事務局業務の委託費用についても、清掃業務等の他の委託費用と同様に持分割合に応じた負担とするのが公平であり、これを均等割での負担とする現在のセンター管理組合の規約は改定されるべきである。

4か年計画の大規模修繕工事について

(1)

ア 問題の所在
ア センター管理組合は、センターの竣工20年目を迎え、平成27年度から平成30年度にかけて、4か年計画にてセンターの大規模修繕工事を実施することになつており、平成27年度においては、その1年目の工事として、管理組合と工事業者の間にて、4億1580万円の工事請負契約が締結されている。

イ そして、センターの修繕費用については、センター管理組合において特別会計が設けられており、上記の大規模修繕工事に充てるために平成27年度の管理組合負担金として県が管理組合へ支払った金額は1億7720万円である(他に修繕積立金から繰越しの支出もしている)。

この支払についても、やはり通常の管理組合負担金と同様、「負担金、補助及び交付金」といった節にて、執行されている。

ウ センターの当該大規模修繕工事は、4年で総額10億円となることが予定されており、工事全体に対する県の負担額は、約4億2000万円になることが想定されている。

また、工事業者の選定手続は平成25年度からセンター管理組合にて進められ、4年に亘る工事全体について設計・施工一括のプロポーザル方式にて業者を選定している。

したがつて、4年のうちの2年目以降を別の業者に工事を依頼するということは事実上不可能である。

【指摘事項 No.湘4】

(2) 指摘事項(センターの共用・共有部分に関する事務局費について)

センターマンagement組合から協会に対する事務局業務の委託費用についても、清掃業務等の他の委託費用と同様に持分割合に応じた負担とするのが公平であり、これを均等割での負担とする現在のセンター管理組合の規約は改定されるべきである。

エ そして、県の会計においては、会計年度独立の原則が採られており、
2会計年度以上にまたがる事業については、その経費の総額及び年割額
を定めて継続費として予算計上する必要がある（あるいは複数年度分を
一括契約し、債務負担行為として予算計上する必要がある）。

オ なお、センターの大規模修繕工事は、センター管理組合の名義で契約
されており、県名義による契約ではない。
もつとも、センター管理組合に法人格は無く、管理組合による契約の
効力は各区分所有者に総的に帰属するものである。しかも、県とセン
ター管理組合との関係は、一般的な区分所有者と管理組合の関係と同視
できない²¹。センターの区分所有・共有者は2名しかおらず、センターの
大規模修繕工事は、県と協会との共同事業に近いものでもあるから、県
の事業と言える。

カ そしてその費用は、センターの県分割合である約40%において、負
担金という名目で直接的に県の財政支出へと反映されるものであり、こ
れを継続費として計上する必要性は高い。

【指摘事項No.湘5】

(2) 指摘事項（複数年に亘る大規模修繕工事の予算計上について）

平成27年度から実施されているセンターの大規模修繕工事は、県の事
務部分と公用部分を含めて、総額約10億円をかけて4年に亘って実施す
るものであり（うち県の負担額は約4億2000万円）、将来4年間の県の
予算に負担を与えることが確定しているのであるから、県にとって2会
計年度以上にまたがる事業にあたり、県はこれを継続費として予算計上
すべきである。

ア 県の保有する多数の施設の老朽化が問題となっている中で、その修繕
の優先順位は極めて重要な政策課題である。
イ 県の保有する施設であるセンターで、総額約10億円（うち県の負担額
は約4億2000万円）をかけて4年に亘って修繕工事を実施することは、
当該4年間ににおいて県の予算に一定の負担を与えることが確実なのであ
るから、県にとって2会計年度以上にまたがる事業として、これを継続

費として予算化すべきである（なお、センター管理組合において修繕費
は特別会計になつており、他の管理費と混同することなく修繕工事費を
切り分けて予算計上することは容易と思われる。）。

6 修繕維持コストの「見える化」について

(1) 問題の所在

ア 県では、県有施設について、その半数以上が建築後30年以上を経過し
ており、今後の建替えや大規模改修にかかる費用の増大等が課題となっ
ているところ、そうした課題を県民と共にし、今後の公共施設のあり方
を考えいくための基礎資料として、平成25年に「県公共施設の見える
化～修繕維持コストの現状と将来推計～」を作成している。
そこにおいては、県有施設のほぼ全てについて、平成22年から平成24
年の維持修繕コスト実績が記載されているところ、センターの維持修繕
コスト実績は下記図表3-2-19のとおり、0円（千円未満）となつて
いた。

図表3-2-19 県公共施設の見える化（抜粋）

| 施設名称 | 維持修繕コスト実績（千円） | | |
|----------------------------|---------------|-------|-------|
| | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
| 湘南国際村センター (行政財産)（県専有部分） | 0 | 0 | 0 |
| 湘南国際村センター (普通財産)（共有部分） | 0 | 0 | 0 |

イ しかし、実際には、センターは平成22年度から平成24年度にかけて
約3億2000万円の大規模修繕工事を実施しており、そのうち約1億3000
万円が県の負担となっている。
したがって、上記期間のセンターの維持修繕コスト実績が0円（千円
未満）ということはありえない。

²¹ 仮に、県が通常のマンションの一室を保有しているだけならば、そのマンション管理組合が
実施する大規模修繕工事を継続費として計上する必要は乏しいと思われる（そもそも通常の管理
費・修繕積立金等に加えて、複数年度に亘る追加負担を求められることは稀であろう）。

等にA社が対処してきたことから、施設・設備への理解度や下請業者の手配において他社より優位にあると述べる。

【指摘事項 No.湘6】

(2) 指摘事項 (センターの修繕維持コストの「見える化」について)
平成25年に県が実施した「県公共施設の見える化」において、センターハーの維持修繕コスト実績が全く反映されておらず、県民に対する情報提供内容が著しく不適切である。県は、すみやかに当該情報の修正・補足等を実施すべきである。

ア 上記のように「県公共施設の見える化」は、県有施設の今後の建替えや大規模修繕にかかる費用の増大等の課題を県民と共有し、以後の公共施設のあり方を考えていくための資料として作成されたものであるところ、当該資料において、センターの大規模修繕工事が維持修繕コストに全く反映されていないことは大きな問題である。

イ なお、県としては、上記の「県公共施設の見える化」は県の現総務局財産経営部施設整備課において、「現総務局の工事費」と、「現国土整備局の依頼工事にかかる工事費」を計上したものであり、その数字自体に誤りはないとのことである。
しかし、現実に大規模修繕工事を実施しながら、維持修繕コストがゼロと記載され、その理由も記載されないままでは、県民の誤解を招く結果となり、県民との「課題の共有」など不可能であろう。
上記の計上方法は県民に対する情報開示として著しく不適切であるから、県は、すみやかに当該情報の修正・補足等を実施すべきである。

7 大規模修繕工事のプロポーザルについて

(1) 問題の所在

ア センター管理組合では、平成22年と平成27年に大規模修繕工事を実施し、いずれもプロポーザル方式にて契約相手を選定している。
しかしながら、プロポーザルの参加者はA社のみであり、A社が工事を受注している。

図表3-2-20 大規模修繕工事プロポーザルの参加状況

| 工事年 | 金額 | 受注者 | プロポーザル参加者数 |
|-------|-------|-----|------------|
| 平成22年 | 約3億円 | A社 | A社のみ |
| 平成27年 | 約10億円 | A社 | A社のみ |
| | | | |

イ センター管理組合としては、プロポーザル参加者がA社以外にいらない理由として、センターがA社の施工により建設され、竣工以来の不具合

【意見 No.湘2】

(2) 意見 (大規模修繕工事のプロポーザルについて)
大規模修繕工事の発注においては、適切な発注価格を実現するため、複数の契約候補者を募り、競争的な手続きを経ることが非常に重要である。引き続き、プロポーザルの参加者数を増加させ、価格競争を促す方法を検討したい。

ア センター管理組合としても、平成27年大規模修繕工事のプロポーザルの際に、平成22年大規模修繕の工事の際に問い合わせがあつたものの結局プロポーザルに参加しなかった別の業者に対して、改めて参加を呼びかけるなどしたようだが、結局、A社以外の参加はなされなかつたようである。

イ 大規模修繕工事の発注においては、適切な発注価格を実現するため、複数の契約候補者を募り、競争的な手続きを経ることが非常に重要である。

センター管理組合の一定の努力はあるものの、プロポーザル参加者を増加させ、修繕工事の価格競争を促すことは今後の課題として残つており、引き続きその方法を検討されたい。

8 センター管理組合の税務申告について

(1) 問題の所在

ア 協会は、センターの区分所有者としてセンター管理組合にセンターの共用部・共有部にかかる管理費用を支払っているが、その一方で、センター管理組合の事務局費を業務受託収入として受け取っている（上記「指摘事項 No.湘3」参照）。

こうした取引を、協会では、下記図表3-2-21のように会計処理している。

| 図表3-2-21 協会の受領する事務局費の会計処理 | |
|---------------------------|------------------------------------|
| タイミング | 会計処理の要領 |
| ① 借地金返出 (期中会計処理) | (借) 管理組合負担金 101百万円 (貸) 普通預金 113百万円 |
| ② 事業収支取入 | 仮) 減資準備金 9百万円 |
| | (借) 業務経費取入 25百万円 (貸) 業務経費取入 23百万円 |

| タイミング | | 会計処理の要約 | |
|---------------------|--|-----------------------------|-------------------------|
| 財会会計処理 | | 課税の対象としている。 | |
| ③ 負担金算定 (決算会計処理) | | (借)水道光熱費 環境維持費 その他経費等 | 37百万円 29百万円 38百万円 |
| | | (貸)管理組合負担金 | 104百万円 |
| | | 仮受消費税等 | 2百万円 |

※平成27年度の会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの

イ 期中ににおいて協会は、センター管理組合に毎月940万円の管理組合負担金を支払っており、その額は平成27年度において約1億1300万円である。また、協会は同時に、センター管理組合で要する人件費相当額として月額194万8000円(年間約2300万円)の業務受託収入を受領している。なお、この業務受託収入は協会の損益計算書では売上高として表示される。

また、決算時ににおいて期中に処理された管理組合負担金を水道光熱費や環境維持費等の費目に配分して精算している。

ウ 協会では、センター管理組合とのこれらとの取引をすべて消費税の課税取引として会計処理している。つまり、平成27年度に拠出した管理組合負担金1億1300万円を課税仕入として処理することで、当該取引の内税となる約840万円を協会が支払う消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)から控除して税務申告している。

また、センター管理組合の人件費相当である業務受託収入や、アンテナ設置手数料等のその他の収入も消費税の課税取引として会計処理しており、協会の課税売上高として消費税等が課税されている。

ア 消費税は、国内において事業者²²が事業として対価を得て行う取引を課税の対象としている。

イ センター管理組合は法人格を有していないが、消費税法第2条第1項第7号には、「法人でない団体」を「人格のない団体等」と定義しており、この「人格のない団体等」は同第3条において、法人とみなして消費税法の規定を適用するものとしている。

ここで、「法人でない団体」とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意識の下にその構成個性を超えて活動を行いうるものという(消費税法基本通達1-2-1参照)。

そして、センター管理組合は、協会と県が、センターの共有部等を管理するという一定の目的のために結合した、区分所有法第3条によって規定される区分所有者の団体であり、また、単なる個人の集合体ではなく、区分所有法第30条に基づく管理規約を定め、総会や理事会といつては、会議本による意思決定や理事長による執行体制を整えて活動を行っているから、一般的マネジメント組合と同様に、いわゆる「権利能力なき団体」にあたり、消費税法上の「法人でない団体」に該当すると解される。

更に、消費税は対価を得て行う取引に対して課されることになるが、受取負担金については、現に、協会ではこれを課税仕入取引として処理していることからも、管理サービスを提供して対価を受け取る取引として課税取引に該当する疑いがある。

その他の取引については、個々の取引が消費税法上の課税資産の譲渡等に該当するのか否か調査が必要である。仮に、明らかに非課税仕入に該当する保険料以外の各経費が課税仕入に該当するものとした場合、下記の図表3-2-22に示したとおり、平成27年度において管理組合が納税すべき消費税等の額を試算した結果は単年で70万9000円となつている。

【指摘事項No.湘7】

(2) 指摘事項(消費税等申告について)

センターマネジメント組合は、消費税法第2条第1項第7号に規定されている「法人でない団体」に該当する。また、課税資産の譲渡を行っている疑義があるから、消費税及び地方消費税の納税義務となる可能性があるが、平成19年に県と協会によって構成されて以来、申告納税義務の有無を十分に検討して来なかつた。

センターマネジメント組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

22 「事業者」とは、個人事業者(事業を行いう個人)と法人をいい、「事業」とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいう。(国税庁HPタックスアンサー、消費税No6109参考)

に第三者に対する売上高として表示しているのであり、民法上の組合とは異なる処理をしている。また、協会は包括外部監査人との議論のなかで管理組合が人格のない社団に該当することについて異論がなく認めている以上は、センター管理組合は、消費税の納稅義務者である前提に立ち、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

| (平成 27 年度) | | | | |
|---------------|---------------|---------|---------|--|
| (単位：千円) | 一般会計 | 修繕口 | 合計 | |
| 受取負担金 | 185,303 | 413,134 | 598,437 | |
| 諸収入 | 5,532 | — | 5,532 | |
| 課税売上高 ① | 190,835 | 413,134 | 603,969 | |
| 事務局費 | 26,623 | — | 26,623 | |
| 物品費 | 4,546 | — | 4,546 | |
| 光熱水費 | 53,026 | — | 53,026 | |
| 賃借料 | 314 | — | 314 | |
| 国際村管理運営組合負担金 | 2,255 | — | 2,255 | |
| 管理運営委託費 | 84,944 | — | 84,944 | |
| 雜費 | 490 | — | 490 | |
| 修繕費 | — | 422,203 | 422,203 | |
| 課税売上高 ② | 172,198 | 422,203 | 594,401 | |
| 課税売上高に対する消費税等 | (3)=①×8%/108% | | 44,738 | |
| 課税仕入高に対する消費税等 | (4)=②×8%/108% | | 44,030 | |
| 差引消費税額等の推定値 | (5)=(3)-(4) | | 709 | |

※出典：管理組合決算書（平成 27 年度）

工 センター管理組合は、センター管理組合が消費税法上の「法人でない社団」に該当することについて包括外部監査人が指摘するまで認識しておらず、平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納稅の義務を十分に検討して来なかった。

才 これに対して、協会側は現状の管理組合は協会と県の共同事業（ジョイントベンチャー）に該当するから、その損益が直接構成員に帰属するものとして考えており、消費税の納稅義務者に当らないという見解を包括外部監査人に示している。しかし、共同事業に係る消費税の納稅義務について規定している消費税法基本通達 1-3-2 には、「共同事業（人格のない社団等又は匿名組合が行う事業を除く。）に属する資産の譲渡等又は課税仕入れ等については、当該共同事業の構成員が、当該共同事業の持分の割合又は利益の分配割合に対応する部分につき、それぞれ資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行つたことになるのであるから留意する。」と記載がある。この中で、「人格のない社団等」が適用対象から除外されることには明文の規定があるのであり、当該見解は誤っている。

力 会計処理の面からも、現に協会は管理組合から受領する業務受託収入

（3）指摘事項（法人税等申告について）

センター管理組合は、法人税法第 2 条第 1 項第 8 号に規定されている「法人でない社団」に該当し、法人税の納稅義務者となる。また、携帯電話基地局等の設置場所を貸付けている行為は課稅対象となる法人税法上の収益事業に該当する。

なお、センター管理組合は平成 19 年に県と協会によって構成されて以来、申告納稅の義務を十分に検討して来なかった。センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

ア 法人は法人税法の定めるところにより、法人税を納めなければならぬ。法人税の納稅義務者は、法人であるが、人格のない社団等も法人といい。法人税の納稅義務者は、法人であるが、人格のない社団等も法人とみなされる（法人税法第 3 条）。

イ 消費税法と同様に、法人税法においても、法人でない社団で代表者等の定めのあるものを「人格のない社団等」と定義し、これを法人とみなして同法が適用されることとなっている。よって、消費税法と同様に法人税法上でもセンター管理組合は納稅義務者となるものと解される。

ウ ただし、人格のない社団等に対しては、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得には法人税を課さないこととされている（法人税法第 7 条）。

ウ 法人税法上の収益事業とは、販売業、製造業その他の一定の事業で、継続して事業場を設けて行わるものをおい、この一定の事業には不動産貸付業が含まれている。したがって、センター管理組合が賃貸借契約に基づいて建物の一部を他のものに使用させ、その対価を得た場合には、収益事業（不動産貸付業）に該当し、その収益事業から生じた所得に対して法人税が課されることとなる。²³

²³ なお、本論点は国税庁HPにおける質疑応答事例「マンション管理組合が携帯電話基地局の設置場所を貸付けた場合の収益事業判定」を参考としている。

エ センター管理組合は以下の図表3-2-23に示したとおり、携帯電話基地局等の設置場所を貸付けており、これらが収益事業に該当するから法人税の申告納税義務が生じる疑義がある。

図表3-2-23 センター管理組合の使用料収入（平成27年度）

| 相手先と種別 | 平成27年度収受額 |
|---------------|-----------|
| A社 携帯電話アンテナ | 825千円 |
| B社 PHSアンテナ | 153千円 |
| C社 携帯電話アンテナ | 518千円 |
| D社 携帯電話アンテナ | 363千円 |
| E社 タクシー無線アンテナ | 233千円 |
| その他 | 727千円 |
| 合計 | 2,819千円 |

※出典：センター管理組合収支予算書（平成27年度実績）

オ センター管理組合の携帯電話基地局等の使用料収入については、上記のほかに専有使用者が負担すべき光熱費を専有使用者負担金収入として53万3000円収受している。また、これらを収益事業の収益とした場合、直接経費となる項目は控除できる可能性はある。なお、仮に上記にに対してすべて所得として法人税が課税された場合は42万円(281万9000円×15%)となる。このほかに、法人事業税及び地方法人特別税、法人県民税、法人市民税の納付が必要となる。

カ センター管理組合はセンター管理組合が法人税法上の「法人でない社団」に該当し、携帯電話基地局等の使用料収入を得ることが課税対象となる収益事業に該当することについて、包括外部監査人が指摘するまで認識しておらず、平成19年に県と協会によって構成されて以来、申告納税義務を十分に検討して来なかつた。センター管理組合は、速やかに課税当局と協議を行い、その課税関係を明らかにする必要がある。

イ としては開示されていない。
また、センター管理組合は、上記「指摘事項No.湘2」にて記載のように、協会に事務局の運営業務を委託している。一方で、協会においては当該業務をセンター管理組合から業務受託しているという関係である。
協会ではこれにより、事務局費に対応する2700万円（平成27年度の額）を收受しており、これを収益として会計処理し、損益計算書に売上高として表示している。また、事務局費に対応する原価である人件費や水道光熱費等は販売費及び一般管理費に計上されている。よって、この取引により協会の売上高と売上総利益が事務局費と同額だけ増加していくことになる。

エ 協会の定款には事業の目的として「湘南国際村における建物、上下水道、公園、緑地等の管理等の受託」が含まれております、センター管理組合からの事務局運営業務の受託行為は定款所定の目的である営業行為と言える。

オ しかし、我が国における会計慣行として定着している収益認識の基準である実現主義の定義においては、「企業外部の第三者に財貨又は役務を提供し、その対価として現金又は現金等価物を受領した時点での収益を認識する」とされている。また、企業会計原則第二損益計算書原則には「同一企業の各経営部門の間における商品等の移転によって発生した内部利益²⁵⁾は、売上高及び売上原価を算定するに当たって除去しなければならない」と規定されている。この点、上記図表3-2-15（センター管理組合事務局費内訳）で述べたとおり、事務局費には協会負担に帰すべき部分（平成27年度は634万4000円）が含まれているから、当該取引が収益認識の要件をみたさず、売上高や売上原価から除去すべき内部取引に該当するかが問題となる。

【意見No.湘3】

(2) 意見（協会で收受したセンター管理組合事務局費の会計表示）

協会がセンター管理組合から收受している事務局費については、内部取引が含まれているから、協会の損益計算書上で売上高として計上せず、販売費及び一般管理費の控除として処理することが望ましい。
なお、現行どおり売上高として会計処理する場合には、決算公告により開示される個別注記表において関連当事者との取引として記載され、負担金の收受も含むすべての取引の内容、金額、取引条件の決定条件など

²⁴⁾ 年間所得800万円以上の場合の公益法人等の税率（平成28年10月現在）
²⁵⁾ 内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互通の内部取引から生じる未実現の利益をいう（企業会計原則注解10）。

どが、利害関係者に示さるべきである。

処理として首尾一貫している。

センター管理組合は、区分所有法第3条によって規定される区分所有者の団体であり、その理事長（管理者）と区分所有者の関係は、民法の委任の関係として処理される。管理組合の理事長は、対外的には区分所有者を代理する権限を有し（区分所有法第26条第2項）、対外的関係において法律行為をするときは、区分所有者の代理人としてこれをを行うことになるから、その法律効果は、区分所有者である県と協会に直接帰属することになる。

こうしてセンターマネジメント組合が、対外的関係において協会と法律行為をする場合は、その法律効果は区分所有者の協会に戻ることになる。つまり、協会はセンターマネジメント組合に対する売上高として会計処理しているが、実際にはセンターマネジメント組合は区分所有者の代理人であり、取引の相手先は区分所有者である神奈川県と協会そのものである。

そうすると、この取引のうち少なくとも協会負担に帰すべき部分は、協会の協会に対する内部取引となってしまうことになるから、当該収益は第三者との間で客観的に実現したものではない。このような関係の資金收受について、対外的な取引と考へる売上高として表示すると、財務諸表利用者が売上高の規模や利益率の水準に対して誤認を招きかねない。

例えば、民法上の任意組合の場合、組合が対外的にを行う法律行為の結果は当然に組合員に帰属することとなるから、会計上も出資者がその持分に応じて純額または総額で貸借対照表と損益計算書に計上することと実務上の指針が置かれている²⁶。

そして、協会は期中に管理組合負担金として会計処理している管理費の負担額を、決算時に損益計算書の各勘定科目や貸借対照表の出資金として振り替えていることから、管理組合負担金については民法上の任意組合に準じた会計処理を行っていると言える。こうした会計処理は管理組合負担金を巡る経済的実態を表していると包括外部監査人も考える。

そうすると、センターマネジメント組合と協会の運営経費を巡る負担関係の会計処理の一部分として事務局負担金と同様に損益計算書において損益項目の持分相当額を計上する方法を探つた方が経済的実態をより表すと考へる。すなわち、事務局人件費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費等の費目に応じて、協会の損益計算書の販売費及び一般管理費から控除する会計処理が、管理組合を巡る負担関係の会計

26 金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）132項、308項

オ なお、協会の経営者の主張によれば、個別取引ごとに計上することでの取支が把握しやすくなり財務管理上得策と考えていること、および、同様に企業会計原則に記載がある「費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。」とする総額主義をその会計処理の論理にしている。

カ しかしながら、仮に、収支の把握が目的であればそれは管理会計上で適切に処理すれば足りることであるし、そもそも、総額主義の原則は未実現の内部取引に適用されるものではないと考える。

カ 現行の会計処理の考え方は、管理組合の法的な解釈はともかく、管理組合が人格なき社団として機能していることから会計処理の面でその独立事業体としての実態を表していることとなる。仮にこの主張を協会の会計監査人が適正と判断したとしても、この場合、協会が過半を出資する上に役職員が兼務する管理組合は、明らかに協会の関連当事者の範囲に含まれることとなるはずである。よって、会社計算規則第112条により、会計監査人設置会社では、管理組合負担金の拠出も含む管理組合とのすべての取引が開示対象となる。しかし、現在は個別注記表においてこの注記もなされていない。引き続き、現行の会計処理を継続する場合には、個別注記表において関連当事者取引として財務諸表に注記されべきである。

10 湘南国際村センター管理組合の監査体制について

(1) 問題の所在
ア センター管理組合には、管理規約に基づき2名の監事が選任されている。管理規約と同時に作成されている管理規約解説によると、監事は、県と協会が各1名を指定するものとされており、近年は、県指定の監事は政策局自治振興部地域政策課副課長が、協会指定の監事は協会常勤監査役が選任されている。

県指定監事による監査は、年4回実施され、その都度、書面によるセンターマネジメント組合への報告がなされている。協会指定監事による監査は、書面等による報告は残されていないが、随時、センターマネジメント組合の会計処理等の助言を行っているようである。

このように、センターマネジメント組合では、監事による一定の監査業務はなされている。

イ しかしながら、「監事による一定の監査業務はなされている」とは、「監事は、管理組合の業

務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない」とされているところ、総会の議事録によると、いざれの監事が出席しておらず、監査結果の報告がされた形跡もない²⁷。

また、同条第2項には「監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。」と記載され、管理規約解説には「監事は、…理事会において積極的に意見を述べる必要がある。」と記載されているが、理事会の議事録によると、いざれの監事も出席しておらず、意見を述べた形跡はない。

ウ センター管理組合は、組合員である区分所有者が県と協会の2名しかいないため、理事会や総会が形骸化する可能性が非常に高い。上記のように、監事が総会及び理事会に出席していないのも、形骸化の一端と思われる。

そして、監事は、組合の業務を監督する立場にあるから、両名の監事が実際に監査業務を行っているとしても、管理規約に反するような業務態様は避けるべきである。また、監事は、むしろ総会及び理事会の形骸化を防ぐような行動を取るべきであり、現状は是認し難い。

【指摘事項 No.湘9】

(2) 指摘事項（総会及び理事会への監事の出席等について）

センターマネジメント組合の監事が総会に出席せず、総会で監査結果を報告しない点は、管理規約第33条第1項に違反している。また、監事が理事会にも出席せず、理事会で意見を述べていない点は、管理規約第33条第2項の趣旨に反する状態にある。これらの点について、管理規約に則った監査業務を実施すべきである。

また、より充実した監査体制の実現についても検討すべきである。

ア センターマネジメント組合は管理費だけで約1億9000万円の予算があり、修繕費を合わせると、平成27年度の予算は約6億5000万円に上る。また、規約等に定められた県と協会との費用配分は極めて複雑である。このような規模の管理組合の監査は、現状の監査体制では不十分である。

上記「指摘事項 No.湘7、8」にて記載したような管理組合の税務申告についての検討も十分になされておらず、現状の監査体制を改める必要性は高い。

イ センターマネジメント組合の監事が総会に出席せず、総会で監査結果を報告しない点は、管理規約第33条第1項に違反している。また、監事が理事会にも出席せず、理事会で意見を述べていない点は、管理規約第33条第2項の趣旨に反する状態にある。これらの点について、管理規約に則った監査業務を実施すべきである。

また、より充実した監査体制の実現についても検討すべきである。

湘南国際村センター管理組合の役員選任について

(1) 問題の所在
ア 管理規約第28条によると、理事及び監事は、県又は協会が指定する者から総会で選任され、理事長は、理事の互選により選任するとされる（いずれも任期は2年）。

この県と協会からの役員の指定は、個人名ではなく役職名宛になされており、役員選任の総会議事録においても、役職名のみが記載されている。

例えば、平成27年3月31日の総会においては、平成27年4月1日以降の役員について、「平成27年4月1日にこれらの職にある者」として、下記の職名宛の選任決議がなされている（個人名の記載はない）。

<神奈川県が役員として指定した職>

| | |
|----|--------------------------|
| 理事 | 神奈川県政策局自治振興部 地域政策課課長 |
| 理事 | 神奈川県政策局自治振興部 地域政策課課長 |
| 監事 | 神奈川県政策局自治振興部 地域政策課副課長 |

<協会が役員として指定した職>

| | |
|----|------------------|
| 理事 | （株）湘南国際村協会 常務取締役 |
| 理事 | （株）湘南国際村協会 営業課長 |
| 監事 | （株）湘南国際村協会 常勤監査役 |

²⁷ 県は、監査結果の報告は適正に書面でなされており、また、総会は「区分所有者で組織する」とされていることから、監事の出席義務はないので不當な点はない旨を述べる。しかし、例えば、総会に提出される計算書類の適正性についての監事のコメントは総会資料のどこにも残されていないし、総会とは別に作成されている年4回の報告書にも記載はない。また、総会の構成員が区分所有者のみであることと、監事の出席義務は無関係である。管理組合の「業務の執行及び財産の状況」という幅広い報告義務を定めた管理規約第33条の解釈としては、原則として監事は総会に出席すべきであるし、過去数年の資料を週っても総会への監事の関与が全く確認できない現状が不适当であることは明らかである。

【意見No.湘5】

(3) 意見 (センター管理組合役員の選任決議について②)

センター管理組合の役員において、從前就任していた者が、県や協会の人事異動等で担当者が交代した場合には、センター管理組合の総会及び理事会においても速やかに、前任者の退任と新任者の選任の決議を行うことが望ましい。

しかし、総会や理事会の議事録は、事後的に第三者が見る可能性もある。特に理事長などは、議事録の作成者となるばかりか、管理組合の代表権を有し、対外的な契約書への押印なども行う立場であるため、その地位の根拠は明確であることが望ましい。

しかしながら、代表権の根拠となる総会議事録に職名宛の議決しか残されておらず、個人名が記載されていないため、当該議事録作成者の署名押印や、契約書の署名押印等の有効性の事後の確認が速やかにできない状態にある。

例えば、上記の平成27年3月31日に、当時の神奈川県政策局自治振興部地域政策課長が理事に選任され、同時期の理事会にて理事長にも選任されている。その前後の議事録等には議長としてA氏の署名押印があるため、どうやらA氏が地域政策課長であり、理事長に重任されたことが同える。

ところが、A氏は平成28年4月1日の県内的人事異動で地域政策課長の役を離れたようであり、その後はB氏が地域政策課長に就任している。しかし、B氏個人宛の総会決議や理事会決議は存在しないまま、平成28年4月以降の議事録等には、議長（理事長）としてB氏の署名押印がなされている。

センター管理組合の内部的には、B氏が理事長となることに異議はないのであるが、書類上は、なんら決議なく組合の理事長がA氏からB氏に入れ替わったことになるため、理事長の署名押印の正当性の確認がすぐにできないばかりか、そもそも理事長選任の決議がなされたと言えどもがどうかも疑義がある状態となっている。

【意見No.湘4】

(2) 意見 (センター管理組合役員の選任決議について①)

センター管理組合役員の選任に際しては、県及び協会の職名宛のみの選任決議がなされている。

しかし、その責任及び権限を明確にするため、職名のみならず、個人名も記載した選任決議を行うことが望ましい。

(1) 問題の所在

ア センターの共有部分は普通財産とされており、その一部であるカフェテリア、フロントバックヤード、プール、倉庫などについて、管理規約によって、協会に無償で専用使用権が与えられている²⁸。

共有部分について、共有持分権者が共有物の全部について利用をすることができるため、協会が県との合意（管理規約）に基づき、専用使用することと自体は問題ない。

もともと、共有持分権者の一方が共有物の全部を使用する場合、他方の共有持分権者は、使用者に対して相当の対価（持分割合に応じた賃料相当額）を請求することができる（最高裁平成12年4月7日判決参照）。

県有財産においても、普通財産の賃付けは原則として有償であるから、県は本来、協会が専用使用するスペースに対して、県の基準による賃料相当額の持分割合を請求することができる。

他方で、県には「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」が定められているところ、同取扱基準によれば、「県の指導監督を受ける団体が県の事務又は事業の遂行上必要な公共・公益を目的とする事業の用に供するため使用するとき」であっても、「県が主として出資している団体」でなければ、5割を超える減額又は無償貸付けはできないものとされている。

²⁸ 地下1階の駐車場についても、駐車スペースの番号ごとに協会と県に専用使用権が設定されているが、割り振られた駐車スペースの数はおよそ6対4の持分割合になつておらず、駐車場全体としては県と協会の相互使用がなされているため、本件でとりあげるような問題は生じていないと考える。

| 図表3-2-24 貸付料の無償貸付け及び減額基準(括添) | |
|---|--|
| 使用区分 | イ ア |
| 3 県の指導監督を受け る団体が県の事務又は事 業の遂行上必要な公共・公 益を目的とする事業の用 に供するために使用する とき。 | (1) 県が主として出資し ている団体が県の事務又 は事業を代行するとき。 (2) 以下略 |

また、同取扱基準により「県が主として出資している団体」とは、団体の資本金又は基本財産のうち、県からの出資が5割以上を占める場合をいうと定められている。
そして、協会は県が40%出資している団体であるから、「県が主として出資している団体」には当たらない。

(2) 指摘事項(センター共有部分の無償貸付けについて)

普通財産であるセンター共有部分の一部について、県と協会が管理規約によって協会に無償の使用权を設定していることは、上記の「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」と抵触するものである。
協会及び県は管理規約を改定し、上記基準に則った使用料を設定すべきである。

ア 協会が、「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」における「県が主として出資している団体」に該当しないにも関わらず、普通財産であるセンター共有部分の一部について、管理規約によつて、協会に無償の使用权が設定されていることは、この「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」と抵触するものである²⁹³⁰。

²⁹ 当事者間での契約に準ずる効力しかない管理規約と「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」が抵触する場面においては、同取扱基準が優先されるべきである。
³⁰ また、県からは、管理規約が同基準第1条の「別に定めるもの」に該当するとの説明もあつたが、ここでいう「別に定めるもの」とは、同取扱基準と同様に県有財産規則第53条の規定に基づき財産経営部長が定めた通知か、県有財産規則の別の規定による授権に基づく通知、またはそれ以上の上位規範(規則・条例等)を指すものと解すべきであり、当事者間での契約に準ずる効力しかないと考えられる(管理規約が財産経営部長(当時は総務部長)の回議に付されていたとしてもそのことに変わりはないと考える)。

イ 共有物についての、一方の共有部分による利用であつても、他方共有
持分権者からの賃料相当額の請求権は原則として存在するのであるから、
県が協会にセンター共有部分を使用させる際には、県の持分割合に応じ
て、「普通財産の無償貸付けに関する取扱基準」に則った
使用料を設定すべきである。

13 バルコニー隔板の修繕費について
(1) 問題の所在
ア センター管理組合では、平成27年12月に、協会の専有する宿泊棟(前
記図表3-2-8 参照)の複数のバルコニー隔板の修繕工事を約145万
円で実施している。

バルコニー隔板とは、ホテル客室のバルコニー部分において、隣室同
士のバルコニーの間を隔てる板で、非常時には人力で破ってバルコニー
を避難通路とすることができるものである。

バルコニーは管理規約にて法定共用部分とされ、上記の修繕費用は保
と協会にセンターの持分割合で割り付けられている。
もとも、バルコニーとバルコニー隔板は協会専有の宿泊棟だけに存
在し県専有の研究棟には存在しない。

イ 確かに、区分所有建物において、バルコニーは通常、法定共用部分と
されている。それはバルコニーが区分所有法第4条にある「数個の専有
部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一
部の共用に供されるべき建物の部分」にあたると解されるからである。
しかし、この解釈は、通常のマンションの様に1室ごとに区分所有者
が異なることを前提としたものである。

1室ごとに区分所有者が異なるのであれば、避難通路にもなるバルコ
ニーは、廊下と同じく「数個の専有部分に通する」ものとなり、法定共
用部分になると解されるのである。

ウ ところが、協会の専有する宿泊棟は、2階以上を1棟まるごと協会が
専有しており、客室1つ1つは区分所有の対象となつていない。
このような場合にまで、バルコニーが法定共用部分になるとは言い切
れない。宿泊棟にて、廊下が公用部分ではなく協会専有部分となつてい
るので同様、バルコニーも専有部分と解する余地が十分ある。

エ そして、バルコニーの外壁部分やコンクリートスラブについては、建
物の躯体として法定共用部分にあたると考えるとしても、スラブと切り
離されるバルコニー隔板についてまでは、当然に公用部分として取り扱
うべきである。

(2) 意見 (バルコニー隔板の修繕費について)

センターにおいては、バルコニー隔板は、協会専有の宿泊棟にしかないものであるから、当該修繕工事は共用部分ではなく協会専有部分の修繕と考えるのが相当である。

そして、その費用は、持分割合ではなく協会が全額負担するものとすることを検討されたい。

その他の修理費用についても、一般的なマンション管理組合において用いられている解釈に頼ることなく、センター独自の状況に鑑みて、改めて負担方法を見直すことが望ましい。

ア バルコニー隔板が法定共用部分に当たらないとしても、規約で共用部分と定めることは可能である。

仮に、県専有の研究棟にも同様のバルコニー隔板があるのであれば、そのような定め方をしてても問題ないと思われる。しかし県専有部分にはバルコニーもバルコニー隔板もない。

にもかかわらず、もっぱら協会専有の宿泊棟にあるバルコニー隔板について、共用部分とし、その修理費を持分割合にて県にも負担させることは、公平ではない。

センターは、通常のマンションとは異なり、県と協会はそれぞれ1棟を区分所有している。したがって、1室ごとを区分所有の対象とするマンションを前提とした解釈がそのまま当てはまるとは限らない。

センターにおいては、バルコニー隔板は、協会専有の宿泊棟にしかないのであるから、当該修繕工事は共用部分ではなく協会専有部分の修繕と考えるのが相当である。

そして、その費用は、持分割合ではなく協会が全額負担するものとすることを検討されたい。

センターの区分所有状況は通常のマンションと異なる特殊なものであるから、その他の修理費用についても、一般的なマンション管理組合において用いられている解釈に頼ることなく、センター独自の状況に鑑みて、改めて費用の負担方法を見直すことが望ましい。

14 駐車場のアンテナ設置賃料収入について

(1) 問題の所在

ア センターには地下1階部分に80台の駐車スペースがあり、そのうち協会が47台、県が33台の専用使用権を有している。この使用権の設定は、およそセンターの持分割合である6対4の比率となっているため問題はない。

イ 協会は、専用使用権の設定されている駐車スペースのうち3台分について、携帯電話会社であるA社と賃貸借契約を取り交わし、携帯電話アンテナ機器の設置場所として利用させ、月額13万4000円(税抜)の賃料収入を得ている。

管理規約によれば、専用使用権が設定された駐車スペースについて、第三者に有償で貸付けることができるとされており、また、その本來的な用途以外(駐車場においては駐車スペースとしての用途以外)に使用することも許容されている。

また、その際の協会による使用は有償とされ、協会はセンター管理組合に年間約8万円の使用料を支払っている。

ウ ところが、A社による携帯電話アンテナ関連機器は、当該駐車場部分に留まる物ではなく、屋上に設置されたアンテナまで配線等により接続されて一体となって使用されているものである。

そして、協会に専用使用権のある駐車場以外のA社の使用部分(屋上等の共用部分)については、協会が受け取る上記の賃料13万4000円(税抜)のうちから、6万3679円(税抜)がセンター管理組合の収入として処理されている。

エ また、当該駐車スペースに設けられた携帯電話アンテナ機器の設置場所は、建物軸体の床と天井にコンクリートで打ち付けられ、当該スペースは駐車場としての機能を半永久的に喪失している。

なお、アンテナの設置は平成11年より継続しており、今後も契約が解除される見込みはない。

写真2 携帯電話アンテナ機器の設置場所



とが望ましいと考える。

15 セグメントごとの損益計算について

(1) 問題の所在

ア 現在、協会では3か所のレストランと、宿泊施設、会議施設の運営を行っている。その各セグメント別の損益については、平成13年度の包括外部監査においても、以下のように意見が述べられていたところであった。

イ 「会社は、現在、事業部門・セグメント（以下「セグメント」という）別の損益計算を行っていない。（中略）…会社が利益計画を立案し管理して行くため、経営管理組織が整備され適正に運用されなくてはならないが、そのためには、会社の利益構造を把握・分析し、管理できるような体制になつていることが重要である。今後は、管理資料の整備により一層図り、管理に役立てるとともに、セグメント別の損益計算を行い、計画・管理の有効性を高めていく必要がある。」

ウ そして、現在、協会においては、各セグメント別損益の集計をしてはいるものの、それは単に売上高と運営委託費を対比したものに過ぎず、中身についての分析が乏しく、その他の付随費用の考慮もされていないため、経営分析のための損益計算としては内容が不十分と言わざるを得ないものであった。

エ そこで、一例として、包括外部監査人にてレストラン「ペラビスタ」についてセグメント別の損益を試算したところ、下記図表3-2-25の様な結果となつた。

【意見No.湘7】

(2) 意見（駐車場のアンテナ設置賃料収入について）

協会がA社に賃貸している駐車場のスペースは、もはや「駐車場」とは言えず、A社はセンターの建物躯体そのものを一体として利用している状態にある。
このような共用部分である建物躯体そのものの賃貸借契約については、センター管理組合を契約当事者とし、その賃料についても全額をセンターマネジメントの収入とすることが望ましい。

ア 管理規約により駐車場の専用使用权が与えられており、本来の用法外の方法による使用も許されているとはいえるが、床と天井の建物躯体部分にコンクリートで打ち付け、駐車場としての機能を半永久的に喪失させるような使用方法までが、管理規約で許容されているとは考え難い。
現状の携帯電話アンテナ機器の設置場所はもはや「駐車場」とは言い難い状態となっており、A社は、センター屋上のアンテナや途中の配線も含めて、建物の躯体そのものを一体として利用している状態である。
このようなく用部分である建物躯体そのものの賃貸借契約については、センターマネジメントの収入とすることが望ましい（現在の契約名義が協会となるのは、センターを協会が単独所有していた当時に締結した契約がそのまま更新されているからに過ぎないと思われる。）。
そして、協会が専用使用权を有する駐車スペースが3台分減少していく点については、県との駐車スペースの配分を見直すことで解決するこ

| 図表3-2-25 平成27年度におけるペラビスタの損益 | | |
|-----------------------------|---|--------|
| 勘定科目 | 式 | 金額（千円） |
| 飲食收入 | ① | 28,982 |
| 運営業務委託料 | | 25,117 |
| 修繕費 | | 247 |
| 消耗品費 | | 9 |
| 水道光熱費 | | 3,145 |
| 宣伝広告費 | | 14 |
| 租税公課 | | 18 |
| 賃借料 | | 3,332 |
| 通信費 | | 68 |
| 備品費 | | 19 |

| 図表3-2-28 ベラビスタの損益分岐点売上高 | | |
|-------------------------|-------------|----------------------|
| <公式> | 固定費 ÷ 貢献利益率 | = 損益分岐点売上高 |
| 21,663千円(④) | ÷ 65.86%(⑤) | = 32,893千円(損益分岐点売上高) |
| ② | ③=①-② | △3,610 |

エ 上記図表3-2-25のように、平成27年度のレストラン「ベラビスタ」
損益は361万円の赤字となつた。

当該レストランの営業について業務委託しているB社との契約によれば、売上高のおよそ34.14%が運営業務委託料として請求されると試算され、売上運動の運営業務委託料は売上高に対する変動費なので、逆数が貢献利益率になる。この貢献利益率65.86%と、固定費額により損益分岐点売上高を算定すると、3289万3000円となつた。

オ つまり、昨年2898万2000円の売上高に対して113%の売上高、すなわち1割以上アップの経営成績が見込まれないと、再度赤字を計上するところになる。売上アップに対する打ち手がないならば、経済合理性の観点からは「ベラビスタ」の撤退も視野に入ることである。

【意見No.湘8】

(2) 意見(セグメントごとの損益計算について)

ア セグメント別の損益は経営分析の基礎資料として非常に有用なものであるから、協会においては、より内容の充実した営業セグメント別の損益を算出し、より有効な経営管理を進めることができが望ましい。

イ セグメント的な経営のため、会社の利益構造を把握・分析する必要があるところ、セグメント別の損益はその基礎資料として非常に有用なものである。この点は、平成13年度包括外部監査の報告書においても意見が出されてきたところである。

イ 包括外部監査人が試算したのはレストラン「ベラビスタ」のみであるが、その他のセグメントについても損益を計算し、その結果を基礎資料として、より有効な経営管理を進めることができが望ましい。

16 協会事務室の使用状況について
(1) 問題の所在
ア 協会は、従前より、行政財産の使用許可を受けて研究棟の3階部分を事務室として利用してきた。

イ ところが、平成28年1月以降は、事務室を1階のフロントバッカヤド部分に移転しており、平成28年8月時点で研究棟の3階部分は使用さ

| 勘定科目 | 式 | 金額(千円) |
|-----------|-------|--------|
| 保険料 | | 80 |
| 減価償却費 | | 543 |
| 営業費用 | ② | 32,592 |
| 営業利益(△損失) | ③=①-② | △3,610 |

※出典：飲食取入及び運営業務委託料は月間精算報告書、その他の勘定科目は会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの

図表3-2-26 平成27年度におけるベラビスタに関する固定費

| 勘定科目 | 式 | 金額(千円) |
|---------|---|--------|
| 運営業務委託料 | | 13,716 |
| 人件費 | | 133 |
| 経費 | | 338 |
| その他 | | 3,332 |
| 賃借料 | | 3,145 |
| 水道光熱費 | | 455 |
| その他経費 | | 543 |
| 減価償却費 | ④ | 21,663 |
| 合計 | | |

※出典：運営業務委託料は月間精算報告書、その他の勘定科目は会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの

図表3-2-27 ベラビスタの運営における契約上の貢献利益率

| 項目 | 式 | B社(現行業者) | A社(前任業者) |
|---------|----------|----------|----------|
| 原料費率 | 食事 | 30.50% | 33.50% |
| | ドリンク | 9.50% | 9.50% |
| ※加重平均値 | A | 29.05% | 31.85% |
| 営業消耗品率 | B | 3.60% | 4.40% |
| 運営手数料 | C | 1.49% | 1.30% |
| 運営業務委託料 | D=A+B+C | 34.14% | 37.55% |
| 変動費率 | | 65.86% | 62.45% |
| 貢献利益率 | ⑤=100%-D | | |

※出典：運営業務委託料は月間精算報告書、その他の勘定科目は会計仕訳を包括外部監査人が集計したもの
※原料費率の加重平均値は、平成27年度の売上高に占める食事・ドリンクのセルルスマックスにより算定している。

【意見No.湘9】

(2) 意見（協会事務室の使用状況について）

協会が平成28年1月まで事務所として使用していた研究棟3階部分は、仮に、事務所移転後にすみやかに事務室を明け渡せば、平成28年4月1日以降は使用許可を取得する必要はなく、年間使用料147万7496円を支払わずに済んだ可能性がある。

コスト削減と施設の効率的な利用という点に鑑み、平成29年3月31日以降は、研究棟3階部分の使用許可是取らずに事務室を明け渡すことを検討されたい。また、大規模修繕工事等でスペースが必要な場合は、当該期間の期間の使用料は、他の管理費と同様に県と分担することが望ましい。

ア 協会が使用していた研究棟3階部分の使用料は年間147万7496円であり、仮に、事務所移転後すみやかに事務室を明け渡せば、平成28年4月1日以降は使用許可を取得する必要はなく、当該使用料を支払わずに済んだ可能性がある。

イ なお、研究棟3階部分を、大規模修繕工事の際の機材置場として使用することもあるようだが、県からの使用許可においては使用の用途について「協会の事務室のために使用し、その他の用途に使用することは出来ない」と限定されており、大規模修繕工事のために研究棟3階部分を使用することはできない。

ウ また、大規模修繕工事は協会のみの事業ではなく、県の持分も含めた工事であるから、控室が必要だとしても、その費用を全て協会が負担する根拠はない³¹。そして、工事は通常行われるわけではないから、必要な期間のみ許可をとれば済むと思われる。

エ そして、大規模修繕工事の終了後は、再び協会において役員による会議室等として研究棟3階部分の使用を継続する予定もあるとのことであるが、少なくとも現状では使用せずに業務を継続できていることや、センターには多数の賃会議室があることからすれば、来年以降の使用の継続には慎重な検討が必要と思われる。

イ 県からの使用許可の期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までされていたところ、平成28年1月に事務室を1階に移転してから、同年3月31日までの間に、研究棟3階部分を明け渡すことも可能であったと思われる。

しかし、協会は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの新たな使用許可を取得し、研究棟3階部分を県から借り続けている。

³¹ 協会としては、県に対して不要な便宜を図ることは株主平等の原則からしても望ましくない。

写真3 研究棟3階の協会事務室


イ 県からの使用許可の期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までされていたところ、平成28年1月に事務室を1階に移転してから、同年3月31日までの間に、研究棟3階部分を明け渡すことも可能であったと思われる。

しかし、協会は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの新たな使用許可を取得し、研究棟3階部分を県から借り続けている。

【意見 No. 湘 10】

(2) 意見 (個人情報の管理について)

- 個人情報の取扱い状況を再度確認し、個人情報保護規程に沿った個人情報の取扱いをすることが望ましい³²。
- ア センターには年間約3万人の宿泊客があり、管理するべき個人情報は膨大な量になる。また、万が一、漏出等の事故が生じたときの被害も重いものではない。
- イ 個人情報の取扱い状況を再度確認し、個人情報保護規程に沿った個人情報の取扱いをすることが望ましい。

図表3-2-29 個人情報データ等一覧 (抄)

| 個人情報 | 取扱い場所 | 保管場所 | 保存期限 |
|------------------|----------------|-------------------------|------|
| 団体予約ファイル | 協会事務所、 フロント | キャビネット | 1年 |
| レジストレーション カード | 協会事務所、 フロント | 当月はキャビネット、 それ以外は地下倉庫 | 5年 |
| 宿泊者名簿 | 協会事務所、 フロント | 当月はキャビネット、 それ以外は地下倉庫 | 5年 |

イ 包括外部監査人において、全ての個人情報の取扱いを確認したわけではないが、現地調査した範囲において、下記の点について、個人情報保護規程に反する取扱いがなされていた。

- ① 平成28年8月4日時点において、平成28年4月～7月分のレジストレーションカード及び宿泊者名簿がフロンティアネットに保管されており、上記の個人情報保護規程に沿って地下倉庫に移動されていなかつた。
- ② 地下倉庫に保管されている書類に、保存期限を過ぎているにも関わらず、破棄されていないものがあつた。
- ③ 団体予約ファイル等を保管する協会事務所のキャビネットについて、退社時に施錠する運用となつていなかつた。
- 上記の問題点は、包括外部監査人が限られた時間で調査した範囲で確認されたものあり、上記以外の点についても、個人情報保護規程が厳密に守られないことが懸念される。

17 個人情報の管理について

(1) 問題の所在

- ア 協会では、宿泊者等の個人情報について、個人情報保護規程を定めており、当該規程の別表「個人情報データ等一覧」にて書類やデータの種類に応じて、保管場所や保管期限、破棄方法などが定められている。一例として下記図表3-2-29のような定めがある。また、欄外には「退社時は、キャビネットに保管して施錠する。」との記載がある。
- そして、個人情報保護規程第11条には「会社は、…保存する必要がなくなつた個人データを…、確実に、かつ、速やかに廃棄するものとする。」と規定されている。

18 備品管理について

- (1) 問題の所在
- ア センター内の備品（テーブル・椅子や絵画等）は、県所有のものと協会所有のものがあり、いずれも管理規約にて、センター管理組合にて管理するものとされている。
- これら備品のうち、県所有のものについては紙ベースでの備品台帳が整備され、そこに現品照合の結果が記録されている。
- イ ところが、協会所有の備品については、コンピューター上のデータベースとしての備品台帳はあるものの、紙ベースのものではなく、現品照合の結果はどこにも記録されていなかつた。

【意見 No. 湘 11】

(2) 意見 (備品管理について)

- 協会の所有する備品の適切な管理のため、定期的な現品照合の結果を記録しておくことが望ましい。
- ア センター内の備品は、県所有のものと協会所有のものがあり、両者が混在している。
- そのいずれについても現品照合は実施しているとのことであつたが、その結果が記録されていなければ、多数の備品を適切に管理することは困難である。
- イ 適切な備品管理のためには、県所有分のみならず、協会所有分について

³² 協会の管理する個人情報には、県専有部分の利用者に関する情報も含まれていることから、県有財産の管理に関する事務は、県専有部分の一部として包括外部監査の対象になる事項と考える。

ても県所有備品と同様に紙ベースでの備品台帳を整備するなどして、現
品照合を実施した際にはその結果を記録することを検討されたい。

図表3-2-30 神奈川県に帰属する連結損益の算定表(平成27年度)

| 平成27年度 (単位:百万円) | 国際村協会 損益計算書 | 管理組合 | | | 単純合算 | 消去項目 | | 小計 | 科目整理 管理人件費 | 県以外の株主 帰属利益控除 | 資本的支出 減額 | 減価償却費等 推定計上 | 県連結ベース の試算値 |
|--------------------|----------------|------|-------|-----|-------|--------|------|------|---------------|------------------|-------------|----------------|----------------|
| | | 一般会計 | 計画修繕口 | 修繕口 | | 県負担金収入 | 内部取引 | | | | | | |
| 売上高 | 591 | 177 | - | 383 | 1,150 | △231 | △323 | △554 | △23 | - | - | - | 573 |
| 宿泊収入 | 230 | | | | 230 | | | - | - | | | | 230 |
| 飲料収入 | 229 | | | | 229 | | | - | - | | | | 229 |
| 負担金収入 | - | 172 | | 383 | 554 | △231 | △323 | △554 | - | △23 | - | - | - |
| その他 | 132 | 5 | | | 137 | | | - | - | | | | 113 |
| 売上原価 | 354 | - | - | 391 | 745 | - | - | - | - | - | △391 | 47 | 401 |
| 減価償却費 | 68 | | | | 68 | | | - | - | | - | 47 | 115 |
| その他(資金支出あり) | 286 | | | 391 | 677 | | | - | - | | △391 | | 286 |
| 売上総利益 | 237 | 177 | - | △8 | 405 | △231 | △323 | △554 | △23 | - | 391 | △47 | 171 |
| 減価償却費 | 2 | | | | 2 | | | - | - | | - | 1 | 3 |
| その他(資金支出あり) | 252 | 163 | | | 414 | | | △96 | △96 | △23 | - | - | 295 |
| 販売費及び一般管理費 | 254 | 163 | - | - | 416 | - | △96 | △96 | △23 | - | - | 1 | 298 |
| 営業利益 | △17 | 14 | - | △8 | △11 | △231 | △227 | △458 | - | - | 391 | △48 | △127 |
| 受取利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | - | - | | - | - | 0 |
| 雑収入 | 0 | | | | 0 | 1 | | - | - | | - | - | 1 |
| 営業外収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | - | - | - | - | | - | - | 1 |
| 支払利息 | 8 | | | | 8 | | | - | - | | - | - | 8 |
| 雑損失 | 0 | | | | 0 | | | - | - | | - | - | 0 |
| 営業外費用 | 8 | - | - | - | 8 | - | - | - | - | | - | - | 8 |
| 経常利益 | △25 | 14 | 0 | △8 | △19 | △231 | △227 | △458 | - | - | 391 | △48 | △134 |
| 特別利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | - | - | - |
| 固定資産除却損 | 14 | | | | 14 | | | - | - | | - | - | 9 |
| 特別損失 | 14 | - | - | - | 14 | - | - | - | - | | - | - | 9 |
| 税引前当期純利益 | △39 | 14 | 0 | △8 | △33 | △231 | △227 | △458 | - | - | 391 | △58 | △158 |
| 法人税等 | 1 | | | | 1 | | | - | - | | - | - | 1 |
| 法人税等還付額 | - | | | | - | - | | - | - | | - | - | - |
| 少数株主損益 | | | | | | | | - | - | | △24 | | △24 |
| 当期純利益 | △40 | 14 | 0 | △8 | △34 | △231 | △227 | △458 | - | 24 | 391 | △58 | △135 |

(注1) 管理組合の収支は税込経理で記帳されているため、上表では利息以外の収支を税抜(÷108%)して表示している。

(注2) 管理組合の負担金収入は資本取引とみなし損益取引からは消去する。また、協会と管理組合の取引は内部取引として消去する。

(注3) 湘南国際村協会の県以外の株主に帰属する利益は少数株主利益として控除して表示している。

(注4) 修繕口における共有部分・県専有部分に対する支出は資本的支出とみなしマイナス計上する。

(注5) 共有部分・県専有部分の減価償却費と除却損は、協会の計上額に所有面積割合を乗じて推定して試算した。(協会 59.22% : 県 40.78%)

図表3-2-31 神奈川県に帰属する連結損益の算定表(平成24年度～26年度)

平成24年度～26年度についても、平成27年度(注1)～(注5)と同様の仮定をしている。

| 平成24年度 (単位:百万円) | 国際村協会 損益計算書 | 管理組合 | | | 単純合算 | 消去項目 | | 小計 | 科目整理 管理人件費 | 県以外の株主 帰属利益控除 | 資本的支出 減額 | 減価償却費等 推定計上 | 県連結ベース の試算値 |
|--------------------|----------------|------|-------|-----|------|--------|------|------|---------------|------------------|-------------|----------------|----------------|
| | | 一般会計 | 計画修繕口 | 修繕口 | | 県負担金収入 | 内部取引 | | | | | | |
| 売上高 | 617 | 162 | - | 102 | 880 | △101 | △158 | △260 | △25 | - | - | - | 596 |
| 宿泊収入 | 235 | | | | 235 | | | - | - | | | | 235 |
| 飲料収入 | 246 | | | | 246 | | | - | - | | | | 246 |
| 負担金収入 | - | 158 | | 102 | 260 | △101 | △158 | △260 | - | △25 | - | - | - |
| その他 | 136 | 4 | | | 140 | | | - | - | | - | - | 115 |
| 売上原価 | 363 | - | - | 108 | 471 | - | - | - | - | - | △108 | 54 | 418 |
| 減価償却費 | 79 | | | | 79 | | | - | - | | - | 54 | 133 |
| その他(資金支出あり) | 285 | - | - | 108 | 392 | | | - | - | | - | - | 285 |
| 売上総利益 | 252 | 162 | - | △6 | 409 | △101 | △158 | △260 | △25 | - | 108 | △54 | 178 |
| 減価償却費 | 2 | | | | 2 | | | - | - | | - | 1 | 3 |
| その他(資金支出あり) | 217 | 154 | | | 371 | | | △91 | △91 | △25 | - | - | 255 |
| 販売費及び一般管理費 | 219 | 154 | - | - | 373 | - | △91 | △91 | △25 | - | - | 1 | 258 |
| 営業利益 | 34 | 7 | - | △6 | 36 | △101 | △67 | △168 | - | - | 108 | △56 | △80 |
| 受取利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | - | - | | - | - | 0 |
| 雑収入 | 3 | | | | 4 | 7 | | - | - | | - | - | 7 |
| 営業外収益 | 3 | 0 | 0 | 4 | 7 | - | - | - | - | | - | - | 7 |
| 支払利息 | 9 | | | | 9 | | | - | - | | - | - | 9 |
| 雑損失 | - | | | | - | - | | - | - | | - | - | - |
| 営業外費用 | 9 | - | - | - | 9 | - | - | - | - | | - | - | 9 |
| 経常利益 | 29 | 7 | 0 | △2 | 34 | △101 | △67 | △168 | - | - | 108 | △56 | △82 |
| 特別利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | - | - | - |
| 固定資産除却損 | 7 | | | | 7 | | | - | - | | - | 5 | 12 |
| 特別損失 | 7 | - | - | - | 7 | - | - | - | - | | - | 5 | 12 |
| 税引前当期純利益 | 22 | 7 | 0 | △2 | 27 | △101 | △67 | △168 | - | - | 108 | △61 | △94 |
| 法人税等 | 3 | | | | 3 | | | - | - | | - | - | 3 |
| 法人税等還付額 | △2 | | | | △2 | | | - | - | | - | - | △2 |
| 少数株主損益 | | | | | | | | - | - | | 12 | | 12 |
| 当期純利益 | 21 | 7 | 0 | △2 | 26 | △101 | △67 | △168 | - | △12 | 108 | △61 | △108 |

| 平成25年度 (単位:百万円) | 国際村協会 損益計算書 | 管理組合 | | | 単純合算 | | | 小計 | 科目整理 管理人件費 | 県以外の株主 帰属利益控除 | 資本的支出 減額 | 減価償却費等 推定計上 | 県連結ベース の試算値 |
|----------------------|----------------|------|-------|-----|-----------|------|------|-----------|---------------|------------------|-------------|----------------|----------------|
| | | 一般会計 | 計画修繕口 | 修繕口 | 県負担金収入 | 内部取引 | | | | | | | |
| 売上高 | 618 | 163 | - | 10 | 791 | △67 | △102 | 622 | △25 | - | - | - | 597 |
| 宿泊収入 | 237 | | | | 237 | | | 237 | | | | | 237 |
| 飲料収入 | 249 | | | | 249 | | | 249 | | | | | 249 |
| 負担金収入 | - | 159 | | 10 | 169 | △67 | △102 | - | | | | | - |
| その他 | 131 | 4 | | | 135 | | | 135 | △25 | | | | 111 |
| 売上原価 | 370 | - | 8 | 5 | 383 | - | - | 383 | - | - | △5 | 55 | 433 |
| 減価償却費 その他(資金支出あり) | 80 289 | | | | 80 303 | | | 80 303 | | | | 55 △5 | 135 296 |
| 売上総利益 | 248 | 163 | △8 | 4 | 407 | △67 | △102 | 238 | △25 | - | 5 | △55 | 164 |
| 減価償却費 その他(資金支出あり) | 3 211 | | | | 3 374 | | | 3 278 | | | | 2 △25 | 5 253 |
| 販売費及び一般管理費 | 214 | 163 | - | - | 377 | - | △96 | 281 | △25 | - | - | 2 | 258 |
| 営業利益 | 34 | 1 | △8 | 4 | 30 | △67 | △6 | △42 | - | - | 5 | △57 | △94 |
| 受取利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 0 | | | | | 0 |
| 雑収入 | 0 | | | 0 | 0 | | | 0 | | | | | 0 |
| 営業外収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | 0 | - | - | - | - | 0 |
| 支払利息 | 9 | | | | 9 | | | 9 | | | | | 9 |
| 雑損失 | - | | | | - | | | - | | | | | - |
| 営業外費用 | 9 | - | - | - | 9 | - | - | 9 | - | - | - | - | 9 |
| 経常利益 | 26 | 1 | △8 | 4 | 22 | △67 | △6 | △50 | - | - | 5 | △57 | △102 |
| 特別利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産除却損 | 0 | | | | 0 | | | 0 | | | | | 0 |
| 特別損失 | 0 | - | - | - | 0 | - | - | 0 | - | - | - | 0 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 25 | 1 | △8 | 4 | 22 | △67 | △6 | △51 | - | - | 5 | △57 | △102 |
| 法人税等 | 3 | | | | 3 | | | 3 | | | | | 3 |
| 法人税等還付額 | - | | | | - | | | - | | | | | - |
| 少数株主損益 | | | | | | | | | | | 13 | | 13 |
| 当期純利益 | 22 | 1 | △8 | 4 | 19 | △67 | △6 | △54 | - | △13 | 5 | △57 | △119 |

| 平成26年度 (単位:百万円) | 国際村協会 損益計算書 | 管理組合 | | | 単純合算 | | | 小計 | 科目整理 管理人件費 | 県以外の株主 帰属利益控除 | 資本的支出 減額 | 減価償却費等 推定計上 | 県連結ベース の試算値 |
|----------------------|----------------|------|-------|-----|-----------|------|------|------|---------------|------------------|-------------|----------------|----------------|
| | | 一般会計 | 計画修繕口 | 修繕口 | 県負担金収入 | 内部取引 | | | | | | | |
| 売上高 | 619 | 176 | - | 51 | 847 | △88 | △134 | △222 | △25 | - | - | - | 600 |
| 宿泊収入 | 239 | | | | 239 | | | - | | | | | 239 |
| 飲料収入 | 239 | | | | 239 | | | - | | | | | 239 |
| 負担金収入 | - | 171 | | 51 | 222 | △88 | △134 | △222 | - | | | | - |
| その他 | 141 | 5 | | | 147 | | | | | | | | 122 |
| 売上原価 | 380 | - | - | 37 | 418 | - | - | - | - | - | △37 | 55 | 436 |
| 減価償却費 その他(資金支出あり) | 80 300 | | | | 80 338 | | | - | | | △37 | 55 300 | 135 300 |
| 売上総利益 | 239 | 176 | - | 14 | 429 | △88 | △134 | △222 | △25 | - | 37 | △55 | 164 |
| 減価償却費 その他(資金支出あり) | 3 203 | | | | 3 375 | | | △102 | △102 | △25 | | 2 △25 | 4 249 |
| 販売費及び一般管理費 | 206 | 172 | - | - | 378 | - | △102 | △102 | △25 | - | - | 2 | 253 |
| 営業利益 | 33 | 4 | - | 14 | 51 | △88 | △32 | △120 | - | - | 37 | △57 | △89 |
| 受取利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | - | | | | | 0 |
| 雑収入 | 2 | | | 3 | 5 | | | - | | | | | 5 |
| 営業外収益 | 2 | 0 | 0 | 3 | 5 | - | - | - | - | - | - | - | 5 |
| 支払利息 | 8 | | | | 8 | | | - | | | | | 8 |
| 雑損失 | - | | | | - | | | - | | | | | - |
| 営業外費用 | 8 | - | - | - | 8 | - | - | - | - | - | - | - | 8 |
| 経常利益 | 27 | 4 | 0 | 17 | 48 | △88 | △32 | △120 | - | - | 37 | △57 | △92 |
| 特別利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 固定資産除却損 | 0 | | | | 0 | | | - | | | | 0 | 0 |
| 特別損失 | 0 | - | - | - | 0 | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 27 | 4 | 0 | 17 | 48 | △88 | △32 | △120 | - | - | 37 | △57 | △92 |
| 法人税等 | 3 | | | | 3 | | | - | | | | | 3 |
| 法人税等還付額 | - | | | | - | | | - | | | | | - |
| 少数株主損益 | | | | | | | | - | | | 15 | | 15 |
| 当期純利益 | 24 | 4 | 0 | 17 | 45 | △88 | △32 | △120 | - | △15 | 37 | △57 | △109 |

第3章 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

第1 法人の概要

1 概要 (1) 目的及び所管課

ア 目的

神奈川県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう、地域福祉の推進を図ること（定款第1条）。

イ 所管課

保健福祉局福祉部地域福祉課・生活援護課
保健福祉局保健医療部保健入材課
県民局次世代育成部次世代育成課

(2) 所在地

横浜市神奈川区沢渡4番地の2

(3) 開設年月日及び沿革

| | |
|-------------|----------------------------|
| 昭和27年4月8日 | 神奈川県社会福祉協議会設立 |
| 昭和30年12月17日 | 生活福祉資金及び生活福祉資金県単独資金の貸付事業開始 |
| 昭和38年7月1日 | かながわボランティアセンター事業開始 |
| 昭和41年4月1日 | 図書等輸送販売事業開始 |
| 昭和51年6月16日 | 駐車場運営事業開始 |
| 昭和56年4月1日 | 社会福祉会館運営事業開始 |
| 平成3年6月17日 | 介護福祉士等修学資金貸付事業開始 |
| 平成10年4月1日 | かながわ福祉人材研修センター運営事業開始 |
| 平成10年10月1日 | 高齢者・障がい者等の権利擁護事業開始 |
| 平成10年11月1日 | 自主監査事業開始 |
| 平成12年10月16日 | 福祉サービス苦情解決事業開始 |
| 平成14年4月1日 | かながわともしびセンター事業開始 |

| | |
|------------|---|
| 平成15年4月1日 | 福祉サービス第三者評価事業開始 |
| 平成19年4月2日 | |
| 平成22年4月1日 | かながわ成年後見推進センター事業開始 |
| 平成25年8月6日 | かながわライフサポート事業開始 |
| 平成26年9月6日 | 成年後見人材育成事業開始 |
| 平成28年6月30日 | 介護福祉士等修学資金貸付事業開始 離職介護人材の再就職準備金貸付事業開始 |

(4) 県との財政的な関係
ア 补助金

平成25年度から平成27年度における県から社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(以下「県社協」という)に対する補助金は、下記図表3-1のとおりである。

図表3-1 各補助金事業と過年度の補助金額 (単位:千円)

| 事業名 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------------|---------|-----------|---------|
| 神奈川県社会福祉協議会運営費 | 266,471 | 244,580 | 244,146 |
| かながわグランティアセンター事業費 | 2,610 | 2,300 | 2,204 |
| 精神障害相談事業費 | 13,711 | 13,711 | 9,379 |
| 福祉サービス利用助事業費 | 126,825 | 160,011 | 145,220 |
| 社会福祉事業助成金貸付事業費 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉サービス苦情解決事業費 | 16,926 | 24,560 | 22,887 |
| 福祉サービス第三者評価事業費 | 13,322 | 13,322 | 11,248 |
| 生活必需品貸付事業 | 原資 | 122,000 | 445,656 |
| | 事務費 | 228,523 | 241,893 |
| 生活必需品貸付事業 | | | 55,686 |
| 母と子のつどい事業費 | 513 | 312 | 119 |
| 開拓乳児協議会 | 60 | 60 | 60 |
| 合計 | 790,961 | 1,146,415 | 490,919 |

イ 損失補償

平成27年度において、県社協と県は、社会福祉事業振興資金事業について損失の補償契約を締結しており、その限度額は下記図表3-3-2のとおりである。

ア 社会福祉事業

- (ア) 福祉サービス利用援助事業
- (イ) 他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
- (ウ) 社会福祉法第109条第1項各号の事業であつて各市町村を通ずる広域のとおりである。

図表3-3-2 損失補償の内容 (単位:千円)

| 事業名 | 補助期間 | 利率 | 借入限度額 | 備考 |
|------------------------|--|--|---------------------------------|-------------------|
| 社会福祉事業 振興資金 損失補償 | 平成3.27~平成3.28 平成4.1~平成3.31 平成3.27~平成3.28 | 年0.29% 平成4.1年0.29% 平成4.2以降年0.71% | 3,657,743 451,393 793,993 | ㈱鏡鏡銀行 同上 同上 |
| 合計 | | | 4,903,129 | |

ウ 委託

平成27年度における県から県社協への委託事業及び契約金額は下記図表3-3のとおりである。

図表3-3-3 受託事業と受託金額 (単位:千円)

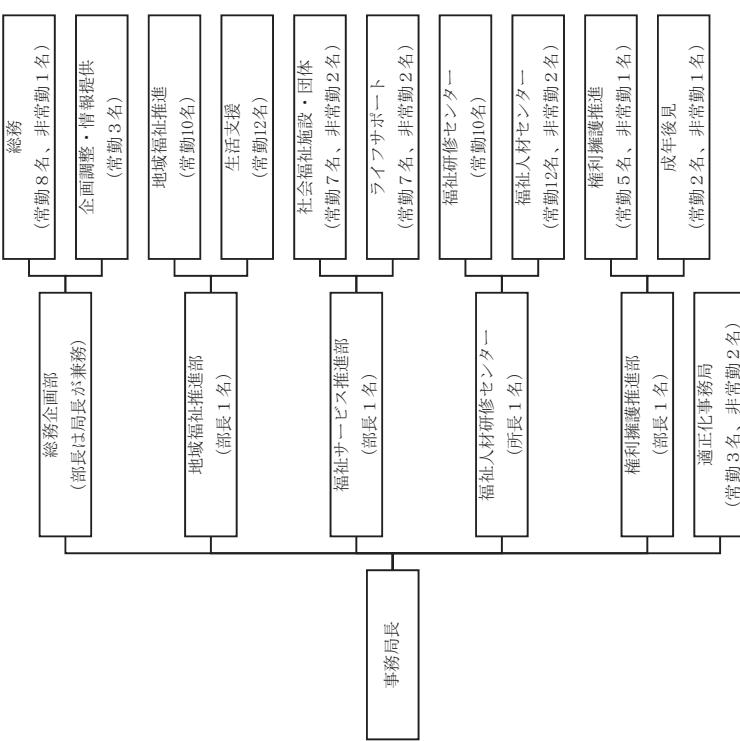
| 事業名 | 契約金額 |
|----------------------|---------|
| か・ながわ福祉人材研修センター運営事業 | 82,938 |
| か・ながわ保育土・保育所支援センター事業 | 8,100 |
| 共同就業相談会事業 | 5,694 |
| 介護福祉士等修学資金貸付事業 | 1,080 |
| 介護支援専門員証交付事業 | 5,651 |
| 権利擁護ネットワーク形成支援事業 | 650 |
| か・ながわ成年後見推進センター事業 | 22,504 |
| 成年後見人材育成事業 | 2,212 |
| 民生委員研修事業 | 1,728 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 22,175 |
| 合計 | 152,732 |

(5) 事業内容

- ア 社会福祉事業
- (ア) 福祉サービス利用援助事業
- (イ) 他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業
- (ウ) 社会福祉法第109条第1項各号の事業であつて各市町村を通ずる広域のとおりである。

- 的な見地から行うことが適切なもの
- (エ) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - (オ) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - (カ) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
 - (キ) 福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業を実施するために必要な事業
- イ 公益事業
- (ア) 福祉サービス苦情解決事業
 - (イ) 自主監査事業
 - (ウ) 福祉サービス利用者意向調査推進事業
 - (エ) 社会福祉館運営事業
 - (オ) 介護福祉士等修学資金貸付事業
 - (カ) 福祉サービス第三者評価推進事業
 - (キ) かながわ成年後見推進センタ一事業
- ウ 収益事業
- (ア) 駐車場の経営
 - (イ) 図書等斡旋販売事業
- エ その他の事業
- (ア) その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業及びこの法人の目的達成のために必要な事業
- (6) 組織体制
- ア 役員
- 平成28年4月1日現在の役員構成は、会長1名、副会長3名、常務理事1名、理事12名、監事3名である。
- 役員の任期は、2年であり(定款第9条第1項)、会長、副会長及び常務理事の任期は、役員である理事としての在任期間である(同条第3項)。
- また、理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する(定款第10条第1項)。監事は、評議員会において選任する(同条第2項)。
- 役員の選任母体は、以下のとおり。
- (ア) 社会福祉施設及び更生保護施設を経営する民間団体
公私の社会福祉施設、更生保護施設及び老人保健施設
民生委員児童委員協議会
市町村社会福祉協議会
 - (イ) 社会福祉を直接的に推進する全県的な団体
- (ウ) 社会福祉を協同して推進する全県的な団体
- (エ) 関係行政機関
- イ 学識経験者
評議員
- 平成28年4月1日現在の評議員は、51名である。
- 評議員の任期は、2年である(定款第18条第1項)。
- また、評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する(定款第17条第1項)。
- ウ 職員
- 平成28年4月1日現在の職員は、常勤84名、非常勤11名の合計95名であり、配置状況は下記図表3-3-4のとおりである。

図表3-3-4 職員の配置図



| (7) 財産の管理状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|--------|-----------|------------------------|---------|-----|--------|-------------|--------|--------|--------|---------|-----|------|------------|--|-----------|------------------------|-------|----|----------|-------|--|-------|------------------------|-------|----|--------|-----|--|-----|-----|-----|--|--------|----|--|----|----|----|--|----------|-------|--|-------|-------|-------|--|--------|-------|--|-------|-------|-------|--|----------|----|--|----|---|---|--|-------------|-----|--|-----|-----|-----|--|------------|----|--|-----|-----|-----|--|-----------|----|--|----|----|----|--|--------|-------|--|-------|-------|-------|--|------|-------|--|-------|-------|-------|--|----------|-------|--|-------|-------|-------|--|
| ア 基本財産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図表3-3-5 基本財産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>土地</td><td>横浜市神奈川区渡4-2</td><td>所在地</td><td>取扱年月日</td><td>面積</td><td>評価額(千円)</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>昭和26年8月23日</td><td></td><td></td><td>2,341.90m²</td><td>2,125</td><td></td></tr> </table> | | | | | | | 土地 | 横浜市神奈川区渡4-2 | 所在地 | 取扱年月日 | 面積 | 評価額(千円) | | | 昭和26年8月23日 | | | 2,341.90m ² | 2,125 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地 | 横浜市神奈川区渡4-2 | 所在地 | 取扱年月日 | 面積 | 評価額(千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 昭和26年8月23日 | | | 2,341.90m ² | 2,125 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 借用財産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図表3-3-6 借用財産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>建物</td><td>同上</td><td>所在地</td><td>取得年月日</td><td>面積</td><td>貸主</td><td>借用料</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>昭和45年9月1日</td><td>2,849.24m²</td><td>神奈川県</td><td>無料</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>6,717.62m²</td><td>同上</td><td>同上</td></tr> </table> | | | | | | | 建物 | 同上 | 所在地 | 取得年月日 | 面積 | 貸主 | 借用料 | | | | 昭和45年9月1日 | 2,849.24m ² | 神奈川県 | 無料 | | | | | 6,717.62m ² | 同上 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 同上 | 所在地 | 取得年月日 | 面積 | 貸主 | 借用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 昭和45年9月1日 | 2,849.24m ² | 神奈川県 | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 6,717.62m ² | 同上 | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 近年の県社協の実績等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 収支の推移 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度から平成27年度までの、県社協の収支状況の推移は下記 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図表3-3-7 のとおりである。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図表3-7 平成24年度から平成27年度までの収支状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (単位:百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>(A) 収入</td><td>17,124</td><td>平成24年度</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td></td></tr> <tr> <td>一般会計</td><td>9,250</td><td></td><td>8,537</td><td>7,873</td><td>7,344</td><td></td></tr> <tr> <td>社会福祉事業区分</td><td>8,760</td><td></td><td>8,161</td><td>7,514</td><td>7,028</td><td></td></tr> <tr> <td>公益事業区分</td><td>448</td><td></td><td>331</td><td>329</td><td>305</td><td></td></tr> <tr> <td>収益事業区分</td><td>41</td><td></td><td>45</td><td>56</td><td>56</td><td></td></tr> <tr> <td>生活福祉資金会計</td><td>7,874</td><td></td><td>7,852</td><td>8,348</td><td>8,371</td><td></td></tr> <tr> <td>生活福祉資金</td><td>7,388</td><td></td><td>7,342</td><td>7,787</td><td>7,815</td><td></td></tr> <tr> <td>県単生活福祉資金</td><td>13</td><td></td><td>10</td><td>8</td><td>6</td><td></td></tr> <tr> <td>生活福祉資金貸付事務費</td><td>321</td><td></td><td>331</td><td>358</td><td>317</td><td></td></tr> <tr> <td>不動産担保型生活資金</td><td>73</td><td></td><td>102</td><td>145</td><td>194</td><td></td></tr> <tr> <td>臨時特例つなぎ資金</td><td>79</td><td></td><td>66</td><td>51</td><td>38</td><td></td></tr> <tr> <td>(B) 支出</td><td>9,213</td><td></td><td>8,620</td><td>8,055</td><td>7,841</td><td></td></tr> <tr> <td>一般会計</td><td>8,312</td><td></td><td>7,822</td><td>7,288</td><td>6,924</td><td></td></tr> <tr> <td>社会福祉事業区分</td><td>7,965</td><td></td><td>7,558</td><td>7,034</td><td>6,701</td><td></td></tr> </table> | | | | | | | (A) 収入 | 17,124 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | | 一般会計 | 9,250 | | 8,537 | 7,873 | 7,344 | | 社会福祉事業区分 | 8,760 | | 8,161 | 7,514 | 7,028 | | 公益事業区分 | 448 | | 331 | 329 | 305 | | 収益事業区分 | 41 | | 45 | 56 | 56 | | 生活福祉資金会計 | 7,874 | | 7,852 | 8,348 | 8,371 | | 生活福祉資金 | 7,388 | | 7,342 | 7,787 | 7,815 | | 県単生活福祉資金 | 13 | | 10 | 8 | 6 | | 生活福祉資金貸付事務費 | 321 | | 331 | 358 | 317 | | 不動産担保型生活資金 | 73 | | 102 | 145 | 194 | | 臨時特例つなぎ資金 | 79 | | 66 | 51 | 38 | | (B) 支出 | 9,213 | | 8,620 | 8,055 | 7,841 | | 一般会計 | 8,312 | | 7,822 | 7,288 | 6,924 | | 社会福祉事業区分 | 7,965 | | 7,558 | 7,034 | 6,701 | |
| (A) 収入 | 17,124 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般会計 | 9,250 | | 8,537 | 7,873 | 7,344 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉事業区分 | 8,760 | | 8,161 | 7,514 | 7,028 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公益事業区分 | 448 | | 331 | 329 | 305 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益事業区分 | 41 | | 45 | 56 | 56 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活福祉資金会計 | 7,874 | | 7,852 | 8,348 | 8,371 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活福祉資金 | 7,388 | | 7,342 | 7,787 | 7,815 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県単生活福祉資金 | 13 | | 10 | 8 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活福祉資金貸付事務費 | 321 | | 331 | 358 | 317 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不動産担保型生活資金 | 73 | | 102 | 145 | 194 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨時特例つなぎ資金 | 79 | | 66 | 51 | 38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (B) 支出 | 9,213 | | 8,620 | 8,055 | 7,841 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般会計 | 8,312 | | 7,822 | 7,288 | 6,924 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉事業区分 | 7,965 | | 7,558 | 7,034 | 6,701 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※出典：総合資金収支計算書、なお、一般会計の収入・支出では事業区分間の内部取引を消去した額を計上しているため、社会福祉事業区分・公益事業区分・収益事業区分の収入・支出の合計額とは一致しない。

(2) 財産状態の推移
平成26年度から平成27年度までの県社協の財産状態の推移は下記図表3-3-8及び図表3-3-9のとおり。

図表3-3-8 総合貸借対照表 資産の部の推移

| (単位:百万円) | | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | 8,687 | 8,439 | |
| 定期預金 | 2,848 | 3,579 | |
| 事業未収金 | 5,340 | 4,300 | |
| 未収補助金 | 77 | 119 | |
| 未収収益 | - | 31 | |
| 貯蔵品 | 16 | 14 | |
| その他の流動資産 | 0 | 0 | |
| 1年以内回収予定振興資金長期貸付金 | 8 | 7 | |
| 償収不能引当金 | 398 | 388 | |
| | △0 | △0 | |
| 基本財産 | 2 | 2 | |
| 土地 | 2 | 2 | |
| その他の固定資産 | 15,464 | 15,899 | |
| 建物 | 3 | 3 | |
| 構築物 | 0 | 0 | |
| 車両運搬具 | 0 | 0 | |
| 器具及び備品 | 16 | 14 | |
| 権利 | 0 | 0 | |
| ソフトウェア | 9 | 13 | |
| 長期貸付金 | 4,834 | 4,709 | |
| 市町村社協送付金 | 101 | 113 | |
| 貸付金 | 2,680 | 2,571 | |
| 長期帶留債権 | 2,967 | 3,049 | |
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 115 | 161 | |
| ともしび基金積立資産 | 2,315 | 2,318 | |
| 民間社会福祉事業者福利厚生積立 | 100 | 100 | |
| 萬谷児童福祉基金積立資産 | 268 | 268 | |
| 福利協会共済年金積立資産 | 86 | 83 | |
| 退職給付積立資産 | 264 | 264 | |
| 運用財産積立資産 | 200 | 200 | |

| (単位:百万円) | | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 会館建設積立資産 | | 12 | 12 |
| 社会福祉事業振興資金特別積立資産 | | 66 | 66 |
| 交通児童支援護基金積立資産 | 289 | 292 | |
| 子ども福祉基金積立資産 | 77 | 77 | |
| 介護支援専門員支援事業費積立資産 | 86 | 84 | |
| 介護福祉士等修学資金積立資産 | 44 | 44 | |
| 法人運営安定化資金積立資産 | 3 | - | |
| 旧 欠損補てん積立特定資産 | 2 | 0 | |
| 新 欠損補てん積立特定資産 | 1,250 | 1,245 | |
| つなぎ欠損補てん積立特定資産 | 0 | 0 | |
| リサイクル預託金 | 0 | 0 | |
| 償収不能引当金 | △737 | △132 | |
| 資産合計 | 24,154 | 24,340 | |

※出典：総合貸借対照表、なお、平成25年度以前は、新社会福祉法人会計基準を適用していないことから、総合貸借対照表を作成していない。

| (単位:百万円) | | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------------|--|--------|--------|
| 流動負債 | | 4,592 | 4,284 |
| 事業未払金 | | 99 | 158 |
| その他の未払金 | | 2 | 3 |
| 1年内返済予定振興資金借入金 | | 4,439 | 4,070 |
| 預り金 | | 19 | 14 |
| 前受金 | | 3 | 3 |
| 貰与引当金 | | 30 | 36 |
| 固定負債 | | 481 | 517 |
| 生活福祉資金特別会計長期借入金 | | 115 | 161 |
| 退職給付引当金 | | 366 | 357 |
| 負債合計 | | 5,072 | 4,801 |
| 基本基金 | | 2 | 2 |
| ともしび基金 | | 2,683 | 2,687 |
| 民間社会福祉事業従事者福利厚生基金 | | 2,315 | 2,318 |
| 萬谷児童福祉基金 | | 100 | 100 |
| 運用財産積立資産 | | 268 | 268 |

| (単位:百万円) | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 国庫補助金等特別積立金 | 14,489 | 14,355 |
| 国庫補助金等特別積立金 | 14,489 | 14,355 |
| その他の積立金 | 2,793 | 2,713 |
| 福利協会共済年金積立金 | 86 | 83 |
| 退職給付積立金 | 264 | 264 |
| 通用財産積立金 | 200 | 200 |
| 会館建設積立金 | 12 | 12 |
| 社会福祉事業振興資金特別積立金 | 66 | 66 |
| 交通事故見援護基金積立金 | 289 | 292 |
| 子ども福祉基金積立金 | 77 | 77 |
| 社会福祉研修振興積立金 | 86 | 86 |
| 介護支援事務員支援事業費積立金 | 44 | 44 |
| 介護福祉士等修学資金積立金 | 414 | 345 |
| 法人運営安定化資金積立金 | 3 | - |
| 旧 欠損補てん積立金 | 2 | 0 |
| 新 欠損補てん積立金 | 1,250 | 1,245 |
| つなぎ欠損補てん積立金 | 0 | 0 |
| 次期繰越活動増減差額 | (885) | (218) |
| 純資産の部合計 | 19,082 | 19,539 |
| 負債・純資産合計 | 24,154 | 24,340 |

※出典：総合貸借対照表、なお、平成25年度以前は、新社会福祉法人会計基準を適用していないことから、総合貸借対照表を作成していない。

第2 監査の実施

1 県社協及び所管課に対する本年度の包括外部監査の概要

(1)

- 平成28年5月17日 県民センター（かながわ福祉推進センター）にて初回概要ヒアリング
 平成28年7月4日 社会福祉会館にて第1回現地調査
 平成28年7月25日 社会福祉会館にて第2回現地調査
 平成28年8月16日 社会福祉会館にて第3回現地調査
 平成28年8月31日 社会福祉会館にて第4回現地調査
 平成28年9月13日 県庁にてヒアリング
 平成28年11月1日 県庁にてヒアリング

- (2) 以上の現地調査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聞き取り等を行った。

- 3 近年の取組
- (1) 多様な主体による地域福祉活動の推進
 ア ボランティア・市民活動の支援
 イ 民生委員児童委員活動との協働
 ウ 市町村社会福祉協議会との協働
 (2) 自立した生活を地域で支える取組の支援
 ア 権利擁護の体制づくりの推進
 イ 生活困窮者を地域で支える取組の推進
 ウ 生活福祉資金貸付事業を通じた自立生活の支援
 (3) 社会福祉事業の発展に向けた法人・施設の活動の支援
 ア 福祉サービスの評価活動の推進

不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）運営
領、償還免除規程、生活福祉資金貸付審査等運営委員会資料、生活福祉
資金貸付事業ハンドブック等

- 2 監査で確認した資料
監査で確認した資料は次のとおりである。なお、確認した資料すべて
をここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なものを
例示列挙している。

- (1) 関係法令、規程等
 - 社会福祉法、社会福祉法施行規則、例規規程、文書等管理制度規程、文書等管理制度規程施行細則、印掌規程、個人情報保護規程、個人情報保護規程施行細則、情報公開規程、特定個人情報取扱規程等
- (2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの
 - 定款、会員規程、役員・評議員選任規程、事務局の組織及び職制等に関する規程、職務権限規程、部会・連絡会規程、事業計画書、事業報告書、理事会議事録・出欠簿、評議員会議事録・出欠簿、県社協組織図、社会福祉法人現況報告書、定期監査・決算審査説明書等
- (3) 補助金その他の財政的援助に関するもの
 - 補助金の交付等に関する規則、各補助金事業の予算見積書、県からの各補助金の交付申請書・資金収支予算書・交付決定通知書・実施状況報告書・実績報告書等、県との間の各委託事業の業務委託契約書・実績報告書・資金収支計算書・仕様書等
- (4) 予算・会計に関するもの
 - 経理規程、経理規程細則、生活福祉資金会計準則、生活福祉資金貸付金償還状況表（会計年度別）、一般会計財務諸表、生活福祉資金会計財務諸表、財産目録、收支計算書・貸借対照表、各種会計伝票等
- (5) 資産・施設等の管理に関するもの
 - 社会福祉社会館管理規程、会館管理規程施行細則、固定資産台帳等
- (6) 人事・労務・人件費に関するもの
 - 事務局職員就業規程、常勤役員の給与等に関する規程、職員給与規程、職員旅費規程、職員退職手当規程、役員・議議員費用弁償規程、各種委員会委員等の報酬等に関する規程、補助・委託事業別人件費内訳、時間外勤務命令簿、時間外勤務手当支給一覧等
- (7) 委託に関するもの
 - 経理規程、経理規程細則、平成27年度神奈川県社会福祉会館管理業務委託内容一覧・契約方法一覧、業務委託契約書、業務仕様書、その他入札関連資料等
- (8) 債権管理に関するもの
 - 生活福祉資金貸付規程、県単生活福祉資金貸付規程、生活福祉資金貸付事業要綱、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、

第3 監査の結果

- 1 生活福祉資金貸付制度の概要説明
- (1) 制度概要

生活福祉資金貸付制度は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度である。
都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市町村社会福祉協議会が窓口となつて実施している。
県によれば、生活福祉資金の貸付原資は、県から県社協に対する補助金として交付されているものの、現在、当該補助金の財源は全て国であるとのことである。

ア 貸付対象

生活福祉資金の貸付けの対象となる世帯は、下記図表3-3-10のとおりである。

図表3-3-10 生活福祉資金の貸付対象世帯定義

| 貸付対象 | 定義 |
|-------|---|
| 低所得階層 | 資金の貸付がなされても必要な支度を受けることにより独立生活できると認められる世帯であって、必要な資金を自ら借り受けることが困難な世帯（低所得民銀課税強度） |
| 障害者世帯 | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（既に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。）の属する世帯 |
| 高齢者世帯 | 65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上辨護または介護を要する高齢者等） |

※出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉制度 生活福祉資金について

- イ 資金種類・貸付条件
 - 貸付資金は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活支援資金の4種類である。
 - 各資金の概要や貸付条件は、下記図表3-3-11のとおりである。

図表3-3-11 生活福祉資金の種類別の概要と貸付条件

| 総合支援資金 | |
|----------|---|
| 生活支援費 | |
| 資金概要 | 生活支援までの間に必要な生活費用 |
| 貸付 | 貸付期間：月20万円以内、單身：月15万円以内 貸付期間：原則3か月（最長12か月） |
| 借還期限 | 最終貸付日から6か月以内 据置期間終後10年内 |
| 貸付利子 | 連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年1.5% |
| 連帯保証人 | 原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可 |
| 住宅入居費 | |
| 資金概要 | 賃金・礼金等住宅の賃料を結ぶため必要な費用 |
| 貸付 | 貸付期間：40万円以内 貸付日：生活支援費とあわせて貸し付ける場合は、生活支援費の最終貸付日）から6か月以内 |
| 借還期限 | 据置期間終後10年内 |
| 貸付利子 | 連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年1.5% |
| 連帯保証人 | 原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可 |
| 一時的生活支援費 | |
| 資金概要 | 生活を再建するため一時的に必要な日常生活費である費用 |
| 貸付 | ・就職・転職前としお施設等立替費用 ・滞納している公料金等の立替費用 ・債務整理するため必要な経費等 |
| 借還期限 | 貸付期間：60万円以内 貸付日：生活支援費とあわせて貸し付ける場合は、生活支援費の最終貸付日）から6か月以内 |
| 貸付条件 | 据置期間終後10年内 貸付利子：連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年1.5% |
| 連帯保証人 | 原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可 |
| 緊急小口資金 | |
| 資金概要 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となつた場合に貸し付ける少額の費用 |
| 貸付 | 貸付期間：10万円以内 貸付日から2か月以内 |
| 借還期限 | 据置期間終後12か月以内 |
| 貸付条件 | 貸付利子：無利子 連帯保証人：不要 |
| 連帯保証人 | |

| 福資金 | |
|------|--|
| 資金概要 | ・生業を営むために必要な経費 ・接客用備品や必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の修理費、補修等及び公営住宅の譲受けに必要な経費 ・福利用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国在留外国人係員の旅費並びにその旅費期間中の生計を維持するために必要な経費 ・負傷又は疾病的療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の修理費、給水機器等の更新費に必要な経費 ・就職、扶養所得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 |
| 貸付 | 貸付期間：500万円以内 |
| 借還期限 | 据置期間 貸付日：分譲による返済の場合には最終返済日）から6か月以内 |
| 貸付条件 | 償還期限 据置期間終後20年内 貸付利子 連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年1.5% 連帯保証人 原則必要。但し、連帯保証人なしでも貸付可 |
| 貸付 | 貸付期間：賃料期間 貸付日：分譲による返済の場合には最終返済日）から6か月以内 |
| 借還期限 | 据置期間 貸付日から2か月以内 償還期限 据置期間終後12か月以内 貸付利子 無利子 連帯保証人 不要 |

ウ 貸付状況について

平成27年度の県社協における生活福祉資金等の借入申込み及び貸付
決定状況は、下記の図表3-3-12のとおりである。

図表3-3-12 平成27年度の生活福祉資金等の借入申込み及び貸付決定状況

| | 資金の種類 | 申込状況 | | 貸付決定状況 | | 申込に対する決済率 (%) |
|--------------|------------|--|---------------|---------------|----------------|----------------|
| | | 件数 (人) | 金額 (千円) | 件数 (人) | 金額 (千円) | |
| 教育支援費 | 貸付期間 条件 | 高校：卒業後6か月以内 高専・短大・月6万円以内 大学：月6.5万円以内 | 41 11,187 | 37 13,490 | 90.2 553 | 120.6 100.0 |
| 就学支援費 | 貸付期間 条件 | 卒業後6か月以内 据置期間超過後20年以内 | 2 553 | 2 553 | 100.0 100.0 | |
| 賃料 | 貸付期間 条件 | 無利于子 連帯保証人 原則不要 | 16 1,969 | 13 1,517 | 81.3 81.3 | 77.0 |
| 生活支援費 | 貸付期間 条件 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 50万円以内 | 59 13,709 | 52 15,560 | 88.1 88.1 | 113.5 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 卒業後6か月以内 据置期間超過後20年以内 | 2 912 | 1 750 | 50.0 50.0 | 82.2 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 無利于子 連帯保証人 原則不要 | 1 1,519 | 1 1,519 | 100.0 100.0 | 100.0 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 低所得の高齢者世帯に對し、一定の居住用面積を担保として生活資金を貸し付ける資金 土地の諸権額の70%、月30万円以内、貸付期間：借受人の死ぬ迄までの期間 金利：貸付開始額に達するまでの期間 | 5 3,612 | 5 3,612 | 100.0 100.0 | 100.0 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 契約終了後3か月以内 据置期間終了時 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 0.0 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 年3%又は長期アライムレートの1.5倍が低い利率 必要 連帯保証人 必要 | 1 230 | 1 230 | 100.0 100.0 | 100.0 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 要保護の高齢者世帯に對し、一定の居住用面積を担保として生活資金を貸し付ける資金 土地及び敷地の諸権額の70%（集合住宅場合は50%）、生活規則額の1.5倍以内、貸付 期間：借受人の死ぬ迄までの期間又は貸付開始額に達するまでの期間 | 30 9,535 | 27 8,707 | 90.0 90.0 | 91.3 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 契約終了後3か月以内 据置期間終了時 | 12 3,702 | 9 2,652 | 75.0 75.0 | 71.6 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 年3%又は長期アライムレートの1.5倍が低い利率 必要 連帯保証人 必要 | 52 5,947 | 51 5,447 | 98.1 98.1 | 91.6 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 貸付期間 条件 | 要保護の高齢者世帯に對し、一定の居住用面積を担保として生活資金を貸し付ける資金 土地及び敷地の諸権額の70%（集合住宅場合は50%）、生活規則額の1.5倍以内、貸付 期間：借受人の死ぬ迄までの期間又は貸付開始額に達するまでの期間 | 0 0 | 0 0 | 0 0 | 0.0 |
| 緊急小口資金 | 貸付期間 条件 | 年3%又は長期アライムレートの1.5倍が低い利率 契約終了後3か月以内 連帯保証人 不要 | 171 15,673 | 147 13,533 | 86.0 86.0 | 86.3 |
| 緊急小口資金 | 合計 | 308 81,522 | 273 72,118 | 88.6 88.6 | 88.5 88.5 | |

※出典：厚生労働省 生活福祉資金貸付条件等一覧

| 教育支援費 | |
|--------------|---|
| 資金の概要 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校へ就学するのに必要な経費 |
| 貸付条件 | 高校：月3.5万円以内 高専・短大・月6万円以内 大学：月6.5万円以内 |
| 据置期間 | 卒業後6か月以内 |
| 償還期限 | 据置期間超過後20年以内 |
| 貸付条件 | 無利于子 連帯保証人 原則不要 |
| 資金の概要 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 |
| 貸付条件 | 50万円以内 |
| 据置期間 | 卒業後6か月以内 |
| 償還期限 | 据置期間超過後20年以内 |
| 貸付条件 | 無利于子 連帯保証人 原則不要 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 不動産担保型生活支援資金 |
| 資金の概要 | 低所得の高齢者世帯に對し、一定の居住用面積を担保として生活資金を貸し付ける資金 土地の諸権額の70%、月30万円以内、貸付期間：借受人の死ぬ迄までの期間又は长期アライム |
| 貸付条件 | 金利：貸付開始額に達するまでの期間 |
| 据置期間 | 契約終了後3か月以内 |
| 償還期限 | 据置期間終了時 |
| 貸付条件 | 年3%又は長期アライムレートの1.5倍が低い利率 必要 連帯保証人 必要 |
| 不動産担保型生活支援資金 | 不動産担保型生活支援資金 |
| 資金の概要 | 要保護の高齢者世帯に對し、一定の居住用面積を担保として生活資金を貸し付ける資金 土地及び敷地の諸権額の70%（集合住宅場合は50%）、生活規則額の1.5倍以内、貸付 |
| 貸付条件 | 期間：借受人の死ぬ迄までの期間又は貸付開始額に達するまでの期間 |
| 据置期間 | 契約終了後3か月以内 据置期間終了時 |
| 償還期限 | 年3%又は長期アライムレートの1.5倍が低い利率 契約終了後3か月以内 連帯保証人 不要 |

| 資金の種類 | | 申込状況 | | 貸付状況 | | 申込に対する決済率 | |
|---------------------------------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 件数 (人) | 金額 (千円) | 件数 (人) | 金額 (千円) | 件数 (%) | 金額 (%) | 件数 (%) | 金額 (%) |
| 教育費 | 249 | 28,591 | 246 | 27,532 | 98.8 | 96.3 | 93.3 |
| 高専 | 14 | 3,355 | 13 | 3,354 | 92.9 | 93.3 | 93.3 |
| 短大 | 74 | 19,765 | 69 | 18,880 | 93.2 | 95.5 | 95.5 |
| 大学 | 146 | 40,353 | 131 | 36,307 | 89.7 | 90.0 | 90.0 |
| 合計 | 483 | 92,304 | 459 | 86,073 | 95.0 | 93.2 | 93.2 |
| 就学支援費 | 302 | 118,501 | 299 | 116,532 | 99.0 | 98.3 | 98.3 |
| 高専 | 12 | 4,677 | 11 | 4,487 | 91.7 | 95.9 | 95.9 |
| 短大 | 76 | 28,495 | 71 | 26,475 | 93.4 | 92.9 | 92.9 |
| 大学 | 142 | 54,589 | 127 | 48,233 | 89.4 | 88.4 | 88.4 |
| 合計 | 532 | 206,262 | 508 | 195,727 | 95.5 | 94.9 | 94.9 |
| 不動産相場型生活資金 | 1,015 | 298,566 | 967 | 281,800 | 95.3 | 94.4 | 94.4 |
| 不動産相場型生活資金 要保護世帯向け不動産相場型生活資金 | 9 | 168,310 | 9 | 168,310 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 合計 | 1,400 | 602,466 | 1,304 | 554,367 | 93.1 | 92.0 | 92.0 |

※出典：平成27年度「生活福祉資金」「要保護世帯向け不動産相場型生活資金」借入及び貸付決定状況表

2 生活福祉資金原資の保有（国庫補助金等特別積立金）について

(1) 問題の所在

ア 生活福祉資金原資の保有（国庫補助金等特別積立金）の位置付け生活福祉資金会計準則平成22年3月12日付け社援発0312第4号「生活福祉資金貸付金の会計について」別紙1、平成27年3月31日改正、以下「会計準則」という）では、生活福祉資金貸付金について、以下のとおり規定している。

第2の4 (1) 貸付金について
貸付制度に基づき資金の貸付を行った場合には、その金額を固定資産に計上する。

第2の4 (4) 純資産の部について
純資産の部には、国庫補助金等特別積立金及び欠損補てん積立金を計上することとする。
①国庫補助金等特別積立金には、貸付資金に充てる目的として都道府県、指定都市から拠出された交付金の額を計上するものとする。

| | |
|--------|---|
| 教員等支給金 | ここでいう国庫補助金等特別積立金取崩事由の生活福祉資金（総合支援資金）運営要領第9の3の(3)に該当する場合には、当該金額に相当する国庫補助金等特別積立金を取崩すものとする。 |
| 就学支援費 | 第18 その他 (1) この事業の実施のために、市町村社協等の体制整備を図るための経費については、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して使用することを可能とする。 |

| | |
|--------|--|
| 教員等支給金 | 第9の3 (3) また、生活福祉資金（総合支援資金）運営要領（以下「総合支援資金運営要領」という）第9の3の(3)では、以下とおり規定している。 |
| 就学支援費 | 第9の3 (3) 県社協は、貸付金の償還免除等を行うに当たって欠損補てん積立金が不足する場合は、県知事に貸付資金（欠損補てん積立金から貸付資金に充当した額を含む。）の取崩しを協議し、県知事は貸付資金の取崩しについて厚生労働大臣の承認又は指示を受けた上で、県社協に対して承認又は指示を行うものとする。 |

イ 県社協の国庫補助金等特別積立金の状況
過年度の生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金の推移は、下記
図表3-3-13のとおりである。

| 図表3-3-13 過年度の国庫補助金等特別積立金の状況（単位：百万円） | | | |
|-------------------------------------|-------|-------|--------|
| 年度 | 国交付金 | 県補助金 | 期初残高 |
| 平成18年度 | - | - | 10,831 |
| 平成19年度 | - | - | 10,810 |
| 平成20年度 | - | - | 10,810 |
| 平成21年度 | 1,654 | 1,654 | 13,717 |
| 平成22年度 | - | - | 13,739 |
| 平成23年度 | 409 | 409 | 13,673 |
| 平成24年度 | - | - | 13,666 |
| 平成25年度 | 122 | 122 | 13,787 |
| 平成26年度 | 497 | 497 | 14,269 |
| 平成27年度 | - | - | 14,133 |
| | | | △135 |

※出典：生活福祉資金原資国庫補助金等特別積立金の動向

図表3-3-14 平成27年度の国庫補助金等特別積立金の

(単位：千円)

| 預金 | 種類 | 銀行 | 期首残高 | | 期末残高 |
|----|--------------|--|--|---|------|
| | | | (平成27年4月1日) | (平成28年3月31日) | |
| 預金 | 普通預金 通常預金 | A銀行 A銀行 B銀行 C銀行 C銀行 D銀行 D銀行 D銀行 | 819,846 23,449 480,364 98,142 79,370 469,381 58,162 430 | 834,765 25,282 1,405,800 36,707 970 509,453 65,007 430 | |
| | 合計 | | 2,029,147 | 2,878,397 | |
| | 定期預金 | A銀行 B銀行 D銀行 E銀行 | 2,500,000 1,250,000 0 1,539,975 | 1,500,000 0 2,800,000 | |
| | 合計 | | 5,289,975 | 4,300,000 | |
| | 総合計 | | 7,319,123 | 7,178,397 | |

※出典：月次試算表・平成28年3月分

平成18年度以降の期末残高は、100億円以上となつており、年々増額傾向にあり、平成27年度の期末残高は、約141億円となつてゐる。そのよう中でも、平成21年度、23年度、25年度、26年度に亘つて、県からは貸付原資を目的とした補助金が交付されている。

県は、国庫補助金等特別積立金が現在の金額となつた理由について、「昭和30年度の制度発足以降、平成15年度までほぼ毎年原資補助金を積み立て、生活福祉資金制度の拡充を図ってきた。さらに、平成21年度以降の制度の抜本的な見直し以来、貸付件数の大幅な増加に伴い、いくつかの都道府県社協で貸付原資の不足、将来的な不良債権の増加が懸念されたことから、国庫全額での積み増しが行われた。このように、国が、生活福祉資金制度の長期的・安定的な運営を図るために、国庫補助金を積み増してきたものである。」と説明している。

県社協の国庫補助金等特別積立金の運用状況
総合支援資金運営要領によれば、生活福祉資金貸付金の管理等について、以下のとおり規定している。

第9の5 資金の管理等

- (1) 県社協会長及び市区町村社協会長は、資金を貸付けの目的以外に使用してはならない。
- (2) 未貸付金は銀行への預金若しくは貯金又は、国債等元本が確実に保証される方法により保管する(円滑な貸付けが生じない範囲の額に限る。)ものとする。

また、会計準則においても、資金の管理について、以下のとおり規定している。

第3の1 資金の管理

- (1) 資金を貸付けの目的以外に使用してはならない。
- (2) 未貸付資金及び次損補てん積立特定資産は、銀行への預金、郵便貯金及び国債等の元本が確実に保証される方法により管理しなければならない。

平成27年度の県社協における生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金の主な運用資産の状況は、下記図表3-3-14のとおりである。

平成27年度期末残高において、普通預金が約28億円あり、定期預金が43億円の合計約71億円が流動資産として計上されている。

エ 平成27年度の国庫補助金等特別積立金の取崩し上記アのとおり、貸付要綱において、「この事業の実施のために、市町村社協等の体制整備を図るための経費については、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して使用することを可能とする。」(貸付要綱第18(1))とされている。

平成27年8月27日、同年3月26日付で厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室により発出された「平成27年度における生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩しに当たつての事務連絡について」に基づき、国と県が個別協議を進めた結果、県からの通知を受け、県社協は、同年9月7日開催の理事会にて補正予算の承認を得て、約1億3528万円(償還金収入の約35%)の原資の取崩

しを行っている。

オ 他の都道府県の国庫補助金等特別積立金の状況
平成26年度末の他の都道府県における生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金の状況は、下記図表3-3-15のとおりである。

図表3-3-15 他の都道府県の国庫補助金等特別積立金の状況
(単位：百万円)

| 番号 | 都道府県 | 生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金 | 番号 | 都道府県 | 生活福祉資金原資の国庫補助金等特別積立金 |
|----|------|----------------------|----|------|----------------------|
| 1 | 北海道 | 14,760 | 25 | 滋賀県 | 5,411 |
| 2 | 青森県 | 4,028 | 26 | 京都府 | 17,124 |
| 3 | 岩手県 | 8,848 | 27 | 大阪府 | 43,494 |
| 4 | 宮城県 | 11,564 | 28 | 兵庫県 | 20,102 |
| 5 | 秋田県 | 3,619 | 29 | 奈良県 | 3,795 |
| 6 | 山形県 | 4,617 | 30 | 福島県 | 2,169 |
| 7 | 福島県 | 19,359 | 31 | 鳥取県 | 1,378 |
| 8 | 茨城県 | 3,848 | 32 | 島根県 | 2,022 |
| 9 | 栃木県 | 3,268 | 33 | 岡山県 | 3,226 |
| 10 | 群馬県 | 2,717 | 34 | 広島県 | 5,034 |
| 11 | 埼玉県 | 10,961 | 35 | 山口県 | 3,514 |
| 12 | 千葉県 | 14,493 | 36 | 徳島県 | 3,943 |
| 13 | 東京都 | 32,633 | 37 | 香川県 | 3,001 |
| 14 | 神奈川県 | 14,269 | 38 | 愛媛県 | 5,407 |
| 15 | 新潟県 | 5,502 | 39 | 高知県 | 3,063 |
| 16 | 富山県 | 1,565 | 40 | 福岡県 | 13,683 |
| 17 | 石川県 | 3,849 | 41 | 佐賀県 | 2,844 |
| 18 | 福井県 | 1,565 | 42 | 長崎県 | 5,211 |
| 19 | 山梨県 | 1,464 | 43 | 熊本県 | 5,161 |
| 20 | 長野県 | 2,502 | 44 | 大分県 | 2,786 |
| 21 | 岐阜県 | 3,157 | 45 | 宮崎県 | 3,842 |
| 22 | 静岡県 | 7,186 | 46 | 鹿児島県 | 4,604 |
| 23 | 愛媛県 | 8,899 | 47 | 沖縄県 | 6,212 |
| 24 | 三重県 | 3,229 | | | |
| | 合計 | | | | 323,036 |

※出典：(県単)生活福祉資金貸付金所要(実績)額

県社協は、県に対し、平成27年度は、300万円の補助金を返還しており、これまでの補助金の返還額の合計は、3億2303万6000円となっている。

※出典：平成26年度末 都道府県別原資保有状況（生活福祉資金会計分）より

他の都道府県においても、大阪府の約434億円、東京都の約326億円をはじめとして、生活福祉資金原資の余剰が発生しており、全国で合計約3519億円にも上っている。

力 生活福祉資金県単独貸付金補助金の返還について
以前、県は、全国に先駆けて県単独生活福祉資金（以下「県単」という）の貸付けを行っていた。同貸付事業は、平成21年10月の制度改正以降に終了したが、既に貸し付けてある資金の償還が継続しており、余剰金（繰越金）が発生している。
そのため、生活福祉資金県単独貸付金補助金交付要綱第5条及び第6条に基づく協議により、下記図表3-3-16のとおり、県は、県社協に、補助金を返還させている。

図表3-3-16 生活福祉資金県単独貸付金補助金の返還状況

| 年度 | 返還金(単位：千円) | 年度 | 返還金(単位：千円) |
|--------|------------|--------|------------|
| 平成9年度 | 120,000 | 平成19年度 | 15,000 |
| 平成10年度 | 27,000 | 平成20年度 | 5,000 |
| 平成11年度 | 23,000 | 平成21年度 | 8,000 |
| 平成12年度 | 21,000 | 平成22年度 | 4,000 |
| 平成13年度 | 19,000 | 平成23年度 | 4,000 |
| 平成14年度 | 19,000 | 平成24年度 | 4,000 |
| 平成15年度 | 24,000 | 平成25年度 | 3,800 |
| 平成16年度 | 10,000 | 平成26年度 | 3,236 |
| 平成17年度 | 10,000 | 平成27年度 | 3,000 |
| 平成18年度 | 0 | 合計 | 323,036 |

労省で、貸付原資の返還等についても検討していくことである。

もとともに、直ちに貸付原資の返還等の措置が採られるわけではないと思われる一方で、生活福祉資金貸付金の貸付件数や貸付金額を増やす等により、貸付原資の余剰を積極的に活用する必要がある。全国の貸付原資の余剰が約3519億円にも上っているのは、生活福祉資金貸付制度があり知られないことが要因の一つとして考えられる。

そこで、県社協においては、貸付原資を有効に活用すべく、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して有効な広告媒体を活用するなど生活福祉資金貸付制度の周知のための一層の方策を探ることが望まれる。

ア 県社協には、生活福祉資金貸付金の原資に余剰が出ており、国庫補助金等特別積立金として、平成28年3月時点では143億5517万円あり、そのうち約28億円が普通預金、43億円が定期預金として運用されている。

県社協においては、貸付原資を有効に活用すべく、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して有効な広告媒体を活用するなど生活福祉資金貸付制度の周知のための一層の方策を探ることが望まれる。

イ 県社協が貸付原資の取崩しをするためには、県知事との協議、厚生労働大臣による承認又は指示が必要であり、県社協に取崩しの自由な裁量が認められていない上、上記手続を経て貸付原資の取崩しが行われたとしても、些少な金額にとどまっている（平成27年度は1%未満）。その一方で、毎年度ではないものの、貸付原資の補助金が交付され続けており、貸付原資の余剰は増加傾向にある。

ウ この点、「生活福祉資金貸付原資に対する会計検査院からの指摘とその対応について」（全国社会福祉協議会、平成28年10月19日付・全社民発第378号）、「生活福祉資金貸付原資に対する会計検査院からの意見について」（平成28年10月25日付・全社民発第385号）において、会計検査院から、各都道府県社会福祉協議会の保有原資の残高について指摘があり、意見書が公表された。同意見書においては、近年の生活福祉資金貸付金の貸付実績は全国的に減少してきており、原資の多くが預貯金や有価証券等による「保有資金」として運用されていたこと、調査対象となつた多くの都県において、現在保有している原資を保有し続ける必要性の低さについて指摘されている。

エ このような生活福祉資金貸付金の原資の余剰については、県単のよう に補助金を返還する等の処理も考えられるところであり、実際にも、上記会計検査院からの意見を受けて、全国社会福祉協議会では厚生労働省と協議の上、原資の保有基準を作成することとしており、今後、厚生労

【意見№.社1】

(2) 意見（生活福祉資金貸付制度の周知促進）

県社協には、生活福祉資金貸付金の原資が国庫補助金等特別積立金として、平成28年3月時点では143億5517万円あり、そのうち約28億円が普通預金、43億円が定期預金として運用されている。

県社協においては、貸付原資を有効に活用すべく、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して有効な広告媒体を活用するなど生活福祉資金貸付制度の周知のための一層の方策を探ることが望まれる。

3 国庫補助金等特別積立金明細書の作成について

(1) 問題の所在

社会福祉法人の会計についての基準である社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」という）によれば、国庫補助金等特別積立金の積立て及び取崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書を作成し、それらの内容を記載することとされている。

また、生活福祉資金の貸付に係る会計の取扱いを定めた会計準則及び生活福祉資金会計要領（以下「会計要領」という）によれば、生活福祉資金の貸付原資は、国庫補助金等特別積立金として計上するものとされている（会計準則第2の4（4）①）。

しかし、会計準則及び会計要領には、直接的に国庫補助金等特別積立金明細書を作成する旨の規定は置かれておらず、県社協においては、生

活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、国庫

補助金等特別積立金明細書が作成されていない。この点、会計準則及び

会計要領に記載がないからといって国庫補助金等特別積立金明細書の作成する必要はないのかが問題となる。

【指摘事項 No.社1】

(2) 指摘事項（国庫補助金等特別積立金明細書の不備）

県社協において、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、社会福祉法人会計基準に定められた国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。

生活福祉資金会計に関する、県社協の財務状況の透明性を確保し、その適法性・妥当性を適正に監視していくために、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金についても、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されなければならない。

ア 会計基準と会計処理について

会計基準及び会計要領を含む「生活福祉資金貸付金の会計について」は、平成22年3月12日付の社援発0312第4号として、各都道府県知事宛に厚生労働省社会・援護局長より通知が行われている。一方で、平成23年7月23日には、社会福祉法人会計基準が改正されて新会計基準となつており、平成24年4月1日から適用されている。

会計基準は、社会福祉法人における会計処理について、同一の法人の会計ルールが併存していること等により、様々な問題が指摘されていましたことから改正が行われた。この会計基準の基本的な考え方としては、(1) 社会福祉法人が行う全ての事業を適用対象とする、(2) 法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資するものとする点が掲げられている。

したがって、社会福祉法人の会計についても、まず会計基準を参照することともに、「会計基準に定めがない事項については、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行をしん酌しなければならない。」(会計基準第1項(1))とされている。

すなわち、生活福祉資金会計については、会計基準及び会計要領に従つていれば適正であるわけではなく、会計基準に照らして妥当であるかどうかがまず先に検討されなければならない。その上で、会計基準に定めがない事項については、従来の会計慣行であり、一般に公正妥当と認められる会計公準³³や会計要領をしん酌³⁴することとなる。

イ 国庫補助金等特別積立金明細書の趣旨

会計基準において、国庫補助金等特別積立金につき、明細書の作成が

³³ 会計公準とは、会計に関する諸原則が成立するための基本的前提を示しているもの。³⁴ なお、ここでは「適用」ではなく、「しん酌」とされているいる点にも留意が必要である。すなわち、会計準則等を導入するにあたり、会計基準の趣旨やその一般原則等に反する結果となるいかほどの「しん酌」において確かめることとなるはずである。

義務づけられているのは、年度内の積立て及び取崩しの推移を明らかにすることにより、財務状況の透明性を確保し、その適法性・妥当性を適正に監視する趣旨であると考えられる。生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金についても、その積立て及び取崩しに当たつて、その透明性を確保し、適法性・妥当性を確保する必要があり、上記趣旨は妥当するから、国庫補助金等特別積立金明細書は作成されなければならない。

4 国庫補助金等特別積立金明細書の作成方法について

(1) 問題の所在

ア 会計基準によれば、国庫補助金等特別積立金には、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等の額を計上するものとされている。

また、会計基準適用上の留意事項（運用指針）（以下「会計基準留意事項」という）によれば、国庫補助金等とは、「社会福祉施設等整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいうと解されている。

イ 他方で、上記第3の2(1)アのとおり、生活福祉資金の貸付原資も、国庫補助金等特別積立金として計上するものとされている。

ウ すなわち、県社協における国庫補助金等特別積立金には、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金と生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金が含まれている。

ウ 現状、県社協においては、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金については、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されているものの、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金については、国庫補助金等特別積立金明細書が作成されていない。

(2) 意見（国庫補助金等特別積立金明細書の適切な作成方法）

イ 生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金と固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金について国庫補助金等特別積立金明細書を作成する際には、両者を混同することがないよう区別して計上することが望ましい。

上記3の指摘事項で述べたとおり、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金について、国庫補助金等特別積立金明細書を作成すべきであるから、明細書においては、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金と混同することがないよう両者を区別して計上することが望ましい。

なお、県社協では、生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等特別積立金は、「生活福祉資金特別会計」で、固定資産の取得を目的とする国庫補助金等特別積立金は、「生活福祉資金特別会計」でそれぞれ計上しており、会計単位での作成が求められる貸借対照表や事業活動計算書においては両者を区別された形で計上していることである。

(1) 問題の所在

健全債権と長期滞留債権について会計準則によれば、県社協が貸付制度に基づいて貸付けを行った貸付金額のうち、下記図表3-3-17の各事実が発生した場合には、その事実が発生した事業年度末において当該貸付金の額を「長期滞留債権」に振替え、「健全な債権」(長期滞留債権以外の債権をいう。)と区別しなければならないとされている。

図表3-3-17 長期滞留債権の分類と定義・判断基準

| | |
|---------------|--|
| 徴収不能のおそれのある債権 | 自己破産の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権 |
| ア | この場合に、「債務の弁済に重大な問題が生じている」とは、債務の弁済がおおむね1年以上(償還実績のない貸付債権については償還開始予定期日から、一部償還実績のある貸付債権については最終償還日から1年)延滞している場合等が考えられる。 |
| イ | 自己破産には至っていないが、償還免除の適格要件に合致する等、貸付金の回収が極めて困難と認められる債権をいう。 |
| ウ | 債権が極めて高い可能性がある等、貸付金の回収が極めて困難と認められる債権をいう。 |

県社協の長期滞留債権の状況について

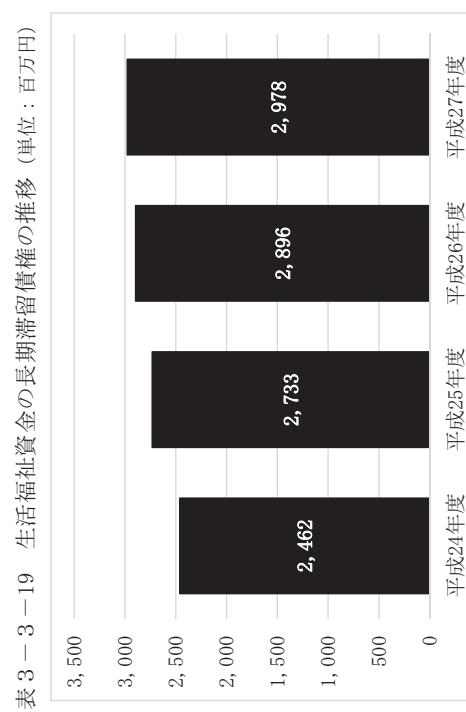
(ア) 平成26年度及び平成27年度の生活福祉資金貸付金の長期滞留債権の内訳は、下記図表3-3-18のとおりであり、平成27年度末は平成26年度末に比べて総合支援資金を中心とした増加している。

図表3-3-18 平成26年度及び平成27年度の長期滞留債権の状況
(単位:千円)

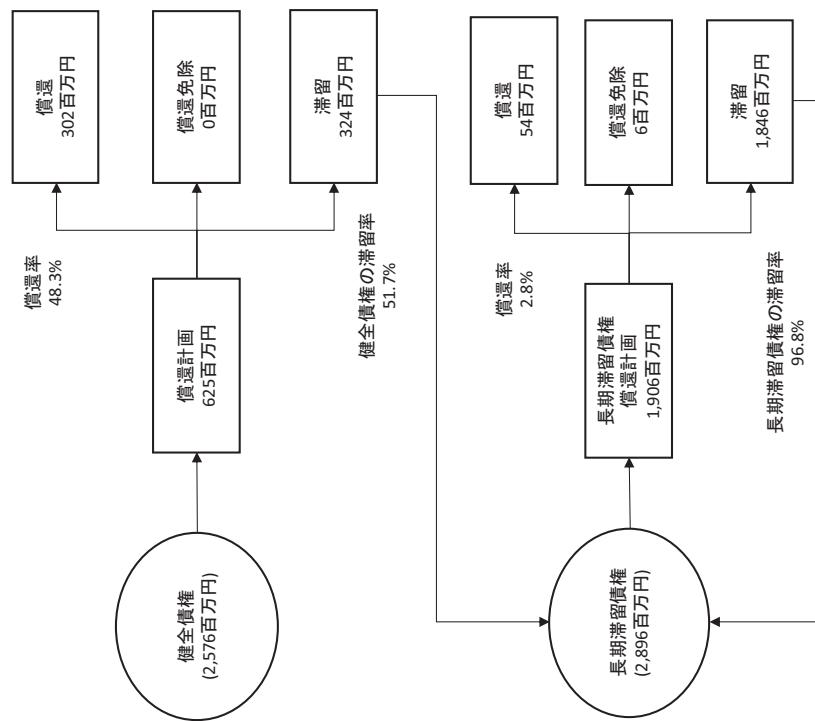
| 資金名 | 平成26年度末 | 平成27年度末 | 増減 |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 総合支援資金 | 1,301,092 | 1,347,609 | 46,517 |
| 教育支援資金 | 825,900 | 845,369 | 19,469 |
| 離職者支援資金 | 325,479 | 325,583 | 104 |
| 福祉資金 | 233,441 | 242,290 | 8,849 |
| 更生資金 | 63,018 | 64,333 | 1,315 |
| 緊急小口資金 | 58,265 | 61,460 | 3,195 |
| (障害者)更生資金 | 31,530 | 32,315 | 784 |
| 療養・介護資金 | 29,866 | 29,902 | 35 |
| 生活資金 | 13,683 | 14,151 | 467 |
| 福祉資金(住宅) | 12,053 | 11,053 | △999 |
| 生活復興支援資金 | 0 | 1,958 | 1,958 |
| 災害援護資金 | 1,732 | 1,730 | △2 |
| 合計 | 2,886,062 | 2,977,757 | 81,695 |

※出典:生活福祉資金貸付残高調整表(平成27年度)

(イ) 過年度の生活福祉資金の長期滞留債権の推移は、下記図表3-3-19のとおりであり、過去4年間は毎年増加していることがわかる。



図表3-3-21 平成27年度の生活福祉資金貸付金のフローチャート



| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 期末残高 | 2,461,634 | 2,732,539 | 2,886,062 | 2,977,757 |

※出典：生活福祉資金長期滞留債権の動向

ウ 平成27年度の生活福祉資金貸付金の償還状況について
平成27年度の生活福祉資金貸付金の償還状況は、下記図表3-3-20
のとおりである。

図表3-3-20 生活福祉資金貸付金の償還状況 (単位:千円)

| 区分 | 償還額 | | 償還実績 (償還免除を除く) | 償還率 (%) | 償還免除 元金 | 償還免除 比率 (%) |
|-----------------|-----|-----------|-------------------|------------|------------|----------------|
| | 元金 | 元金 | | | | |
| 健全債権 償還期限内 | 当年度 | 345,254 | 236,128 | 68.39 | 88 | 0.03 |
| | 過年度 | 117,964 | 39,519 | 33.50 | 16 | 0.01 |
| 長期滞留債権 償還期限後 | 当年度 | 162,604 | 26,569 | 16.34 | 0 | 0.00 |
| | 小計 | 625,833 | 302,217 | 48.29 | 105 | 0.02 |
| 長期滞留債権 償還期限内 | 当年度 | 184,888 | 6,362 | 3.44 | 2,763 | 1.49 |
| | 過年度 | 648,916 | 23,182 | 3.57 | 1,933 | 0.30 |
| 長期滞留債権 償還期限後 | 当年度 | 1,072,200 | 24,646 | 2.30 | 1,243 | 0.12 |
| | 小計 | 1,906,005 | 54,191 | 2.84 | 5,940 | 0.31 |
| 合計 | | 2,531,829 | 356,409 | 14.08 | 6,045 | 0.24 |

※出典：生活福祉資金貸付金償還状況表（会計年度別）2016年7月度

エ 上記図表3-3-20より、平成27年度の償還状況を分析すると、健全債権については6億2500万円の元金を償還する計画としたが、償還実績は3億0200万円であり、償還率は約48.3%である。このことから、償還計画通りに償還できず帶留するものが償還免除を除いても3億2400万円余になるということであり、その割合は51.7%となる。

そして、長期滞留債権となっている債権については19億0600万円の元金について償還する計画としたが、償還実績は5400万円であり、その償還率は僅か2.8%である。なお、償還免除となる600万円を除く18億4600万円は、引き続き長期滞留債権として計上され続けることになるが、その割合は償還計画の96.8%に達する。この流れを図示すると下記の図表3-3-21のようになる。

※出典：平成27年度の生活福祉資金貸付金の償還状況。貸付金、長期滞留債権の()内の金額は、平成27年度の期首残高（生活福祉資金会計、平成27年4月1日時点）を表している。

オ なお、平成27年度における償還免除・償還猶予・延滞利子免除の件数、金額及び各免除・猶予の理由等の内訳は、下記図表3-3-22、3-23、3-24のとおりである。

図表3-3-22 債還免除の理由別の件数及び金額 (単位:千円)

| 償還免除 | | |
|-----------------------|-----|-------|
| | 件数 | 免額額 |
| ①借受人死亡・相続人・連帯保証人が償還困難 | 13件 | 5,715 |
| ②期限到来後2年以上経過、借受人所在不明 | 1件 | 98 |
| ③生活状況・心身の状況等から償還困難 | 1件 | 207 |
| ④免責処分となつている事案 | 4件 | 1,115 |
| ⑤その他 | 1件 | 54 |
| 合計 | 20件 | 7,191 |

図表3-3-23 延滞利子免除の理由別の件数及び金額 (単位:千円)

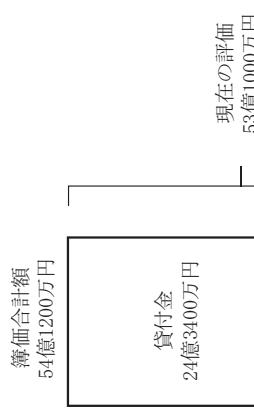
| 延滞利子免除 | | |
|--------------------|-----|-------|
| | 件数 | 免額額 |
| ①連帯保証人が元利金を返済 | 4件 | 692 |
| ②債務関係者が行方不明 | 2件 | 29 |
| ③要援護状態であるもので低収入の場合 | 7件 | 3,385 |
| ④その他運営委員会が適当と認めるもの | 2件 | 34 |
| 合計 | 15件 | 4,142 |

図表3-3-24 債還猶予の理由別の件数

| 債還猶予 | | |
|-----------------------------------|-----|--|
| | 件数 | |
| ①疾病、失業等やむを得ない理由によるもの | 19件 | |
| 編入・浪入等による進学 | 14件 | |
| 出産・入院等による償還困難 | 2件 | |
| 収入減と生活費負担増 | 3件 | |
| ②大学及び専修学校に進学したもの(最終償還期間に「就学」した場合) | 31件 | |
| 合計 | 50件 | |

力 平成28年3月31日の貸借対照表では、貸付金24億3400万円と長期滞留債権29億7800万円の資産に対して、その評価性引当金である徴収不能引当金1億200万円が控除された差額である53億1000万円が貸借対照表計上額となっている。全体のおよそ1.9%が徴収不能として引き当てられている計算となるが、これが平成27年度の償還実績と比べて妥当な引当てであるか否かが問題となる。

図表3-3-25 平成27年度の貸借対照表上の評価額



※出典：平成27年度の生活福祉資金貸付金の償還状況、貸借対照表（生活福祉資金会計、平成28年3月31日時点）

キ 徴収不能引当金の算定方法の会計基準と会計準則との比較
会計基準によれば、徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する（会計基準別紙2参照）。それ以外の債権（以下「一般債権」という）については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上するとされている（会計基準運用上の取扱い18（2）参照）。つまり、個別の債権についてそれぞれ徴収の可能性を評価する方法（以下「個別見積法」という）を原則としつつも、債権の回収可能性に疑義のない債権については過去の徴収不能額の発生割合（以下「徴収不能実積率」という）を用いる方法（以下「徴収不能実積率」「徴収不能実績率による方法」という）が適用されることとなる。
これに対して、会計準則に定められた徴収不能引当金の算定方法は、下記図表3-3-26のとおりである。

図表3-3-26 会計準則の徴収不能引当金の算定方法

【徴収不能見込額の算定方法】

健全な債権に係る徴収不能見込額 (A')

+ 過去の徴収不能発生割合 (a)

(=その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度の金銭債権の徴収不能額÷その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度終了の時ににおける金銭債権の帳簿価額の合計額)

=

徴収不能見込額

【健全な債権に係る徴収不能見込額 (A') の算定方法】

健全な当年度末債権額 (A)

× 過去の徴収不能発生割合 (a)

(=その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度の金銭債権の徴収不能額÷その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度終了の時ににおける金銭債権の帳簿価額の合計額)

=

健全な債権に係る徴収不能見込額 (A')

【徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (B') の算定方法】

徴収不能のおそれのある当年度末債権額 (B)

×

過去の徴収不能発生割合 (b)

(=その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度の金銭債権の徴収不能額÷その会計年度開始の日前3年以内に開始した各会計年度終了の時ににおける金銭債権の帳簿価額の合計額)

=

徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (B')

【徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (C') の算定方法】

$$\underline{121,561 \text{千円 (C)}} - 29,733 \text{千円 (c)} = \underline{\underline{91,828 \text{千円 (C')}}}$$

※平成27年度生活福祉資金徴収不能引当金の設定について

【指摘事項No.社2】

(2)

指摘事項 (生活福祉資金貸付金の評価と徴収不能引当金の計上)

生活福祉資金貸付金の徴収不能引当金を考慮した後の貸借対照表計上額は53億円だが、これは包括外部監査人が貸付金債権の将来キャッシュフローから合理的に算定した価額である約27億円と比べて著しく乖離している。事業活動報告書において長年にわたり多額の損失計上が繰り延べられていることとなり、財務諸表利用者に生活福祉資金会計の正しい財政状態を開示しているとは到底言えず、不適正である。

現在の貸付金・長期滞留債権の中には引当不足の「徴収不能の可能性が極めて高い債権」が含まれているはずであるから、このような債権の評価を見直し、実態に即した評価額で計上すべきである。また、その他の債権の徴収不能引当金の見積り根拠である徴収不能実積率もこのような実態に基づき修正されるべきである。

※出典：徴収不能引当金の算定方法について

上記のうち、(C) 徴収不能の可能性が極めて高い債権は、個別見積

法となっており、(A) 健全な債権と (B) 徴収不能のおそれのある債権は、徴収不能実績率による方法が採用されている。

ク 県社協における平成27年度の徴収不能引当金の内訳は、会計準則に従って計算されており、下記図表3-3-27のとおりである。これによると、個別見積法が採用された対象債権の総額は約1億2100万円であり、その徴収不能見込額は約9100万円である。そして、それ以外の債権は徴収不能実績率によっているが、その徴収不能率は健全な債権について0.16%、徴収不能のおそれのある債権について0.23%にすぎない。

図表3-3-27 徴収不能引当金の内訳 (平成27年度)

| | |
|---|-----------------------|
| 【徴収不能引当金の内訳】 | |
| 徴収不能引当金 | 101,693千円 |
| = | 下記、(A') (B') (C') の合計 |
| 健全な債権に係る徴収不能見込額 (A') | |
| 1,803,536千円 (A) ×0.16% (a) = | <u>3,013千円 (A')</u> |
| 【徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (B') の算定内容】 | |
| 2,855,993千円 (B) ×0.23% (b) = | <u>6,851千円 (B')</u> |
| 【徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額 (C') の算定方法】 | |
| 121,561千円 (C) - 29,733千円 (c) = | <u>91,828千円 (C')</u> |

※平成27年度生活福祉資金徴収不能引当金の設定について

PV (%) を表す式は以下のように整理して示すことができる。

ア 長期滞留債権の理論的な評価額についての考察
上記図表3-3-21(平成27年度の生活福祉資金貸付金のフローーチャート)に示したとおり、生活福祉資金貸付金は償還計画通りに弁済されない債権が多く、平成27年度の実績でも健全債権のうち51.7%が滞留している。さらに、長期滞留債権となつた場合には償還計画に従つた元本の償還率は2.8%程度となり、償還免除を除く96.8%が翌年以降も滞留を続けることとなる。
ここで、長期滞留債権の理論的な評価額の割合PV (%)は、以下の数式で示すことができる。

$$PV = 2.8\% + \frac{96.8\% \times 2.8\%}{1+r} + \frac{96.8\%^2 \times 2.8\%}{(1+r)^2} + \frac{96.8\%^3 \times 2.8\%}{(1+r)^3} + \dots$$

この式で初項2.8%は元本に対する償還率であり、長期滞留債権の初年度の償還割合を示している。また、第2項の分子にある96.8%は、滞留率であり、それに償還率2.8%を乗じたものは、初年度の長期滞留債権に対する翌年度の償還割合を示しているが、貨幣の時間的価値とリスクプレミアムを考慮するため割引率rにより現在価値に引き戻している。

さらに、第3項以下では翌々年度以降の償還割合の現在価値が続くことになり、PV (%)はこれらの将来の弁済額の現在価値合計の割合³⁵となる。

- イ 理論的な評価に用いられるべき合理的な割引率について
上記アで算定したPV (%)を求めるためには、貸付金債権に適用される期待利回りを割引率rに代入する必要があるが、生活福祉資金会計の保有する貸付金債権の期待利回りを客観的に示す活発な市場は我が国には存在しない。
しかし、将来キャッシュフローを生じる資産の期待利回りは、貨幣の時間的価値とリスクプレミアムの合算で求めることができる。

$$\text{割引率} r = \text{貨幣の時間的価値 } R_f + \text{リスクプレミアム } P_m$$

ここで、貨幣の時間的価値Rfは、長期国債利回りを参考に0.5%とし(平成28年3月31日時点の25年国債利回り0.526%参考)、リスクプレミアムはジャンク債の活発な市場が成立している米国の指標と米国債との利回りの格差(スプレッド)を参考に4.5%とおく(平成28

³⁵ 後述する生活福祉資金会計準則では、長期滞留債権とされた貸付金に係る貸付金利子は未収計上を行わないものとされ、また、延滞利子の未収計上も行わないことになっているので、ここでは利息に関するキャッシュフローは生じる可能性が極めて低いとみなし、考慮しない。

年9月23日時点の米国ハイールド債指数4.76%参考)ことで、割引率を少なくとも5%と見積もることとした。

$$r = Rf(0.5\%) + Pm(4.5\%) \approx 5\%$$

なお、生活福祉資金会計の保有する長期滞留債権の償還率は米国で市場が成立しているハイールド債に比べてよりリスクが高いと思料されるが、ここでは、あくまでもリスクプレミアムの下限としての水準として保守的に求めている。

ウ 貸付金債権の理論的な評価額の試算結果

割引率5%を上記アの⑤式に代入すると以下となる。

$$PV = \left(\frac{96.8\%}{5\% + 3.2\%} + 1 \right) \times 2.8\% = 35.9\%$$

このとき、生活福祉資金会計の貸付金の合理的評価Vは以下で表せる。なお、貸付金簿価に乗ずる48.3%は健全債権の償還率であり、51.7%は滞留率である。

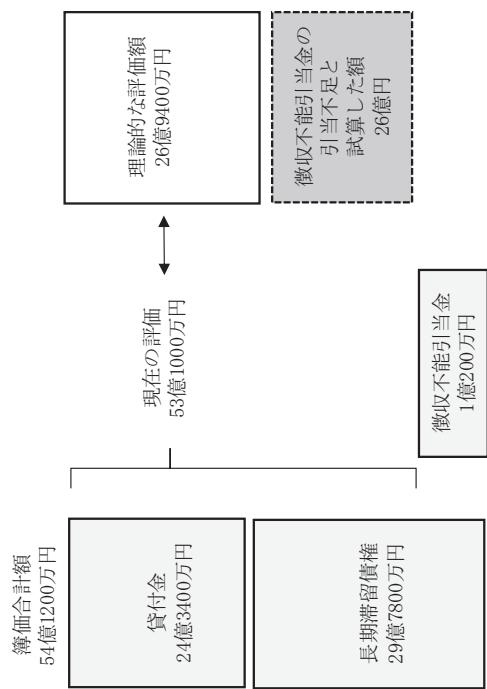
$$\begin{aligned} V &= \text{貸付金簿価} \times 48.3\% + (\text{貸付金簿価} \times 51.7\% + \text{長期滞留債権簿価}) \\ &\quad \times 35.9\% \\ &= 24 \text{億} 3400 \text{万円} \times 48.3\% + (24 \text{億} 3400 \text{万円} \times 51.7\% + 29 \text{億} 7800 \text{万円}) \\ &\quad \times 35.9\% \\ &= 26 \text{億} 9448 \text{万円} \end{aligned}$$

エ 貸借対照表計上額との差額の分析

上記図表3-3-25(平成27年度の貸借対照表上の評価額)で示したとおり、生活福祉資金会計の貸借対照表上の貸付金債権の評価額は、貸付金24億3400万円と長期滞留債権29億7800万円の合計額54億1200万円から、評価性引当金である徴収不能引当金1億0200万円を控除した53億1000万円である。

一方で、上記ウで算出した貸付金債権の理論的な評価額は26億9448万円であり、差引26億円余(53億1014万円 - 26億9448万円)が過大に計上されていると試算される。

図表3-3-28 貸借対照表計上額と理論的な評価額との差額



図表3-3-26 徴収不能引当金の算定方法に示したとおり、生活福祉資金特別会計の徴収不能引当金は、健全な債権に係る徴収不能見込額(A')と、徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額(B')、徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額(C')の合計額である。

上記図表3-3-27の徴収不能引当金の実際の内訳をみると、健全な債権及び徴収不能のおそれのある債権の過去の徴収不能発生割合が僅か0.16%、0.23%に過ぎないため、それぞれ301万円(A')、685万円(B')と少額の引当額となっている。

これは生活福祉資金貸付金の償還免除実績が少ないとみても徴収不能にならずに文字通り長期に滞留して損失処理が先送りされている債権が計上され続けており、分子の徴収不能額の実績に反映されないことが原因である。

この点、分子に確定的な徴収不能額のみを計上し、実質的に回収不能な損失を考慮していない現状の徴収不能発生割合は実態と乖離していると言わざるを得ない。

また、こうした損失の計上が先送りされている債権は徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額(C')として個別に資

(償却・引当 (別表2) 1.一般貸倒引当金内)」とされており、貸倒実績率の分子には直接償却額のほか間接的な損失も含まれる。そして、この場合には個別貸倒引当金への繰入額も間接的な損失に含まれる実務となっている。

こうした会計慣行を参考に、健全な債権に係る徴収不能見込額 (A') と、徴収不能のおそれのある債権に係る徴収不能見込額 (B') の算定上の徴収不能実績率も下記図表3-3-29のとおり見直すべきである。

図表3-3-29 徴収不能実績率の従来の方法とるべき方法

| 従来の徴収不能実績率の算定方法 | | 徴収不能実績率の従来の方法とるべき方法 | |
|---------------------|-------|--|-------|
| 分子 | 分母 | 分子 | 分母 |
| 徴収不能実績額 (=徴還免除の実績額) | 債権簿合計 | 徴収不能実績額 (=徴還免除の実績額) +個別見積法による徴収不能見込額 (C') として計上した実績額=間接的な損失 | 債権簿合計 |

一般に公正妥当と認められる会計基準適用の基本的な考え方「社会福祉法人の会計に限らず、広く「一般に公正妥当と認められる会計基準」の適用に当たっては、会計公準や一般原則とよばれる原理原則がもともと上位の概念に置かれている。そして、具体的な会計手続を定めた適用指針やその他のガイドラインはその下位に位置することになる。この点、具体的な会計手続を示した規定である会計準則や要領に形式的に従つたとしても、実質的に一般原則に反するものであれば、一般に公正妥当と認められた会計基準に照らして適正でないと判断するのが会計理論の枠組みと言える。このことから、生活福祉資金の貸付金の貸借対照表価額は、たとえ形式的に会計基準に従ついても、会計基準の一般原則の中でも最も高位の概念である真実性の原則に反するものとされるため、適正でない。

更に、財務諸表の作成責任は一義的には県社協の理事長にあることから指摘事項として述べることとした。

ただし、生活福祉資金の貸付金については全国の都道府県社会福祉協議会が統一された方法により会計処理を行つており、徴収不能引当金の計上不足に係る問題は、県社協のみの問題ではない。本論点を明らかにすることにより、全国社会福祉協議会による適切な会計のルールが整備されることを望みたい。

資産価値の減損額が評価されるべきであるが、その金額も合計でも9100万円に過ぎない。

当該価額の適切性については個別債権の評価を厳密に行わない限り具体的には判明しないことではあるが、償還実績から鑑みて評価が甘い可能性が高く、貸付金債権の理論的な評価額とあまりにも乖離して計算上されている実態は是正されて然るべきである。

オ 生活福祉資金会計準則の取扱いについて

会計要領に係る会計の取扱いについては、会計準則における会計処理も、当該会計準則に合致するように算定していることである。

この点、包括外部監査人が貸付債権の理論的な評価額の算定手法として用いた将来キャッシュフローの合理的な見積りによる評価モデル³⁶は、徴収不能引当金の具体的な見積り方法として規定されたものとは異なる点は留意が必要である。

ただし、社会福祉法人会計基準には一般原則として「財務諸表は、資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。」とする真実性の原則が掲げられているし、社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A（日本公認会計士協会、非営利法人委員会研究資料5号）1.に記載があるとおり、金融商品の時価会計は社会福祉法人に導入されている。

そのため、県社協の会計実務上は、当該準則や会計基準の枠内でも、できるだけ理論的な評価額である時価に整合する価額で開示できるよう徴収不能引当金の見積り方法（具体的には「徴収不能の可能性が極めて高い債権に係る徴収不能見込額 (C')」）の評価を見直すべきである。

なお、同様に広く貸付債権を保有する金融機関の実務の参考とされている「金融検査マニュアル」（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル、平成27年11月）においては「貸倒実績率による方法を採用している場合は、貸倒損失額として、直接償却額、間接償却額、債権放棄額、債権売却損額等の全ての損失額が反映されているかを検証する。

³⁶ 本報告書において包括外部監査人が参考にした資産評価方法の考え方は、企業会計の金融商品会計において広く貸倒引当金の「キャッシュフロー・見積法」として知られているものに類似した方法と言える。

6 生活福祉資金貸付金の償還手続について

(1) 問題の所在
県社協は、生活福祉資金貸付金の督促に關して、毎年7月・12月の年2回、6回以上の滞納者を対象として、督促状による通知を実施している。平成27年度に発送した督促状は、延べ10,425通のことである。

また、初期滞納督促として、償還開始初回から3回連続滞納者を対象として、通知文送付や市区町村社協と協力しての滞納世帯との懇談機会などを設けていることである。平成27年度に発送した通知文は、205通のことである。

しかし、初期滞納督促は、担当の市区町村社協が対応するときには滞納が既に5回目に相当する月に該当してしまう問題点があった。そこで、平成27年度から、担当の市区町村社協による取組状況の把握・借受者の生活課題の早期把握・償還率の向上・滞納の長期化予防を目的として、初回滞納調査を開始したことである。平成27年度の調査件数は、283件である。

県社協によれば、この初回滞納調査により、「平成26年度の初期滞納率の平均率は29%であったが、…平成27年度は23%と微減…となつている。」とのことである。

【意見№.社3】

(2) 意見（生活福祉資金貸付金の督促方法の更なる検討）

生活福祉資金貸付金の低い償還率からして、現状の督促状況は十分とはいえない。

償還率を上げるために、滞納に対する初期対応が重要であり、初回滞納調査や初回から3回連続滞納者に対する初期滞納督促だけでなく、初回から5回までの滞納者に対して、滞納の都度、県社協から督促状を送付するなどその他の督促方法の実施を検討されたい。

平成27年度から実施している初回滞納調査の有効性は一定程度認められるものの、貸付金の償還率を向上させるための方法としては十分とはいえない。

包括外部監査人が督促状況について実査したところ、初回から3回連続滞納者を対象とした初期滞納督促以外に、初回から5回までの滞納者を対象とする県社協からの督促状の送付は、積極的に行われていないよう見受けられた。現状の督促状況によると、例えば、初回のみ支払い、

2回目以降支払っていない滞納者に対しては、6回以上の滞納者とならない限り、督促状が送付されないことが多いことになる。

貸付金の償還については、一度滞納が発生すると、その後も滞納が続く可能性が高く、その滞納が長期化すればするほど償還は困難な状況に陥るものである。
償還率を上げるために、滞納に対する初期対応が大切であり、書面での督促には有用性が認められ、県社協の債権管理システム上、滞納回数別の滞納者を抽出し、その一覧を作成し、督促状等の書面に入力すること自体は困難なことではない。
したがって、初回滞納者に対する初回滞納調査は継続しつつ、初回から5回までの滞納者に対する初期滞納督促を実施するなど現状以上の督促方法の実施を検討されたい。

7 生活福祉資金貸付金の管理システムについて

(1) 問題の所在

ア 情報システムの必要性

生活福祉資金会計における貸付金債権は主に生活困窮者に対する資金の一時的な貸与等により生じているものであり、その内訳は小口で多数の項目となる。こうした多数の債権はその償還スケジュールや償還状況、債権金額等の項目を情報システムによりデータ保管や処理がなされ、効率的に管理されている。そして、小口債権の督促業務に用いる滞留債権のリストや、債権評価に必要となる長期滞留債権額等のデータは当該情報システムから求められる。当然、そうした業務は情報システムの正確性に依拠して行われることになる。

イ 生活福祉資金会計での情報システムの構成

生活福祉資金会計の業務に関して用いられる情報システムの構成は下記図表3-3-30のとおりである。

生活福祉資金会計での情報システムは、①神奈川県独自業務のシステム（以下「一次システム」という）から構成されている。

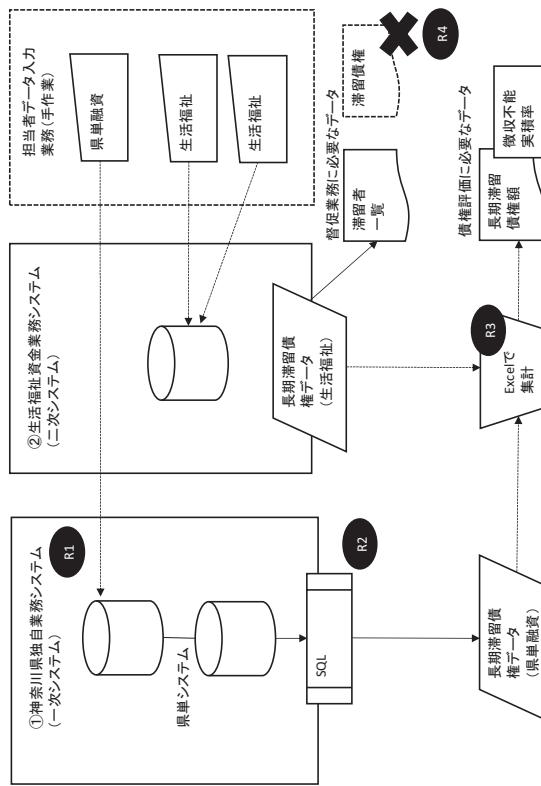
一次システムは、神奈川県が行った県単生活福祉資金に関する債権情報に関するデータベース（以下「県単システム」という）を含んでいる。

現在では、県単生活福祉資金を新たに貸付けていないため、業務担当者はこのシステムに過去に貸出した債権の償還状況を入力している。また、二次システムは、全国社会福祉協議会の傘下の他県の社会福祉協議会でも用いる共通のシステムであり、県単ではない生活福祉資金を管理して

を行うため、また、財務報告に関する必要な債権総額や収取不能引当金の算定を適切に行うために、県単と生活福祉資金を併せたデータを生成する必要がある。そこで、現在は一次システムのデータベースからSQLデータ加工³⁸により必要なデータを抽出している。こうしたSQLプログラムの作成は外注業者により行われており、県社協ではSQLプログラムの正確性をチェックすることができない。

更に、SQLにより抽出されたデータは二次システムのデータと表計算ソフトを用いて合算している。

図表3-3-30 生活福祉資金会計システムに関するフローチャート



ウ 一次システムについて
県単システムを含む一次システムは、現行サポートされているオペレーションシヨンシステム上では動作しない古いものである。そのため、旧オペレーションシヨンシステム上でエミュレーション³⁷して実行している。また、二次システムとのデータベースの共通化は行われていない。

しかし、貸付金に関しては、適時適切に回収状況を把握して督促業務

³⁷ エミュレーションとは、特定のハードウェアやOS向けに開発されたソフトウェアを、本来の仕様とは異なる動作環境で疑似的に実行させることである。

[意見 No.社4]

(2) 意見 (生活福祉資金貸付金の管理システムの脆弱性)

生活福祉資金貸付金の管理システムは、公表資料の全ての数値の基礎となるものであるから、その正確性を担保するためのシステム監査を実施することが望まれる。また、監事は、会計監査人による会計監査上、資金管理システムに係る監査手続が適切に行われているかについて報告を受け、評価することが望ましい。

ア 重要なシステム上のリスクと統制上の不備について
上記図表3-3-30のフローチャート上には、包括外部監査人が考える個々の重要なリスクポイントR1～R4を記載している。
(R1)：まず、一次システムは現行サポートされていないオペレーションシステム上で動作しているものであり、最新のセキュリティー上の要請に適った堅牢性を満たしているか、また、データの完全性や正確性、さらにはデータベースの改ざんや消失リスクを防いでいるかといった多々の情報システムのリスクが定期的に評価・点検されている必要がある。

もちろんこれは二次システムについても同様であるが、全国的に採用されており、現在進行形で保守・開発が行われている最新バージョンである二次システムよりも、神奈川県単独である一次システムは相対的にリスクが高い。こうした点についての評価は行われていない。

(R2)：次に、一次システム内のデータベースからSQLにより取り出されるデータの正確性については内部で検証が加えられない。少なくとも算定されているデータについて、県社協の内部でどのような加工が行われているのか理解し、元資料から再現できる必要性がある

³⁸ SQLは、データベース管理システムにおいて、データ操作・定義を行うコンピュータ言語である。

が、ブラックボックス化しており誰も分からず。外注業者により作成されているからといって、検収や評価を経ずに用いるべきではなく、可能であれば自らデータの正確性を検証するか、第三者により評価を行うことがある。

(R3)：三つ目に、取り出したデータを表計算により加工して財務報告用のデータを集計しているが、手作業が介在する場合には誤謬が生じているリスクが相対的に高い。データを加工するスプレッドシートは作成担当者の手により処理がブラックボックス化しており、共通文書化して管理されていない。

(R4)：そして、最後に、債権については年齢調べ³⁹の統制を敷くことが一般的に行われている有効な発見的統制活動と思われるが、こうした統制活動を可能とするための滞留債権年齢表⁴⁰を作成されていない。

イ システム監査の未実施について
生活福祉資金会計での種々の業務はこれら債権管理システムの業務プロセスや、一次システムと二次システムの正確性に依存している。しかしながら、県社協の説明によれば、こうしたシステムに対してシステム監査を実施したことがないことである。内部監査の一環として実施することを検討されたい。

また、生活福祉資金会計における財務報告上の貸付金勘定の実在性や正確性を担保するための重要な内部統制の構成要素である当該システムについて、会計監査人からの定期的な監査手続の対応を受けている記録がない。財務報告上、重要な勘定科目となる貸付金・長期滞留債権の実在性に關して適切な内部統制に依拠した監査が行われているか、監事は会計監査人とコミュニケーションを図り評価することが望ましい。

8 生活福祉資金貸付補助事業に関する監督について
(1) 問題の所在
ア 貸付事務の委託について
県社協は、生活福祉資金等の貸付事務の一部を市区町村社会福祉協議会(以下「市区町村社協」という)に委託しており(貸付事業要綱第2)、その範囲は、原則として下記図表3-3-31のとおりとされている(運営要領第1の2)。
ウ

³⁹ 年齢調べとは、債権残高をその発生の時期別に分類して債権の回収状況・滞留状況を調べること。異常債権を発見し、督促や担保金あるいは償却処理状況を管理・判定する。
⁴⁰ 滞留債権年齢表とは、個々の債権が、発生後何ヶ月経過しているかという情報を表にしたもの。

図表3-3-31 市区町村社協別の委託業務の内容

| 市町村社協 | 委託業務 |
|---------------|--|
| 市町村市及び町村市を除く) | ①資金の伝票業務 |
| 区町村社協 | ②借入申込者に対する支授業務 ③借受人に対する支授業務 ④課税徴収との連絡、連絡、課税等業務 ⑤資金の貸付け及び償還に関する書類の交付、受付及び検査並びに県社協への送付業務 ⑥償還に関する協力業務 ⑦借入申込者及び借入人の属する世帯の調査に関する業務 ⑧その他必要と認められる業務 |
| 横浜市協及び川崎市協 | ①資金の伝票業務 ②当該市町における生活福祉資金貸付事業の取組状況の把握及び各区社協間・関係機関等との調整 ③その他必要と認められる業務 |

イ 平成27年度の市区町村社協別事務委託費について
平成27年度の市区町村社協別事務委託費の一覧は、下記図表3-3-32のとおりである。

図表3-3-32 市区町村社協別事務委託費の状況 (単位:千円)

| 地域名 | 相談員 配置費 | 賃料・事務費 | | 合計 |
|---------|------------|--------|------------|---------|
| | | 研修費等 | つなぎ 事務費 | |
| 横浜市18区計 | 51,106 | 825 | 1,620 | 4,894 |
| 川崎市7区計 | 19,874 | 330 | 630 | 2,138 |
| 東京都17市計 | 52,193 | 960 | 1,800 | 4,247 |
| 県内14町計 | 10,536 | 375 | 780 | 1,473 |
| 合計 | 133,709 | 2,490 | 4,830 | 12,752 |
| | | | | 153,781 |

※出典: 平成27年度相談員配置費・事務費等交付金額一覧

ウ 県社協から市区町村社協に対し、生活福祉資金貸付補助事業に関する貸付事務委託費用として、合計1億5378万円が支出されている。

カ 県社協による市区町村社協に対する監督について
運営要領によれば、「県社協は、市区町村社協は、市区町村社協の関係者に対し、所要の事務指導を行い、資金の取扱いの適正を期することに努めなければならない。

貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めていなかつたりする例が見られたのであり、他の市区町村社協の委託事務処理に対する指導・監督も不十分であると疑われかねない。生活福祉資金の貸付けの実施主体は、あくまでも県社協であり、市区町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならず、具体的に、市区町村社協から委託事務費交付申請書や事務費精算及び事業報告書が提出された際には、その内容について精査し、必要に応じて訂正や改善を求めることが望まれる。

9 職員の配置と活用について

(1) 問題の所在 ア 職員の配置と活用の現状について

県社協の補助事業数は9件、受託事業数（県が県社協に委託している事業）は10件で、補助事業数・受託事業の合計は19件であるところ、県社協の各職員は、各補助事業・受託事業ごとに割り当てられており、原則として割り当てられた特定の補助金事業ないしは受託事業のみに従事することとされている。

また、県社協の各職員の入件費は、基本的に、当該職員が割り当てられた特定の補助事業ないしは受託事業に係る補助金ないしは委託料から支出されている（但し、補助事業間で補助金の繰り出し・繰り入れがある。）。

職員の残業時間について
平成27年度に残業をした職員の年間残業時間ごとの人数分布、平均年間残業時間（職員全体の年間残業時間の平均値）、年間残業時間の中央値（職員全体の年間残業時間の中央値）は、下記図表3-3-33のとおりである。

【意見№.社5】

(1) 意見（県社協による事務委託の状況に対する指導・監督の徹底）

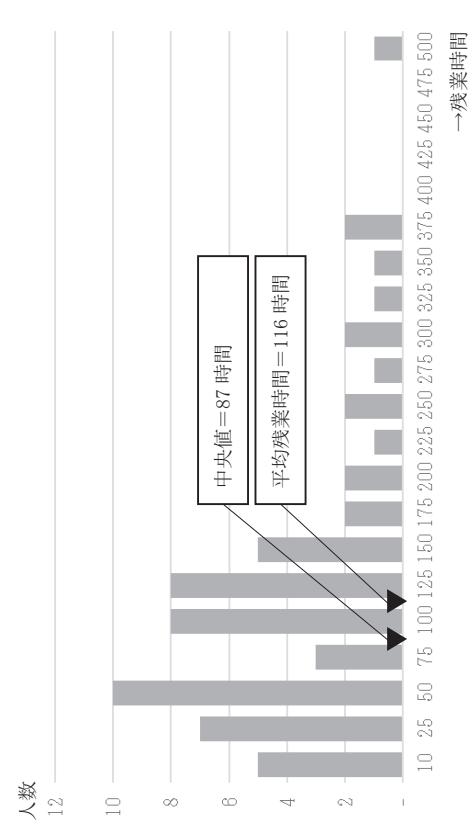
市区町村社協による事務委託の状況についてサンプル調査をしたところ、委託事務費交付申請書の誤記について訂正を求めていなかつたり、貸付事業報告書における貸付・償還手続の実施状況について積極的に改善を求めていなかつたりする例が見られた。

生活福祉資金の貸付けの実施主体は、あくまでも県社協であり、市区町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならず、具体的に、市区町村社協から委託事務費交付申請書や事務費精算及び事業報告書が提出された際には、その内容について精査し、必要に応じて訂正や改善を求めることが望まれる。

県社協は、生活福祉資金の借入申込者や借受人の貸付及び償還に関する事務を市区町村社協に委託しており、借入申込者や借受人の属する世帯との関わりや接觸は、専ら市区町村社協に委ねられており、貸付審査や償還手続は、市区町村社協の処理によるところが大きい。

市区町村社協による事務委託の状況についてサンプル調査をしたところ、委託事務費交付申請書の誤記について訂正を求めていなかつたり、

図表3-3-33 職員の年間残業時間ごとの人数分布等



職員全体の年間残業時間の平均値は 116 時間であるが、他方で、職員全體の年間残業時間の中央値は同平均値の 87 時間を下回る 29 時間に下回る。そこで、このことから、県社協には、年間残業時間の平均値を押し上げている職員が少數いることが分かり、つまりそれは、特定の少數の職員に残業が偏っている、更に言えば、特定の少數の職員に業務量が偏っている、という傾向があることを意味する。

そこで、県社協の補助事業・受託事業ごとの年間残業時間の総計、及びこれを当該事業の所属人員数で除した職員一人あたりの平均年間残業時間を集計・算出みると、次の図表3-3-34 のとおりとなり、事業ごとで職員一人あたりの平均年間残業時間に大きな偏りがあることが分かる。

図表3-3-34 事業毎の平均残業時間

| 事業 | 年間残業時間 | 所属人数 | 年間平均残業時間 |
|-----------------------|--------|------|----------|
| 社会福祉事業振興資金貸付事業 | 290 | 1 | 290 |
| かながわ保育士・保育所支援センター事業委託 | 236 | 1 | 236 |
| 生活福祉資金貸付補助事業 | 1,246 | 8 | 156 |
| 社会福祉協議会運営費補助事業 | 3,647 | 28 | 130 |
| 権利擁護相談補助事業 | 120 | 1 | 120 |
| 福祉サービス苦情解決事業 | 307 | 3 | 102 |
| 福祉サービス利用援助事業 | 288 | 3 | 96 |
| かながわ福祉人材センター運営業務委託 | 718 | 9 | 80 |
| 福祉サービス第三者評価推進事業 | 134 | 2 | 67 |
| 臨時特例つなぎ資金 | 49 | 2 | 25 |
| 生活困窮者自立相談支援事業委託 | 66 | 3 | 22 |
| 合計 | 7,101 | 61 | 116 |

例えば、所属人員数が 3 名である生活困窮者自立相談支援事業委託は、所属職員一人あたりの平均年間残業時間が僅か 22 時間であるが、所属人員数が 1 名である社会福祉事業振興資金貸付事業及びかながわ保育士・保育所支援センター事業委託は、所属職員一人あたりの平均年間残業時間がそれぞれ 290 時間、236 時間であり、生活困窮者自立相談支援事業委託に比べて、大幅に残業時間が多く、業務量が集中している。

ウ 職員の配置及び活用について

県社協では、各事業の入件費の財源別に、メインの担当者を設置した上で、副担もしくは共担を置き、複数の職員で担当している。また、日常業務以外にも、研修、会議等の人手が必要な当日もしくは準備期間中には、複数の職員で連携して対応していることである。

しかし、前述のとおり合計 19 件の補助事業・受託事業を遂行している中で、実際に事業ごとで職員一人あたりの平均年間残業時間にこれほどまでの大きな偏りが生じていることからすれば、19 件の複数事業に対する縦割り型の職員の配置と活用が念頭におかれていることが、その大きな偏りの一つの要因となっているのではないかと推測される。

【意見№.社6】

(2) 意見（硬直化した職員の配置と柔軟な活用）

補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額・委託料を算出するため、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握に努めつつ、より効率的な事業遂行のために、特定の事業に従事する特定の職員にのみ業務負担が集中することのないよう、事業ごとに職員を縛ることなく、より柔軟に、人員を配置し、また、人員を活用していくことが望まれる。

効率的かつ充実した事業遂行のためには、特定の補助事業・受託事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けるべきであり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

他方で、補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、職員に複数事業を兼務させることなく、より柔軟に人員を配置し、また、人員を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが望まれる。

10 各種積立資産の運用について

(1) 問題の所在
積立資産について

会計基準によれば、「当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産をを積み立てるものとする。また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。」(注解20 積立金と積立資産の関係について)とされています。

県社協の積立資産及び運用資産について

県社協では、各種の積立資産を積み立てている。平成27年度の各種積立資産及び運用財産は、下記図表3-35のとおりであり、平成28年3月時点の残高は約41億5192万円となっている。

図表3-35 各種積立資産及び運用財産 (単位：千円)

| 積立資産 | 期末残高 | 運用財産 |
|---------------------|-----------|----------------|
| ともしひ基金積立資産 | 2,318,377 | 有価証券、普通預金、通常貯金 |
| 介護福祉士等修学資産積立資産 | 344,622 | 普通預金、定期預金 |
| 交通運送機基金積立資産 | 291,963 | 有価証券、普通預金 |
| 萬谷児童福祉基金積立資産 | 268,270 | 有価証券、定期預金 |
| 退職給付積立資産 | 264,206 | 有価証券、普通預金、定期預金 |
| 運用財産積立資産 | 200,000 | 有価証券、定期預金 |
| 民間社会福祉從事者福利厚生基金積立資産 | 100,000 | 有価証券、普通預金 |
| 社会福祉研修振興基金積立資産 | 84,160 | 有価証券、普通預金 |
| 福利協会共済年金積立資産 | 82,135 | 共済預け金 |
| 子ども福祉基金積立資産 | 76,904 | 有価証券、普通預金 |
| 社会福祉事業振興資金特別積立資産 | 65,736 | 有価証券、普通預金、定期預金 |
| 介護支援専門員支援事業費積立資産 | 43,781 | 普通預金 |
| 会館建設積立資産 | 11,772 | 定期預金 |
| 法人運営安定化資産積立資産 | 0 | 普通預金 |
| 合計 | 4,151,926 | |

※出典：平成27年度積立金・積立資産明細書

ウ 積立資産の有価証券による運用について

上記運用財産のうち、有価証券の内訳は、下記図表3-36のとおりである。

図表3-36 各種積立資産の有価証券の内訳 (単位：千円)

| 積立資産 | 時価 | 有価証券 |
|---------------------|-----------|---|
| ともしひ基金積立資産 | 2,255,604 | 神奈川県債141件、共同賃行地方債6件、川崎市債1件、かねがね沖縄県債11件、東京都債21件、埼玉県債1件 |
| 交通運送機基金積立資産 | 287,109 | 神奈川県債6件、広島市債1件 |
| 萬谷児童福祉基金積立資産 | 275,600 | 共同賃地債1件 |
| 退職給付積立資産 | 44,950 | 横須賀債1件 |
| 運用財産積立資産 | 212,440 | 国債1件 |
| 民間社会福祉從事者福利厚生基金積立資産 | 102,066 | 神奈川県債3件 |
| 社会福利事業費積立資産 | 21,524 | 神奈川県債2件 |
| 子ども福祉基金積立資産 | 56,280 | 神奈川県債1件、広島市債1件 |

| 積立資産 | 時価 | 有価証券 |
|----------------|-----------|------------------------|
| 社会福利施設運営資金積立資産 | 42,197 | かやみがわ県民債1件、機関債1件、川崎債1件 |
| 合計 | 3,297,770 | |

※出典：平成27年度財務諸表に関する注記（一般会計）

各種積立資産の多くは、神奈川県債で運用されている。
なお、県社協によれば、神奈川県債以外の有価証券を購入できないと
のルールはないが、慣例で、県への貢献になるとこのことで、神奈川県債
を購入し、満期まで保有している。平成30年には、過去の運用利回り
がよいものが立て続けに満期となることである。

積立資産の運用規程について
経理規程では、「余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の
積み立てを有価証券により行う場合には、別に定める資金運用の規程に
従って行わなければならない。」と定めているが（第41条第2項）、資
金運用の規程は備え置かれていない。

【意見№.社7】

(2) 意見（積立資産の有価証券の資金運用規程の不備）

県社協には、多額の積立資産があり、大半が神奈川県債で運用されて
いるところ、その運用方法について、経理規程で別に定めると規定され
ているが、資金運用規程は作成されておらず、慣例で運用されている。
平成30年には満期となる神奈川県債が多数生じる見込みであり、そ
の他の運用方法を検討する上でも、その指針となる資金運用規程が速や
かに整備されることが望まれる。

県社協には、多額の積立資産があり、有価証券は、ほとんどが神奈川
県債で運用されている。神奈川県債で運用すること自体は、直ちに合理
性がないとはいえないが、その他の資金運用方法を検討する上でも、經
理規程で資金運用の規程を別に定めると規定されている以上、その規程
は作成されるべきである。

今後、平成30年には、過去の運用利回りがよい神奈川県債が満期と
なり、改めて資金運用の必要性が生じるのであるから、神奈川県債以外
の資金運用方法を検討する上でも、その指針となる資金運用規程は速や
かに整備されることが望まれる。

11 社会福祉社会館の業務委託契約について

(1) 問題の所在 ア 隨意契約にできる場合

経理規程においては、「合理的な理由により、競争入札に付すること
が適当ないと認められる場合には、随意契約によるものとする。
なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げ
る場合とする。」と規定されている（経理規程第72条）。

図表3-3-37 隨意契約にできる場合

- (1) 売買、賃貸借、請負その他との契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することができないと認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合

契約の種類

| 契約の種類 | 金額 |
|-------------|-------|
| 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| 食料品・物品等の買入れ | 160万円 |
| 前各号に掲げるもの以外 | 100万円 |

※出典：経理規程

随意契約は、手続が簡便で早期に契約締結が可能であるといいうメリッ
トがあるが、逆に、契約の相手方が固定化するなど公平性・透明性が確
保されず、価格競争による価格低減効果が期待できないなどのデメリッ
トがある。

単独随意契約にできる場合
経理規程細則では、「随意契約による場合は、契約条件及びその他見
積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を取らなければ
ならない。」と規定されている（経理規程細則第25条第1項）。

また、「随意契約による場合において、次の場合には、1人からだけ
見積書を取り、又は見積書を取らないこともできる。」と規定され、單
独随意契約にできる場合を規定している（経理規程細則第25条第2項）。

| 委託業務 | 委託内容 | 法令規則 | 契約方法 |
|----------------|--------------------------|---------|--------|
| 自動ドア保守管理委託 | 11箇所の自動ドアの保守管理 | | 単独随意契約 |
| 電気制御装置保守管理委託 | 電気制御装置の保守管理 | | 単独随意契約 |
| 冷温水発生機保守整備委託 | 暖房前部盤、試運転調整、巡回点検等 | | 単独随意契約 |
| 自家用電気工作物保守管理委託 | 電気事業法による自家用電気設備の保守管理 | 電気事業法 | 単独随意契約 |
| 消防関係設備点検委託 | 消防法で定められた6か月に1回、1年に1回の点検 | 消防法 | 随意契約 |
| 害虫及び孳生息調査委託 | ビル衛生管理法で定められた6か月以内ごとの実施 | ビル衛生管理法 | 単独随意契約 |
| (は)煙濃度測定委託 | 大気汚染防止法で定められた年2回の測定 | 大気汚染防止法 | 単独随意契約 |
| 空気環境測定委託 | ビル衛生管理法で定められた2か月ごとの測定 | ビル衛生管理法 | 単独随意契約 |
| 汚水槽・排水栓清掃委託 | ビル衛生管理法で定められた6か月ごとの清掃 | ビル衛生管理法 | 単独随意契約 |
| 機械設備委託 | 休館日及び休間の会館運営監視警備 | | |
| 舞台用機器装置保守点検委託 | ホール音響装置の年2回の点検 | | 単独随意契約 |
| SCR調光装置保守管理委託 | ホール照明装置の年1回の点検 | | 単独随意契約 |
| 会館受付業務委託 | 会館利用者への窓口等業務 | | 単独随意契約 |

※出典：平成27年度神奈川県社会福祉会館管理業務委託内容一覧

二 指名競争入札について
清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれも指名競争入札で業者が選定されているが、下記図表3-3-40のとおり、指名業者及び落札業者は重なっている。

図表3-3-38 単独随意契約にできる場合

- (1) 1人又は1会社の専有する物品を購入しようとするとき
- (2) 急施を要し他の者から見積書を取る暇のないとき
- (3) 見積書の提出を依頼しても他の提出者のいないとき
- (4) 食料品を購入しようとするとき
- (5) 予定価格が50万円未満の工事その他請負をさせるとき、又は予定価格が3万円未満の物品を購入しようとするとき
- (6) 分解して検査しなければ見積もない備品等の修繕を行うとき

※出典：経理規程施行細則

神奈川県社会福祉会館の管理業務委託について
平成27年度の神奈川県社会福祉会館（以下「社会福祉会館」という）
の各管理委託業務の内容一覧は、下記図表3-3-39のとおりである。

図表3-3-39 社会福祉会館の管理委託業務の内容

| 委託業務 | 委託内容 | 法令規則 | 契約方法 |
|----------------|--|---------|--------|
| 清掃業務委託 | 会館外の日常清掃、定期清掃及びガラス清掃、玄関廻りステンレス清掃（年1回）を含む | ビル衛生管理法 | 指名競争入札 |
| 冷暖房空調設備等保守管理委託 | 空調・冷熱源・給排水・電気・ホーリング等保守管理 | ビル衛生管理法 | 指名競争入札 |
| 受水槽・高置水槽清掃委託 | ビル衛生管理法で定められた1年以内ごとの清掃 | ビル衛生管理法 | |
| 空調用フィルター清掃委託 | 空調用フィルターカーの年2回の清掃 | ビル衛生管理法 | |
| 冷却塔清掃委託 | 冷却塔の年2回の清掃 | ビル衛生管理法 | |
| 飲料水検査委託 | ビル衛生管理法で定められた6か月ごとの検査 | ビル衛生管理法 | |
| 簡易専用管道検査委託 | 水道法で定められた年1回の検査 | 水道法 | |
| レジオネラ菌検査委託 | ビル衛生管理法で定められた冷却塔や水質検査 | ビル衛生管理法 | |
| 一般燃焼物灰ごみ処理業務委託 | 会館から出る一般燃焼物灰ごみの燃焼物の処理 | 危機物処理法 | 随意契約 |
| 昇降機保守管理委託 | エレベーター設備の保守管理 | 建物設備法 | 単独随意契約 |

図表3-3-40 清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託

| 委託業務 | 指名競争方式の理由 | 指名業者 | 指名業者 割合(%) | 請け負業者 | 請け負業者 割合(%) |
|----------------|--|--|---------------|----------------------------|----------------|
| 清掃業務委託 | 社会福利会館の衛生を維持・管理していく上で、ビル衛生管理等はご定められた規則を遵守するため、会館内や建物業務を委託するに当たっては、信頼並びに実績を積んだ業者を委託することが望ましい。 | A社 B社 C社 D社 E社 | 10,150 | A社 B社 C社 D社 E社 | 7,588 |
| 冷暖房空調設備等保守管理委託 | 社会福利会館の設備の多くが40年以上経過している。社会福利会館の設備を維持・管理していく上で、ビル衛生管理法はご定められた規則を遵守するため、信頼及び実績を積んだ業者を委託することが望ましい。 | 受水槽・高置水槽監査委託 空調用フィルター一時清掃委託 冷却塔清掃委託 飲料水検査委託 簡易事用水道検査委託 レジオネラ菌検査委託 | | | |

※出典：平成27年度神奈川県社会福祉会館管理業務委託契約方法一覧等

才 単独随意契約について

平成27年度の神奈川県社会福利会館管理業務委託のうち、単独随意契約の方法により業者を選定している業務委託及び理由は、下記図表3-3-41のとおりである。

図表3-3-41 単独随意契約による委託業務と理由

| 委託業務 | 理由 | 契約額 |
|----------------|---|--|
| 昇降機保守管理委託 | 故障等が発生した場合、他の業者では設置業者が部品を取り寄せなど、時間と費用がかかる。故障等が発生した場合は、即座に対応できることが重要であるから、設置業者と単独随意契約する。 | 経理規則第72条 第1項第2号 計規制範囲別規則第25条第2項第1号 |
| 自動ドア保守管理委託 | | 1,035千円 |
| 冷水水栓機器点検委託 | | 784千円 |
| 機械設備委託 | 他の業者で設備を依頼した場合には、館内に設置してある機器の交換が必要となり、時間と費用がかかるから、警備機器の設置業者と単独随意契約する。 | 経理規則第72条 第1項第1号 計規制範囲別規則第25条第2項第1号 |
| 電気精査保守管理委託 | 定期点検や緊急時の応急も迅速に行えている。故障等が発生した場合、他の業者では部品を取り寄せなど、時間と費用がかかる。 | 622千円 |
| 自家用電気工作物保守管理委託 | | 172千円 |
| 害虫及び排水溝生息調査委託 | 毎年定期で対応している。 | 432千円 |
| 空気環境測定監査委託 | | 104千円 |
| 汚水槽・排水沟水質監査委託 | | 136千円 |
| 舞台吊り物装置保守点検委託 | 毎年定期で対応してもらえている。故障等が発生した場合、他の業者では部品を取り寄せなど、時間と費用がかかる。 | 270千円 |
| SCR調光装置保守管理委託 | | 377千円 |
| 会館受付業務委託 | 毎年定期で対応してもらえている。故障等が発生した場合、他の業者では部品を取り寄せなど、時間と費用がかかる。 | 153千円 |

「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づく公益法人大委員会によることにより、高齢者の雇用拡大と、地域社会への参加を推進することになり、県特協の事業と関連が深くなる。ただし、男性会員が100万円を超えて、一般企業の会員の会員が100万円を超えること、また、会員も進んでることを踏まえ、他の会員も参考に見積を微する(相見積り業者はA社)。

つの入札で実施することが望ましい。

※出典：平成27年度神奈川県社会福祉会館管理業務委託契約方法一覧

昇降機保守管理委託及び会館受付業務委託については、100万円以上であるが、随意契約となつている。

また、昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械警備委託は、50万円以上であるが、単独随意契約となつている。その理由として、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せなどの時間と費用がかかる。」といった定型的な理由を挙げるのである。

(3) 意見（単独随意契約の理由の検証と業者選定の競争性等の確保）

【意見 No. 社 9】

昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械警備委託について、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せなどの時間と費用がかかる。」といった定型的な理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めることが望ましい。

(2) 意見（指名競争入札の一本化の検討）

清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務であり、指名業者は共通し、どの業者も総合ビル管理会社として各業務に係る作業は可能であることなどから、事務手続の簡便化及び委託金額の低下の観点から、1つの入札で実施することが望ましい。

清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務である。

指名業者は、いずれも総合ビル管理会社であり、各業務の入札に際してA社からE社までの5社は全く共通しており、各業務の業務仕様書で指定された作業員の確保や作業内容については、いずれの業者も通常のビル管理業務として容易に対応可能であると思われる。

実際の入札に關しても、「入札の考え方について」は、共通の書式で説明しており、指名業者の要件も、「①県の指定事業者であること、②横浜市内の業者（支店所在を含む）であること、③一定の資本金（2千円以上）であること、④一定の実績（公的機関からの受託、創業から久しい）を有すること」と共通しており、実際の入札日時・場所等の執行も共通している。

なお、平成12年度～平成16年度は、入札額を抑制するため、清掃業務委託、冷暖房空調設備等保守管理委託及び会館受付業務委託を一括入札で行っていたようである。
以上の事情からすれば、清掃業務委託及び冷暖房空調設備等保守管理委託については、事務手続の簡便化及び委託金額の低下の觀点から、1

(3) 意見（単独随意契約の理由の検証と業者選定の競争性等の確保）

【意見 No. 社 8】

昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷温水発生器保守整備委託及び機械警備委託について、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せなどの時間と費用がかかる。」といった定型的な理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めすることが望ましい。

設置会社は、その他の会社と比較して、設置会社の技術・ノウハウの供与及び部品の調達の点で、競争上有利な立場にあることは否定できず、専門性の高い保守点検を実施するためには随意契約とする一定の合理性はあると思われる。

しかし、設置会社という事実だけで、当該業務を履行する能力を有している者が他に存在しないと断定することはできない。一般的に、メカニカル系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところである。

むしろ、設置会社を単独随意契約により選定し続けることではできない。

一般的に、メカニカル系が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

随意契約は、あくまでも例外であり、具体的な契約締結に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないか否か、など随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しがなされなければならない。

「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せなどの時間と費用がかかる。」といった定型的な理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。
委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めすることが望ましい。

| 内容 | 計算方法 |
|----------------|-------------------------------|
| 冷暖房空調ガス料 | 総支社額：冷暖房空調面積×各冷暖房対象面積 |
| 冷温水送生機器料管理料 | |
| 電気料 | (総支社額-電話移行料) ×負担率=電話移行料 |
| 汚水槽・排水機器料 | |
| 昇降機保守管理料 | |
| 飲料水質検査料 | |
| 簡易事用水道検査料 | 総支社額：(入館常勤職員数+貸会議室等定員) ×常勤職員数 |
| 冷却塔清掃料 | |
| 空調用ファンフィルター清掃料 | |
| 受水槽・高架水槽清掃料 | |
| 自動ドア保守管理料 | |
| 電話交換機一括料 | 総支社額：総設置台数×設置台数 |
| 電気等保守管理委託料 | 総支社額：電気等総面積×設置台数 |
| 空気調節販売委託料 | |
| 消防機器備品委託料 | |
| 害虫及びネズミ駆除委託料 | |
| 電気設備料 | 総支社額：会館総面積×貸付面積 |
| 電気設備料(次年度料) | |
| ばい煙防護装置委託料 | |
| 機械燃焼器委託料 | |
| 廐物処理委託料 | 総支社額：入館常勤職員数×常勤職員数 |

※出典：分担金算出方式一覧表

ウ かながわ県民センターの分担金について
県社協の一部の事業（かながわボランティアセンター、かながわともしひセンター、福祉人材センター、かながわ保育士・保育所支援センター、かながわ成年後見推進センター、かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局）は、かながわ県民センター内で実施されているところ、かながわ県民センター利用に係る費用（光熱費、清掃料等）については、同事業ごとに割り振つて分担しており、各事業のその分担金の計算方法は、下記図表3-3-43のとおりである。

図表3-3-42 社会福祉社会館の管理に係る各費用の分担金計算方法

| 内容 | 計算方法 |
|------------------|---|
| 電気料 | 総支社額- (小メーター使用料+自動取扱機電気料) ÷電気対象面積×貸付面積 |
| ガス料 | 総支社額：(入館常勤職員数×常勤職員数) |
| 水道料 | (総支社額-小メーター使用料) ÷ 入館常勤職員数×常勤職員数 |
| 清掃料 | 総支社額：清掃料対象面積×貸付面積 |
| 冷暖房空調設備保守等管理業務委託 | (総支社額×47) ÷ (会館総面積×各冷暖房対象面積) + (総支社額×47) ÷ 会館総面積×各冷暖房対象面積 |

12 神奈川県社会福祉会館及びかながわ県民センターの分担金の適正配分について

(1) 問題の所在
ア 共通支出及び費用の配分方法について

会計基準運用指針によりとすると、「共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添1のとおり」とされている。もとともに、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。また、科目が別添1に示すものにない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。」とされている。

また、会計基準注解によれば、「資金収支計算及び事業活動計算を行って、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準、またはこれら2つ以上の要素を合わせた複合基準)を選択して適用する。一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であるようになつた場合を除き、継続的に適用するものとする。なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。」とされている。

イ 神奈川県社会福祉会館の分担金について
神奈川県社会福祉会館（以下「県社会福祉社会館」という）の管理に係る各費用は、県社協及びその他の各入居団体（県協同募金会、県身体障害者連合会ほか12団体）において分担しているところ、各団体の分担金の計算方法は、下記図表3-3-42のとおりである。

【意見No.社10】

(2) 意見 (かながわ県民センターの分担金の適正な算出方法の検討)

| |
|---|
| かなかがわ県民センター利用に係る諸費用に関するかなかがわ成年後見推進センター部分の分担金について、光熱費や清掃料等の各諸費用に則して合理的かつ相当な基準により、各事業の分担割合を設定することが望まれる。 |
|---|

県社協では、会計上、かなかがわ県民センター利用に係る諸費用（光熱費、清掃料等）に関するかなかがわ成年後見推進センター部分の負担金について、権利擁護相談センター事業が30%、かなかがわ成年後見推進センター事業が40%、福祉サービス苦情解決事業が30%の負担として計算しているところ、その分担割合を設定した際の基準が不明である。上記各事業はいずれも補助事業ではないことは受託事業であるところ、各補助事業・受託事業における補助金額・委託料を適正に算出するためには、事業ごとの実際の事業費を可能な限り厳密に算出すべきであり、そのためには、補助事業・受託事業ごとのかなかがわ県民センター利用に係る費用の分担割合は、合理的かつ相当な基準に基づき、設定する必要がある。

(1)

文書等の管理について
問題の所在

文書等管理規程では、「部長及び事業所長は、文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表（第1号様式）を作成し、最新の状態に保たなければならない。」と定められている（第4条第4項）。

また、「部長及び事業所長は、ファイル基準表に基づき、系統的に文書等を分類し、検索を容易に行うことができるようにするために、文書等の整理及び保管を行わなければならない。」（第8条第1項）、「文書等の保存期間は、ファイル基準表により、個別フォルダ一単位に設定するものとする。」（同第3項）と定められている。

しかし、県社協においてファイル基準表は備え置かれていらない。

図表3-3-43 かながわ県民センターの分担金の算出方法

| 内容 | 計算方法 |
|-----------|------------------------------------|
| 電気料 | 総支額×特定の団体の電気料 ÷ 16,463.32 × 使用許可面積 |
| 水道料 | 総支額×特定の団体の水道料 ÷ 1,356 × 人數 |
| ガス料 | 総支額÷1,338 × 人數 |
| 清掃料 | 月支額×清掃面積×既存床面積 |
| 暖房料 | 総支額÷1,439,790 × 使用許可面積 |
| 冷暖房空調用ガス料 | 総支額÷冷暖房空調面積×各冷暖房対象面積 |

※出典：県民センター分担金積算根拠

なお、事業ごとのかなかがわ県民センターにおける使用許可面積及び人員数は、図表3-3-44のとおりである。

図表3-3-44 事業毎のかなかがわ県民センターの使用面積・人員数

| センター名 | 使用許可面積 | 人員数 |
|--------------------|-----------------------|-----|
| かなかがわセンター | 312.87 m ² | 6人 |
| かなかがわともじセンター | 364.27 m ² | 5人 |
| 福祉介護センター | 295.90 m ² | 17人 |
| かなかがわ保健土・保健所支援センター | 24.83 m ² | 2人 |
| かなかがわ成年後見推進センター | 177.29 m ² | 13人 |

※出典：県民センター分担金積算根拠

そして、例えば、かなかがわ成年後見推進センター部分（使用許可面積：177.29 m²、人員数：13名）の分担金については、さらに、権利擁護相談センター事業（補助事業）、かなかがわ成年後見推進センター事業（受託事業）及び福祉サービス苦情解決事業（補助事業）の三つの事業でその負担を割り振っており、その三つの事業ごとの負担割合については、図表3-3-45のとおりである。

図表3-3-45 成年後見推進センター部分の分担金の分担割合

| 事業名 | 分担割合 |
|-------------------------|------|
| 権利擁護相談センター事業（補助事業） | 30% |
| かなかがわ成年後見推進センター事業（受託事業） | 40% |
| 福祉サービス苦情解決事業（補助事業） | 30% |

【意見 No.社11】

(2) 意見（ファイル基準表の不備）

県社協では、文書等管理規程で義務付けられているファイル基準表が作成されていない。文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表を作成し、最新の状態に保たれるよう措置を講じたい。

ファイル基準表が作成されなければ、文書等の整理が不十分となり、文書等の適正な保管及び保存ができない可能性がある。
県社協においては、文書等管理規程に従い、ファイル基準表を作成し、常に最新の状態に保たなければならない。

14 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）について
問題の所在

ア 日常生活自立支援事業の事務委託について

県社協は、補助金事業として、判断能力が十分でない高齢者や障害者などの権利を擁護することを目的とした福祉サービス利用援助や日常的金錢管理などを内容とする福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施し、その事務を市町村社協に委託しており、市町村社協において、専門員による訪問調査活動及び福祉サービス利用支援・日常的金錢管理サービス等が行われている。

イ 市町村社協に対する委託費等について

市町村社協に対する委託費は、専門員設置費、事業運営費及び活動費

の積算により算定されている。

専門員設置費は、利用者数に応じた基準額が定められ、それを利用人數配分額（1人につき78,200円）及び専門員訪問活動分（1件につき940円）が加算されて算定される。事業運営費は、契約締結審査会の実施回数に応じた基準額が定められている。活動費は、生活保護受給の利用者への支援等にかかる生活支援員手当であり、前年度の活動実績を参考に算定される。

平成27年度における実績は、下記図表3-3-46のとおりである。

図表3-3-46 各市町村社協への委託費及び各市町村社協の実績

| 社協名 | 委託金額 (単位：千円) | 平均月間調査者数 (25.10~H26.9) | 訪問調査回数 | 契約締結 審査会回数 |
|-------------|-----------------|---------------------------|--------|---------------|
| 横須賀市社会福利協議会 | 7,399 | 38人 | 219回 | 6回 |
| 平塚市社会福利協議会 | 10,901 | 70人 | 759回 | 6回 |
| 鎌倉市社会福利協議会 | 3,130 | 14人 | 108回 | 4回 |
| 藤沢市社会福利協議会 | 5,552 | 27人 | 322回 | 6回 |
| 小田原市社会福利協議会 | 3,474 | 12人 | 212回 | 4回 |
| 茅ヶ崎市社会福利協議会 | 5,950 | 24人 | 233回 | 5回 |
| 逗子市社会福利協議会 | 7,483 | 44人 | 144回 | 4回 |
| 三浦市社会福利協議会 | 2,910 | 12人 | 155回 | 4回 |
| 秦野市社会福利協議会 | 7,270 | 45人 | 100回 | 6回 |
| 厚木市社会福利協議会 | 4,365 | 23人 | 55回 | 4回 |
| 大和市社会福利協議会 | 5,565 | 28人 | 417回 | 5回 |
| 伊勢原市社会福利協議会 | 7,170 | 42人 | 190回 | 6回 |
| 海老名市社会福利協議会 | 3,776 | 18人 | 75回 | 4回 |
| 座間市社会福利協議会 | 6,929 | 37人 | 454回 | 5回 |
| 南足柄市社会福利協議会 | 6,888 | 40人 | 287回 | 6回 |
| 綾瀬市社会福利協議会 | 5,751 | 31人 | 138回 | 5回 |
| 愛川市社会福利協議会 | 2,982 | 11人 | 85回 | 4回 |
| 清川村社会福利協議会 | 1,568 | 2人 | 72回 | 3回 |
| 葉山町社会福利協議会 | 3,736 | 15人 | 229回 | 4回 |
| 寒川町社会福利協議会 | 3,637 | 19人 | 93回 | 4回 |
| 大磯町社会福利協議会 | 2,618 | 10人 | 123回 | 3回 |
| 二宮町社会福利協議会 | 2,343 | 9人 | 69回 | 2回 |
| 中井町社会福利協議会 | 1,303 | 2人 | 2回 | |
| 大井町社会福利協議会 | 2,296 | 10人 | 72回 | 6回 |
| 松田町社会福利協議会 | 2,441 | 10人 | 62回 | (合同開催) |
| 山北町社会福利協議会 | 1,485 | 4人 | 18回 | |
| 開成町社会福利協議会 | 2,133 | 9人 | 103回 | |
| 箱根町社会福利協議会 | 3,234 | 16人 | 35回 | 4回 |
| 真鶴町社会福利協議会 | 1,710 | 3人 | 38回 | 4回 |
| 湯河原町社会福利協議会 | 1,628 | 2人 | 34回 | 4回 |
| 合計 | 127,643 | 627人 | 4,923回 | 118回 |

※出典：平成27年度日常生活自立支援事業委託契約内容内訳一覧及び平成28年度・日常生活自立支援事業委託費種類算料

県社協から市町村社協に対し、日常生活自立支援事業に関する事務委託費用として、合計1億2764万3000円が支出されている。

ウ 県社協による巡回調査について

県社協は、市町村社協による日常生活自立支援事業の適正な運営を実施している（各市区町村社協は、概ね3年に1度程度、巡回調査の対象となっている）。そして、巡回調査の結果、改善を要する点に関して、県社協は、各調査先の市町村社協に対し、調査結果に対する報告書の提出を求めている。

包括外部監査人において、平成27年度の日常生活自立支援事業の巡回調査結果をサンプル調査したところ、各調査先に市町村社協において、以下のような共通する問題点が確認された。

①日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳残高は上限50万円程度とするとされているが、市町村社協で保管する通帳及び利用者で保管する通帳において、50万円を超える残高のものが複数確認された。
②支援計画に6か月ごと又は年度末の契約更新時に定期的なモニタリングを実施するとされているが、定期的なモニタリングが実施されておらず、県社協指定のモニタリングシートも使用されていない例が複数確認された。

③福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス製造者に対してガイドラインによる契約締結能力の確認を年1回は実施することとされておりが、契約締結時以外に支援計画の評価時や契約更新時等適切な時期に実施されていない例が複数確認された。

④市町村社協内において、定期的なケースカンファレンスが実施されていない例が複数確認された。

【意見No.社12】

(2) 意見（県社協の市町村社協に対する指導・監督の徹底）

県社協においては、市町村社協に対する毎年の巡回調査の調査先を増やし、各市町村社協が調査先となる頻度を高めるなど市町村社協の事務処理を監督する機会を増やし、また、調査先において発見された共通する問題点について、全ての市町村社協で共有する方策や仕組みを構築することが望まれる。

ア 県社協は、市町村社協による日常生活自立支援事業に関する事務委託状況に關し、毎年、複数の市町村社協を巡回調査しているが、同調査は、

サンプル調査であり、平成27年度は30の市町村社協のうち8の市町村社協を調査先としている。そして、各市町村社協が調査先となるのは、概ね3年に1度程度の頻度である。なお、かながわ福祉サービス運営適正化委員会において、年6か所（政令市含む）の調査を実施しているとのことである。

また、巡回調査結果によれば、各調査先の市町村社協において、日常的金銭管理サービスで取り扱う上限を超える残高の通帳が保管されている、定期的なモニタリング・ガイドライン・ケースカンファレンスが実施されていない等の共通する問題点が確認されており、それらは調査先以外の市町村社協においても存在すると思われる問題点である。

これに對して、県社協は、各調査先の市町村社協に対し、調査結果に對する報告書の提出を求めており、市町村社協で共通する問題点について、調査先以外の市町村社協との間でも共有する場として、日常生活自立支援制度実施社協連絡会や管理・監督者向け研修等があることであるが、前回の調査で改善を求められた点について今回も改善されないという調査結果が示されている例もあったところであり、県社協による市町村社協に対する監督は不十分であると言わざるを得ない。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の事務は、専ら市町村社協に委ねられており、日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービス等での利用者との関わりや接觸は、市町村社協の処理によるところが大きい。

もともと、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施主体は、あくまでも県社協であり、平成27年度の市町村社協に対する委託費用の合計額は、1億2764万3000円と多額でもあり、市町村社協の事務処理に対する指導・監督は徹底されなければならない。

県社協においては、市町村社協に対する毎年の巡回調査の調査先を増やし、各市町村社協が調査先となる頻度を高めるなど市町村社協の事務処理を監督する機会を増やし、調査先において発見された共通する問題点について、全ての市町村社協で共有する方策や仕組みを構築することが望まれる。

(1) 委託事業の統合等の一体的な運営について

(1) 問題の所在

ア 県社協は、県からの受託事業として、かながわ福祉人材センター運営業務委託、かながわ保育士・保育所支援センター事業委託、共同就業相談会事業委託の各事業を実施している。

各委託事業の事業内容及び委託金額は、下記図表3-3-47のとおりである。

図表3-3-47 委託事業の事業内容及び委託金額一覧①

| 委託事業 | 事業内容 | 委託金額 |
|-----------------------|---|----------|
| かまむけ福祉人材センター運営等委託 | 福祉：介護の仕事を通じる正しい理解の普及に向け、介護福祉士等の各種迷惑や職業体験・経営者部会や各顧客議会、会員組織・団体と連携しながら、学生から社会人までのそれらの層を対象とした取組を推進する。 また、中高年や子育てが一段落した女性など初期群層の広がりや働き方の多様化を踏まえ、個々の状況を丁寧に把握し、それでいてあたたかくへと開拓していく、マッチングする。 ・無料講習会事業の実施 | 82,938千円 |
| かまむけ保育士・保育所支援センター事業委託 | ・高齢者等における虐待の早期発見 ・教員免許取得者による介護等体験の調整 ・福祉人材の確保等に関する調査の実施 | 8,100千円 |
| 共同就業相談会事業委託 | ※出典：平成28年5月17日付け概要ヒアリング時の提供資料 | 5,694千円 |

かながわ福祉人材センターの主たる業務は、福祉人材の無料職業紹介や職場就業相談会等の実施である。
かながわ保育士・保育所支援センターの主たる業務は、保育に関する無料職業紹介や保育関係人材の就業相談、紹介、あっせん等や潜在保育士データベースの管理・運営の実施である。
共同就業相談会の主たる業務は、看護師等を募集している保健・医療・福祉施設の紹介、潜在看護職員を対象とした共同相談会の実施である。
かながわ保育士・保育所支援センターの設置場所は、かながわ県民センター13階のかながわ福祉人材センター内とされており、また、共同就業相談会もかながわ県民センターで実施されており、いずれの受託事業も設置場所や開催場所が共通している。

イ 県協は、県からの受託事業として、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託、かながわ成年後見推進センター事業委託及び成年後見人材育成事業委託の各事業を実施している。
各委託事業の事業内容及び委託金額は、下記図表3-3-48のとおりである。

図表3-3-48 委託事業の事業内容及び委託金額一覧②

| 委託事業 | 事業内容 | 委託金額 |
|--------------------|---|----------|
| 権利擁護ネットワーク形成支援事業委託 | 高齢者や障害者等がその人らしく地域で安心して生活できるように、権利擁護ネットワーク形成支援事業や日常生活自立支援事業、成年後見制度の推進を通じて、それぞれの地域の実情に応じた、早期発見から問題解決、さらには問題発生の予防に基づくがる権利擁護ネットワークづくりを推進する。 | 650千円 |
| かまむけ成年後見推進センター事業委託 | 成年後見制度の利用権能が十分でない障害者や高齢者等の権利を護り、地域で自立した生活を送るために、成年後見制度の利用権能を図るとともに、市町村社会福祉協議会等による法人後見などの身近な地域における成年後見制度の利用を支援する仕組みづくりを推進する。 | 22,504千円 |
| 成年後見人材育成事業委託 | | 2,213千円 |

※出典：平成28年5月17日付け概要ヒアリング時の提供資料

いずれの委託事業も、高齢者や障害者等を対象とした成年後見制度の推進等を目的とした相談や研修・セミナーの実施である。
「権利擁護ネットワーク形成支援事業委託」は、平成10年度から行っていた権利擁護ネットワーク形成支援事業委託」は、平成22年に成年後見推進センターを充実するために、成年後見制度の実施していった一方、「かながわ成年後見推進センター事業委託」は、平成22年に成年後見推進センターを設置したことにより、成年後見に特化した相談事業を開始した。権利擁護全般に関する相談と成年後見に特化した相談といふ違いがあるため、別の委託としている。
また、「成年後見人材育成事業委託」は、地域医療介護総合確保基金が拡充され対象事業となつたことから、平成27年6月補正予算により予算を確保したものであり、委託先は県社協以外でも可能であることから、別契約として公募し、その結果県社協と契約したものである。
なお、平成28年度は「かながわ成年後見推進センター事業委託」と1本にまとめ契約している。

【意見No.社13】

(2) 意見（委託事業の統合等の一体的な運営の検討）

かながわ福祉人材センター運営業務委託とかながわ保育士・保育所支援センター事業委託と共同就業相談会事業委託については、事業内容が相当程度共通している。

また、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託とかながわ成年後見推進センター事業委託と成年後見人材育成事業委託についても、事業内容が相当程度共通している。

県においては、委託金額の削減の観点から、多岐に亘る県社協に対する委託事業の内容を具体的に精査し、一部の委託事業については統合も含め一体的な運営が図られるよう整理をすることが望まれる。

かながわ福祉人材センター運営業務委託、かながわ保育士・保育所支援センター事業委託、共同就業相談会事業委託について

いすゞの委託事業についても、事業内容は介護福祉士や保育士や看護師等の福利分野を専門とする人材の無料職業紹介や就職相談会の実施であり共通しており、設置場所や相談会の開催場所も、かながわ県民センターで共通している。

県は、福祉人材センターと保育士・保育所支援センターは、国も別のセンター機能として位置づけがされていると説明するが、国では、介護・保育分野の人材不足を解消するため、高齢者介護・保育・障害者向け施設の統合や介護福祉士・保育士などの資格の一本化などの検討が進められているところであり、必ずしも現在の縦割りの上記位置づけに固執しなければならない理由はない。むしろ国には、介護・保育等の複数の福祉分野で対応できる人材を配置することで、限られた人材で福祉サービスを効率的に提供する狙いがあると思われ、将来的には、上記位置づけが見直される可能性もある。今後、両センターの就職相談の内容や支援メニューが重なる可能性もある。

また、県は、保育士・保育所支援センターの所管域が政令指定都市や中核市を除いた部分であることや相談支援業務を保育士が務めていることなども理由とするが、いすゞの理由も両センターを別事業として別の所管課が担当する縦割り構造から生じている事情を説明しているにすぎず、事業の統合など一体的な運営の障害となる合理的な理由とはいえない。

権利擁護ネットワーク形成支援事業委託、かながわ成年後見推進センター事業委託、成年後見人材育成事業委託について

いすゞの委託事業についても、事業内容は、高齢者や障害者等を対象とした成年後見制度の推進等を目的とした相談や研修・セミナーの実施であり、共通している。

県は、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託とかながわ成年後見推進センター事業委託は、「権利擁護全般に関する相談と成年後見に特化した相談という違いがあるため、別の委託としている。」とのことであるが、一つの委託事業の中で上記2つの相談を実施することは可能であり、必ずしも別の委託事業とする必要ではないと考えられる。

なお、平成28年度は、成年後見人材育成事業とかながわ成年後見推進センター事業の委託事業は1本にまとめて契約しているとのことである。

ウ 委託事業の一体的な運営について

委託事業の統合を含め一体的な運営が図られることにより、人件費や事業費等の削減が可能となり、委託金額の低下を図ることも可能になると考えられる。

また、細分化された委託事業の統合を含め一体的な運営が図られるこれにより、事業内容が拡大し、縦割りであつた事業が横断的に実施されたり、新たな事業展開が模索される可能性も出てくる。例えば、介護福祉士や保育士や看護師等の無料職業紹介や就職相談会などが一つの受託事業で実施できることになれば、介護福祉士や保育士が医療施設に、看護師が介護施設に就職する機会を提供できる可能性が出てくる。例えは、介護福祉士や看護師等の無料職業紹介や就職相談会などが一つの受託事業においては、多岐に亘る県社協に対する委託事業の内容を具体的に精査し、かながわ福祉人材センター運営業務委託とかながわ保育士・保育所支援センター事業委託と共同就業相談会事業委託、権利擁護ネットワーク形成支援事業委託とかながわ成年後見推進センター事業委託と成年後見人材育成事業委託といった事業内容が相当程度共通する委託事業については統合を含め一体的な運営が図られるよう整理をすることが望まれる。

16 生活困窮者自立相談支援事業について
(1) 問題の所在
ア 事業概要について

県社協は、県からの受託事業として、県内都部（町村域）を直接支援の対象として、生活困窮者自立相談支援事業を実施している。

事業目的は、「生活困窮者自立支援法第2条第2項及び第3項の規定に基づき、生活上の困難に直面している生活困窮者（生活保護受給者は

除く)への包摂的な相談を行うとともに、アセスメントの実施、支援計画の作成、支援サービスの提供、住居確保給付金の相談・受付及び面接等を行い、自立に向けた支援を実施する。」ことにある。
 契約金額は、2217万5000円である。
 県によれば、生活困窮者自立相談支援事業については、公募により受託者を募集し、県社協が選定されたとのことである。

平成27年度の県社協による事業報告内容
 (ア) 平成27年度の事業報告に添付された「平成27年度 相談受付総数」と題する資料は、下記図表3-3-49のとおりである。

図表3-3-49 「平成27年度 相談受付総数」と題する資料
(単位:件)

| 月 | 支援件数 | 暫定支援・支援実施・プラン | | 内訳 横断受付 | 小田原受付 | 住居問合 | 住宅確保 給付金 | 法に基づく事業等利用件数 | | | | | | その他 生活保護 受給者等 就労自立 促進事業 | |
|-----|------|----------------------|-----------------------|------------|-------|------|-------------|---------------------|----------------|----------|----------|----------|----------------|-------------------------------------|---|
| | | 新規 相談 受付 件数 | 既存 支援 対象者 件数 | | | | | 住宅 確保 給付 金 | 一時 支援 事業 | 相談 事業 | 講演 事業 | 就労 事業 | 就労 訓練 事業 | 就労 訓練 事業 | |
| 4月 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 5月 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6月 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7月 | 14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 8月 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9月 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10月 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 11月 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12月 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1月 | 10 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2月 | 17 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 3月 | 19 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 229 | 64 | 37 | 27 | 38 | 5 | | | | | | 1 | 3 | 0 | |

※出典：平成27年度 生活困窮者自立相談支援事業 事業報告

ウ 全国の生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について
 (ア) 厚生労働省が公表している全国の平成27年度の生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果は、下記図表3-3-51のとおりである。

(イ) 平成27年度の事業報告に添付された「平成27年度 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況」と題する資料は、下記図表3-3-50のとおりである。

図表3-3-50 「平成27年度 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況」と題する資料
(単位:件)

| 月 | 新規 相談 受付 件数 | 就労 支援 対象者 件数 | 法に基づく事業等利用件数 | | | | | | その他 生活保護 受給者等 就労自立 促進事業 |
|-----|----------------------|-----------------------|----------------|----------|----------|----------------|----------------|----------|-------------------------------------|
| | | | 家計 相談 事業 | 相談 事業 | 講演 事業 | 就労 訓練 事業 | 就労 訓練 事業 | 就労 事業 | |
| 4月 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5月 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 6月 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7月 | 14 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8月 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 9月 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 10月 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 11月 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 12月 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1月 | 10 | 5 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 2月 | 17 | 6 | 5 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 |
| 3月 | 19 | 7 | 3 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 合計 | 229 | 64 | 37 | 27 | 38 | 5 | 1 | 3 | 0 |

は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。」(第2条第2項)とされている。

(イ) 契約書によれば、「発注者は、業務の委託契約期間中必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。」(第8条第1項)とされ、「…必要があると認めた場合は、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。」(同条第2項)とされている。

また、「発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。」(第14条第1項)とされている。

【意見 No.社14】

(2) 意見 (生活困窮者自立相談支援事業の周知促進)

県社協による生活困窮者自立相談支援事業は、利用件数が低水準にとどまっている。県は、生活困窮者自立相談支援事業の利用件数を増やすための有効な広告媒体の活用などを検討し、生活困窮者自立相談支援事業の周知のための一層の方策を探ることが望まれる。

ア 県社協による生活困窮者自立相談支援事業は、平成27年度の事業報告によれば、上記図表3-3-49のとおり、新規相談受付件数は月平均19件(=年間229件÷12か月)であり、暫定支援・支援実施・プラン策定期数は月平均5件程度(=年間64件÷12か月)であり、上記図表3-3-50のとおり、実際のプラン作成件数は年間6件、法に基づく事業等利用件数の合計は年間5件のみである。同事業の利用件数は、低水準にとどまっていると言わざるを得ない。

他方で、県からの委託金額は2217万5000円であり、県社協の他の受託事業に比べて決して少なくない。平成27年度の新規相談受付件数の合計が229件であることからすると、新規相談1件当たり、約10万円(=2217万5000円÷229件)のコストがかかっている計算であり、上記利用件数を軽視することはできない。

県は、同事業が平成27年度に開始されたばかりであること、事業対象地域は都部(人口約29万人:県人口の3.2%)であり、アウトーチ(家庭訪問等)が主体であること及び厚生労働省による全国郡部の平成27年度新規相談受付件数等のデータではなく、他県との比較はできないことなどを利用理由に、利用件数が低水準にとどまっているとの断定は適切でない、

図表3-3-51 全国の支援状況調査の集計結果 (単位:件、人)

| | 新規相談受付件数 | プラン作成件数 | | 就労支援受像者数 人口10万人 人当たり | 就労支援受像者数 人口10万人 人当たり |
|------|----------|----------------|----------------|----------------------------|----------------------------|
| | | 人口10万人 人当たり | 人口10万人 人当たり | | |
| 都道府県 | 143,772 | 14.5 | 27,748 | 2.8 | 17,458 |
| 指定都市 | 54,333 | 16.6 | 21,450 | 6.6 | 7,087 |
| 中核市 | 28,306 | 12.9 | 6,372 | 2.9 | 3,662 |
| 合計 | 226,411 | 14.7 | 55,570 | 3.6 | 28,207 |

※出典:生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年度)

(イ) 厚生労働省が公表している各都道府県別の平成27年度の生活困窮者自立支援制度における支援状況調査の集計結果のうち、関東地方の都県(1都6県)が実施主体のもの(政令指定都市及び中核市を除き、東京都は特別区を含む。)は、下記図表3-3-52のとおりである。

図表3-3-52 関東地方の都県の支援状況調査の集計結果 (単位:件、人)

| | 新規相談受付件数 | プラン作成件数 | | 就労支援受像者数 人口10万人 人当たり | 就労支援受像者数 人口10万人 人当たり |
|------|----------|----------------|----------------|----------------------------|----------------------------|
| | | 人口10万人 人当たり | 人口10万人 人当たり | | |
| 東京都 | 25,203 | 16.6 | 6,062 | 4.0 | 4,435 |
| 埼玉県 | 8,977 | 14.0 | 1,560 | 2.4 | 1,020 |
| 千葉県 | 8,170 | 16.0 | 1,539 | 3.0 | 1,094 |
| 茨城県 | 3,480 | 9.7 | 317 | 0.9 | 273 |
| 神奈川県 | 3,889 | 11.5 | 414 | 1.2 | 269 |
| 栃木県 | 1,928 | 10.8 | 313 | 1.7 | 190 |
| 群馬県 | 1,327 | 8.5 | 221 | 1.4 | 195 |
| 合計 | 52,974 | | 10,426 | | 7,476 |

※出典:平成27年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況 集計

エ 県による委託業務の監督について

(ア) 契約書によれば、「受注者は、委託業務を完了したときは、完了届に成果物を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は完了届を受理後10日以内に受注者立ち会いのうえ検査しなければならない。」(第2条第1項)とされている。また、「受注者

しかし、上記図表3-3-51のとおり、事業報告の添付資料①では、「暫年度新規相談受付件数等のデータを公表しているところ、全国の都道府県（政令指定都市及び中核市を除く市部）の新規相談受付件数は人口10万人当たり14.5件、プラン作成件数は人口10万人当たり2.8件、就労支援対象者数は人口10万人当たり1.8人であるのにに対し、上記図表3-3-52のとおり、神奈川県（政令指定都市及び中核市を除く市部及び郡部）の新規相談受付件数は人口10万人当たり11.5件、プラン作成件数は人口10万人当たり1.2件、就労支援対象者数は人口10万人当たり0.8人であり、全国平均よりも低い水準であり、関東地方の都県（1都6県）と比べても、神奈川県の政令指定都市及び中核市を除く市部及び郡部の実績は決して高い水準に位置付けられているとは到底いえない。

県において、生活困窮者自立相談支援事業の運営の見直しは必要であると思われ、上記のとおり、利用件数が低水準にとどまっているのは、同事業があまり知られていないことが要因の一つとして考えられる。県によれば、平成27年度に創設された同制度の普及・定着に向け、平成28年度は県HPが一タルサイトを開設したほか、ポスター・チラシの作成・掲示を行っているとのことであるが、その他にも生活困窮者に対して有効な広告媒体などを検討し、生活困窮者自立相談支援事業の周知のためのより一層の方策を探ることが望まれる。

【意見 No.社15】

(3) 意見（生活困窮者自立相談支援事業についての県による適切な監督）

生活困窮者自立相談支援事業に関する県社協から県への事業報告の内容等は不十分と言わざるを得ない。県は同事業の発注者として、受注者である県社協から事業報告を受けた際は、詳細に内容を精査し、改善点等を指摘したり、場合によっては、中間報告や調査を求めるなど適切に監督することが望まれる。

ア 県社協は、県に対し、平成27年度生活困窮者自立相談支援事業委託の業務完了届に事業報告書及び精算書を添付して提出しているが、事業報告書は、月別の相談受付件数や支援対象件数等の図表を添付し、その件数を表記するのみであり、具体的な事業の実施状況は不明であるし、精算書は、契約額・決算額・精算額を報告するのみであり、これからは支出の内訳は全く不明であり、事業報告として不十分と言わざるを得ない。

また、上記図表3-3-49のとおり、事業報告の添付資料①では、「暫定支援および支援実施・プラン策定件数」として合計数が表示され、上記図表3-3-50のとおり、事業報告の添付資料②では、実際の「プラン作成件数」「就労支援対象者数」等の各数値が表示されているが、資料②の各数値を足しても、資料①の合計数にはならない。加えて、上記図表3-3-52のとおり、厚生労働省が公表している神奈川県（政令指定都市及び中核市を除く）の「新規受付相談件数」「プラン作成件数」「就労支援対象者数」の集計結果とも数値が致していない。このように各資料で異なる指標で件数をカウントしており、その説明も付記されていないため、正確な利用件数が一見して把握できない。

さらに、県と県社協との間の契約書では、「受注者は、委託業務を完了したときは、完了届に成果物を添えて発注者に提出し、検査を受けなければならない。この場合において、発注者は完了届を受理後10日以内に受注者立会いのうえ検査しなければならない。」（第2条第11項）とされていますが、平成27年度において県社協から完了届に成果物を添えて県に提出されておらず、完了届の受理後10日以内に県社協立会いのうえ検査を実施したことを裏付ける資料は確認できなかつた。

この点、県は、「具体的な事業の実施状況や成果物」は、相談受付票、支援計画、申請書類が該当することとなるが、これらは個人情報のため添付は求めでおらず、発注者が保管し、隨時、発注者による閲覧が可能としていると説明するが、契約書の上記条項の趣旨は、発注者が実際に受注者から成果物を受領し、検査することにより、受注者の委託業務を事後的に監督し、その適正性を確保する点にあるのであり、個人情報を理由に成果物の添付を求めない県の上記条項に反するものと言わざるを得ない。

なお、県は、平成28年度の委託業務では、相談支援員向け研修事業、出張相談会など個人情報が含まれない事業が加わり、これらの事業の成果物の添付が見込まれると説明している。

イ 県と県社協との間の契約書では、「発注者は、業務の委託契約期間中に必要と認めた場合は、いつでも受注者に対して当該業務の履行状況について報告を求めることができる。」（第8条第1項）とされ、「…必要があると認めた場合は、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができます。」（同条第2項）とされている。また、「発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。」（第14条第1項）とされてい

図表3-3-53 平成26年度介護支援専門員証交付事務委託料予算額

| 区分 | 予算額 | 種算項目 | 内観 | |
|-----|---------|--|---|--|
| | | | 計算方法 | 金額 |
| 人件費 | 3,734千円 | 申請書受付・ラミネート加工・発送・手数料の管理・補正等対応 | 嘱託職員1名×12か月 | 3,754千円 |
| 費用費 | 418千円 | 各種申請手引きの印刷費本費 その他消耗品 ラミネートフィルム 封筒 トナー代 その他消耗品費 | 50円×6,000部 5円×2,000円 300円×60個 10円×6,000枚 5,000円×2個 — | 300千円 10千円 18千円 60千円 10千円 20千円 |
| 役務費 | 2,294千円 | 介護支援専門員申請送付費 県への申請書送付費 その他消耗品 電話・FAX代(通話時間30時間) 使用料及 び手数料 | 380円×5,720件 500円×80件 80円×100件 6,000円×12か月 2,700円×12か月 | 2,174千円 40千円 8千円 72千円 32千円 6,498千円 — |
| 合計 | 6,488千円 | | | 6,498千円 |

※出典：平成26年度介護支援専門員証交付事務委託料について
※1件当たりの委託料単価：手数料6,497,920円÷交付件数5,720件=1,136円

また、平成27年度の介護支援専門員証交付事務委託料の予算額及び交付件数1件あたりの委託料単価の計算方法の詳細を確認したところ、下記図表3-3-54のとおりであった。

しかし、平成27年度において、県が県社協に対し、上記各規定に係る措置を求めたことを確認できる資料はなかつた。

この点、県は、第8条に關し、「中間報告や検査実施の必要があると認められなかつたため、実施していない。」、第14条第1項に關し、「調査の必要が生じなかつたため、協力要請していない。」と説明するが、県において、県社協による業務の履行状況等を検証し、上記各規定の必要性の有無を判断した過程を記録した資料は確認できず、上記アのとおり、事業報告やその添付資料からは、具体的な事業の実施状況や支出の内訳が不明であり、正確な利用件数が一見して把握できない状況からして、上記各規定に係る措置の必要性を直ちに否定することはできないものと言わざるを得ない。

県においては、発注者として、受注者から成果物等の提供を受け、検査をし、業務の実施結果が不合格である場合には、指示をしなければならないのであるから（第2条）、県社協から提出された完了届に不明確で不十分な事業報告書や精算書が添付されている場合には、それを指摘し、改善を求めたり、場合によつては、中間報告や検査実施（第8条）、調査（第14条第1項）を求めるなど適切に監督することが望まれる。

17 介護支援専門員証交付事務委託の再検証について

(1) 問題の所在

介護支援専門員証の交付事務については、県と県社協との間で随意契約により1年単位での事務委託契約が締結されており、平成23年度～27年度のその委託単価は、いずれの年度も1件あたり1136円とされている。なお、県は、同契約に際し、毎年度、相見積りを取得していない。

この点、平成26年度の介護支援専門員証交付事務委託料の予算額及び交付件数1件あたりの委託料単価の計算方法の詳細を確認したところ、下記図表3-3-53のとおりであった。

【意見No.社16】

| 事務委託料の委託料の再検証) | | | |
|--------------------------------|--|--|--|
| (2) 意見(介護支援専門員証交付業務委託の委託料の再検証) | | | |

介護支援専門員証交付事務委託においては、単価契約であり、当該年度において予想される専門員証交付数いかんにより、また、増税等の社会情勢の変化により、交付件数1件あたりの委託単価は、おのずと増減するはずであるが、当該年度において予想される専門員証交付数が異なるにもかかわらず、積算の結果、平成23年度～平成27年度の5年間に亘つていれば、年も1件当たりの委託料単価が1136円と算出されており、このような状態は、結論ありきの委託料単価の積算ではないかとの疑念を抱かれかねない。

同委託が一年単位の契約であることから、県と県社協は、毎年度、委託料単価を算出する際の積算項目と計算方法につき事前協議し、県は、委託料単価が適正かどうかその算出根拠を再検証することが望ましい。

| 区分 | 予算額 | 積算項目 | 内訳 |
|----------|---------|---------------------------|---------------|
| | | | 計算方法 |
| 人件費 | 3,348千円 | 申請書受付・ミニネット加盟店登録料・送付料・手数料 | 279,000円×12か月 |
| 需用費 | 388千円 | 各種申請引きの印刷費 | 50円×5,500部 |
| | | その他手配費 | 5円×2,000円 |
| | | 封筒 | 10円×5,500枚 |
| | | ミニネットフィルム | 300円×60個 |
| | | トナー代 | 5,000円×2個 |
| | | その他消耗品費 | — |
| 役務費 | 2,157千円 | 介護支援専門員証発行費 | 392円×5,265件 |
| | | 県への申請書送付費 | 510円×75件 |
| | | その他郵便費 | 82円×80件 |
| | | 電話・FAX代 | 4,000円×12か月 |
| 使用料及び手数料 | 31千円 | パソコンリース料 | 2,600円×12か月 |
| 一般管理費 | 57千円 | 一般管理費 | — |
| 合計 | 5,981千円 | — | 57千円 |

※出典：平成27年度介護支援専門員証交付業務委託料について

※1件当たりの委託料単価：手数料5,981,040円÷交付件数5,265件=1,136円

上記の平成26年度と平成27年度の介護支援専門員証交付事務委託料を比べてみると、平成27年度では、平成26年度には存在しない「一般管理費」なるものが積算項目に付加されているなど、積算項目や計算方法が異なっているにもかかわらず、しかも、当該各年度において予想される専門員証交付数が大幅に異なるにもかかわらず、積算の結果、いずれの年も1件当たりの委託料単価が1136円と算出されている。

また、平成27年度の介護支援専門員証交付事務委託の随意契約を締結するに際して、県と県社協が委託料単価につき事前に協議した形跡はなく、また、県において委託料単価が適正かどうかその積算根拠を厳密に検証した形跡も窺えない。

(1) 問題の所在
版下保有を理由とした随意契約について

県社協では、介護支援専門員更新の手続きや封筒等の複数の印刷物を印刷会社に外注して作成しており、その外注件数は平成27年度だけでも79件である。そして、同79件のうち、印刷物の増刷であつて、なおかつ、当該印刷物の当初印刷を受注した印刷会社がその版下を保有していることを理由として当該印刷会社に単独随意契約で再度外注している件数は33件である。

同33件の印刷物の増刷については、結局のところ、新刷を受注した

印刷会社に印刷物の版下を保有していることから、その増刷も当該印

刷会社に外注せざるを得なくなっている。

図表3-3-54 平成27年度介護支援専門員証交付事務委託料予算額

【意見 No.社17】

- (2) 意見 (印刷会社選定の際の透明性、公平性及び競争性の確保)
- 長期に亘って継続的に増刷が見込まれる印刷物については、単価契約を前提とした入札や相見積もりを実施することが望まれる。
- また、版下を県社協が保有することを前提として契約をするなど、その後の増刷の際に版下保有を理由とした単独随意契約が継続することのないよう対処することが望まれる。

介護支援専門員更新の手続きや封筒等の印刷物は、継続的に増刷が見込まれるものであるところ、その版下を当該印刷会社が保有するなど、そば、当該印刷会社に増刷を外注（単独随意契約）せざるを得なくなり、増刷の際の競争性は失われる。

特に長期に亘って継続的に増刷が見込まれる印刷物については、新刷分のみならず将来に亘る増刷分をも含めると、それ相応の費用になることが見込まれるのであるから、契約における経済合理性を確保する観点から、印刷物の新刷の際には、将来の増刷分に係る単価契約をも前提とした入札や相見積もりを実施することを検討することが望ましい。

また、印刷物の新刷に際して、版下を県社協が保有することを前提として契約をするなど、その後の増刷の際に版下保有を理由とした単独随意契約が継続することのないよう対処することが望まれる。

19 自主財源（会費収入等）の確保について

(1) 問題の所在

県社協の自主財源は、主なものとして、一般会費収入7800万9000円、駐車場賃貸事業等の収益事業による事業収入1337万円（事業費、各種税金納付額等を差引いた繰入金支出額）、福祉研修センターで実施する福祉人材現任者研修の参加費収入82万5000円（開催諸経費等を差引いた繰入金支出額）、介護支援専門員実務研修の参加費収入340万円（事業費等を差引いた繰入金支出額）及び研修を受講するための研修受講試験料320万円（人件費、事業費を差引いた繰入金支出額）がある。

県社協の会員及び会費収入について

県社協の会員に入会するメリットとしては、県社協が実施する研修を会員価格で受講できる（所属協議会が主催の研修は多くが無料）ほか、全社協や中央機関の発する情報の提供、一部の参加枠が限られたイベントで会員の優先的な受付（高齢者施設職員による研究大会等）、本会

会長の功労顕彰対象となること等があることである。

もともと、県内の社会福祉法人のうち約200法人が未加入の状態であり、県社協によれば、入会のデメリットは費用負担と思われ、会費の財源を確保するのが難しい事業規模の小さい社会福祉法人もあり、加入が進んでいないとのことである。

他方で、県外法人が県内都市部に参入して施設を開設するケースが近年増加しており、それらの法人・施設へのアプローチの検討が必要と考えているとのことである。

県社協によれば、既会員法人の理事長、施設長に地元の未加入法人・施設へ呼びかけてもらっているほか、新設法人・施設への入会案内を行なべく、行政や関係機関等からの情報の収集、整理を進めているとのことである。

【意見 No.社18】

(2) 意見（自主財源の増収のための更なる施策の検討）

県社協においては、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供し、地域福祉の推進を図るためにも、未加入法人や施設及び新設の法人や施設に対して入会案内を行うなど、自主財源の増収に向けて会員及び寄付拡大のための施策を検討することが望ましい。

年少人口の減少や新人の福祉人材の早期離職、団塊世代の大量退職という状況の中、県内の福祉人材不足を解消し、安定した地域福祉サービスを提供する必要があるのであり、今後、福祉人材の育成や確保のために、県内の社会福祉法人と県社協との連携を密にすることが重要であり、県社協に期待されている役割は大きいといえる。

県内の社会福祉法人のうち約200法人が未加入の状態であり、会員拡大のための方策次第で、会費収入が増える可能性があり、また、県外法人が県内に参入して施設を開設するケースが近年増えているとのことであり、それらの法人や施設が会員となったり、寄付をすることで、会費収入や寄付収入が増える可能性がある。

県社協においては、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供し、地域福祉の推進を図るためにも、未加入法人や施設及び新設の法人や施設に対して入会案内を行うなど、自主財源の増収に向けて会員及び寄付拡大のための施策を検討することが望ましい。

図表3-4-1 県出資の推移

| 出資物権の内容 | 出資期間 | 出資額(百万円) |
|-------------|------------|----------|
| 設立資金 | 昭和39年 | 1 |
| 本町山中幹線道路建設費 | 昭和61年～平成3年 | 3,080 |
| 三浦継続道路建設費 | 平成7年～平成11年 | 7,700 |
| 合計 | | 10,781 |

(4) 開設年月及び沿革

昭和39年11月
奈川県知事の設立許可を受ける
湯河原新道供用開始(昭和62年3月31日湯河原町に譲渡)
逗葉新道供用開始
神奈川県道路公社の設立登記(地方道路公社法(昭和45年5月20日法律第82号)の施行により、以下の手続きを経て設立)

神奈川県知事より寄付行為の変更許可
神奈川県議会で財団法人神奈川県道路公社の組織変更を議決
建設大臣による財団法人神奈川県道路公社の組織変更の許可
中華街立体駐車場供用開始(昭和55年6月30日横浜中華街ペーチング協同組合に譲渡)
元町立体駐車場供用開始(昭和63年6月30日協同組合元町S会に譲渡)
土木試験業務を開始
吉浜橋駐車場供用開始
本町山中有料道路供用開始
三浦継続道路供用開始
逗葉新道の一部区間を事業売上(県に譲渡)
土木試験業務を終了
真鶴道路を日本道路公団から引き継ぎ
由比ガ浜地下駐車場の指定管理者に指

第4章 神奈川県道路公社

写真1 外観(逗葉新道管理事務所) 写真2 真鶴道路料金所



第1 法人の概要

1 概要

- (1) 目的及び所管課
目的
ア 神奈川県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする(神奈川県道路公社定款(以下「定款」という)第1条)。

イ 所管課
国土整備局 道路部 道路企画課

- (2) 所在地
横浜市中区山下町1番地
ア 基本財産と県の出資
イ 基本財産 107億8100万円
(県の100%出資)
イ 出資の推移

定
真鶴道路料金徴収期間満了
真鶴道路新道区間を維持管理有料制度
により供用開始
由比ガ浜地下駐車場の指定管理者の指
定期間満了

(5) 県との財政的な関係
出資金
県は、上記(3)のとおり、107億8100万円の出資をしている。

負担金・補助金
県は、神奈川県道路公社(以下「公社」という)に対し、地方職員共
済組合団体共済部の共済掛金における県負担分として、平成27年度に467
万2318円を支出している。

貸付金
県貸付金の受払状況は下記図表3-4-2のとおり。

| 図表3-4-2 県貸付金の受払状況 (単位:百万円) | | | | |
|-------------------------------|-----------|---------------|-----------------|---------|
| 事業名 | 借入期間 | 平成27年度末 残高 | 平成27年度 利息支払額 | 備考 |
| 本町山中料道路 | 平成13~22年度 | 2,000 | 20 | 掘削開闢14年 |

債務保証・損失補償
平成27年度において、県は公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証をしており、その限度額等は下記図表3-4-3のとおり。

| 図表3-4-3 県による債務保証 (単位:百万円) | | | |
|----------------------------------|-----------|--------|---------|
| 債務保証対象 | 保証期間 | 保証限度額 | 県の保証実績額 |
| 本町山中料道路及び三浦鶴見道路 整備事業資金借入金及び利息 | 平成6~31年度 | 27,972 | 0 |
| 経営安定化資金借入金及び利息 | 平成23~33年度 | 4,138 | 0 |

委託
平成27年度における県から公社への委託事業及び契約金額は下記図表
3-4-4のとおり。

図表3-4-4 委託事業の内容

| 委託内容 | 事業詳細 | 平成27年契約額 |
|----------|-------------------------------------|-----------|
| 大掛費用修繕事業 | 真鶴道路 (橋りょう耐震対策、トンネル補強放策、道路構造更新等) | 291,516千円 |

(6) 事業概要
平成27年度における公社の事業概要は以下のとおり。

- ア 有料道路事業
一般有料道路事業としての、三浦半島に位置する本町山中料道路、三浦縦貫道路及び西湘地区に位置する真鶴道路の3路線、並びに一般自動車道としての逗葉新道の計4路線の管理運営
- イ 有料駐車場事業
有料駐車場事業としての、県内各地の19か所の駐車場の管理運営
- ウ 真鶴道路における、橋りょう耐震対策工事・トンネル補強対策工事・道路情報板更新工事
- (7) 組織体制
役員
ア 平成27年4月1日現在での役員構成は、理事長1名、理事2名、監事1名である。
役員の任期は4年とされている(定款第9条第1項)。
また、理事長及び監事は、神奈川県知事が任命し(定款第8条第1項)、副理事長及び理事は、理事長が神奈川県知事の認可を受けて任命する(同条第2項)。
- イ 評議員
平成27年4月1日現在での評議員は8名である。
評議員会は、評議員14名以内で組織するとされ(定款第13条第5項)、評議員は、理事長が任命する(同第14条第1項)。
- ウ 職員
平成27年4月1日現在、公社職員は27名であり、うち嘱託は10名である(嘱託のうち県OBは4名である)。公社機構及び職員の配置人数

は下記図表3-4-5のとおり。

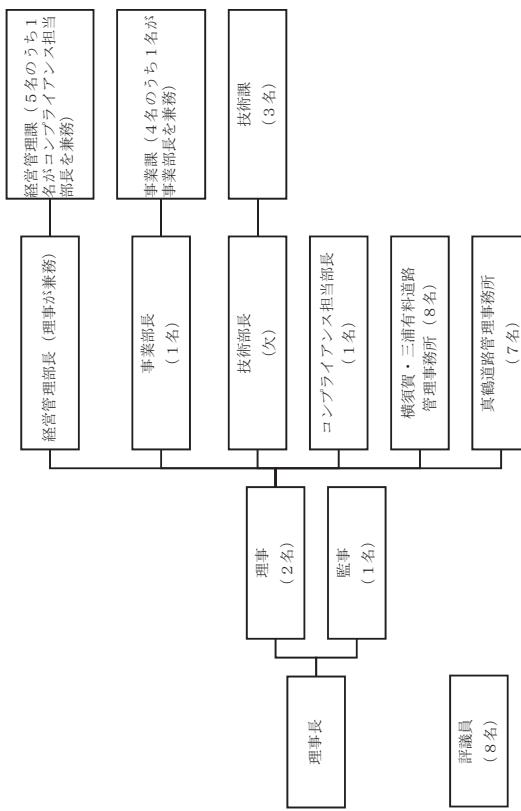
図表3-4-5 公社機構一覧

2 近年の公社の実績等
(1) 収支の推移

平成25年度から平成28年度(平成25~27年度は実績、平成28年度は予算)までの公社の収支の実績の推移は下記図表3-4-6のとおり。

図表3-4-6 収支の推移

| | | 平成25年度 (実績) | | 平成26年度 (実績) | | 平成27年度 (実績) | | 平成28年度 (予算) | |
|----------|--|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|
| (A) 収入 | | 2,820 | 2,751 | 2,689 | 2,731 | 2,822 | 2,757 | 2,665 | 2,710 |
| 業務収入 | | | | | | | | | |
| 本町山中有料道路 | | 599 | | 617 | | 613 | | 625 | |
| 二浦縦貫道路 | | 447 | | 457 | | 463 | | 467 | |
| 維持管理有料道路 | | 703 | | 680 | | 692 | | 678 | |
| 一般自動車道 | | 419 | | 412 | | 410 | | 411 | |
| 駐車場 | | 270 | | 274 | | 283 | | 287 | |
| 業務雑収入 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| 受託業務収入 | | 308 | | 246 | | 291 | | 192 | |
| 業務外収入 | | 68 | | 41 | | 64 | | 44 | |
| (B) 支出 | | 2,776 | | 2,699 | | 2,695 | | 2,688 | |
| 業務費 | | 280 | | 239 | | 283 | | 186 | |
| 維持改良費 | | 576 | | 515 | | 654 | | 640 | |
| 業務管理費 | | 98 | | 111 | | 87 | | 40 | |
| 本町山中有料道路 | | 51 | | 31 | | 50 | | 60 | |
| 二浦縦貫道路 | | 366 | | 342 | | 365 | | 411 | |
| 維持管理有料道路 | | 53 | | 24 | | 145 | | 122 | |
| 一般自動車道 | | 5 | | 4 | | 5 | | 5 | |
| 駐車場 | | | | | | | | | |
| 業務管理費 | | 530 | | 542 | | 542 | | 557 | |
| 本町山中有料道路 | | 75 | | 81 | | 78 | | 85 | |
| 二浦縦貫道路 | | 75 | | 77 | | 77 | | 76 | |
| 維持管理有料道路 | | 125 | | 128 | | 127 | | 126 | |
| 一般自動車道 | | 109 | | 110 | | 111 | | 112 | |
| 駐車場 | | 143 | | 145 | | 147 | | 156 | |
| 一般管理費 | | 344 | | 351 | | 375 | | 383 | |
| 業務外支出 | | 1,044 | | 1,049 | | 839 | | 914 | |
| 予備費 | | - | | - | | - | | 5 | |
| (A-B) 収支 | | 43 | | 32 | | 126 | | 21 | |



(2) 財政状態の推移
平成25年度から平成27年度までの公社の財政状態の推移は下記図表
3-4-7のとおり。

図表3-4-7 財政状態の推移

| | | 平成25年度 | | | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|--------------|----------|--------|--------|--------|--------|--|--|--------|--|--|
| 資産 | (単位：百万円) | 39,385 | 39,495 | 39,719 | | | | | | |
| 流動資産 | | 1,482 | 988 | 1,419 | | | | | | |
| 現金預金 | | 1,441 | 878 | 1,271 | | | | | | |
| その他 | | 40 | 110 | 147 | | | | | | |
| 固定資産 | | 37,903 | 38,507 | 38,299 | | | | | | |
| 事業資産 | | 37,534 | 37,527 | 37,521 | | | | | | |
| 道路 | | 37,400 | 37,400 | 37,400 | | | | | | |
| 駐車場 | | 134 | 127 | 121 | | | | | | |
| 有形固定資産 | | 206 | 203 | 211 | | | | | | |
| 無形固定資産 | | 1 | 1 | 1 | | | | | | |
| 投資その他の固定資産 | | 162 | 775 | 565 | | | | | | |
| 長期性預金 | | - | 600 | 400 | | | | | | |
| その他 | | 162 | 175 | 165 | | | | | | |
| 負債 | | 18,708 | 18,517 | 18,548 | | | | | | |
| 流動負債 | | 1,245 | 1,113 | 1,297 | | | | | | |
| 一年内返済予定長期借入金 | | 985 | 779 | 856 | | | | | | |
| その他 | | 259 | 333 | 440 | | | | | | |
| 固定負債 | | 6,709 | 5,943 | 5,076 | | | | | | |
| 長期借入金 | | 6,545 | 5,766 | 4,909 | | | | | | |
| その他 | | 164 | 176 | 167 | | | | | | |
| 特別法上の引当金等 | | 10,753 | 11,461 | 12,174 | | | | | | |
| 道路事業損失補てん引当金 | | 2,030 | 2,129 | 2,229 | | | | | | |
| 償還準備金 | | 7,525 | 8,041 | 8,562 | | | | | | |
| 特別道路管理準備金 | | 1,198 | 1,289 | 1,381 | | | | | | |
| 資本 | | 20,676 | 20,978 | 21,170 | | | | | | |
| 基本金 | | 10,781 | 10,781 | 10,781 | | | | | | |
| 剰余金 | | 9,895 | 10,197 | 10,389 | | | | | | |

3 公社の今後と近年の取組

- (1) 公社が管理運営する計4路線の道路のうち、道路整備特別措置法に基づく一般有料道路である真鶴道路、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路は、各々、料金徴収期間が満了する際に(真鶴道路は平成40年9月3日、本町山中有料道路は平成34年3月20日、三浦縦貫道路は平成42年3月3日)、県に帰属することになる(道路整備特別措置法第52条)。

公社は、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の建設事業費として県より出資金を受けているところ、下記第3の1のとおり、両道路の料金徴収期間満了時ににおける当該出資額に対する償還可能額の検討が、今後の課題となる。

(2) 公社の経営については、現在の経済・社会情勢の影響による利用台数の減少や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大等、厳しい局面を迎える中、収入の確保、利用促進に努めるとともに、効率的な施設等の維持管理や事業を推進するにあたり一層のコスト削減に努め、安定的な経営を進める必要があることから、平成24年3月に平成24年度をスタートとする5ヵ年の新たな「中期経営方針・経営改善プログラム」を策定している。

その後、同プログラムに沿って取組を進めているが、平成24年の笛子トンネル天井板落下事故に端を発した道路施設点検の法定義務化など公社を取り巻く状況が変化していることから、平成27年3月に同プログラムの改訂版を策定し、事業の安定的な経営を図ることとしている。

第2 監査の実施

- 1 公社及び所管課に対する本年度の包括外部監査の概要
(1) 平成28年5月24日 県庁にて初回概要ヒアリング
平成28年7月8日 公社(本社)にて第1回現地調査
平成28年8月8日 公社(横須賀・三浦有料道路管理事務所)にて第2回現地調査
平成28年9月9日 公社(真鶴道路管理事務所)にて第3回現地調査
平成28年9月14日 公社(シルクセンターカンパニー)にてヒアリング
平成28年11月4日 包括外部監査人事務所にてヒアリング
平成28年11月21日 包括外部監査人事務所にてヒアリング
(2) 以上の現地調査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聞き取り等を行った。

- 2 監査で確認した資料
監査で確認した資料は、次のとおりである。なお、確認した資料すべてをここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なものを例示列挙している。
- (1) 関連法令・規程等
地方道路公社法、道路法、道路整備特別措置法、定款、条例規程、資金運用管理規程・同基準・資金運用方針、文書等管理制度規程、就業規程、個人情報保護規程、会計規程等
 - (2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの
事業概要、事業計画書、決算書、定期監査・決算審査説明書、経営會議・評議員会議等各種議事録、中期経営方針・経営改善プログラム、道路維持管理計画、長寿命化修繕計画等
 - (3) 出資・補助金・その他の財政的援助に関するもの
借入金台帳等
 - (4) 予算・会計に関するもの
予算書、財務諸表、収益明細表、業務管理費及び一般管理費の費目別明細表、営業日報・月報、収入調書、支出伺い、会計伝票、小口現金出納簿等
 - (5) 資産・施設等の管理に関するもの
預金通帳、自動車台帳、運転日報、有形固定資産台帳、固定資産管理簿、賃貸借契約書、ファイル基準表等
 - (6) 人事・労務・人件費に関するもの
理事名簿、評議員名簿・出欠状況表、使用者・労働者名簿、配置図、時間外勤務及び休日勤務命令簿、休暇等申請簿、旅行命令簿等
 - (7) 委託に関するもの
覚書、大規模修繕事業に係る協定、工事台帳、業務委託契約書、仕様書、その他入札関連資料等
 - (8) 貸権管理に関するもの
未収入金一覧等

一般自動車道であり、真鶴道路は道路整備特別措置法第50条の定めに基づき、国土交通大臣の許可を受けて日本道路公团から引き継いだ道路であるところ、両道路（建設事業）に対する出資金はない。）。
公社は、当該出資金については、地方道路公社法第4条第2項及び地方道路公社法施行通達に基づきいすれも「基本財産」として管理しており、公社法第18条においても、「この道路公社の基本財産の額は、107億8100万円とし、神奈川県が出資する。」と規定している。
出資金の取扱いについて、県は、当該出資金を、地方自治法第238条イ 第1項第7号に基づく「出資による権利」として管理している。
また、地方道路公社法では、解散に伴う清算に関して、「道路公社の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを道路公社に出資した地方公共団体に、出資の額に応じて分配しなければならない。」と規定している（同法第36条）。

出資金や「出資による権利」の法的性質からは、直ちに公社が県に対して出資金を返還すべき義務が生じるものではない。なお、料金徴収期間満了時に出資金額に対する償還準備金による償還不能額が発生した場合の、他県道路公社の処理事例としては、県からの補助金により出資金を返還（相殺）した道路公社もある。出資金の返還対象からの除外を行った道路公社もあるようである。

ウ 上記第1の3（1）のとおり、公社が管理運営する計4路線の道路のうち、道路整備特別措置法に基づく道路である真鶴道路、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路は、日々、料金徴収期間が満了する際に（真鶴道路は平成40年9月3日、本町山中有料道路は平成34年3月20日、三浦縦貫道路は平成42年3月3日）、県に帰属することになる（道路整備別措置法第52条）。

上記Aのとおり、真鶴道路については出資金はないが、本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の有料道路建設事業費（以下「建設事業費」という）は、下記図表3-4-8のとおりであり、その一部について、公社は、県から出資金を受けている（本町山中有料道路及び三浦縦貫道路建設事業に対する出資金額は、上記図表3-4-1のとおり、総額107億8000万円である。）。

| 図表3-4-8 料金徴収期間満了日及び建設事業費 | | |
|--------------------------|------------|------------|
| 道路名 | 料金徴収期間満了日 | 建設事業費(百万円) |
| 本町山中有料道路 | 平成34年3月20日 | 15,400 |
| 三浦縦貫道路 | 平成42年3月3日 | 22,000 |

第3 監査の結果

- 1 県出資金の取扱い及び償還準備金を充当した場合の不足見込額
(1) 問題の所在
ア 上記図表3-4-1のとおり、公社は、県から総額107億8100万円の出資を受けている（なお、逗葉新道は道路運送法第47条第1項に基づく

図表3-4-9 建設事業費に対する償還準備金等の不足見込額

| 本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の料金徴収期間満了時ににおける建設事業費（借入金・出資金）に対する償還可能額の検討が今後の課題となるところ、同建設事業費に対しては、まずは、該当道路の償還準備金（毎期の収支差を積み立てたもの）を充当することになる。 | | (単位：百万円) | |
|---|--------|--|----------------|
| 建設事業費（道路資産）(A) | 15,400 | 償還準備金等積立不足額(A-B) | 6,446 |
| 償還準備金等（平成33年度末）(B) | 8,954 | | |
| ① 該当道路の損失補てん引当金（災害や経済事情の変動その他のやむを得ない事由によって生じた損失を補てんするための引当金）を充ててある。 | | 平成22年度未残高 平成23～33年度積立見込。 | 6,754 2,200 |
| ② 公社事業全体での調整（駐車場事業等による利益剩余金の充当など） | | 三浦縦貫道路 | |
| 建設事業費（道路資産）(C) | 22,000 | 償還準備金等積立不足額(C-D) | 13,984 |
| 償還準備金等（平成41年度末）(D) | 8,016 | | |
| ③ 県との協議（補助金の導入、出資金の返還対象からの除外など） 包括外部監査人において、平成24～27年度の該当道路（本町山中有料道路、三浦縦貫道路）の償還準備金及び損失補てん引当金（以下「償還準備金等」という）の平均積立額が毎年積み立てられると仮定して、本町山中道路および三浦縦貫道路の料金徴収期間満了時における建設事業費に対する償還準備金等を充当した場合の不足見込額を試算したこと る、下記図表3-4-9のとおり、本町山中道路に関する不足見込額は64億円、三浦縦貫道路に関する不足見込額は139億円となつた。 なお、包括外部監査人による試算においては、将来の交通量の増減及びこれに伴う利益の増減等は考慮しておらず、単純に平成27年度末の償還準備金等残高と平成24年度～平成27年度までの償還準備金等の平均積立額から試算しているため、不足額についてには、包括外部監査人による試算から変動する可能性も十分考えられるが、不足金が発生する可能性は高いものといえる。 | | ※出典：償還準備金等の平成28年度以降の積立額は、平成24～27年度の平均積立額が毎年継続して発生すると仮定して、三浦縦貫料金徴収期間満了時（平成41年度末）までの利益剩余金見込額を試算したところ、下記図表3-4-10のとおり、同利益剩余金見込額は約144億円となつた。そして、同利益剩余金見込額を、上記エの建設事業費に対する償還準備金等の不足額に充当した場合、不足額は約60億円となる。 | |

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路の料金徴収期間満了時ににおける建設事業費（借入金・出資金）に対する償還可能額の検討が今後の課題となるところ、同建設事業費に対しては、まずは、該当道路の償還準備金（毎期の収支差を積み立てたもの）を充当することになる。

① 該当道路の損失補てん引当金（災害や経済事情の変動その他のやむを得ない事由によって生じた損失を補てんするための引当金）を充ててある。

② 公社事業全体での調整（駐車場事業等による利益剩余金の充当など）

③ 県との協議（補助金の導入、出資金の返還対象からの除外など）
包括外部監査人において、平成24～27年度の該当道路（本町山中有料道路、三浦縦貫道路）の償還準備金及び損失補てん引当金（以下「償還準備金等」という）の平均積立額が毎年積み立てられると仮定して、本町山中道路および三浦縦貫道路の料金徴収期間満了時における建設事業費に対する償還準備金等を充当した場合の不足見込額を試算したこと
る、下記図表3-4-9のとおり、本町山中道路に関する不足見込額は64億円、三浦縦貫道路に関する不足見込額は139億円となつた。
なお、包括外部監査人による試算においては、将来の交通量の増減及びこれに伴う利益の増減等は考慮しておらず、単純に平成27年度末の償還準備金等残高と平成24年度～平成27年度までの償還準備金等の平均積立額から試算しているため、不足額についてには、包括外部監査人による試算から変動する可能性も十分考えられるが、不足金が発生する可能性は高いものといえる。

また、建設事業費に対する償還準備金等の不足額が生ずる場合には、上記ウ②の公社事業全体での調整として、利益剩余金を充当することが考えられる。

そこで、包括外部監査人において、公社の平成24～27年度の当期利益の平均が毎年継続して発生すると仮定して、三浦縦貫料金徴収期間満了時（平成41年度末）までの利益剩余金見込額を試算したところ、下記図表3-4-10のとおり、同利益剩余金見込額は約144億円となつた。そして、同利益剩余金見込額を、上記エの建設事業費に対する償還準備金等の不足額に充当した場合、不足額は約60億円となる。

なお、上記図表3-4-9と同様に、包括外部監査人の試算においては、将来の交通量の増減及びこれに伴う利益の増減等は考慮しておらず、単純に平成27年度末の利益剩余金残高と平成24年度～平成27年度の当期利益の平均額から試算しているため、利益剩余金充當後の不足額についても、包括外部監査人の試算から変動する可能性も十分考えられるが、不足金が発生する可能性は高いものといえる。

図表3-4-10 利益剰余金見込額と不足見込額

| 償還準備金等積立不足額(A) | | | 20,430 | 利益剰余金不足額(A-B) | 6,018 |
|----------------|------|--|--------|---------------|-------------------|
| 三浦縦貫 | 本町山中 | | 13,984 | 6,446 | |
| | | | | | 利益剰余金(平成41年度末)(B) |
| | | | | | 14,412 |
| | | | | | 平成27年度未残高 |
| | | | | | 10,389 |
| | | | | | 平成28~41年度積立見込 |
| | | | | | 4,023 |

※出典：償還準備金等積立不足額は図表3-4-9を参照。利益剰余金の平成28年度以降の積立見込は、平成24~27年度の当期利益の平均が毎年継続して発生すると仮定して包括外部監査人にて試算した。利益剰余金平成27年度未残高は平成27年度財務諸表の数値を使用した。

力 公社によれば、建設事業費（借入金・出資金）に対する償還準備金の充当不足額については、該当道路の損失補てん引当金の充当や公社事業全体での調整により賄うことになるが、これにより、本町山中本有料道路の料金徴収期間満了時には、償還準備金の不足額は補てんされる可能性があるとのことである。

他方で、三浦縦貫道路については、料金徴収期間満了時ににおいて、償還準備金を充当し、さらに損失補てん引当金を充当したり公社事業全体で調整をしても、補てんされない部分が、出資金額の範囲内で生じる可能性があるとのことである。

公社としては、不足見込額の減少に向け、経営改善に努めており、今後の対応については、料金徴収期間満了時に向け、県との調整を行っていくことである。

【意見№.道1】

(2) 意見（建設事業費に対する償還準備金等の不足見込額への対応）

今後、建設事業費に対して、料金徴収期間満了時の償還準備金等の不足見込額が多くなるほど、当該道路が帰属することになる県にとって、補助金投入や出資金償還額の減少等の財政リスクが高まることがある。

公社においては、同不足見込額が小さくなるように、下記2以下に述べる外部委託の見直しによる経費の削減等、より一層、経営改善の方策につき検討されたい。

ア 上記（1）エ及びオのとおり、包括外部監査人の試算によると、三浦縦貫料金徴収期間満了時（平成41年度末）において、建設事業費に対し、償還準備金および損失補てん引当金に加え、利益剰余金を充当した場合でも、約60億円の不足が生じる見込みである（包括外部監査人の試算は、将来の交通量の増減及びこれに伴う利益の増減等は考慮しておらず、単純に平成27年度までの償還準備金等の積立額や利益剰余金額などから試算しているため、利益剰余金充当後の不足額は、包括外部監査人の試算から変動する可能性も十分考えられることは、上記（1）エ及びオのとおり）。

イ 公社としては、かかる不足金が発生する場合、県との協議を行っていぐことである。

上記アの不足金の見込額である約60億円は、県の公社に対する出資金額107億8000万円（本町山中本有料道路及び三浦縦貫道路建設事業に対する出資金額）の範囲内となっているところ、上記（1）ア及びイのとおり、出資金や「出資による権利」の法的性質からは、直ちに公社が県に対して出資金を返還すべき義務が生じるものではないとしても、今後、建設事業費に対する、料金徴収期間満了時の償還準備金等の不足見込額が多くなるほど、補助金投入や出資金投入の減少等の財政リスクが高まることになる。

公社においては、同不足額が小さくなるように、下記2以下に述べる外部委託の見直しによる経費の削減等、より一層、経営改善の方策につき検討されたい。

2 外部委託について①（駐車場管理業務等委託契約について）

(1) 問題の所在

ア 神奈川県道路公会計規程（以下「公会計規程」という）においては、「公社における契約は、競争入札に付し、理事長が当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と契約を締結する。ただし、公社の支払の原因となる契約のうちに別に定めるものにより契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札したその他の者のうち最低の価格をもつて入札した者と契約を

| 駐車場名 | 委託業者 | 委託料金(千円) | 委託期間 | 契約方法 | 隨意契約とした理由 |
|--------|------|----------|------------------------|------------|---|
| 逗子海岸 | B | 7,236 | H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31 | 隨意契約 | H22. 3に覚書を締結しているため |
| 長者ヶ崎 | C | 4,938 | H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31 | 隨意契約 | 会計規程第72条第1項第1号(専用の性質又は目的競争入札に適さない)、地方自治法施行令167条の2第1項第3号 |
| 汐見高架橋 | D※ | 522 | H25. 4. 1 ~ H28. 3. 31 | 条件付き一般競争入札 | — |
| 林高架橋 | | | | | |
| 上の里高架橋 | | | | | |
| 西免見 | | | | | |
| 夷川 | | | | | |

※Dは有料道路管理業務も含めて委託しており、駐車場管理合計で174,083千円の収益額を支払っている。

イ 公社は、19か所の駐車場の管理業務を行っているところ、平成27年度における管理業務等の委託状況は下記図表3-4-11のとおりである。

図表3-4-11 駐車場の管理業務等の委託状況

| 駐車場名 | 委託業者 | 委託料金(千円) | 委託期間 | 契約方法 | 隨意契約とした理由 |
|------|------|----------|------------------------|-----------------------|--|
| 稲村が崎 | A | 20,012 | H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31 | 隨意契約 | 委託業務を販売で完了する見込みであるときは、翌年度及び翌々年度ごとに随意契約ができる、と入札公告に掲げていたことを理由としている |
| 坂ノ下 | | | | | |
| 下蒲ヶ崎 | | | | | |
| 津久井 | A | 16,048 | H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31 | 隨意契約 | — |
| 下浦 | | | | | |
| 森崎大橋 | | | | | |
| 小笠部 | | | | | |
| 吉浜橋 | A | 10,245 | H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31 | 条件付き一般競争入札 (入札者1名) | — |
| 旭 | A | 14,246 | H24. 4. 1 ~ H28. 3. 31 | 条件付き一般競争入札 (入札者1名) | — |

ウ 19か所の駐車場のうち、12か所の駐車場の管理業務は、Aに委託されている。Aへの委託契約自体は、条件付一般競争入札にて実施されているが(平成27年度は隨意契約となっている駐車場についても、当初は入札により決定されている。)、入札者は1者(A)のみであった。なお、Aに管理業務等を委託している下記図表3-4-12の駐車場については、過去長期間にわたり、Aによる固定・独占状態が続いているところ、平成22年度から平成28年度までの契約方法等は下記図表3-4-12のとおりである。

| 年度 | 稲村が崎等※ | 下浦海岸等※ | 吉浜橋 |
|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 平成22年度 | 条件付き一般競争入札 (入札Aのみ) | 条件付き一般競争入札 (入札Aのみ) | 指名競争入札 |
| 平成23年度 | 隨意契約 | 隨意契約 | 指名競争入札 |
| 平成24年度 | 隨意契約 | 隨意契約 | 指名競争入札 |
| 平成25年度 | 条件付き一般競争入札 (入札Aのみ) | 条件付き一般競争入札 (入札Aのみ) | 条件付き一般競争入札 (入札Aのみ) |

| 年度 | 稲村が崎等※ | 下浦海岸等※ | 吉浜橋 |
|--------------|-----------------------------|--------|-----------------------|
| 平成26年度 | 随意契約 | 随意契約 | 条件付き一般競争入札 (入札Aのみ) |
| 平成27年度 | 随意契約 | 随意契約 | 条件付き一般競争入札 (入札Aのみ) |
| 平成28年度 以降 | 条件付き一般競争入札（3年契約） (入札Aのみ) | | |

※「稻村が崎等」は、上記図表3-4-11の稻村が崎、滑川、大仏前、材木座及び坂ノ下の駐車場
※「下浦海岸等」は、上記図表3-4-11の下浦海岸、津久井、下浦、森崎大橋、小矢部の駐車場

上記図表3-4-12の各駐車場に関する管理業務委託契約については、
競争入札に付した上で契約がなされているが（随意契約としている契約
も、当初は競争入札が実施されていた。）、稻村が崎等駐車場及び下浦海
岸等駐車場に関しては、平成22年度以降、入札者は1者（上記図表3-
4-11のA）のみであり、吉浜橋駐車場に関しては平成25年度以降の入
札者はAのみとなっている。

なお、平成28年度から、上記図表3-4-12記載の稻村が崎等駐車場、
下浦海岸等駐車場及び吉浜橋駐車場の管理委託契約を一括して競争入札
に付しているが、入札はAのみとなっている。
工 神奈川県道路公社条件付き一般競争入札実施に関する要領第11条によ
ると、「選くとも入札日から起算して30日前までに、掲示、公社ホームページ
への掲載その他の方法により公告するものとする。」とされている。
しかしながら、平成27年度の吉浜橋駐車場の入札手続においては、入
札公告日は平成27年3月3日であったのに対し、入札日は同月20日で
あり、入札日から起算して30日前までの公告がなされていなかった。

【意見 No.道2】

(2) 意見（競争入札の入札参加者の増加による業者選定の競争性の確保）

公社が管理している19か所の駐車場のうち12か所の駐車場の管理業
務委託先は、競争入札が実施されているものの、多くの入札において1
者しか参加しておらず、委託先が1者に固定されている状況である。
契約期間の長期化、各契約の対象駐車場数の減少（分割）、参加資格要
件の緩和等、入札者数を増やし、競争入札による競争性が確保されるよ
うな措置を検討されたい。
特に、入札日から起算して30日前までの期間の確保等、競争入札における競
争入札手続があるため、入札日までの期間の確保等、競争入札における競

手続を適切に実施されたい。

ア 公社における契約は、公平性・透明性を確保し、契約の相手方を固定
化せず、価格競争による価格低減効果を図るため、原則として、競争入
札に付すこととされているところ、競争入札による価格競争を実現する
ためには、入札にあたり、複数の業者が参加するようすべきである。
上記（1）ウのとおり、公社が管理している19か所の駐車場のうち12
か所の駐車場の管理業務の委託契約については、競争入札が実施されて
いるものの、多くの入札において1者（A）しか参加しておらず、結果
として、委託先は1者に固定されている状況である。かかる入札状況に
おいては、競争入札の趣旨である、価格競争による価格低減効果は到底
期待できないものと言わざるを得ない。

加えて、委託先について、1者独占状態が続いていることから、業務
報告の提出に遅延や数値の誤りが見られ、公社職員の負担が増加してい
るということが、公社内（平成27年度所属長会議）で報告されている。
イ 公社は、平成28年度から、3契約（上記図表3-4-12の稻村が崎等、
下浦海岸等、吉浜橋の駐車場）に係る業務委託を一本化し一括して競争
入札に付して債務負担行為による複数年（3年）契約にて執行し、委託
契約を締結しているが、結局、入札者は従前と同じ業者1者のみとなっ
ている。契約を一本化し一括競争入札としたことで、入札参加者が大規
模な業者に限られてしまい、中小規模な業者は参加することができなく
なっている可能性が考えられる。そのため、契約期間を延ばしたり、一
つの契約で対象とする駐車場数を減らす（分割する）等を検討するなど
し、入札者数を増やすことが求められる。

なお、公社においては、入札の指名及び参加資格要件としていた機械
警備業務資格について、自ら当該資格を有さなくても再委託することを
可能として参加資格要件を緩和したり、入札公告を早めに実施すること
などを検討しているようである。
今後も、参加資格要件の見直しなど、入札者数を増やし、競争入札に
よる競争性が確保されるような措置を検討されたい。

ウ 上記（1）エのとおり、条件付き一般競争入札実施に関する要領第11
条によると、「選くとも入札日から起算して30日前までに、掲示、公社
ホームページへの掲載その他の方法により公告するものとする。」とされ
ているにもかかわらず、平成27年度の吉浜橋駐車場の入札手続において
は、入札公告日は平成27年3月3日であったのに対し、入札日は同月20
日であり、入札日から起算して30日前までの公告がなされていなかつた。

公社としては、当該時期は年度末で事務が錯綜していたこともあり、同要領第23条の規定（「特別の事情によりこの要領の規定によることができない場合又はこの要領の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長は別段の取扱いをすることができる。」）に基づき、日程を短縮して実施したことであるが、年度末に事務が錯綜することは当初から想定しておくべきである。当該規定は例外規定であり、安易に適用すべきものではない。競争入札の手続が適切に実施されるように、事前に予定を組んでおく必要がある。

工事、旭駐車場の管理業務委託に関する条件付き一般競争入札についても、入札公告日は平成24年2月23日であったに対し、入札日は同年3月8日であり、入札日から起算して30日前までの公告がなされていなかつたものであるが、当時の「神奈川県道路公社条件付き一般競争入札実施要領」（平成20年1月24日施行）においては、上記第11条のよう、入札から30日前までに公告をするという規定はなかったとのことである。

ただ、当該入札においても入札者は1者であったことからすれば、入札までの日数が足らず、入札者が増えなかつた可能性が考えられる。今後は、条件付き一般入札を実施するにあたつては、上記の現在の要領記載の入札手続の期間等に従い入札日までの期間を確保されたい。

3 外部委託について②（逗子海岸駐車場管理業務等委託契約について）

(1) 問題の所在
ア 上記2(1)のとおり、公社会計規程においては、原則として、契約を締結する際には、競争入札に付すこととしているが（公社会計規程第70条）、「公社における契約が次の各号の一に該当する場合には、第70条の規定にかかわらず理事長は、随意契約の方法により契約を締結することができる。」と規定している（公社会計規程第72条第1項）。

図表3-4-13 随意契約にできる場合

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 災害応急復旧等緊急を要する場合で競争入札に付する暇がないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 売買、賃借、請負その他の契約で予定価格が以下の契約の種類に応じ定める額未満のとき。
ア 工事又は製造の請負 250万円
イ 財産の買入れ 160万円

| |
|--------------------------------------|
| ウ 物件の借入れ 80万円 |
| エ 財産の売り払い 50万円 |
| オ 物件の貸付 30万円 |
| カ 前各号に掲げる以外のもの 100万円 |
| (5) 前各号に規定するもののほか、理事長が特に必要があると認めたとき。 |

イ なお、随意契約による場合について、公社会計規程では、「前項の規定により随意契約を締結しようとするとときは、なるべく2人以上から見積書をとらなければならない。ただし、5万円未満の物品を購入する場合は、この限りでない。」としている（公社会計規程第72条第2項）。

また、公社会計規程では、「前項の規定にかかわらず、新聞、雑誌、専売品等いでいずれの業者から購入する場合であってもその価格に相違がないもの及び理事長が特に認めるものについては、見積書を省略することができる。」としている（公社会計規程第72条第3項）。

さらに、「調査意見書による工事及び委託の事務の取扱いについて」では、公社が管理する施設の維持及び修繕等（以下「維持等」という）のうち250万円未満の工事契約及び100万円未満の委託契約については、横須賀・三浦有料道路管理事務所、真鶴道路管理事務所が執行するとし、利用者等からの要望及び情報連絡並びに職員のパトロール等によって、補修必要箇所が発見されたときは現状を確認のうえ、調査意見書に基づき、予算の範囲内において速やかに行うとしているところ、当該維持等に係る工事契約及び委託契約の執行方法は随意契約とするし、また、同随意契約について、見積合せを省略できる場合を、下記図表3-4-14のとおりとしている。

図表3-4-14 見積合せを省略できるとき

| |
|--|
| ア 執行額が50万円未満のものは、見積合せを省略できるものとする。 |
| イ 執行額が50万円以上250万円未満のものは、見積合せを必要とする。 |
| ウ ただし、急施を要し、他の業者から見積書を取る暇のない緊急工事は、見積合せを省略できるものとする。 |

上記図表3-4-11のとおり、逗子海岸駐車場の管理委託についてには、随意契約により契約（逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供等業務委託契約）が締結されており、その理由としては、平成22年3月に逗子海岸ロードオアシス休憩施設の管理運営についての覚書がBらとの

間で締結されていることから、上記図表3-4-13（1）（公社会計規程第72条第1項第1号）に該当するとのことである。

公社からの説明によると、以前飲食店（立食店）があつたが業績不振により撤退されてしまい、その後、地元からの強い要望により、地域の食材・物産等による「地産地消」や観光情報の提供など道の駅的な整備を行い、かつ、地域の観光などの情報発信の役割を担うため、平成22年8月1日に、逗子海岸ロードオアシス（有料駐車場・休憩施設（A棟・B棟））としてリニューアルオープンしたことである。そして、地域の観光等の情報発信をしているBを委託先として、逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供業務の基本的な内容のうち、料金収納、納付、清掃、巡回及び利用案内等の同類業務を一括で業務委託しているとのことである。

エ 逗子海岸ロードオアシス休憩施設A棟1階は食堂として、B棟1階は地場產品販売店として、A棟2階は、現在、観光パンフレットやポスター等を常置し、無料の休憩場所兼情報発信コーナー等としているが、包括外部監査において現地において現地に赴いたときは、A棟1階の食堂やB棟1階の休憩所を利用し地場產品販売店は利用者が多數いたものの、A棟2階の休憩所を利用している人はいなかつた。

【意見No.道3】

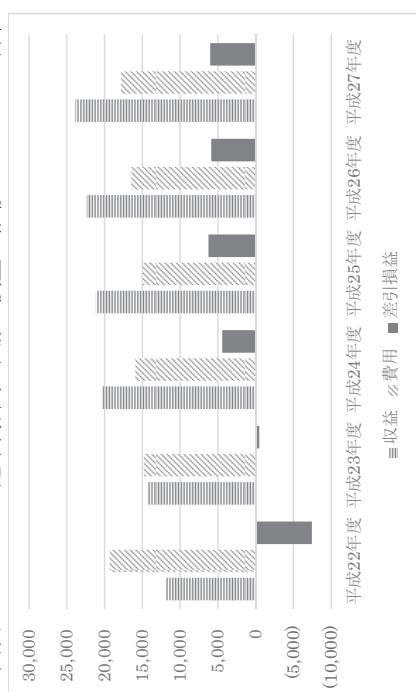
(2) 意見（休憩施設の有効利用及び競争入札等の実施の検討）

逗子海岸駐車場（逗子海岸ロードオアシス）の管理業務委託については、平成22年8月の同施設開設以降、随意契約により契約（逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供等業務委託契約）が締結されている。現在駐車場の収益が順調に推移しているとしても、入札によつて参加者を募った場合、より収益・利益の増加が見込めるということも考えられるのであり、それこそが競争入札の趣旨なのであるから、今後も継続して、随意契約によりBと契約を締結する根拠としては乏しいものと考える。

そのため、競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。仮に、随意契約によるとしても、少なくとも、休憩施設の有効利用等について他の業者等とも協議ないしは見積合せを実施するのが望ましい。

また、公平性・透明性を確保するという観点から、駐車場と休憩施設に関する管理委託を一括して委託した場合と、分割して委託した場合についての見積合せをすることも検討されたい。

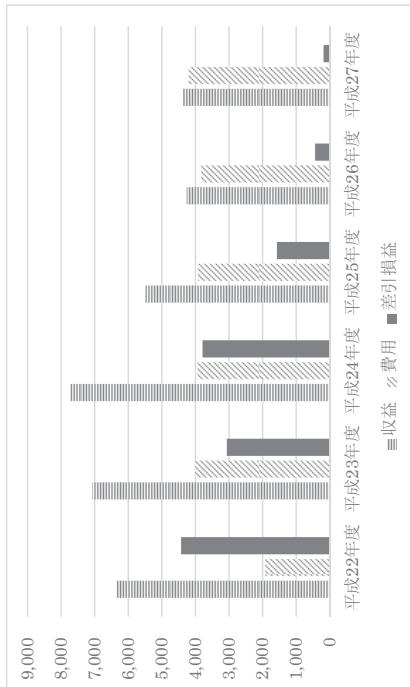
図表3-4-15 逗子海岸駐車場の損益の推移
(単位:千円)



※出典：有料駐車場の経営実績（中期経営方針・経営改善プログラム【改訂版】・参考資料）、駐車場別損益明細表（平成26年度、平成27年度）

しかしながら、逗子海岸ロードオアシスの平成22年度から平成27年度までの収益等の推移は下記図表3-4-16のとおりであり、差引損益は減少傾向にある。

図表3-4-16 逗子海岸ロードオアシスの損益の推移 (単位:千円)



公社の説明によると、逗子海岸ロードオアシスの差引損益が減少傾向にあるのは、休憩施設(飲食店・販売店)からの営業料収入が減少したためであるとのことである。

上記図表3-4-15、図表3-4-16のとおり、逗子海岸駐車場の収益は順調に推移しているとともに、逗子海岸ロードオアシス(休憩施設)の収益は減少している現状において、今後も継続して随意契約によりBに対して業務委託をする必要性があるか疑問である。

さらに、現在逗子海岸駐車場の収益が順調に推移しているとしても、入札によって参加者を募った場合、経費削減により収益の増加が見込まれるということも考えられるので、それこそが競争入札の趣旨なのであるから、現在、収益が順調に推移しているとしても、今後も継続して、随意契約によりBと契約を締結する根拠としては乏しいものと考える。そのため、競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。仮に、随意契約によるとしても、少なくとも、休憩施設の有効利用について他の業者等とも協議ないしは見積合せを実施するのが望ましい。

エ また、公社によれば、駐車場と休憩施設を分割発注することは可能であるが、「逗子海岸ロードオアシス休憩施設サービス提供委託」業務の基本的な内容のうち、料金取納・納付・清掃・巡回・利⽤案内等の同類業務を一括して委託することで、合理的な管理が行え、コストが安くなるとのことである。公平性・透明性を確保するという観点からは、駐車場と休憩施設を一括して委託した場合と、分割して委託した場合についての見積合せを実施することが望ましい。

4 外部委託について③(保守点検業務の業務委託について)

(1) 問題の所在

ア 公社は、下記図表3-4-17の各種保守点検業務について、単独随意契約により、業者を選定している(契約期間はいずれも平成27年4月1日～平成28年3月31日)。

図表3-4-17 保守点検業務一覧

(単位:千円)

| 業者 | 委託業務の内容 | 委託金額 | 随意契約の理由 |
|----|---|----------------|---|
| E | 真鶴道路施設保守点検業務委託 | 86,400 | 当該設備等の製造者、製造者の系列会社、設置会社等、当該設備・機器等を熟知している者でなければ、契約の目的を達成することのできない性質を有する業務の委託であり、また、当該設備等は、各種設備を包括した一つのシステムとして構築されていることから、設備ごとの点検業務を委託することは困難であるところ、Eはシステム内容を熟知し、技術・経験・知識等を有しているため。 |
| F | 逗葉新道・本町山中荷物道路有人処理機保守点検業務委託契約・同有人処理機部品取替 | 2,516 1,080 | 他メーカーでは扱っていない部品を使用している機器であり、Fは本機器を製作した業者であるため。 |
| G | トンネル非常警報装置保守点検業務委託 | 3,996 | 本装置の保守点検と故障時の原因究明、修理は迅速な対応を要するため、現場状況を十分把握し、毎年保守点検を行っているGに保守点検等を依頼することが得策であるため。 |
| H | ラジオ再放送施設・監視カメラ保守点検業 | 2,473 | 本装置の保守点検と故障時の原因究明、修理は迅速な対応を要するため、本装置の製作及び保 |

| 業者 | 委託業務の内容 | 委託金額 | 随意契約の理由 |
|----------------------|--|------|---|
| 務委託 | 守点検を行う日に保守点検等を依頼することができる策であるため。 | | 守点検を行ふ日に保守点検等を依頼すること |
| 1 料金所ブースユニット保守点検業務委託 | 4,212 設備等の構造機能を熟知して、確実な点検・保守と故障時の原因究明、修理対応を迅速に行い、料金徵収員の安全及び健康を図ることが必要なため、毎年保守点検を行つている同社に保守点検業務を依頼することが得策であるため。 | | 守と故障時の原因究明、修理対応を迅速に行い、料金徵収員の安全及び健康を図ることが必要なため、毎年保守点検を行つている同社に保守点検業務を依頼することが得策であるため。 |

イ 公社からの説明によると、Fに対する保守点検業務委託（逗葉新道・本町山中有限道路有人処理機保守点検業務委託契約・同有人処理機部品取替）に関する事は、收受機械等を新規購入する際に、購入コストとランニングコストも含めて機種選定をしており、契約をする際に保守まで契約するかという点については、保守までは契約しない方がコストは安くなるという考え方で購入と保守を分けて契約していることである。他方で、上記図表3-4-17の他の保守点検業務委託に関しては、各保守点検に係る機種につき、選定時ににおけるランニングコストの比較はなされていないとのことである。

【意見No.道4】

(2) 意見（単独随意契約の理由の再検討と業者選定の競争性の確保）

公社は、各保守点検業務につき、各設備の製作業者又は各設備の保守専門会社による専門性の高い保守点検を実施するため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」（公社会計規程第72条第1項第1号）に該当するものとして、随意契約としているが、一般的に、メーカー系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところである。

イ 競争入札が原則とされている理由は、機会の均等及び公正性の確保の趣旨のみならず、競争を通じて最も有利な条件の業者を選定できるため、予算の効率的利用の点で優れているからである。

イ 競争入札によることなく、可能な限り、複数の参加者による競争入札の活用が検討されなければならないし、随意契約による場合でも、見積合せを実施するのが望ましい。

イ 各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しがなされなければならない。

ウ 上記（1）イのとおり、公社においては、新規導入の段階で購入コストとランニングコストを含めて機種選定をしている保守点検業務があるとのことであるが、導入についての契約をする際に、保守まで契約をしないのであれば、別途保守契約を締結するときには、競争入札ないし見積合せを実施するのが望ましい。

という理由で安易に単独随意契約とすることなく、各保守点検業務を行ふ能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しをして、競争入札ないし見積合せの活用も検討されたたい。

ア 各保守点検業務は、各設備の製作業者（又は各設備の保守専門会社、以下「製作業者等」という）による専門性の高い保守点検を実施するため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき」（公社会計規程第72条第1項第1号）に該当するものとして、随意契約としているようである。

製作業者等は、その他の会社と比較して、設置会社の技術・ノウハウの供与及び部品の調達の点で、競争上有利な立場にあることは否定できず、専門性の高い保守点検を実施するために随意契約とする一定の合理性はあると思われる。

しかし、製作業者等という事実だけで、当該業務を履行する能力を有している者が他に存在しないと断定することはできない。一般的に、メーカー系以外に保守点検業務を専門に行う独立系保守点検業者も出現しているところである。

むしろ、製作業者等を単独随意契約により選定し続けることにより、契約金額が固定化して高止まりし、新規業者の参入等の障壁となるおそれがある。

イ 競争入札が原則とされている理由は、機会の均等及び公正性の確保の趣旨のみならず、競争を通じて最も有利な条件の業者を選定できるため、予算の効率的利用の点で優れているからである。

イ 単独随意契約はあくまでも例外であり、具体的な契約締結にあたっては、安易に随意契約によることなく、可能な限り、複数の参加者による競争入札の活用が検討されなければならないし、随意契約による場合でも、見積合せを実施するのが望ましい。

イ 各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないかなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しがなされなければならない。

ウ 上記（1）イのとおり、公社においては、新規導入の段階で購入コストとランニングコストを含めて機種選定をしている保守点検業務があるとのことであるが、導入についての契約をする際に、保守まで契約をしないのであれば、別途保守契約を締結するときには、競争入札ないし見積合せを実施するのが望ましい。

5 外部委託について④(真鶴道路遠方監視設備更新工事について)
 (1) 問題の所在
 ア 公社は、平成26年度真鶴道路遠方監視設備更新工事（当初契約期間は平成27年3月31日までとされていたが（請負契約金額8586万円）、同年7月31日まで繰越）について、条件付き一般競争入札を実施しているが、入札は1者（K）のみとのことである。

公社からの説明によると、Kに対する真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約については、既設のプログラムを一部移植して行うという発注仕様書にしたが、それは、当初のプログラムはKが作成したものであることから、Kの見積を精査したところ、移植の方が75%の金額で出来ると判断したため、かかる仕様としたとのことです。また、移植は既設プログラムの分析や新規にプログラムを組み直す等の作業が必要となるため、K以外の業者は敬遠し、入札者が出てこなかつたのかもしれないとのことであった。

公社は、真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約の競争入札の参加資格者について、公社が同入札手続きに先立って実施した見積公募に応募し見積書を提出した者としていたところ、かくある見積公募に参加した者が1者であるときは、見積公募後に入札手続を経たとしても、競争入札による価格低減効果を期待することはできない。

【意見No.道5】

(2) 意見（請負契約の発注仕様内容の検討）

真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約について、工事の請負契約を締結するにあたり、既設のプログラムを一部移植する仕様と、プログラムを全て変更とし新規にプログラムを組み直す仕様など、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るため、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めたり、移植ないし新規開発の手法を限定しない仕様にて競争入札を実施するなど、複数の業者に入札等への参加の機会を与えるのが望ましい。

真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約については、競争入札に付しているが、実質的にはK以外の入札参加は困難であったと見られ、競争入札の趣旨である、手続の公正・透明性が確保されていたと言えるか、疑問がある。

既設のプログラムを一部移植する仕様と、プログラムを全て変更とし新規にプログラムを組み直す仕様など、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るため、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めたり、移植ないし新規開発の手法を限定しない仕様にて競争入札を実施するのが望ましい。

【意見No.道6】

(3) 意見（見積公募参加者が1者の場合の競争入札方法の検討）

競争入札の参加資格者を、見積公募に応募し見積書を提出した者とした場合でも、見積公募に参加した者が1者であるときは、再度見積公募を実施するなど、可能な限り、入札者が1者のみとならないような措置を検討されたい。

上記（1）イのとおり、公社は、真鶴道路遠方監視設備更新工事の請負契約の競争入札の参加資格者について、公社が同入札手続きに先立つて実施した見積公募に応募し見積書を提出した者としていたところ、かかる見積公募に参加した者が1者であるときは、見積公募後に入札手続を経たとしても、競争入札による価格低減効果を期待することはできない。

見積公募に参加した者が1者であるときは、再度見積公募を実施するなど、可能な限り、入札者が1者のみとならないような措置を検討されたい。

6 外部委託について⑤（トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託）

(1) 問題の所在
 ア 平成27年度横須賀・三浦3路線（逗葉新道・本町山中有料道路・三浦縦貫道路）トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託について、公社は、競争入札に付したうえ、最低の価格による入札者との間で、契約金額982万8000円にて、平成27年8月26日付委託契約を締結している。

イ ところが、同契約締結後、清掃を予定していた逗葉新道の逗葉トンネル内の側溝について、清掃作業に伴う調査を実施したところ、コンクリートの側溝蓋が開く場所が1か所も無く、側溝清掃車の噴射ノズル及び吸水管が入らないため、同側溝の清掃はできないことが判明した。逗葉トンネル内の側溝清掃を実施するには、側溝清掃車の噴射ノズル及び吸水管が入るよう、側溝蓋を開閉できる型式に変えるための改修

【意見No.道8】

(2) 意見(駐車場機器選定の妥当性・相当性の再検討)

公社においてはL製の駐車場機器を導入することを前提に、賃貸借契約の締結先を選定するにあたり入札を実施しているが、他社製の機器を導入した場合等のコストも含めて比較・検討するため、駐車場機器自体の選定についても、入札等を実施することによって、価格競争による価格低減効果を図つていくことを検討されたい。

公社においては、賃貸借契約の締結先を選定するにあたり、L製の駐車場機器を導入することを前提に、入札を実施しているが、他にも駐車場機器メーカーはあるのであるし、駐車場機器は駐車場ごとに連動しているものでもないのであるから、当然にL製の駐車場機器を導入すべき理由はないものと考えられる。

他社製の機器を導入した場合等のコストも含めて比較・検討するため、駐車場機器のメーカー 자체についても、入札等を実施し、価格競争による価格低減効果を図つていくことを検討されたい。

8 利益率の低い駐車場(大仏前・下浦海岸)について
 (1) 問題の所在
 ア 公社が管理・運営している駐車場のうち、大仏前駐車場及び下浦海岸(第一～第三)駐車場では、平成25年度から平成27年度において差引損が生じている年度がある。当該駐車場の損益等の状況は下記図表3－4－18、図表3－4－19のとおりである。

図表3－4－18 大仏前駐車場の損益等の状況 (単位:千円)

| 年度 | 収益合計 (a) | 費用合計 (b) | 差引損益 (c = a - b) | 利益率 (c / a × 100) |
|--------|-------------|-------------|---------------------|----------------------|
| 平成21年度 | 14,814 | 19,232 | ▲4,418 | ▲29% |
| 平成22年度 | 17,400 | 18,579 | ▲1,179 | ▲6% |
| 平成23年度 | 17,825 | 17,947 | ▲122 | ▲0% |
| 平成24年度 | 19,575 | 18,859 | 716 | 3% |
| 平成25年度 | 20,693 | 18,874 | 1,818 | 8% |
| 平成26年度 | 20,171 | 20,849 | ▲677 | ▲3% |
| 平成27年度 | 19,966 | 19,542 | 423 | 2% |

工事が必要であり、新たに予算計上する必要がある等の理由から、逗葉新道(逗葉トンネル)の側溝清掃等については竣工として、平成27年12月8日付委託変更契約を締結し、請負代金額は385万5600円が減額となつている。

【意見No.道7】

(2) 意見(競争入札に係る事前調査の徹底)

平成27年度横須賀・三浦3路線トンネル内装板・排水施設等清掃業務委託について、競争入札に付して契約(委託契約)を締結しているが、契約締結後の調査の結果、一部の清掃業務等ができないことが判明し、委託契約の変更を余儀なくされている。

競争入札に付して契約を締結するにあたっては、後に条件が変されることのないよう、可能な限り、事前の調査を果たされたい。

競争入札の趣旨は、公平性・透明性を確保し、契約の相手方を固定化しないことで、価格競争による価格低減効果を期待することができる点にあるが、競争入札を実施のうえ委託契約を取り交わした後に条件が変更されるることは、上記趣旨を没却することになりかねないと見える。すなわち、変更後の業務委託の内容については入札が実施されていないことになり、変更後の金額が相当なものと見えるか客観的な裏付けは無いものと見えるし、変更後の条件で当初から入札に付していれば、当該委託契約の受託者が落札できていたかも不明と言わざるを得ない。

そのため、競争入札に付して契約(委託契約)を締結するにあたり、後に条件が変更されることのないよう、可能な限り、事前の調査を果たされたい。

7 駐車場機器の選定について

(1) 問題の所在
 ア 公社は、管理している各駐車場の駐車場機器(駐車場料金精算装置)

について賃貸借契約を締結しており、同契約の締結にあたっては、指名競争入札が実施されているが、そもそも、同駐車場機器の導入物件については、L製の機器に特定している。

イ 公社からの説明によると、L製の駐車場機器は昭和60年頃から導入しているが、当初から、L製の機器の選定にすること自体について入札等は実施しておらず、また、同機器を選定した後、同機器選定の妥当性・相当性について検討はしていないということである。

【意見No.道9】

*出典：有料駐車場の経営実績（中期経営方針・経営改善プログラム【改訂版】・参考資料）、駐車場別損益明細表（平成26年度、平成27年度）

図表3-4-19 下浦海岸駐車場の損益等の状況 (単位:千円)

| 年度 | 収益合計 (a) | 費用合計 (b) | 差引損益 (c = a - b) | 利益率 (c / a × 100) |
|--------|-------------|-------------|---------------------|----------------------|
| 平成21年度 | 38,117 | 36,237 | 1,880 | 4% |
| 平成22年度 | 35,944 | 32,358 | 3,586 | 9% |
| 平成23年度 | 25,841 | 30,538 | ▲4,697 | ▲18% |
| 平成24年度 | 29,479 | 30,859 | ▲1,380 | ▲4% |
| 平成25年度 | 29,683 | 30,299 | ▲615 | ▲2% |
| 平成26年度 | 27,822 | 25,930 | 1,892 | 6% |
| 平成27年度 | 28,622 | 28,792 | ▲170 | ▲0% |

*出典：有料駐車場の経営実績（中期経営方針・経営改善プログラム【改訂版】・参考資料）、駐車場別損益明細表（平成26年度、平成27年度）

平成25年度から平成27年度における、公社が管理する上記大仏及び下浦海岸駐車場の利益率（差引損益／収益合計）の平均は44%であり、上記大仏及び下浦海岸駐車場の利益率は平均を大きく下回っているものといえる。

大仏前駐車場について、公社からの説明によると、鎌倉大仏殿高徳院付近にある駐車場であり、観光バスが多く駐車するため、安全面を配慮する必要があることから、常時3人の従事者を配置しているため、人件費が嵩んでしまうということであった。

ただ、公社としては、地域への貢献というところもあり、多少の損が生じている状況であれば、維持する考え方とことであつた。なお、大仏前駐車場に設置されているトイレについては公共のものということで、鎌倉市が維持管理費を負担している。

下浦海岸駐車場については、公社によると、自家用車による三浦海岸への来遊観客数の減少に伴う駐車場利用の減少などにより赤字が生じているとのことである。

(2)

意見（利益率の低い駐車場の業績改善及び運営方法の検討）

| 平成25年度から平成27年度における、大仏前及び下浦海岸駐車場の利益率は低く、公社が管理する他の駐車場の平均を大きく下回っている。 | | | |
|---|--|--|--|
| 大仏前駐車場について、周辺の寺院や鎌倉市等との間で、一部費用負担の在り方等について協議する等、利益率の低い駐車場の業績の改善方法を模索し、利益率が改善されないようであれば、当該駐車場の撤退・民間への委託も含めて、今後の運営方法を検討されたい。 | | | |

ア

公社の目的については、定款第1条において、「神奈川県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。」とある。

上記（1）アのとおり、大仏前及び下浦海岸駐車場の利益率は他の駐車場と比較して著しく低い。上記アのとおり、公社の主たる目的は道路の建設及び管理であり、駐車場経営は付随する業務に過ぎず、利益率が低いあるいは赤字の駐車場を公社が保有する意義は小さい。

公社としては、対策として、利便性を向上させるため、Srica（スイカ）やPASMO（パスモ）の導入のほか、優待サービスの提供、また、三浦市等が近隣で行うイベント等に協力し、連携するなどで利用者増を図っていることであるが、特に大仏前駐車場については、地域への貢献という観点から維持するといいうのであれば、周辺の寺院や鎌倉市等との間で、一部費用負担の在り方等について協議する等、業績の改善方法を模索されたい。また、利益率が改善されないようであれば、当該駐車場の撤退・民間への委託も含めて、今後の運営方法を検討されたい。

イ

不正通行について

(1)

問題の所在

ア 公社が管理している有料道路において、料金收受は有人收受の方法によつているところ、料金を支払わずに料金所を通過する不正通行が記録されており、平成27年度においては、多い月で、本町山中料金所では1か月16件、三浦縦貫道路では1か月12件（いずれも平成27

年9月)の不正通行が記録されている。逗葉新道料金所にいたつては、1か月53件(平成27年8月)の不正通行が記録されている月があった。

公社有料道路の料金徴収に関する規程によれば、詐欺その他不正行為により、同第5条に規定する料金を免れた通行者から、その免れた料金のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収するものとされている(同第10条)。

さらに、道路整備特別措置法第59条によれば、通行料金の支払いを无法に免れる不正通行をした自動車その他の車両の運転者は、刑事罰(三十万円以下の罰金)に処せられるとされおり、本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び真鶴道路において当該不正通行を行った自動車等に対しては当該罰則が適用され得る。

かかる不正通行に対して、公社としては、不正通行車両の自動車登録番号、車種や車体の色等を記録し、不正通行を繰り返す車両の有無を確認し、また、料金所に監視カメラを設置する等の対策を講じているとのことである。

【意見No.道10】

(2) 意見(有料道路の不正通行に対する措置の検討)

有料道路の不正通行を無くすべく、監視カメラが設置されていることや不正通行には法的措置をとる旨の警告板を設置すること等、更なる対策を検討されたい。

有料道路事業は公社の主たる事業なのであり、公社としては、不正通行が無くなるような措置を講ずるべきである。

公社によれば、監視カメラを設置したところ、不正通行が減ったとのことである。また、公社においては、不正通行車両の自動車登録番号、車種や車体の色等を記録して確認したところ、繰り返し不正通行を行う車両は無いとのことであるが、不正通行車両に対して、法的対策がとれないか検討しており、また、警察にも相談しているところ、人物と車両が特定できる場合には対応できるという回答を得ているとのことである。

公社としても、不正通行対策の措置を講じているようであるが、監視カメラが設置されることや不正通行には法的措置をとる旨の警告板を設置すること等、更なる対策を検討されたい。

10 職員の時間外労働について

(1) 問題の所在

ア 公社は、職員の就業について神奈川県道路公社就業規程(以下「就業規程」という)を定めている。

就業規程によれば、「職員の月曜日から金曜日までの日ににおける勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの間ににおいて7時間45分とする。」と規定されている(就業規程第10条第1項本文)。

また、「職員は、業務のため臨時の必要があるときは正規の勤務時間(第10条の規定による勤務時間をいう。)を超えて、又は週休日若しくは休日において勤務を命ぜられることがある。」と規定されている(就業規程第13条)。

そして、時間外労働、休日労働等に関する、公社と職員代表との間で時間外労働、休日労働に関する協定書(以下「協定書」という)を締結している。協定書によれば、時間外労働を行わせる場合について、下記図表3-4-20のとおり定めている(協定書第1条(1))。

図表3-4-20 時間外労働を必要とする場合

| | |
|------------------------|--|
| ① 時間外労働をさせる必要のある具体的な事由 | ア 予算、決算、評議員会等諸会議及び警戒配備等 イ 繁忙期の道路・駐車場管理業務及び警戒配備等 ウ 繁忙期の道路・駐車場の夜間工事及び警戒配備等 エ 繁忙期の道路・高架下駐車場の管理業務及び警戒配備等 オ 繁忙期の道路・高架下駐車場の夜間工事及び警戒配備等 カ 道路の監督管理業務及び警戒配備等 キ 繁忙期の道路の夜間工事及び警戒配備等 |
|------------------------|--|

【意見No.道11】

| | |
|---|--|
| (2) 業務の種類 | ア 経営管理 イ 管理業務 ウ 技術管理 エ 道路管理等（事務職） オ 道路管理等（技術職） カ 道路管理等（事務職） キ 道路管理等（技術職） |
| (3) 従事する労働者数 | ア 5人 イ 4人 ウ 3人 エ 3人 オ 4人 カ 4人 キ 2人 |
| (4) 1日についての延長時間 | 15.50時間 |
| (5) 一定期間についての延長時間 (法定労働時間を超えて延長することができる時間) | 1か月 45時間、1年 360時間 |

ア 公社の職員の時間外労働については、特別条項の範囲内ではあるものの、上記图表3－4－20の⑤の「定期間にについての延長時間（法定労働時間を超えて延長することができる時間）」である1年で360時間を超えている職員がいる（上記图表3－4－21）。

イ 一部の職員に時間外労働が偏っているところ、公社からの説明によれば、精通している職員が限られているため、特定の職員の時間外労働が増えてしまっております、特に、夜間集中工事の関係で技術課の特定の職員に負担がかかっているとのことであった。

イ 労働基準監督署が、脳・心臓疾患について業務災害を認定する可能性の高い場合として、1か月におおむね100時間を超えるか、直近2か月間から6か月間にわたって1か月あたりおおむね80時間を超える時間外労働をしている場合とされているところ（平成22年5月7日基発0507第3号）、上記图表3－4－21の、D氏については1か月124.75時間の時間外労働をしている月が確認された。

これらのケースにおいては、労働災害（労災）が発生するリスクがあると言えるところ、仮に労災が発生すれば、職員や遺族から損害賠償請求がなされる等の可能性がある。

公社からの説明によれば、上記Aのとおり、特に、工事の関係で技術の職員に負担がかかっていることであるが、慢性的に時間外労働の偏りが発生するようであれば、適切な人員数の配置、人材の育成に加え、業務の内容も見直すのが望ましい。

图表3－4－21 時間外労働の状況（年間360時間を超える者）

| 所属課 | 社員名 | 年間残業時間 |
|-------|-----|----------|
| 経営管理課 | A氏 | 416.33時間 |
| 経営管理課 | B氏 | 399時間 |
| 技術課 | C氏 | 387.25時間 |
| 技術課 | D氏 | 513.5時間 |

- 11 職員の年次有給休暇の取得について
(1) 問題の所在
就業規程によれば、「職員は毎年（1月1日から12月31日までの間）20日間の年次休暇を受けることができる。」と規定されている（就業規程第19条第1項本文）。
- 公社において、平成27年度に年間20日間の年次休暇のうち10日以上

取得していない職員は、下記図表3-4-22のとおりである。

図表3-4-22 年次有給休暇の取得状況（年間10日未満の者）

| 所属課 | 社員名 | 年間取得日数 |
|-----------------|-----|-----------|
| 経営管理課 | E氏 | 1日と5時間 |
| 技術課 | F氏 | 9日と4時間 |
| 技術課 | G氏 | 6日 |
| 横須賀・三浦有料道路管理事務所 | H氏 | 4日 |
| 真鶴道路管理事務所 | I氏 | 9日と6時間15分 |
| 真鶴道路管理事務所 | J氏 | 5日と4時間 |

【意見 No.道12】

(2) 意見（年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり）

年次有給休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、公社の管理運営に好影響をもたらすものであるから、公社は、職員の年次有給休暇が取得しやすくなるような職場環境づくりを行うのが望ましい。

ア 「経営を支える従業員の効率的、創造的な働き方を実現するためには、今まで以上に休暇の果たすべき役割が重要になります。新しい技術への対応や独創的な発想などはストレスの解消やリフレッシュがきちんとでき、生きがいのある生活、働きがいのある職場から生まれてくるものだからです。」と「有給休暇ハンドブック」には書かれている。さらに、下記図表3-4-23のようにも記載されている。

図表3-4-23 休暇取得の促進

休暇の促進は企業経営にとって様々な効果をもたらすものです。
休暇を取得するには、その従業員の行っていた業務を代わりの従業員が引き継ぐことになりますが、これは、
① 業務を円滑に引き継ぐためには、業務の内容、進め方などに関する相談しを行う必要がありますが、その過程で業務の非効率な部分をチェックすることができます
② 代替業務をこなすために従業員の多能化促進の機会となります
③ 交替要員が代替業務をこなすことができるかどうかの能力測定の機会になります
④ 交替要員への権限委譲の契機となり、従業員の育成につながります

⑤ 休暇の有効活用により、休暇取得者のキャリアアップを図ることができますといった効果を生み出し、従業員の休暇の取得を経営改善の一環としての業務効率化に結びつけることが可能になるのです。

※出典：『有給休暇ハンドブック』(厚生労働省・労働時間短縮支援センター・(社)全国労働基準関係団体連合会)

イ 以上のように、休暇の取得を促進することは、業務の効率化、人材の育成につながり、企業経営に好影響をもたらすものであり、特定の職員が十分年次休暇を取得できていない状況は問題視すべきである。
現在、労働基準法の改正が検討されており、年次の有給休暇の付与が10日以上の労働者を対象にして、付与した有給休暇日数のうち、年5日分については企業が1年以内に時期を定めることで与えなければならぬといいう方向で議論が進んでいる。

公社においては、休暇取得の必要性及び重要性に鑑み、職員が年次有給休暇を取得しやすくなるような職場環境づくりが求められる。

12 評議員会について

(1) 問題の所在

ア 定款によると、公社には評議員会を置くものとされ、評議員会は、理事長の諮問に応じ、この道路公社の業務の運営に関する重要な事項を調査審議することができます、また、理事長に意見を述べることができます(定款第13条)。

また、評議員会は、評議員14名以内で組織するとされているところ(定款第13条第5項)、評議員に関する達第2条によると、評議員は下記図表3-4-24に掲げる者をもって構成するとされている。

図表3-4-24 評議員の構成

| |
|----------------------------|
| (1) 神奈川県市長会の職員 |
| (2) 神奈川県町村会の職員 |
| (3) 神奈川県の地方道路交行政に精通した市町村職員 |
| (4) その他の学識経験者 |

イ 平成22年度から平成27年度にかけて、評議員は8名であり、上記図表3-4-24記載の神奈川県市長会の職員および神奈川県町村会の職員のほか、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町、真鶴町および湯河原町の職員が1名ずつ任命されている。

| 開催日 | A | B |
|------------|---|---|
| 平成24年3月21日 | ○ | × |
| 平成24年7月10日 | ○ | × |
| 平成25年3月25日 | × | × |
| 平成25年7月9日 | ○ | × |
| 平成26年3月28日 | ○ | ○ |
| 平成26年7月19日 | × | × |
| 平成27年3月27日 | ○ | ○ |
| 平成27年7月14日 | × | × |
| 平成28年3月28日 | ○ | × |

評議員会は、公社の業務の運営に関する重要な事項を調査審議することができる、また、理事長に意見を述べることができる機関であるし、特に年度末(毎年3月)に実施される評議員会は、新年度予算説明を議題としていることであり、評議員会の役割は軽視することはできない。公社としては、市町の議会日程も調べ、開催日が決定次第なるべく早めに開催通知を発出するようにしていくことであるが、上記の議題の欠席状況に鑑み、予め日程確認をしたうえで評議員会の日程を決定する等により、評議員の出席が確保されるような措置について、検討されたい。

| 開催日 | 出席者人数(代理を含む) |
|------------|--------------|
| 平成22年6月24日 | 6名 |
| 平成23年7月5日 | 7名 |
| 平成24年3月21日 | 6名 |
| 平成24年7月10日 | 7名 |
| 平成25年3月25日 | 6名 |
| 平成25年7月9日 | 5名 |
| 平成26年3月28日 | 8名 |
| 平成26年7月19日 | 6名 |
| 平成27年3月27日 | 6名 |
| 平成27年7月14日 | 5名 |
| 平成28年3月28日 | 6名 |

【意見 No.道13】

(2) 意見(評議員会への出席の確保)

公社としては、市町の議会日程も調べ、開催日が決定次第なるべく早めに開催通知を発出するようにしていくことであるが、評議員の欠席状況に鑑み、予め日程確認をしたうえで評議員会の日程を決定する等により、評議員の出席が確保されるような措置について、検討されたい。

公社においては、評議員会は年2回程度実施されており、平成22年度から平成27年度においては、上記(1)イのとおり、評議員全員が出席したのは1回にとどまっている。特に、特定の職名の評議員の欠席が多く、下記図表3-4-26のとおり、職名Aの評議員は11回中5回欠席し、職名Bの評議員に至っては11回中8回欠席しており、全く出席していない年度が6年度中3年度ある。

図表3-4-26 特定の評議員の出席状況

| 開催日 | A | B |
|------------|---|---|
| 平成22年6月24日 | × | × |
| 平成23年7月5日 | × | ○ |

同期間に実施された評議員会の出席者の人数は下記図表3-4-25のとおりである。

図表3-4-25 評議員会の出席者の人数(評議員全8名)

| 開催日 | A | B |
|------------|---|---|
| 平成24年3月21日 | ○ | × |
| 平成24年7月10日 | ○ | × |
| 平成25年3月25日 | × | × |
| 平成25年7月9日 | ○ | × |
| 平成26年3月28日 | ○ | ○ |
| 平成26年7月19日 | × | × |
| 平成27年3月27日 | ○ | ○ |
| 平成27年7月14日 | × | × |
| 平成28年3月28日 | ○ | × |

評議員会は、公社の業務の運営に関する重要な事項を調査審議することができ、また、理事長に意見を述べることができる機関であるし、特に年度末(毎年3月)に実施される評議員会は、新年度予算説明を議題としていることであり、評議員会の役割は軽視することはできない。公社としては、市町の議会日程も調べ、開催日が決定次第なるべく早めに開催通知を発出するようにしていくことであるが、上記の議題の欠席状況に鑑み、予め日程確認をしたうえで評議員会の日程を決定する等により、評議員の出席が確保されるような措置について、検討されたい。

リース資産の管理について
問題の所在

(1) ア 公社では、道路パトロール車をはじめ様々な資産をリースにより調達しているが、いずれも賃貸借処理を行っており、月々のリース料が費用処理されている。

イ 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(以下「リース会計基準」という)では、経済的実態が、当該物件を売買した場合と同様の状態にあると考えられる取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うことを求めている。公社では、監事の指摘により当会計基準の存在を認識しているものの、具体的な対応方法は検討していない。

ウ なお、形式的な取引形態がリースとなる取引のうち、リース期間中の支払総額が300万円超となるものについて提出を求めたところ、下記図表3-4-27のような取引が該当するとのことであった(リース会計基準ではリース料総額が300万円以下の取引については通常の賃貸借取引

に準じた処理が認められることから、公社におけるリース取引の重要性を確認するにあたり、300万円超の取引についての提出を求めた。)

図表3-4-27 リース料総額が300万円超のリース取引 (単位:千円)

| リース資産の内容 | リース期間 | リース料総額 |
|-------------|------------------|---------|
| 財務会計システムサーバ | 平成26年4月～平成31年3月 | 5,180 |
| 駐車場料金精算装置① | 平成25年4月～平成31年3月 | 16,495 |
| 駐車場料金精算装置② | 平成26年4月～平成32年3月 | 15,793 |
| 駐車場料金精算装置③ | 平成27年4月～平成33年3月 | 20,917 |
| 道路料金收受機 | 平成23年9月～平成29年8月 | 22,740 |
| 料金入金機 | 平成25年4月～平成31年3月 | 5,647 |
| 道路気象観測システム | 平成26年7月～平成31年6月 | 5,631 |
| 車両① | 平成24年3月～平成29年2月 | 5,166 |
| 車両② | 平成26年4月～平成31年3月 | 5,366 |
| 車両③ | 平成27年5月～平成32年4月 | 5,695 |
| 車両④ | 平成27年10月～平成32年9月 | 5,378 |
| | 合計 | 114,008 |

エ 上記のうち、車両については車両管理表によつて一覧で管理されているものの、他の料金入金機などを管理する台帳などは存在しておらず、手段管理制度も設けられていない。

【意見No.道14】

(2) 意見 (管理規程・管理台帳によるリース資産管理の検討)

リースにより使用している資産についても、公社が維持管理すべき資産であるから、管理規程を策定のうえ管理台帳を作成し、他の資産と同様に台帳と実物の定期的な照合を行うことが望ましい。

リースにより使用している資産についてはいづれも公社の業務には欠かせない重要なものであり、管理すべき必要性は高い。また、契約上も公社が維持管理すべき資産であるから、管理規程を策定のうえ管理台帳を作成し、他の資産と同様に台帳と実物の定期的な照合を行うことが望ましい。

【意見No.道15】

(3) 意見 (企業会計基準によるリース資産・負債の管理)

公社においてリース会計基準が必ずしも適用される必要はないが、同基準の趣旨を勘案した場合、一定のリース取引については同基準に従つて通常の売買取引に準じた会計処理を行い、リース資産および負債を計上することが望ましい。

ア 上記図表3-4-27のリース料総額約1億1400万円は公社の貸借対照表に計上されている有形固定資産2億1100万円の50%超の金額となる。イ 公社においてリース会計基準が必ずしも適用される必要はないが、同基準の趣旨や公社全体の有形固定資産に対するリース料総額の重要性を勘案した場合、一定のリース取引については同基準に従つて通常の売買取引に準じた会計処理を行い、リース資産および負債を計上することが望ましい。

14 月次報告について

(1) 問題の所在

ア 公社会計規程第80条は、「経営管理課長は毎月、収入支出報告書、債務負担行為報告書及び試算表（以下「月次報告書」という）を作成し、明細書を添付して翌月10日までに理事長に提出しなければならない」と規定している。
しかしながら、公社の月次試算表については、理事長による確認が最大4か月後となつているものがあつた。

公社によると、経理部門は比較的専門性が高い部門で、精通した職員が限られているためどうしても一部の職員に事務が集中してしまう傾向があり、試算表の作成が遅れたとのことである。

イ 公社会計規程第81条は、「経営管理課長は月次報告書に関する証拠書類を別に定めるとこころにより、理事長に提出し、又は保存しなければならない」と規定している。
しかしながら、月次試算表の確認欄に理事長の確認印がないものが確認されたどころか、当該月次試算表については、理事長への回覧を失念したとのことである。

が、支払いについてはすべて本社の経営管理部長決裁であるため（神奈川県道路公社職務権限規程第9条（13））、経営管理部長において、支払要件が満たされたこと、仕訳、請求額、請求者等の支払に関する書類が適正であったこと等のチェックをしているとのことであった。

また、事業関係では、各事務所が作成する料金割引などの道路管理業務に係る設計書のチェック、完了検査等を行い、技術関係では、事務所が起案する設計積算の技術審査、工事・委託業務の検査等を行っているとのことであった。

しかしながら、小払い資金、回数券の保管については、今まででは書面による報告のみとのことであり、各事務所に対する監視・監督状況に関する報告書等の資料は無いとのことであった。

【意見 No.道16】

(2) 意見（本社の各事務所に対する内部監査の徹底）

事故防止、適正執行を徹底する観点から、小払い資金、回数券の保管について、本社による監査を定期的に行うなど、内部監査として、本社の各事務所に対する監査の体制を構築し、また、当該監査の状況に関する報告書等を作成するのが望ましい。

上記（1）イのとおり、各事務所の所長の専決事項が定められているとしても、同事項に係る業務が適切に執行されているか、本社においても監査するのが望ましい。

公社としても、小払い資金、回数券の保管については、平成28年度から事故防止、適正執行を徹底する観点から本社による監査を定期的に行うとのことであるが、かかる点も含め、本社の各事務所に対する監査の体制を構築し、また、監査の状況に関する報告書等を作成するのが望ましい。

16 文書の管理について
(1) 問題の所在

ア 神奈川県道路公社文書等管理制度規程（以下「文書管理制度」という）第4条第4項は、「課長及び所長は、文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表（第1号様式）を作成し、最新の状態に保たなければならぬ。」と規定している。

また、文書管理制度第9条第2項は、「課長及び所長は、文書等について、別表の保存期間の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の文書

【指摘事項 No.道1】

(2) 指摘事項（月次試算表および月次報告書の適切な運用）

法人の活動結果を示す月次試算表を作成し、月次報告書として組織のトップである理事長が確認することは、法人運営の根本となる非常に重要な活動であるから、会計規程に従った運用を確実に行うべきである。

月次試算表の作成の4か月のいずれは、公会計規程第80条に反するものである。

また、同様に、月次報告書の理事長への提出が行われていない事実も公会計規程第81条に反するものである。

法人の活動結果を示す月次試算表を作成し、月次報告書として組織のトップである理事長が確認することは、法人運営の根本となる非常に重要な活動であるから、これらを軽視せず、会計規程に従った運用を確実に行うべきである。

15 内部監査（本社の各事務所に対する監査）について

(1) 問題の所在
ア 公社内における監査体制について、定款では、「監事は、この道路公社の業務を監査する。」としている（同第7条第4項）。監事による監査は毎年5月末に実施がなされ、監査報告書が作成されている。

ただ、当該定款の条項のほかは、特に内部の監査に関する規程は定められていない。

神奈川県道路公社職務権限規程第9条の4においては、公社の各事務所（横須賀・三浦有料道路管理事務所、真鶴道路管理事務所）の所長の専決事項が定められており、同専決事項としては、1件の金額が250万円未満の工事の執行や（現場代理人及び下請業者の承認、工事の着工、完成届け等を含み、支出命令を除く。）（同第11号）、同第11号に定める契約並びに財産の買入れ、物件の借り入れ、財産の売払い及び物件の貸付けに係るものを除く1件の金額が100万円未満の予算の執行・支出命令を除く。）に開すること（同第12号）、1件の金額が100万円未満の委託業務（神奈川県道路公社土木工事検査要綱（昭和60年神道公達第3号）に規定する委託業務を除く。）その他の契約に係る監督及び検査に関することが掲げられている。

本社の各事務所に対する監査状況に關し、公社の説明によれば、上記イのとおり、一定額未満の執行については各事務所長決裁となつている。

等の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」と規定している。

この点、包括外部監査人が、平成27年度に公社に備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、本社・各事務所分を併せて、合計53頁に及ぶ資料の提供を受けた。

ただ、その後、ファイル基準表を基に、各種資料の提供を求めたところ、同ファイル基準表上に項目が記載されているが、「該当無し」ということで実際には同項目に対応する文書等が存在しないものがあった。他方で、「資料は、ファイル基準表にはありませんが、本社で保管しております。」という文書等もあり、ファイル基準表の記載に不正確な点が見られた。

公社からの説明によると、ファイル基準表は、毎年9月から11月に各所属課で更新しており、1年に1回の更新が基本だが、年によっては更新ができない年があるとのことであった。

(2) 意見 (ファイル基準表の適切な更新)

上記(1)のとおり、平成27年度においては公社のファイル基準表の記載に不正確な点が見られた。

この点、包括外部監査人において提出を求めた文書そのものについては、公社より速やかに開示されており、文書自体の管理は一応はされているものであるが、適時・適切にファイル基準表が作成されなければ、文書等の適正な保管及び保存に支障をきたすおそれがあることは言うまでもない。

今後、文書管理規程に従い、また、ファイル基準表の更新時期についてルール・基準を作成のうえ、ファイル基準表が常に最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

17 固定資産及び備品の管理について

(1) 問題の所在

ア 公社の備品及び固定資産の管理については、公社会計規程第68条において、「物品出納員は、物品及び固定資産を受け入れたときは、つねに良好な状態で出納保管しなければならない。」とされている。

イ 備品及び固定資産に関する現状の管理办法について確認をしたところ、固定資産（公社会計規程実施細則第29条によれば、「固定資産」は、取得原価が10万円以上のもので、かつ、耐用年数が1年以上のものとされている。）は、購入廃棄の際に台帳に追加・削除しているのみで、定期的な現物照合は実施しておらず、少額の備品については、台帳等による管理は行っていないとのことであった。

特に、公社が管理する道路（逗葉新道）沿いに倉庫が設置されており、同倉庫内には、塩化カルシウム、矢印板、安全コーン、草刈り機その他工具等が備えられていたが、どの倉庫に、どの程度（数量）備えられているかについての台帳等はなく、正確な数等の把握はしていないとのことであった。

(2) 意見 (固定資産の帳簿と現物の照合)

【意見 No. 道18】

固定資産については、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみではなく、帳簿に計上されている資産の実在性を確認するためにも、最低限年に一度は帳簿と現物の照合を行うことが望ましい。

また、その旨規定に繰り込まることも検討されたい。

(2) 意見 (固定資産の帳簿と現物の照合)

ア 固定資産については、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみではなく、帳簿に計上されている資産の実在性を確認するためにも、最低限年に一度は帳簿と現物の照合を行うことが望ましい。

また、その旨規定に繰り込まることも検討されたい。

イ

【意見 No. 道19】

固定資産については、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみではなく、帳簿に計上されている資産の実在性を確認するためにも、最低限年に一度は帳簿と現物の照合を行なうことが望ましい。

また、その旨規定に繰り込まることも検討されたい。

(3) 意見 (備品一覧表の作成及び備品の現物照合)

備品についても、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合などをマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

ア 公社は、県の100%出資団体であり、公社の備品は実質的には県の財産ともいわべきものであるから、固定資産のみならず備品についても年に一回の現物照合をマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をすることが望ましい。

また、現物照合の担当者が変更された場合における引継ぎを容易かつ確実に行なうためには、誰が見ても管理責任者や存在場所が一義的に把握で

【意見No.道20】

(2) 意見(PCBの早期処分の実施)

PCBは毒性が報告されているものであり、環境汚染が懸念されることから、可能な限り、早期に処分することが望ましい。

なお、公社からの説明によると、一部事務所においては、平成20年度までは少額備品の管理を実施していたとのことであった。また、平成28年度において、今回の包括外部監査人の指摘に伴い、公社では速やかに台帳を作成するに至っているとのことであるが、今後も備品及び固定資産の管理を徹底されたい。

イ 18 PCBについて

(1) 問題の所在

ア 公社は、高濃度PCB廃棄物（微量PCB混入電気機器（トランジスタ））を、公社が管理している有料道路沿いに設置されている倉庫にて、保管している。公社で保管しているPCBの量は、低濃度PCBが480kg、高濃度PCBが1400.78kgであり、古いものでは昭和49年頃から保管しているものもあるとのことである。

イ ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などに優れた特性を有することから、トランジスタ、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていた。しかし、PCBは、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されており、一般にPCBによる中毒症状として、目や爪や口腔粘膜の色素沈着などから始まり、ついで、座瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや開節のはれなどが報告されており、その毒性が社会問題化したことから、昭和47年にPCBの製造は止められている。

また、PCB廃棄物については、届出、適正保管及び定められた期限（低濃度PCB廃棄物の処理期限は平成39年3月31日）までに、処理・処分を行わなければならないものとされている。

ウ PCBの処分費用について公社が見積り・計算を実施したところ、高濃度のものは4220万円、低濃度のものは150万円ほどのことであった。

きる内容の備品一覧表とする必要性は高い。

固定資産のみならず備品についても年に一回の現物照合をマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

なお、公社からの説明によると、一部事務所においては、平成20年度までは少額備品の管理を実施していたとのことであった。また、平成28年度において、今回の包括外部監査人の指摘に伴い、公社では速やかに台帳を作成するに至っているとのことであるが、今後も備品及び固定資産の管理を徹底されたい。

【意見No.道21】

(3) 意見(PCB処分費用の引当金としての計上)

PCBの処分に要する費用については、将来確実に発生する費用であり、金額を合理的に見積もることが可能であり、引当金の要件を満たすものであるから、将来見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。

ア 会計基準注解によれば、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載することになる。

イ この点、PCBの処分に要する費用については、将来確実に発生する費用で、金額を合理的に見積もることが可能であり、引当金の要件を満たすものであるから、将来見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。

第5章 公益財団法人神奈川産業振興センター

第1 法人の概要

1 概要

(1) 目的、所管課及び略称
ア 目的

中小企業者等の経営基盤の強化や新規創業及び新分野進出促進に関する事業を総合的に実施することにより、神奈川県産業の振興に寄与すること（公益財団法人神奈川産業振興センター一定款第3条）。

イ 所管課

産業労働局 中小企業部 中小企業支援課

ウ 略称

KIP (Kanagawa Industrial Promotion Center)

(2) 所在地

横浜市中区尾上町5丁目80番地

(3) 基本財産と県の出資

ア 基本財産 3億円

(県の100%出資)

イ 出資の経緯

図表3-5-1 出資の経緯 (単位:千円)

| 年月 | 出資金額 | 県出資金額 | 割合 | 備考 |
|---------|---------|---------|------|--|
| 昭和28年8月 | 107 | — | 0% | 民間からの107千円の寄付 |
| 昭和56年4月 | 5,107 | — | 0% | 神奈川県中小企業会議員会館解体費5,000千円の寄付受入 |
| 平成6年5月 | 7,514 | — | 0% | 万葉田基金剩余金2,407千円の繰入 |
| 平成10年4月 | 300,000 | 300,000 | 100% | 107千円を神奈川中小企業センター基金、7,407千円を万葉田基金へ基づけし、県から基づけとして300,000千円を受入 |

(4) 開設年月及び沿革

昭和28年8月

昭和30年3月

(財) 神奈川県中小企業会館設立
現在の所在地に会館を建設し、業務開始

昭和56年6月

平成6年11月

平成9年4月

平成10年4月

平成10年10月

平成11年4月

平成12年5月

平成13年4月

平成15年9月

平成17年4月

平成20年4月

平成23年6月

展示場・見本市の専門施設である「神奈川県産業会館」の管理・運営を県から引き継ぐ
名称を「(財) 神奈川中小企業センター」に変更
中小企業者等への融資制度を支援する
「神奈川県融資制度支援事業」を開始
(財) 神奈川県中小企業支援財團から
「設備貸与事業及び下請振興事業等」を、
神奈川県から「かながわ企業化支援センターア事業」を引き継ぐ
国から「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく「指定支援機関」の指定を受ける
県から「新事業創出促進法」に基づく「中核的支援機関」の認定を受ける
県から「中小企業基本法」・「中小企業支援法」に基づく「都道府県支援センター」の指定を受ける
県及び横浜・神奈川総合情報センターから経営相談、診断助言、情報提供並びに調査研究等の各種事業を引き継ぎ、中小企業支援窓口を一元化
国から「産業活力再生特別措置法」に基づく「都道府県中小企業再生支援協議会」として認定を受け、中小企業再生支援業務を開始
県から「中小企業新事業活動促進法」に基づく「中核的支援機関」の認定を受ける
(社) 神奈川県産業貿易振興協会と統合し、名称を「(財) 神奈川産業振興センター」に変更
公益認定を受け、名称を「公益財団法人神奈川産業振興センター」に変更

中小企業庁から「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受ける
平成24年12月

(5) 県との財政的な関係
ア 出資金 3億円
(県の100%出資)

イ 补助金

平成25年度から平成27年度までにおける補助金は下記図表3-5-2のとおり。

図表3-5-2 平成25~27年度県補助金一覧 (単位:千円)

| 事業名 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 神奈川県助成ヒンタ一事業費 | 382,543 | 382,534 | 389,090 |
| 国際ビジネス支援事業費 | 61,816 | 64,682 | 78,291 |
| 小規模企業等設備資金貸付事業費 | 28,685 | 25,987 | 22,233 |
| 小規模企業等設備資金等事業費 | 10,236 | 8,252 | 8,235 |
| 小規模企業等設備資金等事業費引当化 | 283 | — | — |
| 小規模企業等設備資金等事業費 | — | — | 26,402 |
| 産業集積的融資事業費 | 110,951 | 94,236 | 75,938 |
| 産業立地誘致融資事業費 | 21,107 | 17,080 | 10,244 |
| 中小企業等融資事業費 | 772,140 | 757,248 | 642,366 |
| 合計 | 1,387,765 | 1,350,021 | 1,252,890 |

ウ

負担金 平成27年度における県からKIPに対して支払われた負担金は下記図表3-5-3のとおり。

図表3-5-3 平成27年度県負担金一覧

| 負担金名(事業名) | 県負担金額 | 合計 |
|---------------------|------------|---------|
| 神奈川県中小企業センター施設設備改修費 | 760,871円 | 100 |
| 中小企業経営・技術総合支援推進費の一部 | 2,125,854円 | 100 |
| 合計 | 2,886,725円 | 99,585 |
| | | 101,404 |

図表3-5-4 平成27年度県貸付金一覧 (単位:百万円)

| 貸付事業名 | 平成26年度末残高 | 新規借入 | 元本返済 | 利息支払 | 元本残高 |
|---------------------|-----------|------|------|------|-------|
| 小規模企業者等設備資金等事業 | 599 | — | 131 | — | 468 |
| 小規模企業者等設備資金等事業 | 3,630 | 135 | 552 | — | 3,213 |
| 小規模企業者等設備資金等事業(新貸与) | — | 731 | — | 0 | 731 |
| 合計 | 4,230 | 866 | 683 | 0 | 4,412 |

オ 損失補償
平成27年度において、KIPと県は、小規模企業者等設備資金等事業及び神奈川県融資制度支援事業について損失の補償契約を締結しており、その限度額は下記図表3-5-5のとおり。なお、いずれの補償契約についても県による補償の実績はない。

図表3-5-5 平成27年度県損失補償一覧 (単位:千円)

| 対象事業 | 補償契約の決定方法 | 保証(補償)期間 | 限度額 |
|------------------------------|---------------------------------|------------------|-------|
| 小規模企業者等設備資金等事業 (平成26年度以前) | 当該事業額の45% (りース事業は50%) 相当額 | H19.4.1~H28.3.31 | 240 |
| | | H20.4.1~H29.3.31 | 240 |
| | | H21.4.1~H30.3.31 | 240 |
| | | H22.4.1~H31.3.31 | 144 |
| | | H23.4.1~H32.3.31 | 240 |
| | | H24.4.1~H33.3.31 | 240 |
| | | H25.4.1~H34.3.31 | 240 |
| | | H26.4.1~H35.3.31 | 134 |
| 小計 | | | 1,718 |

※ 横浜銀行他 27行からの借入金総額
力 委託 平成27年度における県からKIPへの委託事業及び契約金額は下記図表3-5-6のとおり。

図表3-5-6 平成27年度県委託事業一覧 (単位:千円)

| 事業名 | 契約金額 |
|----------------------------------|--------|
| GPO(クローバルビジネス・パートナーシップ・オフィス)運営事業 | 500 |
| 神奈川県プロフェッショナル人材派遣協議会運営事業 | 9,688 |
| 小規模企業者等改善導入調査事業 | 843 |
| 成長産業育成支援事業 | 2,000 |
| 合計 | 13,031 |

(6) 事業内容

平成27年度におけるKIPの事業内容は以下のとおり。

ア 公益目的事業

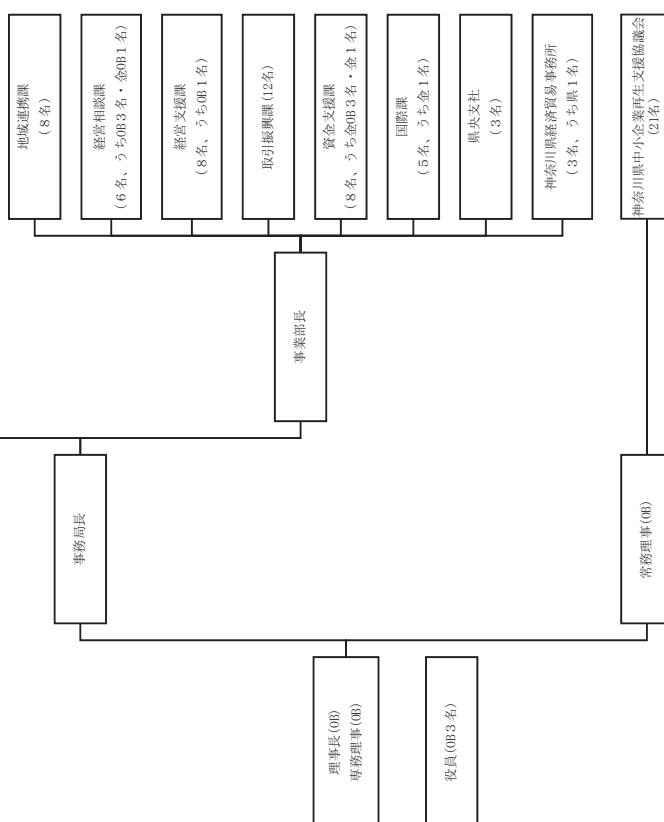
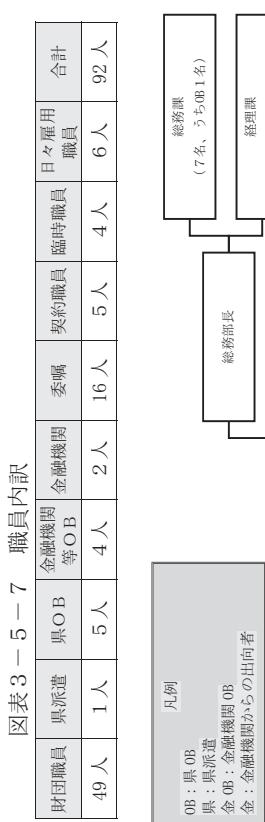
- (ア) 経営相談・助言事業
- (イ) 情報収集・分析・提供事業
- (ウ) 経営安定・経営改善支援事業
- (エ) 新規創業・新分野進出支援事業
- (オ) 人材育成事業
- (カ) その他公益目的事業
- イ 収益事業
- (ア) 神奈川中小企業センタービル運営事業
- (イ) 工業技術見本市等イベント開催事業
- (ウ) 受託事業
- (エ) 事業基盤整備事業
- (オ) 会員組織運営事業

(7) 組織体制
ア KIPの役員

平成28年4月1日現在での役員構成は、理事長1名、専務理事1名、常務理事1名、理事4名、監事2名である。
任期は、理事については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、

最終のものに関する評議員会の終結の時まで(定款第35条第1項)、監事については選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する評議員会の終結の時まで(定款第35条第2項)とされている。
また、理事及び監事は評議員会の決議によって、各自選任する(定款第30条第2項)とされている。

イ KIPの職員
平成28年2月24日現在での職員内訳は下記図表3-5-7のとおり。



2 近年のKIPの実績等
(1) 収支の推移

平成25年度から平成28年度（平成28年度については予算ベース）までの、KIPの収支状況の推移は下記図表3-5-8のとおり。

図表3-5-8 収支の推移

| (単位：百万円) | | 平成25年度 | | | | 平成26年度 | | | | 平成27年度 | | | | 平成28年度 | | | | 備考 | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| I. 事業活動収支の部 | | 130,018 | 125,155 | 105,240 | 102,666 | 5 | 5 | 5 | 5 | 399 | 399 | 399 | 399 | 399 | 399 | 399 | 399 | 399 | 399 |
| 基本財産運用収入 | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | 1,460 | |
| 特定資産運用収入 | 32 | 25 | 16 | 18 | 18 | 16 | 18 | 18 | 18 | 1,323 | 1,323 | 1,323 | 1,323 | 1,323 | 1,323 | 1,323 | 1,323 | 1,323 | |
| 事業収入 | 1,342 | 1,323 | 1,302 | 1,302 | 1,302 | 1,302 | 1,302 | 1,302 | 1,302 | 1,611 | 1,611 | 1,611 | 1,611 | 1,611 | 1,611 | 1,611 | 1,611 | 1,611 | |
| 補助金等収入 | 1,756 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,837 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | 1,868 | |
| 負担金収入 | 22 | 25 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | |
| 事業活動預託金戻し収入 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | |
| 事業活動借入金戻し収入 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | |
| その他 | 34 | 98 | 112 | 112 | 112 | 112 | 112 | 112 | 112 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | |
| 事業活動支出 | 129,952 | 125,670 | 104,841 | 102,656 | 102,656 | 102,656 | 102,656 | 102,656 | 102,656 | 2,668 | 3,075 | 1,574 | 1,927 | 1,927 | 1,927 | 1,927 | 1,927 | 1,927 | |
| 事業費支出 | 368 | 378 | 397 | 449 | 449 | 449 | 449 | 449 | 449 | 57 | 333 | 683 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | |
| 管理費支出 | 57 | 333 | 683 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | |
| 設備貸与資産取得支出 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | |
| 事業活動預託金取扱支出 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 63,411 | 60,918 | 51,081 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | 49,629 | |
| 事業活動借入金返済支出 | 36 | 45 | 21 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | II. 投資活動収支の部 | 50 | 52 | △222 | △249 | △249 | △249 | △249 | △249 | △249 |
| 投資活動収入 | 742 | 713 | 647 | 704 | 704 | 704 | 704 | 704 | 704 | 投資活動支出 | 692 | 661 | 870 | 953 | 953 | 953 | 953 | 953 | 953 |
| 投資活動支出 | 692 | 661 | 870 | 953 | 953 | 953 | 953 | 953 | 953 | III. 財務活動収支の部 | 24 | 410 | 72 | 331 | 331 | 331 | 331 | 331 | 331 |
| 財務活動収入 | 1,059 | 1,371 | 866 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 財務活動支出 | 1,034 | 961 | 793 | 669 | 669 | 669 | 669 | 669 | 669 |
| 財務活動支出 | 1,034 | 961 | 793 | 669 | 669 | 669 | 669 | 669 | 669 | IV. 総計 | 1,034 | 961 | 793 | 669 | 669 | 669 | 669 | 669 | 669 |

※1：事業収入は以下により構成されている。

- ・専門家派遣収入
- ・企業負担金
- ・割賦販売債権収入
- ・リース料収入

第2 監査の実施

| (単位：百万円) | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 備考 |
|----------------|--------|--------|--------|----|
| 設備資金貸付金 | 1,908 | 2,428 | 1,776 | ※2 |
| 破産更生債権 | 591 | 536 | 460 | |
| その他 | 268 | 292 | 315 | |
| 貸倒引当金 | △511 | △537 | △459 | |
| 負債 | | | | |
| 流動負債 | 5,009 | 5,423 | 5,463 | |
| 神奈川県借入金 | 1,156 | 999 | 975 | |
| 金融機関借入金 | 663 | 652 | 667 | |
| その他 | 259 | 109 | 100 | |
| 固定負債 | 234 | 238 | 207 | |
| 神奈川県借入金 | 3,852 | 4,423 | 4,487 | |
| 金融機関借入金 | 3,057 | 3,578 | 3,745 | |
| その他 | 335 | 387 | 286 | |
| 正味財産 | 459 | 458 | 455 | |
| 指定正味財産 | 4,628 | 4,558 | 4,643 | |
| 一般正味財産 | 1,037 | 996 | 991 | |
| | 3,591 | 3,561 | 3,652 | |

※1：設備貸与事業において、設備を割賦販売またはリースにより提供した際に生じる債権であり、平成27年度における申込及び決定状況は下記図表3-5-10のとおりである。

図表3-5-10 平成27年度 設備貸与実施状況

| 区分 | 申込状況 | | 決定状況 | |
|-----|------|---------|------|---------|
| | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) |
| 割賦 | 35 | 822,276 | 31 | 695,117 |
| リース | 3 | 35,928 | 3 | 35,922 |
| 合計 | 38 | 858,204 | 34 | 731,039 |

※2：平成26年度まで実施されていた設備資金貸付事業に係る債権である。

3 近年の取組

平成26年3月に策定した中期経営計画では、重点的な取組として、「創業支援」、「海外展開事業」、「事業承継支援」を挙げ、県内中小企業の経営支援と県内産業の活性化を目指すとともに、工業見本市や商談会など従来の主要事業である既存事業の充実強化を図ることを検討している。

第2

- 1 KIPに対する本年度の包括外部監査の概要
(1) 平成28年5月24日 神奈川中小企業センタービル（以下「センター ビル」という）にて初回概要ヒアリング
センタービルにて第1回現地調査（現金照合）
- 平成28年7月13日
平成28年8月5日
平成28年9月1日
平成28年11月7日
- 2 以上の現地監査等に加え、書面による質問・回答の形式や電話による聞き取りを行った。

監査で確認した資料

監査で確認した資料は、次のとおりである。なお、確認した資料すべてをここに挙げることは紙面の都合上困難であることから代表的なもの

を例示列挙している。

- (1) 関係法令、規程等
公益社団法人及び公益財团法人の認定等に関する法律、独立行政法人中小企業基盤整備機構法、倫理規程、コンプライアンス規程、例規規程、情報公開規程、情報公開規程実施細則、特定個人情報・雇用管理情報管理制度規程、文書等管理規程、印章規程等
- (2) 団体の目的・組織・事業計画等に関するもの
定款、組織及び職制に関する規程、職務権限規程、委員会規程、会員規程、役職員配置図、中期経営計画、事業計画書、事業報告書、理事会議事録、評議員会議事録、定期監査・決算審査説明書等

- (3) 出資・補助金・その他の財政的援助に関するもの
補助金の交付等に関する規則、県からの各補助金の交付要綱・交付申請書・交付決定通知書・実施状況報告書・事業別収支計算書等、負担金に関する調、貸付金に関する調、県から各借り入れの契約書・返済状況一覧等、損失補償に関する調、県との間の各委託事業の契約書・委託事業実績報告書、請書、仕様書等
- (4) 予算・会計に関するもの
財務規程、財務規程細則、資産運用規程、貸倒引当金についての資料、収支予算書、決算諸表、未収金一覧等
- (5) 資産・施設等の管理に関するもの
センタービル管理規程、センタービル管理細則、(県との間の) 建物賃

賃借契約書・土地賃貸借契約書、(テナントとの間の)建物賃貸借契約書、各種ファンドに関する資料、固定資産台帳、備品一覧表、修繕実施一覧、長期修繕計画、インキュベートルーム等の入退去者リスト、インキュベート施設への入居にかわる実施要綱等

(6) 人事・労務・人件費に関するもの

役員の報酬等に関する規程、役員の在任年齢に関する規程、職員給与規程、職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則、職員給与の管理職手当に関する細則、職員退職手当支給規程、職員旅費規程、職員就業規程、職員復職支援制限勤務制度に関する職員就業規程細則、職員育児休業等に関する規程、給与台帳等

(7) 委託に関するもの

機種等選定会議要綱、機種等選定会議に関する資料、委託契約書、その他の入札開催資料等

(8) 債権管理に関するもの

貸付債権管理要綱、貸与先及び残高一覧、設備資金貸付・設備資金貸付・事業運用マニュアル、延滞債権管理要綱、延滞債権管理(回収)に関する事務取扱いについて、設備貸与申込書、割賦契約書、小規模企業者等設備貸付審査委員会審査結果、延滞債権管理台帳、小規模企業者等設備貸付事務管理办法に関する実施要綱、貸与対象写真貼付表、事業振興部貸付事務管理要綱等

第3 監査の結果

1 設備貸与事業について

(1) 問題の所在

ア KIPは、資金調達力が比較的弱い創業者及び小規模企業者等(以下「小規模企業者等」という)の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的とした事業(以下「設備貸与事業」という)を実施している。

この設備貸与事業は、もともと「中小企業近代化資金等助成法」の下で、(財)神奈川県中小企業支援團が実施していたものを平成10年4月にKIPが引き継いだものである。

その後、平成12年度から平成26年度までは「小規模企業者等設備導入資金助成法」の下で設備貸与事業が実施されていたが、同法の廃止に伴い、平成27年度以降においては国と(独)中小企業基盤整備機構が代替制度として創設した設備貸与事業を実施してきたものである。

この設備貸与事業は、設備導入を検討している小規模企業者等(以下「利用者」という)が導入を希望する設備を、KIPが利用者に代わってメーカー又は販売代理店から購入した上で、利用者に対して割賦販売あるいはリースを行う事業であり、上述のような変遷を経ながら、昭和50年から既に40年以上継続されている。

この設備貸与事業は、先にも述べたとおり、資金調達力が比較的弱い、小規模企業者等に向けた制度であることから、回収不能となるリスクも低いものではない。

KIPから提供された貸倒引当金を算出に関する資料について、包括外部監査人にて分析したところ、近年のKIPの設備貸与事業における貸倒れの見込み率は割賦、リースのそれぞれについて、下記図表3-5-11、3-5-12のように推移しているようである。なお、下記図表3-5-11、3-5-12の債権残高は各年度末の債権残高を示しており、延滞債権額等は、実際に貸倒れとなつた額だけではなく、各年度末の債権残高から回収完了まで(平成21年度以降は回収未了)に生じた約定額の1割未満の額で返済している企業、約定終了後も完済まで10年以上かかる企業、倒産・廃業・法的処分又はそれに準ずる状況の企業のいづれかに分類された債権の累計額を示している。

図表3-5-11 貸倒引当金の算定に当たっての参考資料(割引試)

| 年度 | 債権残高(千円) | 延滞債権額等(千円) | 貸倒見込率 |
|--------|----------|------------|--------|
| 平成18年度 | 606,511 | 46,239 | 7.62% |
| 平成19年度 | 639,220 | 69,852 | 10.93% |
| 平成20年度 | 504,400 | 96,350 | 19.10% |
| 平成21年度 | 507,382 | 46,584 | 9.18% |
| 平成22年度 | 530,065 | 46,584 | 8.78% |
| 平成23年度 | 441,348 | 20,376 | 4.61% |
| 平成24年度 | 441,220 | 20,373 | 4.61% |
| | | 7か年平均 | 9.26% |

| 図表3-5-12 貸倒引当金の算定に当たっての参考資料(リース) | | | |
|----------------------------------|----------|------------|--------|
| 年度 | 債権残高(千円) | 延滞償還額等(千円) | 貸倒見込率 |
| 平成18年度 | 587,925 | 7,329 | 1.25% |
| 平成19年度 | 588,774 | 11,905 | 2.02% |
| 平成20年度 | 484,380 | 13,014 | 2.69% |
| 平成21年度 | 411,775 | 18,202 | 4.42% |
| 平成22年度 | 399,268 | 68,945 | 17.26% |
| 平成23年度 | 417,950 | 54,961 | 13.15% |
| 平成24年度 | 336,710 | 18,472 | 5.48% |
| | | 7か年平均 | 6.61% |

ウ 設備貸与事業においては、専門家による設備導入の事前相談を行った上で、利用者が導入したい設備を確定させ、かかる設備についての見積書1通を利用者にて用意することとされおり、特段、相見積りをとることは要求されない。

エ この点、平成27年度に申込みがなされた設備貸与案件を見ると、いくつかの案件において同種の設備が対象となっているものがあつたものの、見積書に記載される金額については、案件ごとに異なるものであつた。例えば平成27年度にはK社製の「PH45A-15」という型式のコンクリートポンプ車の設備貸与について4つの、同じくK社製の「PH50B-17」という型式のコンクリートポンプ車について2つの申込みがなされているところ、その販売業者及び見積価格はそれぞれ下記図表3-5-13、3-5-14のとおりであった。

図表3-5-13 「PH45A-15」について (単位:千円)

| 利用者 | 申込日 | 販売業者 | 見積金額 |
|-----|----------|-----------|--------|
| A社 | H27.4.6 | タ社(販売代理店) | 18,900 |
| B社 | H27.5.18 | ナ社(販売代理店) | 16,200 |
| C社 | H27.7.2 | ト社(販売代理店) | 16,600 |
| D社 | H28.2.15 | ト社(販売代理店) | 17,280 |

図表3-5-14 「PH50B-17」について (単位:千円)

| 利用者 | 申込日 | 販売業者 | 見積金額 |
|-----|---------|-----------|--------|
| E社 | H27.4.6 | ト社(販売代理店) | 18,090 |
| F社 | H27.6.1 | ナ社(販売代理店) | 19,440 |

オ 利用者ごとに細かいオプション内容が異なるため、一概に金額を比較できるものではないものの、このようにメーカーであるK社からの直接購入ではなく、販売代理店からの購入のケースがほとんどであることがらすれば、相見積りをとることにより、より安価に設備を導入できる可能性はある。

カ この点、利用者に、特定の販売代理店を利用したいという強い意向がある場合などはともかくとして、そうでない場合には、より安価に設備を導入できることは申込者にとってメリットがあるとともに、KIP自身も貸倒れの際の損失額を減らすことでのリスク回避が図れるものである。

【意見No.産1】

(2) 意見(設備貸与事業における販売代理店の情報提供)

設備貸与事業において導入する設備をKIPにて購入する際には、過去の実績から安価に購入できる見込みのある複数の販売代理店の情報を利用者に提供するなどして、より適正な価格で設備を購入できる機会を提供することを検討されたい。

ア KIPにおいて長年、設備貸与事業を実施してきているのであるから、設備の価格情報や代理店情報を蓄積・分析し、それを有効活用することで望ましい。

イ この点、KIPにおいても、利用者にとつて安価かつ適切な価格となるよう、利用者に対して、購入予定設備に係る販売代理店との値引き交渉等の有無を口頭で確認したり、設備設置後の最終的な換収作業を行うまでは、値引き交渉が可能である旨を伝えたりしているとのことであつた。

また、販売代理店の選定についても、対象設備の導入経験がない等の理由から、利用者から販売代理店の紹介について要望があつた場合に限っては、KIPから複数の代理店の紹介を行つていいことであった。

ウ もちろん、設備導入後のアフターフォローや故障対応といったサービスなどの観点から、設備設置場所が近いなど利便性の高い販売代理店を利用したい、という利用者の意向を重視することを否定するわけではない。

とはいって、実際に相見積りをとった結果、利用者が利便性よりも金額を重視する可能性もあるのであるから、利用者から販売代理店の紹介について要望がない場合においても、KIPにおいて、過去の実績から安

価に購入できる見込みのある複数の販売代理店を利用者に情報提供し、より適正な価格で設備を購入できる機会を提供することを検討されたい。なお、あくまで相見積りの取得先として過去の実績から抽出した販売代理店の情報を提供することとどめ、最終的には見積価格などを踏まえて申込者の自由意思で販売代理店を選定することとする優遇とはならないものと考える。

2 債権管理について

(1) 問題の所在

ア KIPが実施する設備貸与事業及び小規模企業者等設備資金貸付事業(以下「資金貸付事業」という)のいざれにおいても、債権管理や債務者の状況の把握が重要であるところ、KIPでは、平成21年9月30日付金第266号による神奈川県金融課長の通知に基づき、設備貸与事業及び資金貸付事業に係る事務処理について見直しが行われ、「設備資金貸付・設備貸与事業運用マニュアル」(以下「運用マニュアル」という)が改正された。

イ かかる運用マニュアルの改正は、事業振興部資金支援課における設備事務処理におけるチェック機能の強化及び資金支援課と総務・企画部経理課との内部牽制体制の強化を図ることなどが目的とされている。

ウ そして、運用マニュアルの末尾には、設備貸与事業と資金貸付事業のそれぞれについて、年度どの時期にどのような作業を行すべきかをまとめた「年間スケジュール」が添付されている。
この「年間スケジュール」には、毎年度当初(5月頃)に、設備貸与あるいは資金貸付の利用者から決算書を徴求する旨が定められている。
そこで、KIPにおいて、企業の決算書を「年間スケジュール」に記載されるとおり毎年度徴求しているかを包括外部監査人において質問したところ、すべての利用者から徴求できているわけではない旨の回答がなされた。

オ KIPでは、基本的に、約定どおりの返済を行っている利用者からは決算書を徴求するよう心がけているものの、KIPから決算書の提供依頼の連絡をしても決算書を提供してこない利用者が存在するのが実態であるとのことであった。

カ そもそも、KIPにおいて設備貸与を実行する際に、その後毎年度の決算書の提出を利用者に義務付けているかを確認したところ、平成27年度にKIPが新規に設備貸与事業に申込みをしようとする企業に配布し

ていたパンフレットにおいては、「ご利用にあたっての留意事項」として、「設備導入効果や経営状況を把握させていただくために、貸与期間中、毎年決算書類(申告書類一式)をご提出ください。」と明確に記載されていた。

キ しかし、申込みの際に利用者が記入することとなる現状の設備貸与申込書には、「設備貸与契約後も、当センターより要求があつた場合には、証憑類、帳簿類を全て開示し、誠意を持って対応できますか。」という質問項目はあるものの、毎年度の決算書の提出を端的に義務付ける規定は存在していないかった。

同様に、割賦契約書やリース契約書の条項においても、「乙(利用者)は、事業の経理状況、経営の状況、機械設備の管理状況等に関する事が求めた事項について報告しなければならない。」という包括的な条項は定められているものの、端的に、KIPが提出を求めるまでもなく当然に毎年度の決算書の提出をするよう義務付ける規定は存在していないかった。

ク また、貸付債権の分類方法について、公益財団法人神奈川産業振興センター貸付債権管理条例(以下「貸付債権管理条例」という)第3条では、「債務超過及び実質債務超過又は著しい業績の悪化等が認められる債務者に係る債権」を要注意先債権に分類することされている。

(2) 意見(設備貸与実施後の決算書の確実な徴求)

ア 設備貸与事業の申込書や割賦契約書、リース契約書において、包括的な規定ではなく、端的に、設備貸与において毎年度速やかに決算書を提出することを義務付ける規定を設けるなどして、かかる義務の存在を利用者に強く認識させることなどにより、決算書の徴求をより確実に行っていく措置を検討されたい。

イ 設備貸与あるいは資金貸付を実行した時点において企業がKIPに提出した計画がきちんと達成されているかを確認するためにも、また、企業の履行可能性を適時・適格に把握するためにも、毎年、決算書を適時に徴求することは極めて重要である。

カ この点、KIPにおいては、決算書の提出について利用者に対して口頭及び書面で通知するとともに、電話での催促や利用者のもとを訪問するなどして、決算書の徴求に尽力しているものである。

イ それにもかかわらず、決算書の提出を行わない利用者が存在する理由

の一つには、前記のとおり、申込書や割賦契約書、リース契約書において包括的な報告義務を定めるにとどまつておらず、利用者において毎年度決算書を提出することが義務とされている認識に乏しいことが考えられる。

運用マニュアルの記載にもあるとおり、KIPとしては、設備貸与あるいは資金貸付の利用者から毎年度決算書を徴求することを当然の前提としているのであるから、今後も継続する設備貸与事業については、申込書や割賦契約書、リース契約書において、設備貸与後ににおいて毎年度決算後に速やかに決算書を提出することを義務付ける規定を明記するなどして、かかる義務の存在を利用者に強く認識させることにより、決算書の徴求をより確実に行っていく措置を検討されたい。

【意見№.產3】

(3) 意見（貸付債権管理の実効性の確保）

決算書を確実に徴求するなどして、適時に債務者の経営状態を把握することにより、債権管理の実効性を高めるよう努められたい。

ア 設備貸与の実施前に申込者の審査を行っているにも関わらず、設備貸与事業の貸倒引当金の算定に使用している賃倒見込率（算定の基礎となる延滞債権額等には、実際に貸倒れとなつた額だけではなく、約定額の1割未満の額で返済している企業、約定終了後も完済まで10年以上かかる企業、倒産・廃業・法的処分又はそれに準ずる状況の企業のいづれかに分類された債権を含む。）は上記図表3-5-11、3-5-12のとおり、割賦について9.26%、リースについて6.61%となつており、これらは決して優れた数値とは言い難い⁴¹⁾。

債権管理要綱に定められているとおり、著しい業績の悪化が認められる場合には要注意債権に分類する必要があるが、決算書を適時に提供してこない企業が存在するのが実態であるとすると、それらの企業については適時において注意先に分類することができない可能性も否めず、債権管理の実効性を低めることにもなりかねない。

決算書を確実に徴求するなどして、適時に債務者の経営状態を把握することにより、債権管理の実効性を高めるよう努められたい。

3 神奈川経済貿易事務所の事業負担金について

(1) 問題の所在

ア 平成27年度において、国際ビジネス支援事業費補助金として県からKIPに対して7829万1323円の補助金が執行されている。

このうち、神奈川経済貿易事務所（中国の大連に設置されているオフィス。以下「大連経済事務所」という）の運営事業に關しては2349万7991円の補助金が執行されている。

平成27年度における大連経済事務所の職員は、所長（県派遣）、副所長（財団職員）及び現地採用職員（契約職員）の3名であり、そのうち、所長及び副所長についての海外駐在手当、海外居住手当、勤勉手当、配偶者手当、子女教育手当などの手当関連については、かかる補助金を原資として、KIPから在中職員に対して直接送金がなされている。平成27年度における主な手当等の支払状況の概要是下記図表3-5-15のとおり。

図表3-5-15 平成27年度大連経済事務所海外手当等支給額一覧

| 受給者 | 名目 | 送金額(千円) |
|-----|--|---------|
| 前所長 | ・海外駐在手当・海外居住手当・海外赴任に関する旅費(H27.4) | 520 |
| 所長 | ・海外赴任に関する旅費(H27.4) | |
| | ・海外駐在手当・海外居住手当・配偶者手当・子女教育手当(H27.4～H28.3) | 8,777 |
| | ・勤勉手当(H27.6～H27.12) | |
| 副所長 | ・海外駐在手当・海外居住手当(H27.10～H28.3) | 2,427 |
| 合計 | | 11,724 |

なお、上記図表3-5-15における各種手当等とは別に、所長の勤勉手当を除く給与については、県とKIPとの間で締結されている「神奈川県職員の派遣に関する取決め」及び「派遣職員が從事する業務等に関する取決め」の定めに基づき、県が執行している。副所長の給与・賞与についてはKIPが執行している。また、現地採用職員の給与については、後に述べる「海外事業費」から執行されている。

また、一部の出展料などについては、「国内執行額」としてKIPより博覧会主催者などに直接送金しているものの、大連経済事務所の事業費の大半については、KIPから大連経済事務所に「海外事業費」という名目で、年度当初に作成された送金計画に基づき複数回に分けて送金す

41 「地域金融機関における最近の貸倒引当金算定期状況（2015年8月、日本銀行金融機構局）」2頁によれば、地域金融機関である信用金庫の貸引当金比率は10年間平均（2005年度から2014年度まで）で1.8%であった。

職務権限規程

第14条

- (1) ~ (6) 勘定
 (7) 1件の金額が2万中国元(約36万円)未満の神奈川経済貿易事務所の予算の執行に関すること
 (8) 前項に規定する1件の金額が2万中国元未満の支出命令に関すること

エ そして、日本側での確認については、上記金額未満のものについてはその都度の執行内容の確認は行っておらず、年度中の予算執行状況の把握のため予算差引簿を、また、経費別の執行状況を把握するために予算差引簿を基礎に経費執行一覧表を作成し、適宜日本側担当者が確認を行っている、とのことであった。

なお、この確認の際には、支出の裏付けとなる証憑については確認しておらず、証憑については、KIPの職員が大連經濟事務所に出張する際に確認したケースはあるものの、定期的に証憑を確認するルールなどはないとのことであった。

そこで、平成27年度には具体的にいつ、どのような方法で証憑を確認したのかを質問したところ、「適宜差引簿のデータにて執行状況を確認しています。」という回答がなされており、「海外事業費」の使途の適切性については、大連經濟事務所の所長に対する信頼のもとに成り立つていると考えられる。

なお、大連經濟事務所の事業概要についてはKIPに対して毎月報告が行われているようであるが、包括外部監査人が確認したところ、平成27年度における月報12通のうち半数である6通については、確認印が押されていないかった。但し、KIPからの回覧は行われていたとのことであり、KIP内で回覧が行われていなかつたのは2通のことであった。

また、平成27年度における「海外事業費」は、当初、合計1129万7416円と予定されていたものの、「国内での支出経費が増額した」との理由から、年度中に「海外事業費」の額が174万7416円減額されているものである。具体的には、平成27年度中に県との調整により、所長の県共済保険料として概算160万円相当分について全額KIPにて負担することとなつたため、当初の海外事業費の執行計画を一部変更し、174万7416円を国内事業費に充当したことである。

かかる充当のためには、大連經濟事務所において予定していた中国における充當したことである。

る、という方法をとっているようであり、平成27年度においては、下記図表3-5-16のとおり送金が予定・実行されていた。

図表3-5-16 平成27年度海外事業費送金一覧 (単位:千円)

| 名目 | 送金予定額 | 送金実行額 |
|-----------|--------|-------|
| 海外事業費4月分 | 1,250 | 1,250 |
| 海外事業費5月分 | 1,200 | 1,200 |
| 海外事業費6月分 | 1,000 | 1,000 |
| 海外事業費7月分 | 1,250 | 1,250 |
| 海外事業費9月分 | 2,100 | 2,100 |
| 海外事業費11月分 | 2,100 | 2,100 |
| 海外事業費1月分 | 2,397 | — |
| 海外事業費2月分 | — | 650 |
| 合計 | 11,297 | 9,550 |

この、大連經濟事務所の「海外事業費」の送金先は、みずほ銀行大連支店に設けたKIP名義の口座となつていてある。

なお、同口座の金銭出納用の印章の保管者は、大連經濟事務所の所長とのことである。

包括外部監査人において、この「海外事業費」の詳細な使途について説明を求めたところ、KIPの認識としては、「海外事業費」を大連經濟事務所に送金した時点でKIPの手から離れ、大連經濟事務所の所長の執行権限に属し、大連經濟事務所で執行するものであり、手許に資料はないとのことであつた。また、大連經濟事務所については経理システムを採用していないので、総勘定元帳のようなものもないが、予算差引簿で対応しているとのことであつた。

その理由としては「公益財团法人神奈川産業振興センター職務権限規程」(以下「職務権限規程」という)第14条において、以下のようないくつかの予算執行及び支出命令については大連經濟事務所の所長の専決事項が規定されているから、というものであつた。

| 月日 | 件名 | 支出額 |
|------------|----------------------|----------------|
| | | 中国元 円換算額 |
| 6月29日 | 瀋陽出張（6月30日、7月1日）日当 | 496 8,928 |
| 7月7日 | 青島出張（7月9日、10日）日当 | 399 7,182 |
| 7月7日 | 瀋陽出張日当（中日高齢者産業交流会参加） | 50 900 |
| 7月7日 | 瀋陽等出張（日中経済会議）日当 | 590 10,620 |
| 7月10日 | 北京出張（7月20日、21日）日当 | 505 9,090 |
| 8月3日 | 上海出張（8月4日～6日）日当 | 592 10,656 |
| 8月21日 | 瀋陽出張（8月31日、9月1日）日当 | 615 11,070 |
| 8月24日 | 上海出張（9月9日、10日）日当 | 417 7,506 |
| 9月21日 | 瀋陽出張（9月22日、23日）日当 | 420 7,560 |
| 9月24日 | 台灣出張（9月27日～30日）日当 | 842 15,156 |
| 10月9日 | 義烏出張（10月12日～15日）日当 | 832 14,976 |
| 10月30日 | 上海出張（11月1日～4日）日当 | 840 15,120 |
| 11月20日 | 広州出張（11月21日～23日）日当 | 613 11,034 |
| 12月1日 | 上海出張日当 | 618 11,124 |
| 12月8日 | 瀋陽出張日当 | 826 14,868 |
| 12月14日 | 瀋陽出張日当 | 526 9,468 |
| 12月21日 | 台灣出張（12月22日～26日）日当 | 1,067 19,206 |
| 1月20日 | 上海出張（1月21日～23日）日当 | 668 12,024 |
| 1月27日 | 青島出張（1月28日、29日）日当 | 540 9,720 |
| 2月26日 | 台灣ミッショナリーフィルド日当 | 1,103 19,854 |
| 2月26日 | 杭州・蘇州・上海日当 | 681 12,258 |
| 3月7日 | 天津出張日当 | 1,133 20,394 |
| 3月14日 | 1日延長分の日当 | 448 8,064 |
| 3月23日 | 重慶出張日当 | 1,520 27,360 |
| 平成27年度日当合計 | | 20,312 365,616 |

※円換算額は年間平均レート：1元=18円（円未満切り上げ）により包括外部監査

人にて算出

※なお、網掛けのなされている8月21日、8月24日、11月20日、12月1日、12月14日、3月7日の日当については、KIPから包括外部監査人に提供された「平成27年度大連経済事務所経費執行一覧」には日当として記載されていなかつた。KIPの説明によれば、誤記のことである。

イ この点、KIPの職員がKIPの用務のため旅行する場合の旅費の支

けるプロモーション活動について、計画の一部変更や経費削減等を行って対応したことであった。

【意見No.産4】

(2) 意見（神奈川経済貿易事務所の支出状況の適時・適切な把握）
適切な補助金額を算出するためにも、KIPにおいて神奈川経済貿易事務所の支出状況をより詳細に把握し、不要な支出がないかを確認する体制を構築するよう検討されたい。

ア そもそも、県からの補助金の使途の一部である大連経済事務所における収支の詳細をKIPにて隨時把握していないこと自体が問題であると考える。

イ また、平成27年度においては、年度中に「海外事業費」が170万円以上も減額されたことにに対して、計画の一部変更や経費削減等により対応できていたとのことであり、不測の事態において計画変更や経費削減を行いうこと自体はやむを得ないものであるが、「海外事業費」の使途の適切性が大連経済事務所の所長に対する信頼のもとに成立している現状においては、そもそも積算された補助金額が過大であったとすら疑われかねないものと考える。

ウ そこで、今後、適切な補助金額が算出されていることを担保するためにも、KIPにおいて大連経済事務所の支出状況をより詳細に把握し、不要な支出がないかを確認する体制を構築されたい。

4 神奈川経済貿易事務所の職員の旅費について

(1) 問題の所在

ア 平成27年度において、大連経済事務所の職員が中國国内に出張した際に、「現地旅費」という名目で下記図表3-5-17のとおり、日当が支給されていた。

図表3-5-17 平成27年度大連経済事務所日当一覧

| 月日 | 件名 | 支出額 |
|-------|-----------|--------------|
| | | 中国元 円換算額 |
| 4月8日 | 瀋陽出張日当 | 1,318 23,724 |
| 4月20日 | 寧波、上海出張日当 | 1,636 29,448 |
| 5月20日 | 成都出張日当 | 404 7,272 |
| 5月27日 | 南京出張日当 | 613 11,034 |

【指摘事項No.產1】

給に関しては、「公益財団法人神奈川産業振興センター職員旅費規程」以下「旅費規程」という)に定められている。この旅費規程第2条において、「旅行」は下記図表3-5-18のとおり4種に区分けされている。

図表3-5-18 旅行の種類

| 旅行の種類 | 旅費規程における定義 |
|--------|---|
| 県内旅行 | 神奈川県内における旅行及び神奈川県と東京都の区の存する区域(以下「県内区域」という)との間ににおける旅行 |
| 県外旅行 | 県内区域を除いた本邦(本州、北海道、四国、九州、沖縄及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。)内及び本邦と県内区域との間ににおける旅行 |
| 外国旅行 | 本邦以外の領域(公海を含む。)と同じ。)との間ににおける旅行 |
| 中国国内旅行 | 大連経済事務所職員の用務のための中国領域内の旅行 |

そして、「日当」については、旅費規程第17条及び別表第2にのみ規定がなされているところ、これらはいずれも「第3章 外国旅行」における旅費の規定である。
しかし、上記図表3-5-18記載のとおり、旅費規程第2条は「外国旅行」と「中国国内旅行」とを明確に区分けして定義しているのであるから、「外国旅行」における「日当」の発生根拠である規定は、「中国国内旅行」について「日当」が発生する根拠とはならないものと包括外部監査人は考える。

この点、平成27年度の「中国国内旅行」については、上記図表3-5-17のとおり日当が支給されていたことから、この日当支給の根拠について旅費規程以外に規定があるのかを確認したところ、旅費規程第17条第1項及び別表2を根拠として支給していた、とのことであった。

なお、大連経済事務所の所長自身が出張する場合においては、所長自身が旅行命令を出すことなどなっている。

- (2) 指摘事項(中国国内旅行における日当支給の根拠の整備)
- KIPにおいては、「中国国内旅行」について日当を支給する是非を検討するとともに、支給を継続する場合には、中国国内においてもその出張先ごとに日当の基準を定めるなど、日当支給の根拠としてふさわしい内容に旅費規程を改定することを検討すべきである。

- ア 平成27年度に大連経済事務所の職員に支給された日当も、海外事業費の一部とされており、その原資は県から支給される国際ビジネス支援事業費補助金である。
- イ この点、現状においては、KIPは「中国国内旅行」についても、旅費規程の「外国旅行」の条項を適用して日当を支給しているようであるが、そもそも旅費規程の条文上、「外国旅行」と「中国国内旅行」は明確に区分けしており、「外国旅行」の場合に日当が支給される旨の文言が、「中国国内旅行」の場合にも適用されると解釈することは強引であると思慮され、「中国国内旅行」についての日当の支給は根拠に乏しいと言わざるを得ない。
- ウ そもそもKIPの旅費規程における日当は、交通費や宿泊費、旅行雑費とは別に定められているものであるから、それ以外の出張に伴う諸経費の実費弁償といった意味合いで支給されるものと考えられるところ、KIPの旅費規程において「県内旅行」や「県外旅行」といった日本国内旅行について一切日当が支給されないことに照らせば、もともと中国を拠点としている大連経済事務所の職員による「中国国内旅行」についても日当は支給されないと考へても不合理とはいえない。
- もちろん、日本国内旅行と中国国内旅行とでは、諸経費に差異があるであろうが、大連経済事務所の職員については「公益財団法人神奈川産業振興センター職員給与規程」第24条に基づき海外駐在手当、海外居住手当、配偶者手当、子女教育手当といった別段の手当でがなされているのであるから、これらの点を踏まえて「中国国内旅行」について別途日当を支給する是非について検討する必要があると考える。
- 特に、大連経済事務所(大連)から航空機により1時間半程度で移動できる北京出張についても日当が支給される現状は、日本国内旅行について一切日当が支給されないこと比べてバランスを失しているというべきである。

エ なお、この点について、県は、国家公務員の旅費に関する法律や県の職員の旅費に関する条例、ジェトロにおける旅費規程などにおいて、外國国内旅行について日当を支給することに問題がないと考えているようである。

しかし、国家公務員の旅費に関する法律第2条第1項第5号が規定する「外国旅行」の定義は、そもそも「本邦と外国との間の旅行」のみならず、「外国における旅行」を含んでいるのであり、KIPの旅費規程とは根本から規定が異なるものである。

さらによれば、国家公務員の旅費に関する法律においては、「中国国内旅行」についても一定の場合に日当が発生する旨が規定されており、この点からもKIPの旅費規程とは全く根本から規定が異なるものである。

以上のとおり、現状のKIPの旅費規程においては、「中国国内旅行」について日当を支給する根拠に乏しいと言わざるを得ず、所長の出張について所長自身が旅行命令を出すこととなる現状を踏まえると、旅費規程自体を恣意的な解釈がなされないように関係機関の規定を参考にするなど速やかに改善する必要があると考える。

KIPにおいては、今後、「中国国内旅行」について日当を支給する是非を検討するとともに、支給を継続する場合には、中国国内においてもその出張先ごとに日当の基準を定めるなど、日当支給の根拠としてふさわしい内容に旅費規程を改定することを検討されたい。

【指摘事項№.2】

(3) 指摘事項（国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の適切な確認）

県においては、国際ビジネス支援事業費補助金が適正に執行されるよう、同補助金の執行状況の確認体制を再検討するべきである。

ア 平成27年度に大連経済事務所の職員に支給された日当の原資は県から支給される国際ビジネス支援事業費補助金であり、県の限りある財源から執行される補助金が、根拠なくKIP職員の日に充てられるべきでないことは言うまでもない。

イ この点、県は、KIPが国やジェトロにおける外國国内旅行の取扱いに準じて日当を支給していることから、問題がないと考えていたとのことであるが、上記（2）述べたとおり、現状のKIPの旅費規程においては、「中国国内旅行」について日当を支給する根拠に乏しいと言わざるを得ない。

ウ 県においては、県の限りある財源から執行される補助金が明確な根拠

規定等に基づき適正に執行されるようKIPを指導するとともに、国際ビジネス支援事業費補助金の執行状況の確認体制を再検討すべきである。

5 備品の管理について

(1) 問題の所在

ア KIPでは、固定資産の管理についてはKIPの財務規程（以下、単に「財務規程」という）第39条において、事務局長を資産管理者とした上で、固定資産台帳を備え、その管理及び移動等の状況を記録しなければならない、と規定されているものの、備品の管理については、10万円未満の持出可能な備品については備品管理制度に基づき備品管理簿が作成されている一方で、それ以外の備品の管理について特段の規定がなされていない。

イ 現状の備品の管理方法について確認をしたところ、持出可能な備品も含めて、全ての備品について一覧表（以下「備品一覧表」という）が作成されているものの、備品の現物照合については、二年に一回程度行われているとのことであった。

ウ また、備品一覧表には「管理室課名」、「所属」という項目があり、KIPの担当者の説明によれば、前者は持出可能なものは管理責任者の所属を、持出不可能なものは総務課をそれぞれ記載し、後者は存在場所を記載することとしているようであるが、「管理室課名」の欄に「11Fミニティングルーム」、「14Fホール」などといった場所を示す記載がなされていることであった。

エ また、「所属」の欄に「販路促進課」、「経理課」などといった室課名を示す記載がなされたりと、実態にそぐわない記載が散見された。

オ 加えて、KIPの担当者の回答によれば、備品の存在場所が変更された場合においては、「所属」の欄を変更するのではなく、「備考」欄に記載する方法で管理している、とのことであり、同一の備品について場所を示す記載が複数残存しており、当該備品が現在どこにあるのかを備品一覧表を一見しても把握しづらい状況にあると言わざるを得ない。

カ この点、KIPにおいて、備品の大半を占める持出不可能な備品の現物照合を実施するのは総務課の3、4名であり、かかる3、4名にとつては現在の備品一覧表で十分対応できることである。

しかし、持出可能な備品については総務課以外の課の課長が現物照合を行うようであるし、また、総務課においても現物照合の担当者が変更された場合における引継ぎを容易かつ確実に行うためには、誰が見てても管理者や存在場所が一義的に把握できる内容の備品一覧表とする必要性は高い。

力 なお、備品一覧表には「確認」という項目があり、前回現物照合時に確認できた備品について丸印を付ける運用となっているようであるが、この備品一覧表は、同種の備品が一つの欄に集約されて記載されているため、同種の備品のうち一部が現物照合できなかった場合における確認結果を「確認」欄だけでは正確に記載できない状態となっている。

キ 例えば、9台の同種のイスのうち、1台の行方が不明であった場合は、「備考」欄に1台の行方が不明である旨が記載されるものの、残り8台の現物照合をした上で、「確認」欄には丸印が記載されている。

ク また、KIPにおいては、固定資産についてはオレンジ色のシールを、備品については白色のシールを貼付する方法で管理しているとのことであつたが、包括外部監査人にて現地を確認した際に、12階の会議室の机など、一看して備品に該当するようなものについて、管理番号の記載されたシールが貼られていない、あるいは一部が剥がれ落ちているものもあり、備品管理についてのマニュアルがないがゆえに、管理方法が統一されていない印象を受けた。

【意見№.產5】

(2) 意見 (備品の管理の徹底)

備品についても年に一回の現物照合などをマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

KIPは県の100%出資団体であり、KIPの備品は実質的には県の財産とも捉え得るものであるから、固定資産のみならず備品についても年に一回の現物照合をマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい。

6 外部委託について 1 (委託業者保有データベース活用について)

(1) 問題の所在

ア KIPの外部委託については、財務規程第32条において、随意契約によることができる場合が列挙されており、金額による制限については、予定価格が250万円未満の工事、その他の請負又は100万円未満の物件の買い入れを行うとき、とされている。

エ これは、取引価額の大きな取引については、原則としては入札等の方により競争原理を働かせ、より安価な条件で取引することにより、KIPの支出を削減する趣旨のものである。この点、KIPは平成27年度において、ダイレクトメール(以下「D

M」という)の発送業務やメールマガジンの配信業務について、下記図表3-5-19のとおりの随意契約を締結していた。

図表3-5-19 平成27年度発送・配信業務随意契約一覧

| (単位:千円) | | | | | |
|---------|-----|---------|--------|-------------------|--|
| 番号 | 委託先 | 委託業務内容 | 委託金額 | 随意契約とした理由 | |
| ① | A社 | DM代行 | 3,508 | 委託業者保有データベース活用のため | |
| ② | B社 | DM代行 | 4,031 | 委託業者保有データベース活用のため | |
| ③ | C社 | DM代行 | 1,069 | 委託業者保有データベース活用のため | |
| ④ | D社 | DM代行 | 2,535 | 委託業者保有データベース活用のため | |
| ⑤ | B社 | メールマガジン | 2,527 | 委託業者保有データベース活用のため | |
| 合計 | | | 13,670 | | |

イ 上記図表3-5-19の契約は、いずれも「委託業者保有データベース活用」のために随意契約となっているようであり、③を除く4件はいずれも予定価格が250万円を超える契約となっている。

ウ KIPからの聴き取りによれば、各委託業者は製造業系の情報誌等の発行、イベント、展示会の開催等を通じて独自の顧客データベースを保有しており、それらの顧客層が、KIPが開催する見本市等が想定する来場者層と合致していることから、集客促進のために委託業者保有のデータベースを活用すべく、各委託業者との間で随意契約にせざるを得ないことがある。

エ 大規模な展示会などにおいて、より多くの集客を狙って外部のデータを活用すること自体は一般的なことのようであるが、KIPにおいてはこれまで長年、工業技術見本市等を数多く開催し、多くの参加者の情報を蓄積しているはずであるから、必ずしも委託業者が保有するデータベースに頼る必要はないようにも思われる。実際に、平成27年度においても、KIPは独自の顧客データベースに登録された企業に対しても、別途DMを発送しており、かかる発送業務については入札方式により外注しているものである。

ク そこで、A社、B社、C社、D社によるDM発送先企業(実際には個人宛も含まれるが、便宜上「企業」とする。以下同じ。)と、KIP独自のデータベースに基づくDM発送先企業とに、重複する企業がないかを確認したところ、「DM発送の委託業務については、当該委託業者が保有しているデータを利用することを前提としており、保有データを譲り受ける旨の契約を締結しておりません。上記の理由により、(委託業者がど

の企業にDMを発送したかの)データについてKIPが提示を受けることはなく、KIPでの(重複の)確認はできません。」との回答がなされた(なお、括弧内の文言は包括外部監査人にて補したものである。)。

また、A社、B社、C社、D社によるDM発送先企業の中で、重複する企業があるかどうかにしても、KIPは同様の理由により把握していないことであった。

但し、KIPからの聴き取りによれば、A社は製造業関連、B社は中 小企業経営者関連、C社は光技術・光産業関連、D社は専門家やエンジニア関連といった具合に、得意とするターゲット層が異なる業者に外注することにより、重複を避けた努力をしているとのことであった。

なお、平成27年度においては、工業技術見本市のDM発送に際し、A社については3万件、B社については3万件(メルマガ配信については34万7470件)、C社については1万件、D社については2万件のデータを利用していたものである。

一方で、KIP自身が保有していたデータベースをもとに発送したのは6万3000件のことであった。

(2) 意見 (委託業者保有データベースの適切な活用)

KIPは、DM発送業務を委託するに際して、委託業者が保有するデータベースを購入する場合におけるコストも検討するなどして、今一度、真に当該委託業者しか保有していないデータベースを活用するケースといえるのか否かを慎重に検討するとともに、できる限り重複発送を回避する方法を検討することが望まれる。

ア 隨意契約による委託では、競争原理が働かず、適正な価格での委託が困難となるおそれがあることから、可能な限り入札の方法により委託をすることは言うまでもない。

この点、各委託業者が独自に保有するデータベースを活用して新規顧客の集客をすること自体の有用性を否定するものでもないし、真に当該委託業者しか保有していないデータベースを活用するのであれば、その契約方法として随意契約を選択することもやむを得ないと考える。

しかし、各委託業者が実際にどこの企業にDMを発送したのかをKIPにおいて確認できぬ現状においては、委託業者間での発送先の重複を回避できないばかりか、各委託業者による発送先企業が真にKIP独自のデータベースに登録されていない企業のか否についても把握で

きず、そもそも各委託業者保有のデータベースを活用することが、「新規顧客の集客」に結びついているかどうかかも確認できない状態にある。

ウ 各委託業者から同じ企業、同じ担当者宛に複数のDMが重複して発送されているようであれば、かかる重複分は無駄といふべきであるし、KIP独自のデータベースに登録された企業・担当者と重複している場合には、そもそも発送業務のみを入札により委託すれば事足りるものである。

エ 例えば、KIPにおいて、各委託業者からDMを発送する予定の企業情報を事前に提供を受けるなどして、できる限りKIP独自のデータベースと重複しない企業への発送業務のみを随意契約により委託することや、各委託業者が当該年度に発送した先の企業情報を隨時KIP独自のデータベースに追加していくことすれば、無駄な重複を回避したり、随意契約による発送先件数を減らしたり、ひいては委託料を下げることが可能なのではないかと考える。

オ なお、包括外部監査人からの上記エの提案を踏まえ、KIPは平成28年度に、各委託業者に対して保有データの開示の可否を確認したところ、「商売上の基本財産である」、「個人情報保護の観点からも開示はできない」と保有データの開示について肯定的な回答がなされたとのことで、上記エで述べたような方法をとることで更なるコストが生じる可能性は否めない。

しかし、上記図表3-5-19の①～⑤の随意契約の合計額は1367万円にも上っており、この中に委託業者間での重複発送や、KIP独自のデータベースとの重複発送がどの程度含まれているかも確認できない現状は、できる限り改善する必要があると考える。

カ そこで、KIPは、DM発送業務を委託するに際して、委託業者が保有するデータベースを購入する場合におけるコストも検討するなどして、今一度、真に当該委託業者しか保有していないデータベースを活用するケースといえるのか否かを慎重に検討するとともに、できる限り重複発送を回避する方法を検討することが望まれる。

7 外部委託について2 (プロポーザル方式について)

(1) 問題の所在

ア KIPにおいては、公益財團法人神奈川産業振興センター機種等選定会議要綱(以下「選定会議要綱」という)に基づき、工事、その他の請負、物件の買入れ、印刷物の発注、又は賃借に係る機種選定及び入札参加者の選定を行なうために、公益財團法人神奈川産業振興センタ

図表3-5-20 平成25年度に選定された企業一覧

| 企業名 | 参加の有無 | 提案金額(税抜) |
|--------|-------|------------|
| A社 | 参加 | 5120万9400円 |
| B社(受注) | 参加 | 5042万4000円 |
| C社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| D社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| E社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| F社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| G社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| H社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |

プロポーザル参加者選定基準

- 1 神奈川県入札資格者名簿Aランクのうち、総合建物管理を第1希望として登録しているもの
- 2 横浜市内に事業所があるもの
- 3 資本金が1億円以上10億円以下のもの

また、平成27年度におけるプロポーザル参加者選定基準及び選定会議により選定された企業は下記図表3-5-21のとおりである。

図表3-5-21 平成27年度に選定された企業一覧

| 企業名 | 参加の有無 | 提案金額(税抜) |
|--------|-------|------------|
| B社(受注) | 参加 | 5210万円 |
| I社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| H社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| J社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |
| K社 | 辞退 | 辞退のため提案なし。 |

- プロポーザル参加者選定基準
- 県の入札資格者名簿に営業種目が「総合建物管理の委託」であるものの268社の中から次の手順で選定
- 1 機種等選定会議要綱第9条第1項第1号・第2号適用で、横浜市中区・西区・南区・磯子区に本店、支店又は営業所を有する業者を選定
 - 2 1の中からランクがAランクの業者を選定
 - 3 2の中から総合建物管理が1番得意としている希望順位1の業者を選定
 - 4 3の中からISO14001を取得している業者を選定

一機種等選定会議（以下「選定会議」という）が設置されている。

そして、建物総合管理業務の委託については、平成25年度、平成27年度のいすゞでも、それぞれプロポーザル方式を用いることが選定会議で決定され、委託業者が選定されているものである。

大まかな流れとしては、選定会議において選定した複数の企業に対し、「神奈川中小企業センタービル総合管理業務委託実施要領」、「神奈川中小企業センタービル総合管理業務委託仕様書」、「意思確認書」、「神奈川中小企業センタービル総合管理業務」を発送し、「意思確認書」の返送により参加意思を確認するとともに、参加意思を示した企業に企画提案をさせた上で、合否の評価をする、というものである。

なお、合否の評価方法は、「管理体制」、「緊急時対応」、「有資格者」、「環境配慮」、「その他」の5項目について75点、提案金額について25点が割り振られており、100点満点のうち70点以上を合格としている。

また、合格した企業のうち、最も点数の高かった企業を優先交渉権者として選定し、併せて次点交渉権者も選定することとしており、優先交渉権者と契約を行わない場合には、次点交渉権者に確認の上契約することとなつている。

平成25年度におけるプロポーザル参加者選定基準及び選定会議により選定された企業は下記図表3-5-20のとおりである。

ウ

エ 上記図表3-5-20、3-5-21を見ると、いずれの年度においても辞退者が目立つ状況にある。さらに言えば、平成27年度においては、5社を選定したものの4社が辞退しており、プロポーザルを行ったのは1社のみであった。

また、平成25年度にプロポーザルに参加したA社は、選定基準が変更されたためか、平成27年度には選定すらない。

この点、現状のプロポーザル方式においては、合否判定基準で70点未満が不合格となるところ、1社のみ参加の場合には見積積金額の部分だけで確実に25点（1位5点の5倍）が計上されてしまつており、合否基準が実質的に機能しない状態にあると言わざるを得ない。

実際に、平成27年度においては、唯一の参加者であるB社が、見積金額以外の項目で取得した点数は57点となつており、仮に参加者が複数いて、かつ、B社の見積金額が4位以下（すなわち金額における加点が10点以下）であったならば、不合格となつた点数しか取得していない。

加えて、プロポーザルに参加する企業に対しては、事前に提案上限額が記載された「神奈川中小企業センタービル総合管理業務委託による企画提案実施要領」が発送されている（提案上限額は平成25年度においては5140万円、平成27年度においては5670万円）ところ、今後のプロポーザルにおいても引き続き参加者が1社のみの状態が固定化されいつたならば、いわゆるかかる1社が提案上限額ぎりぎりに値段設定するようになり、コスト削減に繋がらないおそれもある。

また、提案上限額についても、平成25年度に比べて平成27年度においては、「土日の統括管理責任者レベルの人員体制の補強」を理由に500万円以上増額しているところ、かかる増額の妥当性についても、競争原理を働かせた上で判断することが望ましかったと言える。

なお、平成25年度、平成27年度のいずれについても辞退者が相次いでいる理由については、KIPとしても把握していないことであつた。

【意見 No. 産7】

(2) 意見（プロポーザル方式における参加者の確保）

プロポーザル方式による業者選定をする際には、参加者が1名となる事態を回避するために、そもそも参加者数を増やす、参加者が辞退した場合に改めて参加者を募るだけの時間的な余裕を設けるなどの措置を講じることが望まれる。

プロポーザル方式において、参加者が1名となつてしまつては、競争原理が働かないことに加え、合否基準が骨抜きになつていると言わざるを得ず、選定会議要綱第8条において「入札参加者等の選定業者数は、原則として5者以上指名するものとする。」という規程の趣旨を没却している。

もちろん、選定した企業が辞退すること自体は、KIPとしても対応しようのないことであり、平成27年度におけるプロポーザルで結果的に参加者が1名となつてしまつたことはやむを得ないものと考える。

しかし、今後、このような状況が継続するには、そもそも参加者数を増やす、参加者が辞退した場合に改めて参加者を募るだけの時間的な余裕を設けるなどの措置を講じることが望まれる。

8 外部委託について 3 (財務規程細則の正確な適用)

(1) 問題の所在

ア 財務規程第32条第2項は、「隨意契約の方法により契約を締結しようとするときは、原則として2人以上から見積を徴さなければならぬ。」と規定している。

この点、平成27年度において実施された修繕工事は、いずれも250万円未満のものであり、入札は不要であるところ、そのうち比較的高額となつていた下記図表3-5-22の3件について、いずれも相見積りの取得が省略されたまま随意契約が締結されていた。

図表3-5-22 平成27年度修繕工事(100万円以上)一覧

| 番号 | 委託先 | 委託業務内容 | 委託金額(千円) | 見積を徴さない理由 |
|----|-----|---------------------|----------|--|
| ① | A社 | 密閉膨張タンクダイアフラム他取替工事 | 2,376 | 急施を要し他の者から見積を徴すことのないとき (財務規程細則第33条第1項第1号イ) |
| ② | B社 | 旋回装置及び昇降用駆動装置部品取替工事 | 1,350 | 車両契約等での者から見積を徴すこと必要が認められないとき (財務規程細則第33条第1項第1号カ) |
| ③ | B社 | 駐車場設備出入口扉駆動装置取替工事 | 1,944 | 専属契約等での者から見積を徴すこと必要が認められないとき (財務規程細則第33条第1項第1号カ) |

イ このうち、②及び③の工事については、いずれも「専属契約等で他の者から見積を徴す必要が認められないとき」に該当するとして、相見積りが取扱されていない。

エ ここにいう「専属契約等」の開示を求めたところ、KIPから提供されたのは、B社の関連会社であるB重工ペーティング社と、センタービルの総合管理を行っている会社との二者間で締結されている「駐車場設備保守契約書」であった。

ウ 包括外部監査人にて確認をしたところ、この「駐車場設備保守契約書」はそもそもKIPが当事者ではない、すなわちKIPが義務を負う類の契約ではないことに加え、その契約条項を見ても、取替工事に際してB社に委託しなければならない旨の規定などは存在しなかった。エ それにもかかわらず、KIPが②と③の工事について、相見積りの取得を得を省略している理由についてKIPに確認したところ、センタービルに設置されている立体駐車場が、B社の関連会社であるB重工社製のものであり、取替工事に必要となる部品もB重工社が製作・供給する専用部品であることから、相見積りを徵取していないとのことであった。

【意見№.產8】

(2) 意見 (財務規程細則の正確な適用)

KIPは、今後のセンタービルの駐車場設備の取替工事において、相見積りを省略させる根拠についてより正確に適用するよう努めるところとともに、必要となる部品に代替性がないもののかにつき慎重に検討した上で、相見積り取得の要否を検討されたい。

ア 駐車場設備の取替工事に必要となる部品が、果たしてB重工社製のもの以外で代替することができないのかについて、は、包括外部監査人において裏付けを取ることはできなかつたが、真実、代替品が存在しないのであれば、相見積りを徴収しない根拠としては、「一人又は一會社の專有する物品を購入するとき」(細則第33条(1)ア)又は「見積の提出を依頼しても他に提出者のないとき」(細則第33条(1)ウ)となるものと思慮される。

イ 少なくとも、現状において根拠として挙げられている「専属契約等での者から見積を徴す必要が認められないとき」(細則第33条(1)カ)については、そもそも契約がKIPを当事者とするものでないことを踏まえると、②及び③の工事において相見積りを徴しない根拠となり得ないものと考え

る。

ウ KIPにおいては、競争原理を働かさせて適正な価格での委託を可能にするためにも、相見積りを省略させる根拠についてより正確に適用するよう努めるとともに、今後のセンタービルの駐車場設備の取替工事においては、必要となる部品に代替性がないもののかにつき慎重に検討した上で、相見積り取得の要否を検討されたい。

9 文書の管理について

(1) 問題の所在

ア 「公益財団法人神奈川産業振興センター文書等管理制度規程(以下「文書管理制度」という)」第4項において、「課長は、文書等の整理を促進し、その適正な保管及び保存をするため、ファイル基準表(第1号様式)を作成し、最新の状態に保たなければならぬ。」と規定されている。また、文書管理制度第9条第2項は、「課長は、文書等について、別表の保存期間の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の文書等の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない。」と規定している。

イ この別表には例えば、「職員の給与及び旅費に関するもの」、「財産の処分に関するもので重要なもの及び財産の管理に関するもの」、「収支予算書、会計帳簿、計算書類及び証拠書類に関するもので重要なもの」などが列記されており、これらの文書については当然にファイル基準表により整理されなければならないこととなっている。

ア この点、平成27年度にKIPに備置されていたファイル基準表の提供表を求めたところ、KIPから包括外部監査人に提供されたファイル基準表は以下のとおりであった。

| ファイル基準表 平成26年度 | | ファイル基準表 平成27年度 | |
|---|---|---|---|
| (A4サイズ) | | (A4サイズ) | |
| 文書等の保管及び保存のための、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。 | (2) 意見 (最新のファイル基準表の備置) 文書等の適正な保管及び保存をするために、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。 | 文書等の保管及び保存のための、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。 | (2) 意見 (最新のファイル基準表の備置) 文書等の適正な保管及び保存をするために、常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。 |
| ア 上記のとおり、平成27年度にKIPに備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、KIPから包括外部監査人に提供されたファイル基準表はA4サイズで2枚程度のものであった。 | ア 上記のとおり、平成27年度にKIPに備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、KIPから包括外部監査人に提供されたファイル基準表はA4サイズで2枚程度のものであった。 | ア 上記のとおり、平成27年度にKIPに備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、KIPから包括外部監査人に提供されたファイル基準表はA4サイズで2枚程度のものであった。 | ア 上記のとおり、平成27年度にKIPに備置されていたファイル基準表の提供を求めたところ、KIPから包括外部監査人に提供されたファイル基準表はA4サイズで2枚程度のものであった。 |

に支障をきたすおそれがあることは言うまでもない。

カ なお、追加ヒアリングの結果、実際にKIPにはより詳細なファイル基準表が存在したもの、平成27年度においては更新されていなかつたとのことであり、平成28年度において、KIPでは文書管理規程に沿ったファイル基準表の更新に取り掛かっていることである。

今後も文書管理規程に従い、ファイル基準表が常に最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい。

10 発注開拓専門員の旅費について

- (1) 問題の所在
ア KIPは、平成27年度において取引推進事業として、中小企業・小規模事業者への企業訪問などをを行い、販路拡大や取引推進につながる個別あっせんを推進するとともに、受発注システムのデータベースへの登録勧奨を行った。

具体的には、中小企業・小規模事業者の安定的な受注量の確保及び取引の拡大を図るため、職員と発注開拓専門員が、大手・中堅メーカーの発注部門や研究開発部門を訪問し、発注案件の獲得、商談会への参加要請、外注方針等の情報収集、未登録企業への登録勧奨等(以下「発注開拓企業訪問」という)を下記図表3-5-23のとおり実施している。

図表3-5-23 平成27年度発注開拓企業訪問結果

| 担当者 | 訪問企業数 | 登録企業数 | 発注案件数 | あっせん紹介数 | 商談会招致企業 |
|---------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 職員 | 422 | — | 60 | — | — |
| 発注開拓専門員 | 614 | 79 | 213 | 228 | 24 |
| 合計 | 1,036 | 79 | 273 | 228 | 24 |

イ このように、発注開拓企業訪問は、KIPの職員のみならず、KIPが委嘱した発注開拓専門員が、大手メーカー等を訪問し、新たな発注案件の転り起こし等を行うことで、下請中小企業者の安定的な受注量を確保することを目的とする事業であり、平成27年度には合計273件もの発注案件に結びついている。

ウ そして、発注開拓専門員が、大手メーカー等を訪問した場合には、KIPは発注開拓専門員から報告書の提出を受け、訪問結果を確認した後、発注開拓専門員に謝金及び旅費を支払うこととなっている(発注開拓専門員による発注開拓企業訪問実施要綱第9条)。

この謝金及び旅費については、発注開拓専門員による発注開拓企業訪問実施要領に定められており、謝金については1日あたり1万5429円、旅費については、別表「発注開拓専門員旅費計算表」に基づき支給されることとなつているところ、かかる別表を抜粋したのが下記図表3-5-24である。

図表3-5-24 発注開拓専門員旅費計算表

| 1. 訪問先別旅費一覧 | |
|--------------------------|---------|
| 訪問先 | 日額 |
| 神奈川県全域 | 1,700円 |
| 東京都全域 | 1,800円 |
| 埼玉県全域 | 3,400円 |
| 千葉県A地域 | 2,000円 |
| 千葉県B地域 | 2,700円 |
| 千葉県C地域 | 4,700円 |
| 静岡県(新幹線不利用地域) | 4,000円 |
| 静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車→新富士駅下車) | 12,000円 |
| 静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車→静岡駅下車) | 12,800円 |
| 静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車→掛川駅下車) | 16,700円 |
| 静岡県(新幹線利用、新横浜駅乗車→浜松駅下車) | 17,200円 |
| 静岡県(新幹線利用、小田原駅乗車→掛川駅下車) | 12,800円 |
| 静岡県(新幹線利用、小田原駅乗車→浜松駅下車) | 13,900円 |

2. 特記事項

- 1) 自宅～最寄駅をバス利用の専門員は、上記金額にバス代の実費を加算する。
 - 2) 2つの地域に訪問した場合は足して2で割る。
例) 神奈川と東京の企業訪問の場合は $(1,700 + 1,800) \div 2 = 1,750$ 円
 - 3) KIPでの内勤の場合は、自宅～KIPまでの実費を支給する。
- ・千葉県A地域 市川市、浦安市、船橋市
 - ・千葉県B地域 野田市、流山市、柏市、習志野市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、千葉市、白井市、安孫子市、四街道市、沼南町
 - ・千葉県C地域 A、B以外の地域

エ 上記図表3-5-24のとおり、発注開拓専門員の旅費について、実際に要した交通費にかかわらず、「発注開拓専門員旅費計算表」に記載される日額が支給されることとなつている。
なお、「発注開拓専門員旅費計算表」において、船橋市が千葉県A地域と千葉県B地域のいずれについても記載があり、どちらに該当するのか、が判然しない状態にあるところ、KIPからの聽き取りによれば船橋市は千葉県A地域に該当するものであり、千葉県B地域の記載は誤記であるとのことであった。

【意見No.産10】

(2) 意見(発注開拓専門員の旅費の適切な精算)

- 発注開拓専門員が遠方の企業へ訪問したり、同一日に複数の企業へ訪問することを促すためにも、交通費の実費精算をするよう検討されたい。
- ア 県内の下請中小企業者の安定的な受注を掘り起こすためには、県内にとどまらず県外等遠方の大手メーカー等への訪問が有意義であることは言うまでもなく、かつ、発注開拓専門員が同一日に複数企業の訪問をして訪問企業数全体を伸ばせば、より発注案件に繋がる可能性が高まるものである。
- イ しかし、現状の旅費規程においては、発注開拓専門員が実際に支出した交通費にかかわらず日額で定められた旅費のみが支給されることとなり、訪問先が遠方になればなるほど、実際の交通費が日額の旅費を上回る可能性が高い。
- ウ そして、実際の交通費が日額の旅費を上回った場合における差額については発注開拓専門員の自己負担となつてしまっている。
- オ また、現状の旅費規程では、仮に発注開拓専門員が、同一日に新幹線を利用して新富士駅周辺の企業に訪問に行くとともに、県内の企業にも訪問を行つた場合における旅費日額は $(1\text{万}2000\text{円} + 1700\text{円}) \div 2 = 6850$ 円となつてしまい、新富士駅周辺の企業のみ訪問に行つた場合(1万2000円)よりも5150円も旅費が低額になつてしまうという不具合が懸念される。
- エ 以上のとおり、現状の旅費規程は、卷注開拓専門員が、遠方の企業へ訪問に行くことや、同一日に複数の企業へ訪問に行くことへの足枷となつているものであり、改善が必要と言わざるを得ない。
- オ なお、なぜ現状のような日額固定の旅費規程となつているかにつき聽き取りを行つたところ、かつては発注開拓専門員の人数が多く、交通費

の実費精算となると精算作業にもかなりの手間を要することから、画一的に日額で支給することになった、とのことであった。

この点、平成27年度においては、発注開拓専門員も3名と少數になつているのであるから、より効率的に発注開拓専門員が企業訪問に赴くことができるように、今後は、交通費の実費精算をするよう検討されたい。

11 貸室の賃料について

(1) 問題の所在

ア KIPは、神奈川中小企業センタービル（以下「センタービル」という）の貸室の賃貸業務を行つてゐるところ、「公益財団法人神奈川産業振興センタービル管理規程」（以下「ビル管理規程」という）第3条及び同別表1において、センタービルの貸室における1坪当たりの賃料が下記図表3－5－25のとおり定められているものである。

図表3－5－25 ビル管理規程所定のセンタービルの賃料

| 階別 | 賃料（1ヶ月1坪当たり） | 保証金（1坪当たり） |
|--------|--------------|--------------|
| 地階 | 15,000円 | 賃料月額の15ヶ月相当額 |
| 1階 | 20,000円 | |
| 2階～12階 | 14,000円 | |

※ ただし、賃料及び保証金については、入館時の経済情勢その他総合的に勘案して理事長が決定する。

また、KIPでは、国や県から受託した事業に関して、センタービルの貸室を利用する際に、賃貸人としてのKIPと賃借人としてのKIPとの間で賃貸借契約を締結しているところ、平成27年度においては、下記図表3－5－26のとおりの契約が締結されていた。

図表3－5－26 平成27年度受託事業にかかる貸室利用一覧

| 階別 | 契約坪単価 | 減額率 | 事業内容 |
|-----|---------|-------|---------------------|
| 7階 | 14,000円 | 0% | プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 |
| 11階 | 14,000円 | 0% | 創業促進補助金事業 |
| 11階 | 8,400円 | 40% | 神奈川県中小企業再生支援協議会事業 |
| 12階 | 7,700円 | 45% | 神奈川県中小企業再生支援協議会事業 |
| 12階 | 7,335円 | 47.6% | 神奈川県中小企業再生支援協議会事業 |

「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」は県からの受託事業で

あり、「創業促進補助金事業」及び「神奈川県中小企業再生支援協議会事業」は国からの受託事業であり、いずれも賃室業務を行う賃貸人としてのKIPと、受託者である賃借人としてのKIPとの間で賃貸借契約が締結されているにもかかわらず、上記図表3－5－26のとおり、坪単価を大幅に減額しているケースもあれば、一切減額していないケースもある。

これらの受託事業に関する賃料は、当然、当該事業の委託料の算定の基礎となるものである。

上記5件のケース以外においても、ビル管理規程所定の坪単価から減額した内容で締結されている契約が存在している。なお、もちろん、ビル管理規程において「賃料及び保証金については、入館時の経済情勢その他の総合的に勘案して理事長が決定する。」と規定されているとおり、稼働率の状況や、周辺の坪単価などを考慮し減額すること自体に問題があるわけではないことを念のため付言する。

【意見№.產11】

(2) 意見（県委託事業におけるセンタービル賃室賃料の減額）

県は、KIPへの委託事業においてセンタービルの利用が想定される場合には、委託料を算出するに当たって、賃料の減額ひいては委託料の減額の余地がないかを検討されたい。

ア 国からの受託事業においてセンタービルの貸室を利用する際ににおける賃料の多くが大幅に減額されている一方で、県からの受託事業においてセンタービルの貸室を利用する際に当たって、賃料の減額ひいては委託料の減額の余地がないかを検討されたい。

イ また、県の出資団体や県から補助金を受けている団体がセンタービルの貸室に入居する際に賃料が減額されているケースも見受けられ、県からの受託事業においても賃料を減額する余地はあるものと考える。

ウ この点、県の説明によれば、平成27年度に県がKIPに委託した「プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」について、神奈川県財務規則に則つて事前公募の方法を行つたことから、契約の締結を希望する他の事業者に対して不利な条件をかけることとならないように、予定価格の積算において賃室賃料を減額しなかつた、とのことであったが、先にも述べたとおり、ビル管理規程所定の坪単価から減額した内容で締結されている契約が存在していることを踏まえると、県としては、この点

工 も十分に検討する必要があつたものと考える。
受託事業にかかる委託料も県の貴重な財源から支出されるものである
から、県は、KIPへの委託事業においてセンタービルの利用が想定さ
れる場合には、委託料を算出するに当たって、賃料の減額ひいでは委託
料の減額の余地がないかを検討されたい。

第6章 財政的援助団体等全般について

第1 財政的援助に関するデータ収集とその公表

概要

- (1) 県では、行政運営の透明化を図り、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めるため、平成25年度から「会計の見える化」をはじめとする「見える化」を取り組んでおり、現在、「会計」「県公共施設」「県民利用施設」の三つに関する各種データを収集し、これを「見える化」として県のホームページなどを通じて県民に公表している。
なお、「会計の見える化」では、各所属の人事費を含む支出や収入の状況、職員の配置状況、業務の実施状況などを記載した「業務運営進行表」を四半期ごとに公表している。

他方、財政的援助等に関しては、特に補助金については、県単独補助金に限つてではあるものの、単年度における補助金ごとの補助金名称、補助金交付先、当初予算額及び補助率について、平成28年度より公表を開始しているものの、個々の補助金の交付実績額や県全体の補助金交付実績額及びその近年の推移などといったデータは公表していない。また、補助金以外のその他の財政的援助に関する特段データを公表していないようである。

- (2) この点、平成27年5月県監査委員特定事務監査結果報告書「補助金の交付に係る事務手続について」によると、財政的援助団体等に対する平成25年度の補助金の交付実績額は、約1272億円(監査事務局が予備調査で把握した484補助事業の交付実績額を集計したもの)のことである。

この財政的援助団体等に対する補助金交付実績額は、平成25年度における県議出額の約1兆8504億円の約7%であり、県の厳しい財政状況の中で、その金額や県議出額に占める割合は、決して軽視できないものであると言え、また、県民にとつても高い関心のあるところである。

2 監査の結果

- (1) 問題の所在
ア 「財政的援助団体等に関する財務事務の執行について」を監査テーマとした今回の包括外部監査において、包括外部監査人は、財政的援助団体等に対する財政的援助等の現況を把握すべく、県に対し、平成25年度～平成27年度の補助事業数、補助金交付実績額及び補助金交付団体数に

つき、文書にて照会したところ、補助事業数については回答があつたものの、補助金交付実績額、補助金交付団体数は不明との回答であつた。

また、同様に、平成25年度～平成27年度の負担金負担事業数、負担金負担実績額及び負担金負担団体数についても、文書にて照会したところ、負担金負担事業数については回答があつたものの、負担金負担実績額、負担金負担団体数は不明との回答であつた。

さらに、平成25年度～平成27年度の債務保証事業数、債務保証実績額、債務保証団体数、求償権行使／放棄事業数、求償権行使／放棄実績額、額、求償権行使／放棄団体数、及び、貸付事業数、貸付実績額及び貸付団体数についても、文書にて照会をしたところ、債務保証事業数と負担金負担事業数については回答があつたものの、その余のデータは不明との回答であつた。

県の説明によれば、県全体における、補助金、負担金、債務保証及び貸付等の財政的援助に関する実績額、団体数等のデータを全庁的に収集して経年的にこれらのデータを把握することはしていないとのことである。

(2) 意見（県単独補助金の交付額等の経年的なデータ収集と公表）

県は、少なくとも、県単独補助金について、補助金ごとの当初予算額や補助率の推移等のデータを、平成28年以降も経年的に収集して把握し、これを補助金等の見直しに関する県の取組の一つの効果測定の材料とし、また、これを県民に公表して補助金の透明性を確保することが望まれる。

なお、可能であれば、公表するデータについては当初予算額ではなく補助金交付実績額とすることが望ましい。

ータの経年的な把握は今後も必要である。
県単独補助金をはじめとした財政的援助の見直しは、随時、不斷の行政改革の中で、継続的に遂行されなければならず、県は、その見直しの取組の結果をデータとして経年に収集・把握していくことが望まれる。

また、県の厳しい財政状況の中で、財政的援助の交付額とその内訳、近年の推移等は、県民の高い関心のあるところであるから、少なくとも県単独補助金に関するこれらのデータを「県単独補助金の見える化」として、毎年度、県民に公表していくことは、県が実施している「見える化」の趣旨にも適うものである。なお、包括外部監査人は、すべての財政的援助に関してこれらのデータを集積・公表することを求めるものではなく、また、現状集積していない過去の交付額の調査を求めるものでもなく、平成28年度より公表を開始している「県単独補助金」に関してのこれらのデータの経年的な集積・公表を求めるものに過ぎず、これを県が実施することで現状以上に県が過度の負担を強いられるものでもない。

イ ウ そこで、県は、少なくとも、県単独補助金について、補助金ごとの当初予算額・補助率の近年の推移等のデータを、平成28年度以降も経年的に収集して把握し、これを補助金等の見直しに関する県の取組の一つの効果測定の材料とし、また、これを県民に公表して県単独補助金の透明性を確保することが望まれる。

エ ワ なお、最終的に確定した補助金交付額の把握と公表という意味では、可能であれば、公表するデータについては当初予算額ではなく補助金交付実績額とすることが望ましい。

第2 財政的援助団体等における資産の管理

1

今回の包括外部監査では、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中から、四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点を中心尽可能限り網羅的に監査を実施しているが、監査の視点の一つである「財政的援助団体等における資産・施設等の管理の適正性等」に関連して、その四つの団体のうち、次の三つの団体につき、下記図表3-6-1のとおりの問題点が確認され、また、それに対して包括外部監査人は同図表のとおりの意見を述べている。

図表3-6-1 監査対象3団体における資産管理に関する問題点等

| 本報告書 第3編 第2章 | 団体名 株式会社湘南国際村 協会 (県40%出資団体) | 資産管理に関する問題点 協会所有の備品について、コンピューター上のデータベースとしての備品台帳はあるものの、紙ベースのものではなく、現品照合の結果はどこにも記録されていなかった。 | 意見 協会の所有する備品の適切な管理のため、定期的な現品照合の結果を記録しておくことが望ましい(意見No.湘11)。 |
|--------------------|--------------------------------------|--|---|
| 第3編 第4章 | 神奈川県道路公社 (県100%出資団体) | 車両以外の料金入金機などリースにより使用している資産についても、公社が維持管理すべき資産であるから、管理規程を策定のうえ管理台帳を作成し、他の資産と同様に台帳と実物の定期的な照合を行いうことが望ましい(意見 No.道14)。 | 固定資産につき、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみではなく、帳簿に計上されている資産の実在性を確認するためにも、最低限年に一度は帳簿と現物の照合を行うことが望ましい。また、その旨規定に織り込むことも検討されたい(意見 No.道18)。 |
| | | 固定資産につき、購入廃棄など資産に動きがあった時点のみで帳簿と現物の照合を行つており、定期的な現物照合は実施していない。 | 少額の備品については台帳等による管理は行なわれておらず、また、年1回の現物照合が行われていない。 |
| 第3編 第5章 | 公益財団法人神奈川産業振興センター (県100%出資団体) | 備品につき、年1回の現物照合が行われていない。 | 備品についても年に一回の現物照合などをマニュアル化するなどして、県の備品管理と同水準での管理をするよう検討されたい(意見 No.道5)。 |

【意見No.総2】

(2) 意見(県100%出資団体における適正な資産管理の促進)

県としては、県100%出資団体について、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

ア 財政的援助団体等に関する同団体自身の資産の管理については、例えば「補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号)」等

同水準での資産管理ルールを準用させることができが望ましく、県としては、今回監査対象とした二つの県 100%出資団体のほか、これ以外の二つの県 100%出資団体についても、同様の視点から、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

【意見№.総3】

(3) 意見 (その他の財政的援助団体等における適正な資産管理の促進)

県としては、県 100%出資団体以外の出資団体や補助金交付事業においても、可能な限り、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

また、財政的援助等により取得した財産は、財政的援助等が物に形を変えたものであり、同団体等の所有に属するものであるとはいっても、多分に公益的性格を持つものであるといえるから、当該財政的援助団体等に対する財政的援助等の適正性を確保・担保するためにも、その他の財政的援助団体等における財政的援助に係る資産管理についても、可能な限り、県における資産管理と同水準での資産管理ルールを準用させることが望ましく、県としては、今回監査対象とした団体以外の財政的援助団体等においても、同様の視点から、可能な限り、資産管理に関する現況を確認の上、問題点があれば、県の基準を参考に示すなど、適切な資産管理を行うよう促すことが望ましい。

第3 財政的援助団体等における文書の管理

1 概要

(1) ファイル基準表における「ファイル基準」とは、文書等を整理するために定めた分類の基準であり、ファイル基準表では、個別のフォルダごとに文書の保存期間等を定めている。そのため、文書が保管される個別フォルダーの名称を確認することにより、当該文書の保存期間や保存方法等を確認することができる。

ファイル基準表は、文書の発生、保管・保存、保存期間満了後の廃棄等という文書のライフサイクルを確認するための重要なツールであり、また、職員が各種文書の情報を活用し、より良いサービスを提供していくためにも、業務の効率化を図るためにも、重要なものである。

(2) 今回の包括外部監査では、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等 67 団体の中から四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点を中心に可能な限り網羅的に監査を実施しているが、文書の管理に関する問題点が確認され、また、それにに対して包括外部監査人は同图表のとおりの意見を述べている。

図表3-6-2 監査対象3団体における文書管理に関する問題点等

| 本報告書 第3編 第3章 | 団体名 社会福祉法人神奈川県 (補助金等交付団体) | 文書管理の現況 文書等管理制度で義務付けられているファイル基準表がそもそも備え置かれていらない。 | 意見 ファイル基準表を作成し、最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい(意見№.社11)。 |
|--------------------|--------------------------------------|---|---|
| 第3編 第4章 | 神奈川県道路公社 (県100%出資団体) | ファイル基準表は備え置かれているが記載に不正確な点が見られる。 | 常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい(意見№.道17)。 |
| 第3編 第5章 | 公益財團法人神奈川 産業振興センター (県100%出資団体) | ファイル基準表は備え置かれているが記載内容が不十分である。 | 常にファイル基準表が最新の状態に保たれるよう措置を講じられたい(意見№.産9)。 |

2 監査の結果

(1) 問題の所在
ア 財務事務の執行に関する各種文書をファイル基準表に基づき適正に保管及び保存することは、担当者交替の際の効率的な引継ぎ、各種文書の有無の確認、各種文書の所在場所の確認、文書の散逸の防止などのためにも重要であり、効率的な財務事務の執行にもつながる。

また、ファイル基準表は、各種文書の有無等を把握するための一助となるものであり、第三者によるモニタリングや監査においても、各種文書の有無や保管期間・保管方法等を把握する手掛かりとなるものであり、ファイル基準表の記載内容は、現状に即した正確なものであることが望まれる。

そのため、財政的援助団体等では、一般的に、文書等管理制度が設けられており、文書の適正な保管及び保存のためにファイル基準表を作成し、最新の状態に保たなければならない、とされている。

上記図表3-6-2のとおり、今回の包括外部監査において監査対象とした四つの財政的援助団体等のうち3団体において、ファイル基準表の不備や、その内容の不正確性が確認されている。

【意見No.総4】

(2) 意見（ファイル基準表の作成とその不備等の改善）

財政的援助団体等における文書管理は、第一次的には当該団体の問題であるとしても、県は少なくとも、県出資団体や補助金交付団体に対し、ファイル基準表の作成の有無や、その内容の正確性を適宜確認し、不備等がある場合にはその改善を促すことが望まれる。

ア ファイル基準表は、当該財政的援助団体等が各種の財務事務の執行に関する限り何なる文書を作成しこれを保管しているかを知ることのできる手掛かりとなるものであり、その記載内容の正確性を確保することは、第三者によるモニタリングや監査の充実化・効率化にもつながり、また、当該団体自体の業務の効率化にもつながる。

イ 財政的援助団体等における文書管理は、第一次的には当該団体の問題であるとしても、県は少なくとも、県出資団体や補助金交付団体に対して、当該団体におけるファイル基準表の作成の有無や、その内容の正確性等を適宜確認し、不備等がある場合にはその作成を促し、また、内容に不正確・不十分な点が見受けられる場合にはその改善を促すなど、ファイル基準表が最新の状態に保たれるよう促すことが望まれる。

第4 財政的援助団体等における委託・請負契約

1 概要

(1) 今回の包括外部監査では、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中から四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点の一つである「財政的援助団体等における契約の適正性等」に関連して、その四つの団体すべてにつき、下記図表3-6-3のとおりの委託・請負契約に関する問題点が確認され、また、それに対して包括外部監査人は同図表の通りの意見を述べている。

図表3-6-3 監査対象4団体の委託・請負契約に関する意見概要

| 本報告書 第3編 第2章 | 団体名 株式会社湘南 国際村協会 (県40%出資団 体) | 委託・請負契約に関する意見概要 大規模修繕工事の発注においては、適切な着注価格を実現するため、複数の契約候補者を募り、競争的な手続きを経ることが非常に重要である。引き続き、プロポーザルの参加者数を増加させ、価格競争を促す方法を検討したい。 | 意見No. (意見No.湘2) |
|--------------------|---|--|--------------------|
| 第3編 第3章 | 社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会 (補助金等交付団 体) | 清掃業務委託及び冷暖房設備等保守管理委託 については、いずれもビル衛生管理法に基づく清掃関連業務であり、指名業者は共通し、どの業者も総合ビル管理会社として各業務に係る作業は可能であることなどから、事務手続の簡便化及び委託金額の底下的観点から、1つの入札で実施することが望ましい。 | (意見No.社8) |
| | | 昇降機保守管理委託、自動ドア保守管理委託、冷水発生器保守整備委託及び機械整備委託について、「設置業者であり、他の業者では部品を取り寄せることと費用がかかる」といった定型的な理由のみでは、単独随意契約の理由としては必ずしも合理性があるとはいえない。委託業者の選定に当たっては、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないなどを検証し、原則どおり相見積りを実施するなど、十分な透明性、公平性及び競争性の確保が図られるよう努めることが望ましい。 | (意見No.社9) |
| | | 事務委託料の適正性を確保すべく、県と県仕事協は、介護支援専門員託付業務委託の委託料の単価について、毎年度、契約の際に協議し、積算帳拠を再検証することが望まる。 | (意見No.社16) |

| 本報告書 | 団体名 | 委託・請負契約に関する意見概要 | 意見No. |
|--|--------------------------|---|-------------|
| 第3編 第4章 | 神奈川県道路公社 (県 100%出資団体) | 公社が管理している19か所の駐車場のうち12か所の駐車場の管理業務委託先は、競争入札が実施されているものの、多くの入札において1者しか、参加しておらず、委託先が1者に固定されている状況である。契約期間の長期化、各契約の対象駐車場数の減少(分担)、参加資格要件の緩和等、入札者数を増やし、競争入札による競争性が確保されるような措置を検討されたい。特に、入札日から起算して30日前までの公告がなされていないなかつた競争入札手続があるため、入札日までの期間の確保等、競争入札における手続を適切に実施されたい。 | (意見 No. 道2) |
| | | 競争入札で業者を選定すべきところを安易に随意契約によるべきではない。仮に、随意契約によるとしても、少なくとも、休憩施設の有効利用等について他の業者等とも協議ないしは見積合せを実施するのが望ましい。また、公平性・透明性を確保するという観点から、駐車場と休憩施設に関する管理委託を一括して委託した場合と、分割して委託した場合についての見積合せをすることも検討されたい。 | (意見 No. 道3) |
| | | 各保守点検業務につき、各設備の製作業者であるからという理由で安易に単独随意契約とすることなく、各保守点検業務を履行する能力を有している者が他に存在しないなど随意契約とする理由を厳密に検証し、適時・適正に見直しをして、競争入札ないし見積合せの活用も検討されたい。 | (意見 No. 道4) |
| | | 請負契約について、複数の仕様が考えられる場合、より予算の効率的利用を図るために、競争入札を実施するにあたっては、複数の業者から仕様ごとの見積りを取得するなどしたうえで仕様を定めた後、移植ないし新規開発の手法を限定しない仕様にて競争入札を実施するなど、複数の業者に入札等への参加の機会を与えるのが望ましい。 | (意見 No. 道5) |
| | | 競争入札の参加資格者を、見積公募に応募し見積 | (意見 No. 道6) |
| (2) なお、財政的援助団体等に関する委託・請負契約に関する問題点について | | | |
| いっては、包括外部監査人が昨年度(平成27年度)に監査対象とした指定管理者事業者である「公益財团法人神奈川芸術文化財團」(なお、当該財團は県100%出資団体の財政的援助団体等である。)においても、複数の意見を述べているところである(平成27年度神奈川県包括外部監査報告書第3編第2部第2章、第3章)。 | | | |
| 2 監査の結果 | | | |
| (1) 問題の所在 | | | |
| ア 上記図表3-6-3のとおり、包括外部監査人は、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」記載の財政的援助団体等67団体の中から監査対象とした4団体のいずれの団体においても、財政的援助団体等における委託・請負契約に関する意見を述べている。 | | | |

その意見の中でも、特に複数の監査対象団体にまたがり共通しているものは、概要、①入札、プロポーザルによる業者選定の際には複数の参加者を確保すべきで参加者1者となる事態は避けるべきことと、②随意契約とされているものとの適正性を確認・検討すべきというものである。

委託・請負契約における入札、プロポーザルによる業者選定の際に、参加者が1者のみになってしまっているものについては、十分な競争性が確保されることは言い難く、経費削減のためより経済的な委託・請負契約を実現するという観点から好ましくないことは言うまでもない。

より経済的な委託・請負契約を実現するため、入札、プロポーザルによる業者選定の際には、入札日まで十分な期間を確保するほか、参加資格条件等の緩和・変更などといった対応により、複数の参加者を募り、競争的な手続きを経ることが望まれる。

また、特に、継続的に随意契約とされている委託・請負契約のうち、見積合せ等による価格の見直し等を定期的に実施することなく随意契約を継続しているものについても、経費削減のためより経済的な委託・請負契約を実現するという観点から好ましくない。

より経済的な委託・請負契約を実現するため、継続的に随意契約としている委託・請負契約にについては、契約の都度、定期的に、見積合せ等により価格の見直し等を検討することが望まれる。

この点、今回の包括外部監査で監査対象とした団体は、県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中の4団体のみであり、他の財政的援助団体等における委託・請負契約の現況は不明であるが、監査対象とした4団体にまたがって共通した問題点が今回確認されていることからすると、かかる問題点を今回監査対象となかった他の財政的援助団体等に対して県が積極的に周知することは十分意義があるものと思われる。

ているとはいって、経費削減のためより経済的な委託・請負契約の実現を図ることは、当該財政的援助団体等に対する財政的援助等の交付額等の適正性を担保するためにも重要である。

特に、財政的援助団体等における当該委託・請負契約が補助金等の財政的援助等に基づくような場合には、その委託・請負契約は多分に公益的性格を持つてゐるものであるといえるから、価格の適正性が可能な限り担保されていることが望まれる。

また、財政的援助団体等におけるより経済的な委託・請負契約の促進は、ひいては県による財政的援助等の縮減にもつながる。

財政的援助団体等におけるより経済的な委託・請負契約の促進は、財政的援助等の削減に通ずるものであるから、県においては、特に、①入札、プロポーザルによる業者選定の際には複数の参加者を確保すべきであり、参加者1者となる事態は避けるべきこと、②随意契約とされるものについては可能な限りその価格の適正性を確認・検討すべきことを、今一度、財政的援助団体等に対して積極的に促すことが望まれる。

第5 財政的援助団体等における人事・労務

概要

(1) 県作成の「平成27年財政的援助団体等監査対象・実施団体一覧」の財政的援助団体等67団体の中から四つの団体をサンプル的に任意選択し、包括外部監査人が掲げた監査の視点を中心尽可能な限り網羅的に監査を実施しているが、監査の視点の一つである「財政的援助団体等における人事・労務・人件費の適正性等」に関連して、その4団体のうち2団体につき、下記図表3-6-4のとおりの時間外労働に関する問題点が確認されている。

図表3-6-4 監査対象団体における時間外労働に関する問題点

| 本報告書 | 団体名 | 問題点 |
|--------|-----------------------------|--|
| 第3編第4章 | 神奈川県道路公社(県100%出資団体) | 時間外労働時間が年間360時間を超え、また1か月で100時間を超える職員がいる。 |
| 第3編第3章 | 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(補助金等交付団体) | 時間外労働時間が年間360時間を超える職員がいる。 |

(2) なお、包括外部監査人が昨年度(平成27年度)に監査対象とした指定管理事業者である「公益財团法人神奈川芸術文化財団」(なお、当該財団

【意見№.総5】

(2) 意見 (財政的援助団体等における委託契約等に関する問題点の周知)

財政的援助団体等における委託・請負契約に関して包括外部監査人が今回把握した問題点等について、県は、今回監査対象にしなかつた他の財政的援助団体等に対して特に積極的に情報提供するなど周知することが望まれる。

財政的援助団体等における委託・請負契約の際の業者選定の方法等については、一次的には当該財政的援助団体等の自主的な判断に委ねられ

は県100%出資団体の財政的援助団体等である。)では、明らかに労使協定違反になるような恒常的な時間外労働が行われており、労働災害が発生するリスクを抱えた状態にあることが確認されている(平成27年度神奈川県包括外部監査報告書122頁～124頁)。

2 監査の結果

(1) 問題の所在

経費削減のため職員数を削減した若しくは増員を控えた結果、職員の長時間の時間外労働が定常化することとなれば、別途残業代の支出が増加するのみならず、仮に人員削減等により人件費が低く抑えられたとしても光熱費などの負担が増加することとなる。

また、過剰な時間外労働は、職員の意欲低下や能率低下を招き、さらには、慢性的に過剰な時間外労働は、職員の心身の故障を招き、貴重な人材を失う結果も招きかねない。

仮に過剰な時間外労働を原因とする労働災害が発生したとなれば、職員やその遺族などからの慰謝料等の損害賠償請求がなされたりする可能性もある。

上述のとおり、今回の監査対象とした4団体のうち2団体において、職員の時間外労働について問題点が把握されており、また、包括外部監査人が昨年度(平成27年度)に監査した財政的援助団体等である公益財団法人神奈川芸術文化財團においても同種の問題点が把握されている。

【意見№.総6】

(2) 意見(財政的援助団体等における過剰な時間外労働の改善)

財政的援助団体等における労務管理等は、第一次的には当該団体等の問題であるとしても、県は、少なくとも県出資団体や、補助金交付事業、県委託事業において、労働災害が発生するリスクのある過剰な時間外労働が恒常的に行われていないか、関係各所属においてその現況を確認し、問題点があればその改善を促すことが望まれる。

財政的援助団体等における職員の労務管理等は、第一次には当該財政的援助団体等の自主的な判断に委ねられているものと思慮されるが、財政的援助団体等のうち、特に、県出資団体において不適切な時間外労働による労働災害が発生したとなれば県の出資に関わってくるし、また、県が補助金を交付した事業ないし委託した事業において不適切な時間外労働による労働災害が発生したとなれば、その補助事業や委託事業自体に支障が生じるおそれもある。

また、県が出資した団体や、県が補助金を交付した補助事業、県が委託した事業において、過度な時間外労働を原因とした労働災害が発生したとなれば、法律上若しくは事実上の県の信用問題や責任問題にも発展しかねない。

第一次的には財政的援助団体等の問題であるとしても、上述のとおり今回及び昨年度監査対象とした合計五つの財政的援助団体等のうち3団体において時間外労働に関する問題点があつたことを踏まえ、県は、少なくとも、県出資団体や、補助金交付事業、県委託事業に関して、労働災害が発生するリスクのある時間外労働が恒常に行われていないか、関係各所属においてその現況を把握し、問題点を把握した場合には、その改善を促すことが望まれる。

第6 財政的援助団体等における補助金と人員配置・人件費把握

概要

1 (1)

今回の包括外部監査において監査対象とした4団体の中で、複数の補助事業を遂行している(県から複数の補助金を交付されている)団体は、公益財団法人神奈川産業振興センターと社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会の2団体である。

なお、複数の補助事業を遂行している県の財政的援助団体等の数は不明であるものの、例えば、下記図表3-6-5の各団体の補助事業及び県受託事業数は同図表のとおりである。

| 団体名 | 補助事業数 | 県受託事業 |
|-------------------------|-------|-------|
| 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 | 9事業 | 10事業 |
| 公益財団法人神奈川産業振興センター | 8事業 | 4事業 |
| 公益財団法人神奈川科学技術アカデミー | 3事業 | 8事業 |
| 公益財団法人かながわトラストみどり財团 | 2事業 | 0事業 |
| 一般社団法人神奈川県畜産会 | 3事業 | 4事業 |
| 社会福祉法人神奈川県総合ハビリテーション事業団 | 3事業 | 3事業 |
| 公益財団法人かながわ健康財团 | 6事業 | 2事業 |

(2) 複数の補助事業・県受託事業を遂行している財政的援助団体等において、効率的かつ充実した事業を遂行するためには、特定の補助事業・受託事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けるべきであり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

他方で、補助事業・受託事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、職員に複数事業を兼務させるなど、より柔軟に人員を配置した人件費を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが必要となる。

2 駿査の結果

(1) 問題の所在

ア 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という）

県社協の補助事業数は9件であるところ、県社協の各職員は、補助事業ごとに割り当てられており、原則として割り当てられた特定の補助事業のみに従事することとされている。

また、県社協の各職員の入件費は、基本的に、当該職員が割り当てられた特定の補助事業に係る補助金から支出されている（但し、補助事業間で補助金の繰り出し・繰り入れがある。）。

包括外部監査人がヒアリングした限り、県社協では、9件の補助事業を遂行している中で、9件の複数事業に対する縦割り型の職員の配置と活用が念頭におかれているようであった。

本報告書第3編第3章述べたとおり、県社協では、合計19件の補助事業・県受託事業を遂行している中で、事業ごとで職員一人あたりの平均年間残業時間に大きな偏りが生じており、19件の複数事業に対する縦割り型の職員の配置と活用が念頭に置かれていることが、その大きな偏りの一つの要因となっているのではないかと推測される。

イ 公益財團法人神奈川産業振興センター（以下「KIP」という）

KIPの補助事業数は8件であり、内訳に人件費を含む補助事業は3件である。包括外部監査人がヒアリングした限り、この3件の補助事業のうち、1件については県社協と同様に特定の職員が当該補助事業のみに従事するよう固定化されていたが、残りの2件については、ある補助事業に従事しつつ、他の補助事業等にも従事する、という縦割り型ではない柔軟な職員配置とその活用をしているようであった。

その上で、KIPから提出される職員人件費をもとに、県所管課にて、各職員の主たる業務に応じて、補助事業ごと（あるいは同一補助事業内の事業分類ごと）に割り振った上で、補助事業ごと（あるいは同一補助事業内の事業分類ごと）の入件費の金額を確認しているとのことであった。

以上のような柔軟な職員配置が活用されているためか、KIPにおいては、職員一人あたりの平均年間残業時間に目立った偏りは見受けられなかつた。

【意見No.総7】

(2) 意見（複数の補助事業における柔軟な人員配置、人件費の適正な把握）

複数の補助事業を遂行する財政的援助団体等において、効率的かつ充実した事業を遂行するためには、特定の補助事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けねばならない。しかし、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

ただし、補助事業ごとの適正な補助金額や委託料を算出するためにには、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、職員に複数事業を兼務させるなど、より柔軟に人員を配置した人件費を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが必要である。

ア 県が交付する補助金が補助金交付対象となる事務又は事業に用いられないなければならないことは言うまでもない。

とはいえ、複数の補助事業を遂行する財政的援助団体等において、効率的かつ充実した事業を遂行していくためには、特定の補助事業に従事する職員にのみ業務量が集中することは可能な限り避けねばなり、事業ごとに職員を縛らず、複数事業を兼務させるなど、より柔軟な人員の配置とその活用方法を検討することが望まれる。

そして、県は、このような人員のより柔軟かつ効率的な配置とその活用を念頭にして、複数の補助事業を遂行する財政的援助団体におけるそれぞれの補助金のより最小限な交付額を再検討することが望まれる。

イ もともと、その場合においても、複数の事業に従事する職員の入件費を複数の事業に適切に割り付けるなどして、事業ごとに要した人件費を算出しなければ、翌年度以降の補助金額の算定を行なうことができ

補助事業ごとの適正な補助金額を算出するために、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握と、その補助金額や委託料への反映が必要不可欠であるから、より柔軟に人員を配置しました人員を活用するにあたっては、事業ごとの人件費の詳細な把握方法と、人件費の割り振りの方法を検討することが必要である。

県は、人員のより柔軟かつ効率的な配置とその活用のために職員が複数事業を兼務している場合には、事業ごとに現実に要する人件費の詳細な把握に努めることが必要である。

第4編 包括外部監査結果の総括

第1 指摘事項・意見の区別

指摘事項としたものと意見としたものの区別であるが、まず、法令や通達に照らして違法な財務の執行を行っていると考えられるものについては指摘事項とした。また、違法とまでは言えないものの、著しく不當であると考えられるものについても指摘事項とした。他方で、違法若しくは著しく不當とまでは考えないが、是正措置が望まれると考えられるものについては意見とした。

第2 指摘事項・意見の一覧表

包括外部監査人が監査を行った結果、指摘事項としたものは15項目で、意見としたものは68項目である。指摘事項・意見の数とポイントをこの報告書の項目に分けて記載すると、以下のとおりとなる。

1 指摘事項の一覧表

| 編-章 | テーマ | No. | 指摘事項のポイント |
|-----|-----------------|-----|---|
| 3-2 | 株式会社 湘南国際村協会 | 湘1 | 湘南国際村センター運営スキームの見直し |
| | | 湘2 | 同センター管理組合の事務局費の不明確性 |
| | | 湘3 | 同センター管理組合の湘南国際村センター県 専有部分に関する事務局人件費の不明確性 |
| | | 湘4 | 同センター管理組合の湘南国際村センター共 有・公用部分に関する事務局費の負担配分の見 直し |
| | | 湘5 | 複数年に亘る大規模修繕工事の予算計上方法 の不適切性 |
| | | 湘6 | 「県公共施設の見える化」における同センター 維持修繕コストの不適切な記載 |
| | | 湘7 | 同センター管理組合の消費税等の申告漏れ |
| | | 湘8 | 同センター管理組合の法人税等の申告漏れ |
| | | 湘9 | 同センター管理組合の不適切な監査体制 |

| 編-章 | テーマ | No. | 指摘事項のポイント | 意見のポイント |
|-----|---------------------------|----------|--|--|
| | | 湘10 | 普通財産である同センター共有部分の無償貸付けの不適切性 | 社5 生活福祉資金貸付金の貸付事務に関する県社協の市町村社協に対する指導・監督の徹底 |
| 3-3 | 社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会 | 社1 社2 | 生活福祉資金の貸付原資としての国庫補助金等 特別積立金明細書の不備 | 社6 硬直化した職員の配置と柔軟な活用 |
| 3-4 | 神奈川県 道路公社 | 道1 | 生活福祉資金貸付金の適正な評価方法と徴収 不能引当金の計上不足 反した不適切な運用 | 社7 積立資産の有価証券の資金運用規程の不備 社8 指名競争入札の一本化の検討 社9 単独随意契約の理由の検証と業者選定の競争性等の確保 |
| 3-5 | 公益財団法人 神奈川産業振興 センター | 産1 産2 | 月次試算表および月次報告書の会計規程に達 中国国内旅行における日当支給の根拠の整備 国際ビジネス、支援事業費補助金の執行状況の 適切な確認 | 社10 かながわ県民センターの分担金の適正な算出方法の検討 社11 ファイル基準表の不備 社12 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）に関する県社協の市町村社協に対する指導・監督の徹底 |
| | | | | 社13 委託事業の統合等の一体的な運営の検討 社14 生活困窮者自立相談支援事業の周知促進 社15 生活困窮者自立相談支援事業についての県による適切な監督 社16 介護支援専門員証交付業務委託の委託料の再検証 社17 印刷会社選定の際の透明性、公平性及び競争性の確保 社18 自主財源の増収のための更なる施策の検討 道1 建設事業費に対する償還準備金等の不足見込額への対応の検討 道2 競争入札の人札参加者の増加による業者選定の競争性の確保 道3 休憩施設の有効利用及び競争入札等の実施の検討 道4 単独随意契約の理由の再検討と業者選定の競争性の確保 道5 諸負契約の登記内容の検討 道6 見積公募参加者が1者の場合の競争入札方法の検討 道7 競争入札に係る事前調査の徹底 |

2 意見の一覧表

| 編-章 | テーマ | No. | 意見のポイント |
|-----|---------------------------|--|---|
| 3-2 | 株式会社 湘南国際村協会 | 湘1 湘2 湘3 湘4 湘5 湘6 湘7 湘8 湘9 湘10 湘11 | 湘南国際センター全体に関する情報開示の不十分 同センター大規模修繕工事プロポーザルにおける競争性の確保 同センター管理組合事務局費の会計表示の不适当性 同センター管理組合の役員選任決議の不備① 同センター管理組合の役員選任決議の不備② ハルコニー隔板修繕費の負担方法の見直し アンテナ設置賃料収入の帰属先の見直し セグメントごとの損益計算の実施 事務室使用状況の見直し 個人情報の適切な管理の徹底 備品の管理方法の改善 |
| 3-3 | 社会福祉法人 神奈川県社会 福祉協議会 | 社1 社2 社3 社4 | 生活福祉資金貸付制度の周知促進 国庫補助金等特別積立金明細書の適切な作成方法 生活福祉資金貸付金の督促方法の更なる検討 生活福祉資金貸付金の管理システムの脆弱性 |

| 編-章 | テーマ | No. | 意見のポイント | 編-章 | テーマ | No. | 意見のポイント |
|----------------------------|-------------------------------|-----|---------|---------------------------------|-----|-----|---------|
| | 道8 駐車場機器選定の妥当性・相当性の再検討 | | | | | | 産管理の促進 |
| 道9 利益率の低い駐車場の業績改善及び運営方法の検討 | | | | 総4 ファイル基準表の作成とその不備等の改善 | | | |
| 道10 有料道路の不正通行に対する措置の検討 | | | | 総5 財政的援助団体等における委託契約等に関する問題点の開示 | | | |
| 道11 特定の職員への時間外労働の偏りの改善 | | | | 総6 財政的援助団体等における過剰な時間外労働の改善 | | | |
| 道12 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり | | | | 総7 複数の補助事業における柔軟な人員配置、人件費の適正な把握 | | | |
| 道13 評議員会への出席の確保 | | | | | | | |
| 道14 管理規程・管理台帳によるリース資産管理の検討 | | | | | | | |
| | 道15 企業会計基準によるリース資産・負債の管理 | | | | | | |
| | 道16 本社の各事務所に対する内部監査の徹底 | | | | | | |
| | 道17 ファイル基準表の適切な更新 | | | | | | |
| | 道18 固定資産の帳簿と現物の照合 | | | | | | |
| | 道19 備品一覧表の作成及び備品の現物照合 | | | | | | |
| | 道20 P C Bの早期処分の実施 | | | | | | |
| | 道21 P C B処分費用の引当金としての計上 | | | | | | |
| | 3-5 公益財團法人 神奈川産業振興センター | | | | | | |
| | 産1 設備貸与事業における販売代理店の情報提供 | | | | | | |
| | 産2 設備貸与実施後の決算書の確定な徵求 | | | | | | |
| | 産3 貸付債権管理の実効性の確保 | | | | | | |
| | 産4 神奈川経済貿易事務所の支出状況の適時・適切な把握 | | | | | | |
| | 産5 備品の管理の徹底 | | | | | | |
| | 産6 委託業者保有データベースの適切な活用 | | | | | | |
| | 産7 プロポーザル方式における参加者の確保 | | | | | | |
| | 産8 財務規程細則の正確な適用 | | | | | | |
| | 産9 最新のファイル基準表の備置 | | | | | | |
| | 産10 発注開拓専門員の旅費の適切な精算 | | | | | | |
| | 産11 県委託事業におけるセンタービル貸室賃料の減額の検討 | | | | | | |
| | 3-6 財政的援助団体等全般について | | | 総1 県単独補助金の交付額等の経年的なデータ収集と公表 | | | |
| | | | | 総2 県100%出資団体における適正な資産管理の促進 | | | |
| | | | | 総3 その他の財政的援助団体等における適正な資 | | | |